

經濟經營研究

年 報

第 24 号 (I)



神 戸 大 学

經濟經營研究所

1974

經濟經營研究

24 (I)



神戸大学経済経営研究所

目 次

アルゼンチンとブラジルの国際収支構造 の比較研究 (1960—1972)……………	川 田 富 久 雄	1
客船の船内作業の特徴と船客サービスの実情 ……………	佐 々 木 誠 治	47
米国多国籍企業と米国経済…………… —— R. B. Stobaugh 教授とそのグループの分析——	井 上 忠 勝	71
国際資金とユーロ・ダラー……………	藤 田 正 寛	97
純生産可能条件と剰余条件…………… ——新古典派的インタープリテーション——	片 野 彦 二	125
便宜置籍船と船員問題……………	山 本 泰 督	143
発展途上国の経済統合理論の新展開……	西 向 嘉 昭	173
国際経営と経営計画の新展開……………	吉 原 英 樹	189
複数国際通貨のシステムとその安定性…	井 川 一 宏	203

アルゼンチンとブラジルの 国際収支構造の比較研究

(1960—1972)

川 田 富 久 雄

第一章 序 説

筆者はさきにアルゼンチンとブラジルの輸出貿易構造の比較研究⁽¹⁾および輸入貿易構造の比較研究⁽²⁾を行なったが、本稿では両国の国際収支構造の比較研究を行なおうとするものである。比較研究は主として1960—71年の期間について行なったが、1972年の数字が得られたものについてはこれを利用した。

この期間における両国の GDP の実質成長率を比較すればブラジルの方がアルゼンチンよりは高い。しかして、両国の GDP 成長率は1960年代の前半(1961—65年)においてはアルゼンチン4.4%，ブラジル4.5%で殆ど同水準にあったけれども、ブラジルの高度成長が開始された1960年代後期以後にはブラジルの成長率が増加したので両国の GDP 成長率の差は著しくなった。すなわち、1966—70年にはアルゼンチンの4.1%に対してブラジルは7.5%となった。1968—71年の期間ではアルゼンチンの5.1%に対してブラジルは9.8%を示して両国の差は拡大している。

1961—65年の期間ではラテン・アメリカの平均 GDP 成長率は5.3%であっ

(1) 拙稿「アルゼンチンおよびブラジルの輸出貿易構造の比較研究」神戸大学経済経営研究年報 22Ⅱ 1972。

(2) 拙稿「アルゼンチンおよびブラジルの輸入貿易構造の比較研究」神戸大学経済経営研究年報 23Ⅱ 1973。

第I—1表 アルゼンチンおよびブラジルの GDP 成長率の比較 (%)

年	アルゼンチン	ブラジル	ラテン・アメリカ平均
1961—65	4.4	4.5	5.3
1966—70	4.1	7.5	5.8
1968—71	5.1	9.8	6.4
1966	0.2	5.1	4.5
1967	2.3	4.8	4.4
1968	4.7	8.4	6.5
1969	6.6	9.0	6.6
1970	4.8	9.4	6.8
1971	3.8	11.3	6.3

(資料) IDB, Economic and Social Progress in Latin America, Annual Report, 1970, 1971 および 1972.

て、両国の成長率はともにこの平均よりは低かった。しかし、その後はブラジルは常にラテン・アメリカの平均成長率よりは高い率を示したのに反して、アルゼンチンは常にラテン・アメリカの平均成長率よりは低い率を示した。(第I—1表参照)

いま両国の GDP の各部門別年平均成長率 (1967—71年) を比較すればブラジルは全部門においてアルゼンチンを上廻っているのみならず、ラテン・アメリカの平均をも上廻っている。一方、アルゼンチンは鉱業においてラテン・アメリカの平均成長率を上廻っているだけで、他の部門ではラテン・アメリカの平均成長率以下である。

ブラジルでこの期間の平均成長率が高かった部門は鉱業 (16.1%), 建設 (12.7%), 電気 (12.4%), 製造工業 (11.8%), 商業 (10.7%), 輸送 (10.6%) でいずれも10%を超過する成長率を示しているが、アルゼンチンにはこの期間に10%をこえる平均成長率を記録した部門はない。アルゼンチンの高成長部門は建設 (9.2%) と鉱業 (8.2%) であるがいずれも10%に達しない。とくに農業はこの期間の年平均成長率がマイナス 0.2% を示していることは注目される。(第I—2表参照)

第1—2表 GDP の部門別年平均成長率の比較(%) (1967-71)

部 門	アルゼンチン	ブラジル	ラテン・アメリカ
農 業	-0.2	6.8	3.8
鉱 業	8.2	16.1	2.4
製 造 業	7.3	11.8	8.0
電 気	7.5	12.4	9.7
建 設	9.2	12.7	7.5
商 業	5.4	10.7	7.2
輸 送	5.4	10.6	8.1
金融サービス	4.4	—	5.2
その他サービス	3.8	8.2	5.9
政 府	1.6	8.3	5.6
GDP	5.1	9.8	6.4

(資料) IDB, 前掲 Annual Report 1972, p. 393.

いま1961—71年の期間における両国の農業、製造業およびサービス業の年平均成長率を1961—67年と1968—71年とに区分して比較すれば、1961—67年においては農業においてはアルゼンチン（2.7%）の方がブラジル（2.5%）よりは成長率が高かった。しかし、ラテン・アメリカの平均成長率（3.1%）よりは低かった。製造業においてはブラジル（5.5%）の方がアルゼンチン（4.7%）よりは高かったが、両国ともにラテン・アメリカの平均成長率（6.4%）よりは低かった。サービス業においてもブラジル（5.5%）の方がアルゼンチン（4.7%）よりは高かった。しかもアルゼンチンの成長率（4.7%）はラテン・アメリカの平均（5.1%）を下廻るものであった。

しかしながらブラジルは1968年より奇跡ともいわれる高度成長期に入った。1968—71年の平均成長率は農業においてブラジルは6.8%、アルゼンチンはマイナス0.2%、ラテン・アメリカの平均は3.8%であってブラジルはラテン・アメリカの平均を大きく上廻ったが、アルゼンチンはマイナス成長を示した。製造業においてもブラジルは11.8%という高率を示したが、アルゼンチンは7.3%に過ぎず、この数字はラテン・アメリカの平均成長率8.0%を下廻るものであった。サービス業においてもブラジルは8.2%でラテン・アメリカの平均

成長率 5.9 %を上廻ったが、アルゼンチンは 3.8 %でラテン・アメリカの平均成長率以下であった。

1961—67年と1968—71年の両期間を比べるとラテン・アメリカの平均成長率は前者におけるよりも後者において各部門において上昇している。ブラジルもラテン・アメリカのこの傾向に合致して各部門でその成長率が増加し、その成長率は各部門でラテン・アメリカの平均を上廻っている。しかるにアルゼンチンでは農業およびサービス業においては1968—71年の期間の方が1961—67年の期間に比べて成長率が低下している。製造業だけは1968—71年の期間の方が1961—67年の期間よりは成長率が高かったが、ラテン・アメリカの平均には及ばなかった。（第 I—3 表参照）

第 I—3 表 農業、製造業およびサービス部門の成長率(%) (1961-71)

	アルゼンチン	ブラジル	ラテン・アメリカ
農 業			
1961—67	2.7	2.5	3.1
1968—71	-0.2	6.8	3.8
製造工業			
1961—67	4.7	5.5	6.4
1968—71	7.3	11.8	8.0
サービス			
1961—67	4.7	5.5	5.1
1968—71	3.8	8.2	5.9

（資料） IDB, 前掲 Annual Report, 1972, p. 395.

次に両国の GDP、投資および輸出の成長率を1961—67年および1968—70年の両期間に区分して比較すれば第 1—4 表の示す通りである。

すなわち、GDP 成長率についていえば1961—67年にはブラジルは 4.6 %でアルゼンチンの 3.6 %よりは僅かに高かったが、ラテン・アメリカの平均に比べれば低かった。しかし、1968—70年について見ればブラジルは 9.3 %でアルゼンチンの 5.8 %を大きく凌駕し、ラテン・アメリカ平均の 6.6 %をも上廻った。

投資の年平均成長率について見れば1961—67年においてブラジルは 1.8 %、

アルゼンチンは1.0％で、ブラジルの方がアルゼンチンよりは高かったとはいえ、両国ともにラテン・アメリカの平均成長率の4.1％をはるかに下廻るものであった。しかるに1968—70年の期間では両国ともにその成長率は著しく高くなり、ブラジルは12.7％、アルゼンチンは7.4％を示した。ラテン・アメリカの平均成長率もまた増加して8.1％に達したので、ブラジルは平均を上廻ったが、アルゼンチンは平均以下に止まった。

輸出についてみれば1961—67年の期間の年平均においてブラジルの成長率は5.8％、アルゼンチンは1.9％で、ブラジルの方がアルゼンチンよりは著しく高く、またラテン・アメリカの平均4.1％を上廻った。しかし、アルゼンチンはラテン・アメリカ平均よりも低く、1968—70年の期間も同様であった。

このように GDP の各部門や、投資、輸出などの各分野において大体においてブラジルはアルゼンチンよりもその成長率が大きく、またラテン・アメリカの平均よりもその成長率が大きかった。とくにブラジルが高度成長の段階に入った1968年以後はこの傾向が目立って現れている。

アルゼンチンはこれに反して低成長国であり、その成長率は各分野においてラテン・アメリカ全体の平均よりも低い。（第Ⅰ—4表参照）

第Ⅰ—4表 GDP、投資および輸出の成長率の比較（％）

国 名	GDP		投 資		輸 出	
	1961—67	1968—70	1961—67	1968—70	1961—67	1968—70
アルゼンチン	3.6	5.8	1.0	7.4	1.9	3.3
ブラジル	4.6	9.3	1.8	12.7	5.8	14.6
ラテン・アメリカ	5.1	6.6	4.1	8.1	4.1	6.7

（資料） IDB, 前掲 Annual Report, 1971, p. 7

前述した如く、成長率を比較するとブラジルの方が全体的にアルゼンチンよりは高いが、消費者物価指数の年間上昇率を比較してみると第Ⅰ—5表に示すとおりである。

すなわち、1961—65年ではブラジルでは61.9％であったがアルゼンチンでは

23.2%であり、1966—70年ではブラジルの28.2%に対してアルゼンチンは19.4%であって、これら両期間の平均においてはブラジルの消費者物価の上昇率はアルゼンチンを上廻っていた。しかし、1971年以後はこの傾向は逆転し、ブラジルのインフレーションが鎮静化して行くのに反して、アルゼンチンではイン

第Ⅰ—5表 消費者物価指数の年間上昇率(%)

年	アルゼンチン	ブラジル
1961—65	23.2	61.9
1966—70	19.4	28.2
1970	13.4	22.1
1971	34.7	20.1
1972	58.6	16.5

（資料） IDB, 前掲 Annual Report, 1972, p. 9.

フレーションが激化して行く傾向を示した。すなわち、1971年においてはブラジルの消費者物価上昇率は20.1%であったのに対してアルゼンチンでは34.7%、また1972年にはブラジルの消費者物価指数

は16.5%に下降したのに対して、アルゼンチンでは58.6%へと上昇していることは両国の著しい対照を示すものである。ブラジルでは高成長を続けながら消費者物価は下降傾向を示しているのに対して、アルゼンチンでは低成長であるにもかかわらず、消費者物価が上昇しているのである。（第Ⅰ—1表および第Ⅰ—5表参照）

対外債務の利払いや償還は国際収支の上において重い負担となるが、いま両国の対外公的債務の利払いおよび償還（public debt service）が財およびサービスの輸出額に占める割合を比較して見ると第Ⅰ—6表に示すとおりである。

すなわち、この比率は1960年代の前半（1960—64年）の期間ではアルゼンチンは20.8%、ブラジルは31.5%であってブラジルの方が大きかった。ラテン・アメリカの平均は13.2%であったから両国ともにラテン・アメリカ平均比率よりは大きかった。1960年代の後半（1965—69年）の期間ではアルゼンチンの比率は24.6%と前半よりは上昇したが、ブラジルは26.9%と前半よりは下降したので両国の比率は接近した。しかし両国ともにラテン・アメリカの平均よりは高かった。1970年になるとアルゼンチンの比率は20.7%となったが、ブラジル

の比率は19.5%となつて、アルゼンチンよりも低くなった。1971年にはアルゼンチンの比率は20.9%と前年より微増しているのに対して、ブラジルは14.0%と前年に比べて激減し、ラテン・アメリカの平均率の13.6%に近づいた。このようなブラジルの比率の低下は1970年代におけるブラジルの輸出の著増によるものであると考えられる。

第I—6表 対外公的債務の利払および償還が財およびサービスの輸出額に占める割合（%）

国 名	1960—64	1965—69	1970	1971
アルゼンチン	20.8	24.6	20.7	20.9
ブラジル	31.5	26.9	19.5	14.0
ラテン・アメリカ	13.2	14.3	13.9	13.6

（資料） IDB, 前掲 Annual Report, 1972, p. 57.

両国の農業、製造業およびサービス業の付加価値生産額を比較して見れば、1960年においてはブラジルは農業およびサービス業においてはアルゼンチンよりは付加価値が大きかったが、製造業では小さかった。しかし、1971年には各部門でブラジルがアルゼンチンを凌駕している。1960—71年の期間にアルゼンチンは農業19%、製造業83%、サービス業60%の伸びを示したのに対してブラ

第I—7表 アルゼンチンおよびブラジルの農業、製造工業およびサービス部門の付加価値の比較（1970年のドル）（1億ドル）

年	アルゼンチン			ブラジル			ラテン・アメリカ		
	農業	製造業	サービス	農業	製造業	サービス	農業	製造業	サービス
1960	27.0 (100)	50.5 (100)	12.8 (100)	47.6 (100)	47.0 (100)	26.9 (100)	161.7 (100)	189.1 (100)	78.4 (100)
1968	31.1 (115)	74.5 (148)	18.5 (144)	58.1 (122)	78.0 (166)	40.4 (150)	203.6 (126)	317.3 (168)	115.8 (148)
1969	32.4 (120)	82.8 (164)	19.0 (148)	61.7 (130)	86.7 (185)	44.1 (164)	211.0 (131)	344.2 (182)	122.0 (156)
1970	32.9 (122)	86.9 (172)	19.8 (154)	66.0 (139)	95.7 (204)	47.8 (178)	221.3 (137)	370.1 (196)	130.0 (166)
1971	32.2 (119)	92.2 (183)	20.5 (160)	73.5 (154)	106.5 (227)	53.6 (199)	232.1 (144)	396.7 (210)	140.1 (179)

（資料） IDB, 前掲 Annual Report, pp. 394-395.

ジルは農業54%，製造業127%，サービス業99%の増加を示し、ラテン・アメリカの平均成長率を各部門で上廻ったが、アルゼンチンは各部門で下廻った。

1971年における付加価値の絶対額は農業ではアルゼンチンの32億ドルに対してブラジルは74億ドル、製造業ではアルゼンチンの92億ドルに対してブラジルは107億ドル、サービス業ではアルゼンチンの21億ドルに対してブラジルは54億ドルを示しており、ブラジルはアルゼンチンに対して農業において2.3倍、製造業において1.2倍、サービス業において2.6倍となっている。1960年においては農業において1.8倍、製造業において0.9倍、サービス業において2.1倍であったから各部門で倍率が増加していることがわかる。（第Ⅰ—7表）

ラテン・アメリカ全体の農業、製造業およびサービス業の付加価値生産額に占めるアルゼンチンおよびブラジルの比率を比較すれば、1960年においてアルゼンチンは農業において17%，製造業において27%，サービス業において16%であったが、1971年には農業において14%，製造業において23%，サービス業において15%といずれの部門でも比重は低下している。これに反してブラジルは1960年には農業において29%，製造業において25%，サービス業において34%であったが、1971年には農業において32%，製造業において27%，サービス業において38%と各部門で比重が増加していることが注目される。（第Ⅰ—8表照）

第Ⅰ—8表 ラテン・アメリカの農業、製造業およびサービス部門の付加価値に占めるアルゼンチンおよびブラジルの比率（%）

年	農 業		製 造 業		サ ー ビ ス	
	アルゼンチン	ブラジル	アルゼンチン	ブラジル	アルゼンチン	ブラジル
1960	16.7	29.4	26.7	24.8	16.4	34.3
1968	15.3	28.6	23.5	24.6	16.0	34.9
1969	15.3	29.2	24.0	25.0	15.6	36.1
1970	14.9	29.8	23.5	25.8	15.2	36.8
1971	13.9	31.6	23.2	26.8	14.7	38.3

（資料） 前表に同じ。

第二章 経常収支の比較

第1節 経常収支の概観

1. 経常収入の比較

両国の国際収支構造の比較に当っては便宜上、1960年より71年に至る12年間を4年ずつ3つの期間に分けて比較してみることができる。この時期の区分はいささか任意的であるが、ブラジル経済の発展を中心として行なったものであって、その第一期はブラジルの軍事政権の成立以前の4年間（1960—63）、第2期は軍事政権の成立後最初の4年間すなわち、強力な経済安定政策の実施期間（1964—67）、第3期は高度成長期の4年間（1968—71）となる。以下で引用されるこれらの期間に関する数字は、特別の記載がない限り、これら4年間の期間の年平均額または率を表示するものであることに注意されたい。

各期間のそれぞれの年平均経常収入を比較してみるとブラジルの経常収入はアルゼンチンのそれを上廻っているが、とくにブラジルが高度成長期を迎えた1968—71年においてはその差が開いている。すなわち、第一期ではブラジルの14億8,000万ドルに対してアルゼンチンは13億4,000万ドル、第二期ではブラジルの18億4,000万ドルに対してアルゼンチンは17億ドルでブラジルの方が多いけれども両者には大差はなかったが、第三期に入るとブラジルの28億7,000万ドルに対してアルゼンチンは20億5,000万ドルでその差が大きくなっている。

つぎに経常収入の構成をみると両国ともに経常収入総額のうちで商品輸出の占める割合が大きいけれども、ブラジルの方が、その金額が多く、比率も第二期を除いて高い。これに対して、貿易外収入について見るとアルゼンチンの方が金額も比率も高い。しかし、移転収入の場合はブラジルの方がアルゼンチンよりも金額も比率も遙かに高い。（第Ⅱ—1—1表参照）

第Ⅱ—1—1表 アルゼンチンおよびブラジルの経常収入の比較 (100万ドル)

年	アルゼンチンの経常収入				ブラジルの経常収入			
	輸出 ⁽¹⁾	貿易外 収入	移転収入	合 計	輸出 ⁽¹⁾	貿易外 収入	移転収入	合 計
1960	1,079	191	2	1,272	1,270	166	32	1,468
1961	964	231	6	1,201	1,405	110	32	1,547
1962	1,216	163	14	1,393	1,215	79	52	1,346
1963	1,365	137	9	1,511	1,406	96	60	1,562
1960—63 平 均	1,156 (86.0)	181 (13.5)	8 (0.6)	1,344 (100.0)	1,324 (89.4)	113 (7.6)	44 (3.0)	1,481 (100.0)
1964	1,410	154	11	1,575	1,430	118	60	1,608
1965	1,493	169	4	1,666	1,596	161	85	1,842
1966	1,593	202	3	1,798	1,741	141	93	1,975
1967	1,464	308	2	1,774	1,654	185	107	1,946
1964—67 平 均	1,490 (87.5)	208 (12.2)	5 (0.2)	1,703 (100.0)	1,605 (87.0)	151 (8.2)	86 (4.7)	1,843 (100.0)
1968	1,368	368	2	1,736	1,881	205	75	2,161
1969	1,612	412	3	2,027	2,311	290	83	2,684
1970	1,773	454	—	2,227	2,739	378	87	3,204
1971	1,740	475	—	2,215	2,882	442	94	3,418
1968—71 平 均	1,623 (79.1)	427 (20.8)	1 (0.0)	2,051 (100.0)	2,453 (85.6)	329 (11.5)	85 (2.9)	2,867 (100.0)

(資料) IMF, Balance of Payments Yearbook. 注(1) f. o. b.

2. 経常支出の比較

両国の経常支出を比較すると合計においては各期においてブラジルがアルゼンチンより大きい、第三期においてはとくに大きい。

経常支出においては商品輸入が両国ともに大きな比率を占めているが、金額については第一期、第二期においてはブラジルとアルゼンチンは殆ど差がなく、ブラジルが僅かばかり大きかったが、第三期にはブラジルが大きく増加して、アルゼンチンと大きな開差をつけた。しかし、経常支出総額に占める商品輸入の割合はアルゼンチンの方がブラジルよりも大きく、貿易外支出と移転支出については金額も比率もブラジルの方がアルゼンチンより、大きかった。

商品輸入が経常支出に占める割合はアルゼンチンでは第一期の81%から第二期の73%、第三期の70%へと下落した。ブラジルでは第一期の70%から第二期には65%に低下したが、第三期には68%へと幾分上昇した。

貿易外支払が経常支出に占める割合は輸入の場合とは反対にアルゼンチンでは第一期の18%から第二期には27%、第三期には30%へと上昇している。ブラジルでは第一期の29%から第二期には34%へと上昇したが、第三期には31%へと僅かに下降した。第三期においては貿易外支払が経常支出に占める割合は両国いずれも殆ど30%であった。

移転支出が経常支出に占める割合はアルゼンチンでは1%以下であるが、ブ

第Ⅱ—1—2表 アルゼンチンおよびブラジルの経常支出の比較 (100万ドル)

年	アルゼンチンの経常支出				ブラジルの経常支出			
	輸 入 ⁽¹⁾	貿易外 支 出	移転支出	合 計	輸 入 ⁽²⁾	貿易外 支 出	移転支出	合 計
1960	1,249	218	8	1,476	1,293	698	28	2,019
1961	1,460	308	18	1,786	1,292	524	17	1,833
1962	1,357	293	17	1,666	1,304	489	18	1,811
1963	981	289	7	1,277	1,294	422	17	1,733
1960—63 平 均	1,262 (81.4)	277 (17.9)	13 (0.8)	1,551 (100.0)	1,296 (70.1)	533 (28.8)	20 (1.1)	1,849 (100.0)
1964	1,077	451	11	1,539	1,086	436	5	1,529
1965	1,199	239	6	1,444	941	608	10	1,559
1966	1,124	411	10	1,545	1,303	689	14	2,006
1967	1,096	541	5	1,642	1,441	751	30	2,222
1964—67 平 均	1,124 (72.8)	411 (26.6)	8 (0.5)	1,543 (100.0)	1,193 (65.2)	621 (34.0)	15 (0.8)	1,829 (100.0)
1968	1,169	612	6	1,787	1,855	779	53	2,687
1969	1,576	670	7	2,253	1,993	975	52	3,020
1970	1,694	689	—	2,383	2,507	1,192	66	3,765
1971	1,869	733	—	2,602	3,246	1,401	81	4,728
1968—71 平 均	1,577 (69.9)	676 (30.0)	3 (0.1)	2,256 (100.0)	2,400 (67.6)	1,087 (30.6)	63 (1.8)	3,550 (100.0)

(資料) 前表に同じ。 注 (1)は主として c. and f., (2)は f.o.b.

ラジルでは第一期に1%，第二期に0.8%，第三期に1.8%となっていていずれも1～2%前後である。また、金額では第一期2,000万ドル，第二期1,500万ドル，第三期6,300万ドルと増加傾向を示している。（第Ⅱ—1—2表参照）

3. 経常収支尻の比較

両国の経常収支尻を比較すれば、両国ともに第一期は赤字，第二期は黒字，第三期は赤字となっている。

アルゼンチンの貿易収支は第一期は1億ドルの赤字であったが，第二期には3億7,000万ドルの黒字に転じ，第三期にも4,600万ドルの黒字を示している。

ブラジルの貿易収支は第一期には2,800万ドルの黒字であったが，第二期には一躍4億ドルをこえる黒字となった。しかし，第三期には5,300万ドルの黒字へと減少した。

なお1972年の数字をIMFの国際金融統計（International Financial Statistics）によって算出すると，アルゼンチンの貿易収支は4,000万ドルの黒字，貿易外収支は2億6,500万ドルの赤字，移転収支は400万ドルの赤字となっていて，1968—71年の平均と殆ど変らない。しかし，ブラジルは貿易収支は2億3,800万ドルの赤字，貿易外収支は12億3,000万ドルの赤字，移転収支は700万ドルの黒字となっている。1968—71年の平均と比べると貿易収支は黒字から大きく赤字へ転換して，貿易外収支の赤字はさらに大きく増大し，移転収支の黒字は減少している。1971年と比べると1970年までの貿易収支の黒字が，この年に赤字に転換したのが72年にも依然として赤字（その幅は縮小したが）を記録しており，貿易外収支も60年代後半以来の赤字幅拡大傾向を1972年にも明らかに示している。移転収支の黒字は1969年以来減少しつつあったが，1972年にはさらに減少している。経常収支の赤字は1968—71年平均の2倍以上となり，1971年の赤字13億ドル余りと比べても1億6,000万ドルの赤字幅増大となっている。

1968—72年の平均を求めるとアルゼンチンでは1968—71年の平均と大差はな

いが、ブラジルでは貿易収支の黒字は僅少の赤字に転じ、貿易外収支の赤字は約1億ドル増加し、移転収支の黒字は減少し、経常収支の赤字は1億5,000万ドル以上も増加している。このことは1972年には1968—1971年の平均に比べてアルゼンチンでは大きな変化がなかったが、ブラジルでは著しく大きな変化があったことを意味している。すなわち、ブラジルの高度成長は1968年にはじまったが、それは72年にも引続いて進行し、経常収支尻へ大きな影響を与えているものとみることができる。

第Ⅱ—1—3表 アルゼンチンとブラジルの経常収支尻の比較（100万ドル）

年	アルゼンチンの経常収支尻				ブラジルの経常収支尻			
	貿易収支	貿易外収支	移転収支	合 計	貿易収支	貿易外収支	移転収支	合 計
1960	-170	- 28	- 6	- 205	- 23	- 498	4	- 517
1961	-496	- 77	- 12	- 586	113	- 389	15	- 261
1962	-141	-129	- 3	- 273	- 89	- 402	39	- 452
1963	384	-152	2	234	112	- 326	43	- 171
1960—63 平 均	-106	- 97	- 5	- 208	28	- 403	25	- 350
1964	333	-297	0	36	344	- 318	55	81
1965	294	- 70	- 2	222	655	- 447	75	283
1966	469	-209	- 7	253	438	- 548	79	- 31
1967	368	-233	- 3	132	213	- 566	77	- 276
1964—67 平 均	366	-202	- 3	161	412	- 470	72	14
1968	199	-244	- 4	- 49	26	- 574	22	- 526
1969	36	-258	- 4	- 226	318	- 685	31	- 336
1970	71	-235	- 3	- 159	232	- 814	21	- 561
1971	-129	-258	- 3	- 390	- 364	- 959	13	-1, 310
1968—71 平 均	46	-249	- 4	- 206	53	- 758	22	- 683
1972*	40	-265	- 4	- 229	- 238	-1, 231	7	-1, 462
1968—72 平 均	45	-252	- 4	- 211	- 5	- 853	19	- 839

（資料） 前表に同じ、ただし、1972はIMF、IFSによる。 * 暫定数字

第二節 貿易収支⁽³⁾

1. 輸出入地域構成の比較

a. 輸出地域構成の比較

両国の輸出地域構成を開発地域、低開発地域および共産圏に分け、さらに開発地域を工業国とそれ以外の開発地域諸国、低開発地域をラテン・アメリカとそれ以外の諸国に分けて比較して見よう。

開発地域の工業国にはアメリカ、イギリス、西ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、オーストリア、スイス、カナダおよび日本が含まれており、その他開発諸国にはフィンランド、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、マルタ、ポルトガル、スペイン、トルコ、ユーゴスラビヤなど欧州諸国の他に豪州、ニュージーランドおよび南アフリカ共和国が含まれている。

低開発地域には上記諸国以外のアジア、アフリカ、ラテン・アメリカ、中東の諸国を含んでいる。

アルゼンチンの開発地域に対する輸出の割合は第一期に79%であったが、第二期および第三期では70%に下落している。一方、ブラジルの開発地域に対する輸出の割合は第一期に85%であったのが、第二期には80%、第三期には78%と下降している。しかし、輸出金額も比率も全期間においてブラジルの方がアルゼンチンよりは高い。

工業国に対するアルゼンチンの輸出の比率は第一期の75%から、第二期の63%へと下降したが、第三期には68%へと反転している。しかし、工業国以外の開発国への輸出は第一期の4%から、第二期の7%、第三期の9%へと漸次上昇している。一方、ブラジルの工業国への輸出の比率は第一期の80%から、第二期の75%、第三期の72%へと漸落しているが、工業国以外の開発諸国への輸

(3) 両国の輸出入構造の詳細については前掲拙稿を参照されたい。

出の比重は第一期の4%より、第二期の5%、第三期の7%へとアルゼンチンと同様に上昇傾向を示している。工業国以外の開発国への輸出の比率が両国ともに増加傾向にある点は共通した特色であろう。

低開発地域に対するアルゼンチンの輸出の比率は第一期には16%であったが、第二期には19%、第三期には25%へと増加している。一方ブラジルでは第一期には10%であったが、第二期には14%、第三期には16%へと増加し、アルゼンチンと同じ傾向を示している。しかし、比率も金額もアルゼンチンの方が大きい。(ただし、第三期には両国の対低開発国輸出金額は殆ど等しかった。)

ラテン・アメリカ諸国に対する輸出の比重はアルゼンチンは第一期の14%から第二期には17%、第三期には23%と増加している。一方、ブラジルも第一期の7%から第二期には10.8%へと増加したが、第三期には11.4%であって微増したに過ぎなかった。ラテン・アメリカに対する輸出は金額も比率もアルゼン

第Ⅱ—2—1表 アルゼンチンおよびブラジルの輸出地域構成の比較

(100万ドル) (f. o. b.)

地 域	アルゼンチンの輸出地域構成			ブラジルの輸出地域構成		
	1960—63	1964—67	1968—71	1960—63	1964—67	1968—71
合 計	1,156 (100.0)	1,490 (100.0)	1,623 (100.0)	1,324 (100.0)	1,606 (100.0)	2,459 (100.0)
開 発 地 域	912 (78.9)	1,045 (70.1)	1,145 (70.1)	1,112 (84.0)	1,283 (79.9)	1,924 (78.3)
{ 工 業 国	862 (74.5)	940 (63.1)	1,009 (67.7)	1,057 (79.9)	1,196 (74.5)	1,762 (71.6)
{ そ の 他	50 (4.3)	105 (7.1)	137 (9.2)	55 (4.1)	86 (5.4)	162 (6.6)
低 開 発 地 域	181 (15.7)	283 (19.0)	410 (25.2)	132 (10.0)	227 (14.2)	409 (16.6)
{ ラテン・アメリカ	160 (13.8)	257 (17.2)	380 (23.4)	86 (6.5)	173 (10.8)	281 (11.4)
{ そ の 他	21 (1.8)	26 (1.7)	29 (1.8)	46 (3.5)	54 (3.3)	118 (4.8)
共 産 圏	63 (5.5)	163 (10.9)	68 (4.2)	79 (6.0)	96 (6.0)	126 (5.1)

(資料) IMF & IBRD, Direction of Trade.

チンの方が全期にわたってブラジルよりも大きかった。

その他の低開発地域に対する輸出の割合はアルゼンチンは全期間に2%程度であったが、ブラジルは第一期4%、第二期3%、第三期5%で、アルゼンチンよりもその割合が高く、また金額も大であった。

共産圏に対する輸出の比率はアルゼンチンは第一期は6%、第二期は11%であったが、第三期には4%に反落した。一方、ブラジルの対共産圏輸出比率は第一期および第二期6%、第三期5%となっており、第二期を除いてブラジルの方がアルゼンチンよりも輸出比率も金額も高い。（第Ⅱ—2—1表参照）

b. 輸入地域構成の比較

アルゼンチンの開発地域よりの輸入割合は第一期には78%であったが、第二期には69%へ下落し、第三期には72%へと反転した。しかし、第一期の比重（78%）よりは第三期の比重（72%）の方が低かった。一方、ブラジルの開発地域よりの輸入割合は第一期の71%より、第二期には69%へ下降したが、第三期には75%へと反騰した。第一期の比重（71%）より第三期の比重（75%）の方が大きかった。この差がアルゼンチンと異なる点である。金額はブラジルの方がアルゼンチンより各期とも大であったが、比率では第三期だけがブラジルがアルゼンチンより大であった。

工業国よりの輸入はアルゼンチンチンは第一期に76%、第二期に65%、第三期に68%を示したが、ブラジルは第一期に67%、第二期に66%、第三期に72%を示した。両国ともに第二期の比率は第一期よりは低く、第三期には反騰しているが、ブラジルの方が大きく反転して、第一期の水準をこえたが、アルゼンチンは第一期の水準には達しなかった。金額は各期ともブラジルがアルゼンチンよりも大であった。

その他の開発国よりの輸入の比率はアルゼンチンの場合は第一期2%、第二期3.7%、第三期4.3%と僅かながら上昇傾向にあるのに対して、ブラジルの場合には第一期4%、第二期2.9%、第三期2.7%と下降傾向にある。金額は第二

期を除いてブラジルの方が大であった。

低開発地域よりの輸入の比率はアルゼンチンの場合は第一期19%，第二期29%，第三期27%となっており，ブラジルの場合は第一期24%，第二期26%，第三期22%となつて，両国ともに第二期の比率が高くなっている。しかし，アルゼンチンの場合は第三期の比率は第一期よりは高いが，ブラジルでは第三期の比率は第一期よりは僅かに低い。金額は各期ともブラジルの方が高い。

ラテン・アメリカ諸国よりの輸入の比率はアルゼンチンの場合は第一期13%，第二期22.3%，第三期22.5%となつて，第二，第三期は大体同一水準を維持しているが，ブラジルの場合は第一期15%，第二期18%，第三期11%であつて第二期には上昇したが，第三期には反落している。第一期を除いてラテン・アメリカ諸国よりの輸入比率はアルゼンチンの方がブラジルより高く，とくに第三期について見ればブラジルの対ラテン・アメリカ輸入依存率はアルゼンチンの

第Ⅱ—2—2表 アルゼンチンおよびブラジルの輸入地域構成の比較
(100万ドル) (c. i. f.)

地 域	アルゼンチンの輸入			ブラジルの輸入		
	1960—63	1964—67	1968—71	1960—63	1964—67	1968—71
合 計	1,261 (100.0)	1,125 (100.0)	1,575 (100.0)	1,472 (100.0)	1,383 (100.0)	2,737 (100.0)
開 発 地 域	989 (78.4)	771 (68.5)	1,135 (72.1)	1,041 (70.8)	947 (68.4)	2,056 (75.1)
{ 工 業 国	962 (76.3)	730 (64.8)	1,068 (67.8)	989 (67.2)	907 (65.6)	1,982 (72.4)
{ そ の 他	27 (2.1)	42 (3.7)	67 (4.3)	59 (4.03)	41 (2.9)	74 (2.7)
低 開 発 地 域	239 (18.9)	327 (29.0)	420 (26.7)	582 (4.3)	364 (26.3)	597 (21.8)
{ ラテン・アメリカ	171 (13.6)	251 (22.3)	354 (22.5)	219 (14.9)	250 (18.1)	310 (11.3)
{ そ の 他	68 (5.4)	76 (6.7)	67 (4.2)	139 (8.4)	113 (8.2)	288 (10.5)
共 産 圏	34 (2.7)	26 (2.3)	20 (1.3)	73 (4.9)	72 (5.2)	84 (3.1)

(資料) 前表に同じ。

その半分に過ぎない。金額では各期ともにブラジルの方がはるかに大きい。

共産圏よりの輸入比率について見れば、アルゼンチンは第一期2.7%，第二期2.3%，第三期1.3%と漸減傾向にあり，その比率も低い，ブラジルの場合は第一期4.9%，第二期5.2%，第三期3%であって，第三期に反落しているが，比率はアルゼンチンよりは高い。金額もブラジルの方がアルゼンチンよりは各期とも高い。（Ⅱ—2—2表参照）

c. 貿易収支の地域構成の比較

アルゼンチンの貿易収支合計は第一期には1億500万ドルの赤字であったが，第二期には3億6,500万ドルの黒字に転じ，第三期にも4,800万ドルの黒字を示した。一方，ブラジルのそれは第一期には1億4,800万ドルの赤字であったが，第二期には2億2,300万ドルの黒字となった。しかし，第三期には2億7,800万ドルの赤字となっている。両国はともに第一期は赤字，第二期は黒字であったが，第三期はアルゼンチンは黒字であったが，ブラジルは赤字であった。

開発地域に対する貿易収支はアルゼンチンは第一期は7,700万ドルの赤字，第二期は2億7,400万ドルの黒字，第三期は1,000万ドルの黒字となっている。一方，ブラジルは第一期は7,100万ドルの黒字，第二期は3億3,500万ドルの黒字であったが，第三期には1億3,200万ドルの赤字となっている。両国ともに第二期は黒字であったが，第一期はアルゼンチンが赤字であったのに対してブラジルが黒字を示し，第三期はアルゼンチンが黒字であったのに，ブラジルは赤字となっている。

工業国に対する貿易収支はアルゼンチンは第一期は1億ドル，第三期は6,000万ドルの赤字であったが，第二期は2億7,000万ドルの黒字であった。ブラジルは第一期は6,900万ドル第二期は2億9,000万ドルの黒字であったが，第三期は2億2,100万ドルの赤字となっている。アルゼンチンの第一期における赤字総額1億500万ドルのうち工業国に対する赤字は1億ドルであり，同国の

赤字の殆ど全部は工業国に対する赤字によるものである。同様にブラジルの第三期における赤字総額 2 億 7,800 万ドルのうち、2 億 2,100 万ドルは工業国に対する赤字であり、ブラジルの貿易赤字の主要な部分は工業国に対する赤字によるものといえる。

また第二期におけるアルゼンチンの貿易黒字総額 3 億 6,500 万ドルのうち 2 億 1,000 万ドルは工業国に対する貿易黒字によるものであり、ブラジルの第二期の貿易黒字は 2 億 2,300 万ドルであったが、工業国に対する貿易黒字は 2 億 9,000 万ドルにも達している。上記の場合には両国とも工業国に対する貿易収支尻が全体の貿易収支尻を左右した場合といえよう。

「その他の開発地域」に対する貿易収支尻はアルゼンチンは全期間について黒字であったが、ブラジルは第一期を除いて黒字であった。アルゼンチンでは「その他開発地域」に対する貿易黒字が、第三期の貿易黒字に大きく貢献していることが注目される。

低開発地域に対する貿易尻は両国ともに全期間にわたって赤字であった。アルゼンチンの場合に第一期 5,800 万ドル、第二期 4,400 万ドル、第三期 1,100 万ドルと比較的に少額であり、かつ減少傾向にあったが、ブラジルの場合は第一期に 2 億 2,600 万ドル、第二期に 1 億 3,600 万ドル、第三期に 1 億 8,900 万ドルと比較的に多額の赤字を示している。

ラテン・アメリカに対する貿易収支尻はアルゼンチンの場合は第一期 1,100 万ドルの赤字、第二期 600 万ドル、第三期 2,700 万ドルのいずれも黒字であった。一方、ブラジルの場合は第一期 1 億 3,300 万ドル、第二期 7,700 万ドル、第三期 2,900 万ドルのいずれも赤字であったが、赤字額は減少傾向にある。ラテン・アメリカ諸国に対する赤字はブラジルの場合、同国の第一期の貿易赤字総額 1 億 4,800 万ドルのうち、1 億 3,300 万ドルを占めており、第一期の同国の貿易赤字の最大の原因であった。第二、三期には同地域との貿易赤字は減少した。「その他低開発地域」に対する貿易収支尻は両国ともに各期にわたって赤字で

あった。すなわち、アルゼンチンの場合には第一期4,600万ドル、第二期5,000万ドル、第三期3,700万ドルのそれぞれ赤字であり、ブラジルの場合には第一期9,300万ドル、第二期5,900万ドル、第三期1億7,000万ドルの赤字であった。ブラジルの場合には第一期および第三期においては「その他低開発国」に対する赤字は同国の貿易赤字総額において相当大きな比重をもっている。

共産圏に対する貿易収支は両国ともに全期間にわたって黒字であり、「その他低開発国」に対する両国の赤字と著しい対照をなしている。共産圏に対する黒字はアルゼンチンの方がブラジルよりも全期間において大であり、とくに第二期において大であった。（第Ⅱ—2—3表参照）

第Ⅱ—2—3表 アルゼンチンおよびブラジルの貿易収支の地域構成の比較
(100万ドル) (輸出 f. o. b. 輸入 c. i. f.)

地 域	アルゼンチンの貿易収支			ブラジルの貿易収支		
	1960—63	1964—67	1968—71	1960—63	1964—67	1968—71
合 計	— 105	365	48	— 148	223	— 278
開 発 地 域	— 77	274	10	71	335	— 132
{ 工 業 国	— 100	210	— 60	69	290	— 221
{ そ の 他	24	64	70	— 4	46	89
低 開 発 地 域	— 58	— 44	— 11	— 226	— 136	— 189
{ ラテン・アメリカ	— 11	6	27	— 133	— 77	— 29
{ そ の 他	— 46	— 50	— 37	— 93	— 59	— 170
共 産 圏	29	137	48	7	24	43

(資料) 前表に同じ。

2. 輸出入商品構成の比較

輸出入商品を(1)飲食物 (SITC 0+1), (2)原料 (SITC 2+4), (3)燃料 (SITC 3), (4)工業製品 (SITC 5~8), および(5)その他 (特殊取扱品など) の各グループに区分し, さらに工業製品を(a)化学品 (SITC 5), (b)機械類 (SITC 7), および(c)その他工業製品 (SITC 6+8) に区分して, 両国の輸出入商品構成を比較してみよう。

(a) 輸出商品構成の比較

両国の輸出商品構成は飲食物や原料など一次産品の比率が高く、工業製品の比率が低いことは共通点である。

飲食物の輸出総額に占める比率はアルゼンチンの場合は第一期64%，第二期73%，第三期68%であり、ブラジルの場合は第一期70%，第二期65%，第三期61%であって、両国ともに60%を超えているが、アルゼンチンの方が幾分高い。（資料の関係で、第三期の数字は1968—70年の平均を用いた。）アルゼンチンの場合には比率は第二期に上昇したが、第三期に下降した。しかし、ブラジルの場合には比率は下降傾向にある。金額はアルゼンチンでは第二期には増加したが、第三期には停滞している。しかし、ブラジルは第一期より第三期まで連続して上昇している。「飲食物」に含まれる主要商品はアルゼンチンでは小麦、とうもろこし、肉類などであり、ブラジルではコーヒー、カカオ、砂糖、肉類などである。

原料が輸出総額に占める割合はアルゼンチンの場合には第一期31%，第二期20%，第三期18%と下降傾向にある。一方、ブラジルの場合には第一期25%，第二期27%，第三期26.7%となっており、第二期には増加したが、第三期には停滞した。金額的に見ればアルゼンチンでは低下傾向にあり、ブラジルでは上昇傾向にある。「原料」に含まれる主要商品はアルゼンチンでは原皮や羊毛などであり、ブラジルでは鉄鉱石や綿花である。

燃料が輸出総額に占める割合は両国ともに1%以下で極めて低い。

工業製品が輸出総額に占める割合は両国ともに増加傾向にある。すなわち、アルゼンチンでは第一期5%，第二期7%，第三期13%であり、ブラジルでは第一期3%，第二期8%，第三期11%となっている。

工業製品のうち、化学品が輸出総額に占める割合はアルゼンチンでは第一期2.7%，第二期2.8%，第三期3.4%であったが、ブラジルでは第一期1.2%，第二期1.4%第三期1.4%であって、アルゼンチンの方が各期とも高い。また金

額もアルゼンチンの方がブラジルよりも多い。「化学品」の内にはアルゼンチン特産のケブラチョ・エキスが含まれていることもその理由の一つである。

機械類が輸出総額に占める割合は両国ともに上昇傾向を示しているが、アルゼンチンでは第一期0.5%，第二期1.4%，第三期3.2%，ブラジルでは第一期0.7%，第二期1.9%，第三期2.9%を示している。金額では第一期と第三期を比べるとアルゼンチンでは10倍，ブラジルでは7倍強となっていて，機械類の輸出の比重は低いけれども輸出金額の増加速度は極めて高いことが知られる。

「その他工業製品」には原料別製品 (SITC 6) と雑製品 (SITC 8) を含んでいるが，原料別製品が雑製品よりは著しくその金額が大きい。「その他工業製品」が輸出総額に占める割合はアルゼンチンでは第一期1.4%，第二期2.6%，第三期6.8%，ブラジルでは第一期0.9%，第二期4.3%，第三期6.5%を示して

第Ⅱ-2-4表 アルゼンチンおよびブラジルの輸出商品構成の比較 (100万ドル)

商 品 群	アルゼンチンの輸出商品構成			ブラジルの輸出商品構成		
	1960—63	1964—67	1968—70	1960—63	1964—67	1968—70
合 計	1,156 (100.0)	1,490 (100.0)	1,584 (100.0)	1,337 (100.0)	1,605 (100.0)	2,310 (100.0)
1. 飲 食 物 (SITC 0+1)	743 (64.3)	1,087 (72.9)	1,084 (68.4)	932 (69.6)	1,041 (64.9)	1,417 (61.3)
2. 原 料 (SITC 2+4)	354 (30.6)	293 (19.7)	278 (17.6)	333 (24.9)	434 (27.0)	618 (26.7)
3. 燃 料 (SITC 3)	7 (0.6)	9 (0.6)	9 (0.5)	13 (1.0)	1 (0.0)	10 (0.4)
4. 工 業 製 品 (SITC 5~8)	52 (4.5)	101 (6.8)	213 (13.4)	38 (2.8)	122 (7.6)	249 (10.8)
(a) 化 学 品 (SITC 5)	31 (2.7)	42 (2.8)	54 (3.4)	16 (1.2)	22 (1.4)	33 (1.4)
(b) 機 械 類 (SITC 7)	5 (0.5)	21 (1.4)	51 (3.2)	9 (0.7)	31 (1.9)	66 (2.9)
(c) その他工業製 品 (SITC 6+8)	16 (1.4)	39 (2.6)	107 (6.8)	12 (0.9)	69 (4.3)	150 (6.5)
うち (SITC 6)	13 (1.1)	25 (1.7)	76 (4.8)	11 (0.9)	66 (4.1)	138 (6.0)
5. その他 (特殊取 扱品) (SITC 9)	1 (—)	0.4 (—)	— (—)	8 (0.6)	8 (0.5)	8 (0.8)

(資料) U. N., Yearbook of International Trade Statistics. (f. o. b.)

いる。そのうち原料別製品の比率はアルゼンチンでは第一期1.1%，第二期1.7%，第三期4.8%，ブラジルでは第一期0.9%，第二期4.1%，第三期6.0%となっている。原料別製品の主要品目はアルゼンチンでは皮革および鉄鋼などであり，ブラジルでは鉄鋼，皮革，木製品，繊維品などである。金額でみれば「その他工業製品」はアルゼンチンでは第一期の1,600万ドルから第三期の1億700万ドルへと6.6倍，ブラジルでは同じ期間に1,200万ドルから1億5,000万ドルへと12倍以上の増加を示している。

その他（特殊取扱品など）の輸出額はアルゼンチンでは極めて少なく100万ドル以下であったが，ブラジルでは各期間に800万ドルであった。（第Ⅱ—2—4表参照）

(b) 輸入商品構成の比較

両国の輸入商品構成を比較すれば，両国はいずれも飲食物や原料品の輸入比率が低く，工業製品の輸入比率が高い。しかし，飲食物の輸入比率や金額はアルゼンチンではブラジルに比べて低いが，原料の輸入比率や金額はアルゼンチンではブラジルに比べて高い。（アルゼンチンは小麦や肉類の主要生産国であるので食糧の輸入額は少ないが，ブラジルは小麦の輸入が多いので食糧の輸入額が大きい。またアルゼンチンの輸入原料の主要な品目は木材，ゴム，パルプ，繊維，鉄鉱石などであり，ブラジルの輸入原料の主要品目はゴム，パルプ，繊維などである。）

燃料の輸入は比率も金額もブラジルの方が高い。

工業製品の輸入比率はアルゼンチンでは70%を超えているが，ブラジルでは60%前後であって，アルゼンチンの方が高い。また輸入金額も第三期を除いてアルゼンチンの方が大きい。

化学品の輸入は両国ともに比率も金額も上昇傾向にあるが，ブラジルの方がアルゼンチンよりは比率も金額も高い。

機械類は工業製品のうちで最も重要な品目であり，アルゼンチンでは第一期

には輸入総額の49%を占めたが、第二期、第三期には28~29%に低下している。一方ブラジルでは第一期には輸入総額の24%、第二期には26%、第三期には34%を示している。金額ではアルゼンチンでは第一期には6億ドル以上も輸入したが、第三期には4億3,000万ドルへと低下している。一方、ブラジルでは第一期に5億ドルの輸入をしたが、第三期には8億ドルに達していて、第三期にはアルゼンチンの機械類輸入額の約2倍となっている。

「その他工業製品」の輸入額のうち、大部分は両国ともに原料別製品である。

「その他工業製品」の輸入比率はアルゼンチンでは第一期24%、第二期30%、第三期32%と漸増傾向にあるが、ブラジルでは各期とも17%台で停滞傾向にある。金額でみてもアルゼンチンの方がブラジルよりも大きい。

原料別製品についても、輸入比率も金額もアルゼンチンの方がブラジルより

第Ⅱ-2-5表 アルゼンチンおよびブラジルの輸入商品構成の比較 (100万ドル)

商 品 群	アルゼンチンの輸入商品構成			ブラジルの輸入商品構成		
	1960—63	1964—67	1968—70	1960—63	1964—67	1968—70
合 計	1,262 (100.0)	1,124 (100.0)	1,476 (100.0)	1,471 (100.0)	1,379 (100.0)	2,412 (100.0)
1. 飲 食 物 (SITC 0+1)	46 (3.5)	70 (6.2)	88 (6.0)	218 (14.8)	268 (19.4)	305 (12.7)
2. 原 料 (SITC 2+4)	102 (8.0)	157 (14.0)	171 (11.6)	73 (5.0)	65 (4.6)	98 (4.0)
3. 燃 料 (SITC 3)	109 (8.6)	100 (8.9)	90 (6.1)	269 (18.3)	249 (18.0)	320 (13.3)
4. 工 業 製 品 (SITC 5~8)	1,004 (79.3)	795 (70.8)	1,101 (74.5)	910 (61.9)	793 (57.4)	1,610 (66.7)
(a) 化 学 品 (SITC 5)	79 (6.2)	136 (12.1)	199 (13.4)	157 (10.7)	195 (14.1)	379 (15.7)
(b) 機 械 類 (SITC 7)	618 (49.0)	318 (28.3)	430 (29.1)	497 (33.8)	352 (25.5)	812 (33.7)
(c) その他工業製 品 (SITC 6+8)	307 (24.1)	341 (30.4)	473 (32.0)	256 (17.4)	246 (17.8)	419 (17.3)
うち (SITC 6)	283 (22.5)	300 (26.7)	406 (27.5)	220 (15.0)	205 (14.5)	387 (16.0)
5. その他 (特殊取 扱品) (SITC 9)	1 (0.0)	1 (0.0)	— (—)	2 (0.2)	5 (0.4)	9 (0.4)

(資料) 前表に同じ。 (c. i. f.)

は大きい。（輸入原料別製品の主要品目はアルゼンチンでもブラジルでも鉄鋼、非鉄金属、紙類、金属製品などである。）

「その他」（特殊取扱品）の輸入はアルゼンチンでは100万ドル程度であるが、ブラジルでは200万ドルないし900万ドルに達している。（第Ⅱ—2—5表参照）

（c）貿易収支の商品構成の比較

両国の貿易収支の商品構成について共通点は飲食物や原料においては貿易収支は各期を通じて黒字であるが、燃料や工業製品については各期を通じて赤字であるという点である。従って貿易収支は飲食物と原料の黒字額合計が、燃料と工業製品の赤字額合計との関係によって決定される。前者が後者より大きいときは貿易収支は黒字となり、逆の場合には貿易収支は赤字となる。

両国ともに最大の黒字項目は飲食物であり、最大の赤字項目は工業製品である。工業製品の中でもとくに機械類の赤字額が最高である。

飲食物の黒字額は第二期を除いてブラジルの方がアルゼンチンより大である。また原料はアルゼンチンではその黒字額が減少傾向にあるが、ブラジルではこれが増加傾向にある。従って第一期には両国の原料の黒字額は殆ど等しかったが、第三期にはブラジルの黒字額はアルゼンチンのその約5倍にもなっている。

燃料の赤字額はアルゼンチンでは減少傾向にあるが、ブラジルでは第二期にやや減少したが、第三期には増加している。燃料の赤字額はブラジルの方がアルゼンチンよりはるかに大きい。

工業製品の赤字額は第一期と第二期ではアルゼンチンの方が大であったが、第三期にはブラジルの方がはるかに大となった。両国ともに第一期より第二期の方が赤字額が少なく、第三期には再び赤字額が反転増大している。

化学品の赤字額は両国ともに期を追って増加傾向にあるが、各期ともブラジルの赤字額の方がアルゼンチンのそれよりは大きい。

機械類については両国ともに第二期には赤字額は第一期よりも減少したが、

第三期には再び増加し、とくにブラジルの赤字増加は著しい。両国の赤字額を比較すると第一期を除いてブラジルの方がアルゼンチンより大である。

「その他工業製品」の赤字額はアルゼンチンの方がブラジルよりも各期とも大きく、またアルゼンチンの赤字額は増加傾向にあるが、ブラジルのそれは第二期に減少し、第三期には増加している。「その他工業製品」のうちの大部分を占める原料別製品についても同様の動きが見られる。

「その他」(特殊取扱品)の貿易収支尻はアルゼンチンでは極めて僅かであるが、ブラジルでは第一期600万ドル、第二期300万ドル、第三期1,100万ドルとなっている。(第Ⅱ—2—6表参照)

第Ⅱ—2—6表 アルゼンチンおよびブラジルの貿易収支の商品構成の比較
(100万ドル)

商 品 群	アルゼンチンの商品別 貿易収支			ブラジルの商品別貿易収支		
	1960—63	1964—67	1968—70	1960—63	1964—67	1968—70
合 計	— 106	366	108	— 134	226	— 102
1. 飲 食 物 (SITC 0+1)	697	1,017	996	714	773	1,112
2. 原 料 (SITC 2+4)	252	136	107	260	369	520
3. 燃 料 (SITC 3)	— 102	— 91	— 81	— 256	— 248	310
4. 工 業 製 品 (SITC 5~8)	— 952	— 694	— 888	— 872	— 671	—1,341
(a) 化 学 品 (SITC 5)	— 48	— 94	— 145	— 141	— 173	— 346
(b) 機 械 類 (SITC 7)	— 613	— 297	— 379	— 488	— 321	— 746
(c) その他工業製 品(SITC 6+8)	— 291	— 302	— 366	— 244	— 177	— 269
うち (SITC 6)	— 270	— 275	— 330	— 209	— 139	— 249
5. その他(特殊取 扱品)(SITC 9)	0	— 0.6	—	6	3	11

(資料) 前表に同じ。

第三節 貿易外収支の比較

貿易外収支の主要項目は、(1)貨物に対する運賃および保険料、(2)その他の輸送（これには港湾経費、旅客運賃、傭船料などを含む）、(3)旅行、(4)投資収益、(5)政府サービス、(6)民間サービス（コミッション、特許権使用料などを含む）であるが、これらの各項目の大きさや構成が両国においてどのように異なっているかを比較してみたい。

1. 貿易外収入の比較

貿易外収入の合計額について両国を比較するとアルゼンチンは各期においてブラジルを上廻っている。すなわち、第一期には、アルゼンチンの1億8,000万ドルに比してブラジルは1億1,300万ドル、第二期ではアルゼンチンの2億ドルに対してブラジルは1億5,000万ドル、第三期においてはアルゼンチンの4億3,000万ドルに対して、ブラジルは3億3,000万ドルとなっている。

(a) 貨物運賃・保険料収入

この項目についてはアルゼンチンの方がブラジルよりも各期間について大きな金額を示している。特に第一期および第二期の両期間においてはアルゼンチンのこの項目の金額はブラジルのその3倍以上であった。しかし、第三期ではブラジルの側の著しい増加によって、両者の差は縮少した。

貿易外収入合計に占める貨物運賃・保険料の比率はアルゼンチンでは第一期および第二期では30%をこえたが、ブラジルでは第一期では8%、第二期では13%に過ぎなかった。しかし1968—71年の高度成長期に入るとその比率は23%に上昇し、同期間におけるアルゼンチンの比率25%と大差はなくなった。

(b) 「その他輸送」収入

「その他輸送」の受取の最大項目は両国ともに港湾経費であるが、アルゼンチンでは港湾経費の他に旅客運賃がかなりの収入となっている。ブラジルでは旅

客運賃収入は統計表には記載されていないが、おそらく僅少であろうと推定される。

「その他輸送」はアルゼンチンでは第一期および第二期には最大の貿易外収入項目で30%以上を記録したが第三期では「貨物運賃・保険料」に首位を譲り、その比重も22%に低下した。ブラジルでは「その他輸送」は第一期では「民間サービス」について第2位(16.0%)を占めたが、第二期には首位(28.5%)に立った。しかし第三期には「民間サービス」、「貨物運賃・保険料」について第3位(19.8%)に転落した。

両国ともに「その他輸送」の受取金額は増加しているが、その比重はアルゼンチンでは明らかに低下傾向を示し、ブラジルでは第三期では第二期よりは比重は低下している。

(c) 旅行収入

「旅行」の受取金額は両国ともに増加しているが、とくにアルゼンチンでは第三期にはその増加が著しい。「旅行」の受取はアルゼンチンでは第一期では700万ドルで貿易外収入の僅かに4%を占め、貿易外収入の諸項目のうちでは最も少ない額を記録したが、第一期には「投資収益」を抜いて第5位(6%)に立ち、第三期にはさらに「民間サービス」をも凌駕して第4位(17%)に達した。

ブラジルでは「旅行」の収入金額も比重も第一期および第二期の両期間においてはアルゼンチンを上廻っていたが、第三期にはアルゼンチンより低くなった。「旅行」収入の貿易外収入項目に占める順位は第一期には第4位(7%)、第二期にも第4位(13%、貨物運賃保険料と同額)であったが、第三期には最下位(9%)となった。

(d) 投資収益収入

一般に低開発国は自国の海外投資額が少ないので投資収入の受取額は僅少であるが、両国を比較するとアルゼンチンの方がブラジルよりも第一期および第二期の両期間においては大きであったが、第三期においては両国同額となってい

る。しかし詳しく見ればこの期間の前半にあたる1968年および69年にはアルゼンチンがそれぞれ3,700万ドルと4,100万ドル、ブラジルが1,000万ドルと2,200万ドルでアルゼンチンの方が大であったが、後半にあたる1970年および71年にはアルゼンチンが2,900万ドル、および1,800万ドルであったのに対して、ブラジルは4,900万ドル、および4,500万ドルでアルゼンチンよりも多くの投資収益を受取っていた。

投資収益が貿易外収入に占める割合は第一期ではアルゼンチンの方が高かったが、それ以後はブラジルの方が高い。

(e) 政府サービス収入

政府サービスの受取額は第一期と第三期にはアルゼンチンの方が大であったが、第二期にはブラジルの方が大であった。

政府サービスが貿易外収入に占める割合は第二期を除いてはアルゼンチンの方が大であった。

第Ⅱ—3—1表 アルゼンチンおよびブラジルの貿易外収入の比較（100万ドル）

項 目	アルゼンチンの貿易外収入			ブラジルの貿易外収入		
	1960—63	1964—67	1968—71	1960—63	1964—67	1968—71
1. 貨物運賃保険料	56 (30.9)	64 (30.8)	106 (24.8)	16 (7.5)	19 (12.6)	75 (22.8)
2. その他輸送	68 (37.6)	70 (33.7)	95 (22.2)	34 (16.0)	43 (28.5)	65 (19.8)
うち 港湾経費	59	58	76	34	41	52
旅客運賃	8	12	19	—	—	—
3. 旅行	7 (3.9)	13 (6.3)	74 (17.3)	15 (7.0)	19 (12.6)	28 (8.5)
4. 投資収益	27 (14.9)	11 (5.3)	32 (7.5)	4 (1.9)	9 (6.0)	32 (9.7)
5. 政府サービス	11 (6.1)	19 (9.1)	76 (17.8)	9 (4.2)	33 (21.9)	33 (10.0)
6. 民間サービス	13 (7.2)	33 (15.9)	46 (10.8)	36 (16.9)	28 (18.5)	97 (29.5)
合 計	181 (100.0)	208 (100.0)	427 (100.0)	113 (100.0)	151 (100.0)	330 (100.0)

（資料）IMF, Balance of Payments Yearbook.

(f) 民間サービス収入

民間サービスには貨物以外についての保険料、代理店手数料、通信費、特許権使用料、フィルム賃借料、新聞予約購読料などが含まれている。

民間サービスの受取額は第二期を除いてはブラジルの方がアルゼンチンより大きい。またその貿易外収入に占める比重は全期間についてブラジルの方が大きい。とくに第三期ではブラジルの民間サービス収入は第一期の3,600万ドル、第二期の2,800万ドルを遙かに上廻り9,700万ドルにも達し同国の貿易外収入の約30%を占め、各項目のうちで第1位にあった。（第Ⅱ—3—1表）

2. 貿易外支出の比較

(a) 貨物運賃・保険料支出

貨物運賃・保険料の支払はアルゼンチンはきわめて少額であるのに対してブラジルは巨額に達し、1億ドルあるいはそれ以上を記録し、貿易外支払項目のうちで第一期および第二期では第3位、第三期では第4位を占めている。貿易外支出総額に占める貨物運賃・保険料支払の比重はアルゼンチンではネグリジブルであるが、ブラジルでは相当に重要な項目である。すなわち第一期には21%、第二期には16%、第三期には13%を占めている。しかし、その貿易外支払総額に占める比重は低下傾向にある。（以下第Ⅱ—3—2表参照）

(b) 「その他輸送」支出

「その他輸送」項目の支出は第三期を除いてはアルゼンチンの方がブラジルよりも金額は遙かに大きかったが、第三期にはブラジルの方が大きくなった。

「その他輸送」の主要項目は港湾経費、旅客運賃および傭船料であり、これらはアルゼンチンの方がブラジルよりも第一期、および第二期において遙かに大きかった。しかしながら、第三期になるとブラジルの高度成長を背景として「その他輸送」項目は前期の10倍以上にも昇り、アルゼンチンを凌駕した。これは港湾経費や傭船料の支払が急増したことによるものである。

港湾経費の支出は1969年より増加しはじめ、1969年4,800万ドル1970年6,300万ドル、1971年7,800万ドルとなっている。一方、備船料支払は1969年7,700万ドル、1970年1億1,600万ドル、1971年1億4,400万ドルに激増している。

旅客運賃支払も備船料や港湾経費ほど著しくはないが、1970年には3,000万ドル、1971年には3,600万ドルに達している。

(c) 旅行支出

旅行支出は第一期にはブラジルの方が大であったが、第二期にはアルゼンチンの方が大となった。しかし、第三期には両国とも前期に比べて急増し、殆ど同額となっている。アルゼンチンは1968年1億3,200万ドル、1969年1億3,200万ドル、1970年1億3,000万ドル、と大体1億3,000万ドルの水準を示したが、1971年には1億1,300万ドルに後退した。

ブラジルでは1968年、1969年にはそれぞれ5,800万ドル、7,700万ドルとアルゼンチンの約半分の水準にあったが、1970年および71年には急増して、それぞれ、1億6,000万ドル、1億7,100万ドルへと増加した。ただし、1970年および71年の旅行支出の見積りはそれ以前とは計算方法が異なっているのでそれ以前の年と比較が困難であるといわれるが、旅行支出の増加傾向は疑いのないところであろう。

(d) 投資収益支出

投資収益支出は両国ともに貿易外支出のうちの最重要項目である。両国ともその金額は期を追って増加傾向にあるが、ブラジルの方が全期を通じて大きな金額を記録している。貿易外支出に占める投資収益支出の比率の方はアルゼンチンは第3期に38%を示したが、ブラジルは第二期に43%の高率を示した。その他の期間には両国とも30%台の比率を示している。

投資収益支出のうち、直接投資に関するものもブラジルの方がアルゼンチンよりもその額は大きい。ブラジルでは各期間とも投資収益支出の約3分の1が直接投資関係であるが、アルゼンチンではこの比率は第一期には約60%にも達

したが、第二期には35%、第三期には33%と低下傾向にある。

(e) 政府サービス支出

政府サービスの支出はブラジルの方がアルゼンチンに比べて、金額も貿易外支出総額に占める比率も各期間を通じて大きい。

政府サービス支出の主要項目は大使館や領事館関係の支出である。

(f) 民間サービス支出

民間サービス支出の金額は各期間ともブラジルの方がアルゼンチンよりは大きい。すなわち、ブラジルの民間サービス支出は第一期にはアルゼンチンの2倍以上、第三期には1.5倍に達している。しかし第二期には1.1倍に過ぎなかった。また貿易外支出総額に占める比重はアルゼンチンでは第一期および第三期には約18%であったが、第二期には28%にも達した。ブラジルでは第一期に

第Ⅱ—3—2表 アルゼンチンおよびブラジルの貿易外支出の比較 (100万ドル)

項 目	アルゼンチンの貿易外支出			ブラジルの貿易外支出		
	1960—63	1964—67	1968—71	1960—63	1964—67	1968—71
1. 貨物運賃保険料	— (—)	— (1.5)	— (2.5)	113 (21.3)	99 (15.9)	139 (12.8)
2. そ の 他 輸 送	79 (28.3)	68 (16.5)	124 (18.3)	22 (4.1)	14 (2.3)	162 (14.9)
うち 港 湾 経 費	} 44	} 32	} 56	} 7	{ 3 2	{ 48 85
用 船 料						
旅 客 運 賃	35	35	68	10	9	27
3. 旅 行	27 (9.7)	65 (15.8)	127 (18.8)	42 (7.9)	36 (5.8)	117 (10.8)
4. 投 資 収 益	101 (36.2)	136 (33.1)	256 (37.9)	185 (34.8)	267 (42.9)	386 (35.5)
うち 直 接 投 資	61 (21.9)	48 (11.7)	82 (12.1)	67 (12.6)	99 (15.9)	130 (12.0)
5. 政府サービス	21 (7.5)	26 (6.3)	49 (7.2)	47 (8.9)	78 (12.5)	103 (9.5)
6. 民間サービス	50 (17.9)	116 (28.2)	120 (17.8)	124 (23.3)	128 (20.6)	179 (16.5)
合 計	279 (100.0)	411 (100.0)	676 (100.0)	531 (100.0)	622 (100.0)	1,087 (100.0)

(資料) 前表に同じ。

は23%であったが、第二期には21%、第三期には17%と低下している。

3. 貿易外収支の比較

(a) 貨物運賃・保険料収支

貨物運賃・保険料収支はアルゼンチンでは全期間を通じて黒字であったが、ブラジルはこれと反対に全期間を通じて赤字であった。この項目は両国の貿易外収支項目の中で最も著しい対照を見せている。

アルゼンチンでは各期毎に黒字の増加傾向が見られるのに対して、ブラジルでは各期毎に赤字の減少傾向が認められる。

(b) 「その他輸送」収支

「その他輸送」の収支はアルゼンチンでは第二期には僅かばかりの黒字であったが、その他の期間は赤字であった。ブラジルでは第一期、第二期においては黒字であったが、第三期には大幅な赤字となった。これは既述の通り主として傭船料の支払が急増したことによるものである。

アルゼンチンおよびブラジルの船舶保有量を比較すれば第一期にはアルゼンチン120万トン、ブラジル117万トンでアルゼンチンの方がやや多かったが、第二期には両国はいずれも127万トン台になってブラジルの方が僅かばかり多かった。第三期にはアルゼンチンの保有量125万トンに対してブラジルのそれは153万トンでブラジルの方が大となった。タンカーについても第一期および第二期にはアルゼンチンの方がブラジルよりも保有量が多かったが、第三期にはブラジルの方が僅かばかり大となり、1972年にはその差が拡大した。

貨物積込量および積降量はブラジルの方がアルゼンチンより各期とも大であり、その差はますます開く傾向にある。

いま商船やタンカー保有量の増加と貨物積込量および積降量の増加を比較するとアルゼンチンでは第一期を100として、第三期には商船保有量は104、タンカー保有量は102となっているが、ブラジルではそれぞれ131、147となって

ブラジルの船舶保有増加率が高いことがわかる。貨物取扱量を第一期を100として第三期と比較すれば貨物積込量はアルゼンチンは142, ブラジルは276を示し, また貨物積降量はアルゼンチンは125, ブラジルは167となっている。

船舶保有量の増加割合よりも貨物取扱量の増加割合の方が高いことは両国共通であるが, ブラジルの方が貨物取扱量の増加割合が著しく高い。このことはブラジルでは保有船腹の増加率が, 取扱い貨物の増加率よりも甚だしく低いので外国船を利用せざるを得ず, これが, 運賃や傭船料などの支払増加の一因であると考えられる。(第Ⅱ-3-3表)

第Ⅱ-3-3表 アルゼンチンとブラジルの船舶保有量貨物積込量
および貨物積降量

年	商船総トン数 (千トン)		タンカー総トン数 (千トン)		貨物積込量 (千トン)		貨物積降量 (千トン)	
	アルゼンチン	ブラジル	アルゼンチン	ブラジル	アルゼンチン	ブラジル	アルゼンチン	ブラジル
1960—63	1,202 (100.0)	1,172 (100.0)	481 (100.0)	344 (100.0)	9,595 (100.0)	12,456 (100.0)	8,256 (100.0)	16,480 (100.0)
1964—67	1,273 (105.9)	1,277 (109.0)	528 (109.8)	421 (122.4)	14,032 (146.1)	18,862 (151.4)	9,581 (116.0)	18,311 (111.1)
1968—71	1,248 (103.8)	1,532 (130.7)	490 (101.8)	493 (143.3)	13,667 (142.4)	34,372 (275.9)	10,315 (124.9)	27,316 (165.8)
1972	1,401 (116.5)	1,885 (160.8)	477 (99.2)	576 (167.4)	—	—	—	—

(資料) U. N., Statistical Yearbook.

(注) 鉱石, バラ荷運搬船は第一期および第二期には総計に記載がないが, 第三期においてはアルゼンチン9万トン, ブラジル17万3,000トン, 1972年においてアルゼンチン, 12万5,000トン, ブラジル28万5,000トンであった。(国連統計による)

(c) 旅行収支尻

「旅行の収支尻は両国ともに赤字であるが, 赤字額は第二期を除いて, ブラジルの方が大きい。

(d) 「投資収益」収支尻

「投資収益」の収支尻は両国ともに赤字であり, かつ, 貿易外収支項目のうち, 両国ともに最大の赤字項目である。しかもその赤字額は両国ともに増加傾向にある。赤字額は全期間を通じてブラジルの方がアルゼンチンよりは大きい。

直接投資関係の収支尻赤字額もブラジルの方がアルゼンチンより大きい。

(e) 「政府サービス」収支尻

「政府サービス」の収支尻はブラジルは全期間について赤字であるが、アルゼンチンは第三期だけは黒字になっている。

(f) 「民間サービス」収支尻

民間サービスの収支尻は両国とも全期間にわたって赤字であり、赤字額は全期間においてブラジルの方がアルゼンチンよりは大である。

第Ⅱ—3—4表 アルゼンチンおよびブラジルの貿易外収支尻構成の比較

(100万ドル)

項 目	アルゼンチンの貿易外収支尻				ブラジルの貿易外収支尻			
	1960—63 (平均)	1964—67 (平均)	1968—71 (平均)	1972	1960—63 (平均)	1964—67 (平均)	1968—71 (平均)	1972
1. 貨物運賃および保険料	56	63	106	127	- 97	- 80	- 65	- 78
2. その他輸送	- 11	+ 2	- 29	—	12	28	-100	—
うち 港湾経費	15	26	20	—	23	35	- 4	—
用 船 料					—	- 2	- 85	
旅客運賃	- 27	- 23	- 49	—	- 10	- 9	- 27	—
3. 旅 行	- 20	- 47	- 53	—	- 34	- 21	- 89	—
4. 投 資 収 益	- 75	-125	-226	-333	-181	-257	-356	- 516
(うち直接投資)	(- 34)	(- 46)	(- 78)	—	(- 67)	(- 99)	(-130)	—
5. 政府サービス	- 10	- 28	27	—	- 37	- 45	- 71	—
6. 民間サービス	- 16	- 83	- 74	—	- 67	-100	- 82	—
合 計(1)	- 97	-233	-249	-265	-417	-470	-758	-1476

(注1) 合計額にはその他の項目を含む。

(資料) IMF, Balance of Payments Yearbook. ただし1972年の数字はIMF, IFSによる。

第四節 移転収支の構成比較

1. 移 転 収 入

アルゼンチンの移転収入は第一期800万ドル、第二期500万ドル、第三期100万ドルで極めて僅かであるが、ブラジルの移転収入は第一期4500万ドル、第二

期8,600万ドル第三期8,500万ドルでアルゼンチンに比べると極めて大きい。

移転収入を民間部門と政府部門に分けるとアルゼンチンは民間部門が大きい
が、ブラジルは第一期には政府部門が大であったが、第二期には民間部門が大
きくなり、第三期にはその差がさらに大きく開いた。

2. 移 転 支 出

移転支出もブラジルの方がアルゼンチンに比べてはるかに大きい。アルゼン
チンの移転支出は減少傾向にあるが、ブラジルは第二期に減少したが、第三期
には大きく増加した。

移転支出を民間部門と政府部門に分けて見ると両国ともに民間関係が大きい。

3. 移転収支尻

アルゼンチンの移転収支尻は各期ともに支払超過であるのに反して、ブラジ
ルでは毎期に受取超過となっている。アルゼンチンの赤字額は300万ドルない
し500万ドル程度で僅少であるが、ブラジルの黒字額は第一期2,500万ドル、
第二期7,100万ドル、第三期2,200万ドルとなっており、第二期の黒字額が著

第Ⅱ—4—1表 アルゼンチンおよびブラジルの移転収支（100万ドル）

項 目	アルゼンチンの移転収支			ブラジルの移転収支		
	1960—63	1964—67	1968—71	1960—63	1964—67	1968—71
移 転 収 入	8	5	1	45	86	85
{ 民 間	6	4	—	18	50	70
{ 政 府	2	1	—	27	36	15
移 転 支 出	12	8	5	20	14	63
{ 民 間	12	6	—	16	10	59
{ 政 府	—	2	—	4	4	4
移 転 収 支 尻	— 5	— 3	— 4	25	72	22
{ 民 間	— 6	— 2	—	2	40	11
{ 政 府	1	— 1	—	23	32	11

（資料） 前表に同じ。

しく大きい。アルゼンチンでは民間部門の赤字が政府部門のそれよりは大きい
が、ブラジルでは第一期は政府部門の黒字がきわめて大きかったが、第二期に
は民間部門の黒字が政府部門のそれよりは大きくなり、第三期には両者とも同額
となった。すなわち、民間部門の方が収入は大きい支出も大きく、一方政府
部門は収入は少ない支出も少ないのでこういう結果になったものである。

（第Ⅱ—4—1表参照）

第三章 資本収支の比較

第一節 長期資本収支の比較

1. 直接投資

直接投資については全期間においてブラジルの方がアルゼンチンよりもその
金額が大きいのみならず、ブラジルでは直接投資の純流入額が増加傾向にある
のに対して、アルゼンチンではこれが減少傾向にあることが注目される。とく
に第二期および第三期においては減少傾向が著しい。これは成長の著しいブラ
ジル経済の発展を見込んで諸外国からの直接投資が着実に増大していることを
示している。これに対して政情不安で経済不振のアルゼンチンには直接投資が
行なわれてもその額はブラジルに比べると第一期を除いては極めて少額である。

2. 民間部門長期借款

民間部門への長期借款純流入額は第一期にはアルゼンチンの方がブラジルよ
りは遙かに大きかったが、第二期にはアルゼンチンは純流出がみられたが、ブ
ラジルでは純流入がみられた。第三期にはブラジルの高度成長と相互に因果関
係をなして、ブラジルの民間部門への長期借款は飛躍的に増大した。一方、ア
ルゼンチンの民間部門への借款も増加したがブラジルに比べてその額は極めて
少額であった。

3. 中央政府借款

中央政府借款は第一期には両国ともに殆ど等額であったが、その後の期間ではブラジルが着実に増加したのに反して、アルゼンチンは減少し、とくに第三期には純流出を記録するに至った。

ブラジルでは第二期には中央政府借款純流入額は1億1,000万ドルに達し、第三期には2億ドルを突破した。これはブラジルの高度成長が政府部門の経済活動の活潑化によるものであることを物語っている。

4. 地方政府借款

地方政府の借款はアルゼンチンではきわめて少額であったが、ブラジルでは第二期に1,200万ドル、第三期には3,100万ドルを記録した。

第三—1—1表 アルゼンチンおよびブラジルの長期資本収支の比較（100万ドル）

項 目	アルゼンチンの長期 資本収支			ブラジルの長期資本収支		
	1960—63	1964—67	1968—71	1960—63	1964—67	1968—71
1. 直接投資	116	30	11	127	129	143
2. 民間部門借款	100	-54	63	23	37	276
3. 中央政府借款	65	44	-32	66	110	205
4. 地方政府借款	0.1	-0.5	2	-1	12	31
合計（その他を含む）	317	-80	164	219	207	665

（資料） 前表に同じ。

第二節 短期資本収支の比較

第三—2—1表 アルゼンチンおよびブラジルの民間短期資本収支の比較（100万ドル）

期 間	アルゼンチン	ブラジル
1960—63年	-36	10
1964—67年	52	-15
1968—71年	-30	274

（資料） 前表に同じ。

短期資本収支はアルゼンチンは第二期には純流入を示したが、第一期および第三期には純流出を記録した。ブラジルはこれと逆に、第二期には純流出を示したが、第一期と第三期には

純流入を示した。とくに第三期の純流入額は2億7,000万ドルにも達した。
（第Ⅲ—2—1表参照）

第四章 結語——国際収支構造の総合的比較

上述したところによって、アルゼンチンおよびブラジルの国際収支の重要項目について、比較を行なって来た。ここではグラフを用いつつ総合的な国際収支の比較を行なって見よう。（第1, 2, 3図および第Ⅳ—1表参照）

（1）貿易収支

貿易収支はアルゼンチンは第一期は1億600万ドルの赤字であったが、第二期は3億6,600万ドルの黒字、第三期は4,600万ドルの黒字となっている。一方、ブラジルは第一期は2,800万ドル、第二期は4億1,200万ドル、第三期は5,300万ドルのいずれも黒字となっている。第1図によればアルゼンチンの貿易収支は1960年から62年までは赤字であったが、63年から黒字に転じ以後70年まで黒字をつづけ71年には赤字となったが、72年には再び黒字となっている。

ブラジルの貿易収支は1960年と62年が赤字であったが、63年に以後黒字に転じ、70年まで黒字をつづけたが、71年も72年も赤字となっている。

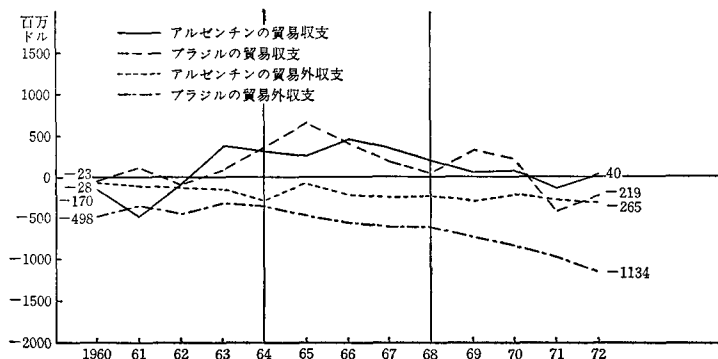
両国が共に黒字となっているのは1963年から70年までの8年間であった。

（2）貿易外収支

貿易外収支は両国ともに各期間とも赤字であり、赤字幅はブラジルの方が大きく、毎年拡大の傾向が見られるのに対してアルゼンチンの貿易外収支の赤字は1966年以来殆ど変化がなかった。（第1図参照）

アルゼンチンの貿易外収支の赤字は第一期9,700万ドル、第二期2億200万ドル、第三期2億4,800万ドルであり、ブラジルのそれは第一期4億300万ドル、第二期4億7,000万ドル、第三期7億5,800万ドルとなっていて、ブラジルの赤字が著しく大きい。

第1図 アルゼンチンおよびブラジルの貿易収支および貿易外収支

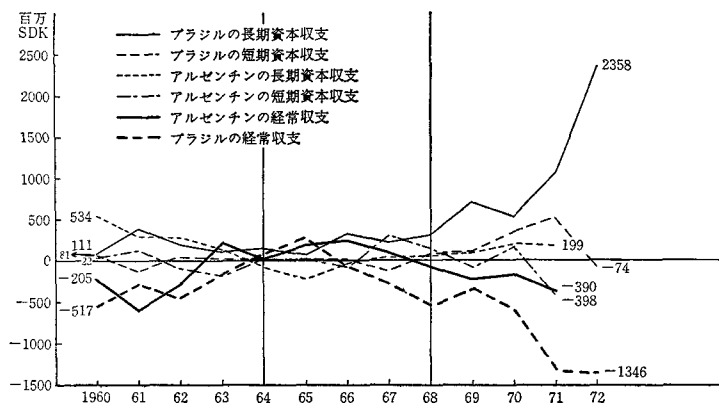


(3) 移 転 収 支

移転収支はアルゼンチンは各期とも赤字であり、第一期500万ドル、第二期300万ドル、第三期400万ドルと金額も小さい。ブラジルの移転収支は毎期黒字であって、第二期の黒字が最大であった。(1965, 66, 67年にはそれぞれ7500万ドル, 7900万ドル, 7700万ドルを記録した)第一期と第三期の黒字は第一期が多少大きい程度であって大差はない。しかし第三期には1968, 1969年以降黒字幅は縮小傾向にある。

(4) 経 常 収 支

第2図 アルゼンチンとブラジルの長期資本収支および短期資本収支



両国の経常収支はいずれも、第二期には黒字であるが、第一期と第三期は赤字である。アルゼンチンの経常収支は1964年から67年までは黒字であり、（最高は1966年の2億5300万ドル）、それ以前とそれ以後は赤字である。ブラジルは1964年（8100万ドル）と65年（2億8300万ドル）だけは黒字であったが、それ以前と以後は赤字であり、66年以後は赤字額が増加傾向にある。（第2図参照）

アルゼンチンの経常収支は第一期2億700万ドルの赤字、第二期1億6100万ドルの黒字、第三期2億600万ドルの赤字となっている。一方ブラジルは第一期3億5000万ドルの赤字、第二期1400万ドルの黒字、第三期6億8300万ドルの赤字となっている。

（5）長期資本収支

アルゼンチンの長期資本収支は1964, 65, 66年に赤字を示した（最高は1965年の2億3600万ドル）が、その他の年は黒字であった。各期毎に見れば第一期は3億1700万ドルの黒字、第二期は8000万ドルの赤字、第三期は1億6400万ドルの黒字であった。

ブラジルの長期資本収支は毎年黒字を示しているが、期間毎に見ればとくに第三期の黒字が著しく大きいことが注目される。これは高度成長をねらって巨額の外資が流入し、また外資の流入によって経済が高度成長をつづけていることを物語るものである。

（6）基礎的収支

経常収支と長期資本収支の合計を基礎的収支といい、一国の国際収支の健全性を判定する一つの指標とされている。

アルゼンチンの基礎的収支は第一期（1億1000万ドル）および第二期（8000万ドル）はそれぞれ黒字であったが、第三期には赤字（4200万ドル）となっている。ブラジルでは第一期および第三期にはそれぞれ1億3100万ドルおよび1800万ドルの赤字であるが、第二期には（2億2000万ドル）の黒字であった。

（7）民間短期資本収支

アルゼンチンの民間短期資本収支は第一期と第三期に赤字であって、第二期には黒字であった。一方、ブラジルでは第一期と第三期には黒字であって、第二期には赤字であった第三期の黒字は2億7000万ドルにのぼる巨額のものであった。

（8） 総 合 収 支

アルゼンチンの総合収支は第一期と第三期には赤字であったが、第二期には黒字であった。ブラジルの総合収支は第一期には赤字であったが、第二期、第三期には大幅の黒字となっている。

アルゼンチンの総合収支は1960年は黒字であったが、61年と62年が赤字となり、1963年以来68年までは黒字をつづけていたが、1969年に赤字、70年には黒字、71年には赤字となっている。ブラジルの総合収支は1960年には赤字、61年には黒字となったが、62年と63年は再び赤字となり、64年から66年までは黒字に転じたが、67年と68年にはまた赤字となり、69年以後は黒字をつづけている。両国がともに黒字であった年は64年、65年、66年の連続3カ年と70年であった。

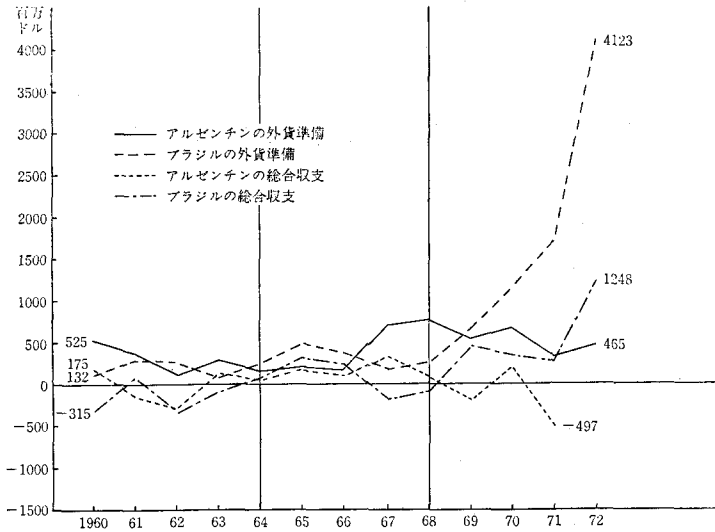
（9） 外 貨 準 備 高

外貨準備高は両国ともに第一期および第二期には平均3億ドル台で横ばい状態であったが、アルゼンチンは67年から急増し、70年までは高水準を示したが、71年には減少し、72年には幾分回復した。

ブラジルの外貨準備高も1968年までは横ばいであったが、69年以降は高度成長にともなう外資流入によって目ざましい増加を示して、72年末には40億ドルを突破している。さらに増勢はつづき73年6月末には60億ドルに達し、外貨準備額では先進工業国と比肩するに至った。アルゼンチンは1973年5月末現在の外貨準備高は7億8400万ドルであって、1972年末の4億6500万ドルと比べると増加しているが、（以上の数字はIMF、IFSによる）ブラジルの外貨準備の激増とは比較に絶するものがある。

いま両国が世界経済に占める重要性を示す一つの指標として世界輸出に占め

第3図 アルゼンチンとブラジルの総合収支と外貨準備高



第IV-1表 アルゼンチンとブラジルの国際収支の総合的比較 (100万ドル)

項 目	アルゼンチン			ブラジル		
	1960—63	1964—67	1968—71	1960—63	1964—67	1968—71
1. 貿易収支	-106	366	46	28	412	53
2. 貿易外収支	-97	-202	-248	-403	-470	-758
3. 移転収支	-5	-3	-4	25	72	22
4. 経常収支 [(1)+(2)+(3)]	-207	161	-206	-350	14	-683
5. 長期資本収支	317	-80	164	219	206	665
6. 基礎収支 [(4)+(5)]	110	81	-42	-131	220	-18
7. 民間短資	-36	52	-30	10	-15	274
8. 公的借款再融資	18	44	-32	—	—	—
9. 誤差脱漏	-115	-5	10	-39	-77	3
10. 総合収支 [(6)+(7)+(8)+(9)]	-23	171	-94	-160	128	259
11. 外貨準備高 (各年末現在高)	324	333	565	375	342	962

る両国の輸出額の比重をみれば、第一期においてアルゼンチンは0.94%，ブラジルは1.07%であったが、第二期には前者は0.86%，後者は0.93%，第三期に

は前者は0.62%, 後者は0.93%となっている。ブラジルの方がアルゼンチンよりは比重が高いけれども、両国ともに世界輸出に占める割合は微々たるものである。しかも、アルゼンチンにはその比重の低下傾向がみられる。ブラジルでは第一期より第二期には比重は低下したが、第三期には第二期の比重を維持している。1972年についてみればアルゼンチンの輸出額の比重は0.52%とさらに低下したのに対してブラジルでは1.07%と反騰している。

また世界輸入に占める両国の輸入額の比重をみれば第一期にはアルゼンチンは0.97%, ブラジルは1.13%であったが、第二期には前者は0.61%, 後者は0.75%, 第三期には前者は0.57%, 後者は0.99%となっている。輸出の場合と同様世界輸入額における両国の輸入額の比重は軽微なものであるが、アルゼンチンでは輸出の場合と同様に比重は漸落傾向にあるが、ブラジルの場合は第二期には第一期よりは低かったが、第三期には反転している。1972年についてみれば世界輸入に占めるアルゼンチンの比重は0.49%とさらに下降したのに対して、ブラジルのそれは1.24%と上昇している。

全体としてみればアルゼンチンでは輸出入の比重はともに低下傾向にあるのに対してブラジルでは第二期以降は上昇傾向にある。ブラジルの貿易の比重の上昇は世界貿易の増加率以上にブラジルの貿易が拡大していることを意味している。

第一章において述べたように両国の成長率は1960年代の前半においては大差はなかったが、1960年代の後半とくに1968年以降ブラジルでは高度成長が開始されたのに対して、アルゼンチンでは安定政策の失敗により成長率の低下がみられたので、両者の開きは拡大された。(第I—1表参照)

1960年代後半以降におけるブラジルの高度成長の主要原因を国際収支分析の面から指摘すれば、それは巨額の長期資本の純流入であるといえる。アルゼンチンにはこれがなかったことが両国の国際収支構造の大きな相違点である。

(第二図参照)

長期資本の大量流入はブラジルの高度成長と相互に因果関係にあるが、この要因を通じてブラジルは国際経済社会におけるその比重をアルゼンチンに比して著しく高めたものといえよう。

客船の船内作業の特徴と 船客サービスの実情

佐々木 誠 治

I 客船的な作業特徴

- ① 早いタンツー
- ② スカッパー作業の繁忙

II 船客サービスの実情

- ① 士官クラスの仕事と普通部員の仕事
- ② 現場（普通部員）の船客サービスの実態

は じ め に

俗に“南米移民船”の名で知られていた「ぶらじる丸」において実施・遂行されていた船内労働——それは、わが国最近時の唯一代表的な外航客船における船員の諸作業の実例であった——の制度的、また総括的な特色・特殊性について⁽¹⁾はさきに解説した。本稿は、その続編のかたちをとりつつも、一面、より一層具体的・内容的に、或いは、幾分見方を変えて、現代日本の外航客船内で遂行されていた乗組員諸作業の実際例とその極めて特殊的な特色などについて論述・紹介することとしたい。

I 客船的な作業特徴

いわゆる客船と貨物船との間では、乗組員担当作業のうえに顕著な差があることもたしかであるが、また、一面、ほとんど同一ということのできるような

(1) 経済経営研究第23号I 所載「客船労働の特殊性」

作業乃至任務もあり得る。けだし、船舶の操縦、なかんずく大洋航行中のブリッジ勤務とか、機関室の作業とか、或いは、荷役の監督・監視などは、貨物船でも客船でもほぼ同じ内容の作業であり、また、勤務の仕方・仕事の仕方ほとんど同様だといってよからうからである。このように、双方を通じ、もしくは、船舶一般を通じて、同じように遂行される船内労働・船内作業もあるということを確認したうえで、しかも、他方、客船には客船特有の、或いは、当該船舶固有の作業とその遂行の仕方もあるのだという事実認識・実情把握をすることこそが必要であり、大切である。

「ぶらじ丸」において、こうした本船独自乃至客船固有の船内作業もしくは作業方法としては、どんなものがあり得るか。これが、当面の課題であるが、一般理解の便を考えて、外観的に明らかに知ることができる次のふたつの作業・ことがらにしばって説明するとしてしよう。

① タンツー、つまり朝の船内作業開始が甚だ早いということ。

② 管づまりを直すスカッパー作業がおびたしいということ。

① 早いタンツー

「タンツー」とは英語の“turn to”からきた海事用語だとされ、早朝作業もしくは朝食まえに行なわれる作業を意味するのであるが、この作業にとりかかる時刻が、旅客船の場合には一般に早いといわれており、「ぶらじ丸」においてもその例外ではなかった。

10年前、数隻の外航貨物船に便乗したときに得た筆者の体験に徴して、少なくとも、甲板部員たちは、時に、朝食前に或る種の仕事・作業を行なうことがあった。港を出帆した翌早朝に行なわれた甲板洗いだとか、停泊中の荷役促進のため、もしくは荷役開始準備のためのハッチ開放作業やデリッキ等の解放・整備作業などがそれである。また、事務部所属のボーイなどが行なう朝食前のサロンやパントリー乃至廊下等の清掃作業も明白に一種のタンツーである。だ

が、後者は、實際上、朝食の一時間以上も前に取りかかれねばならないという程大層な作業ではなかった筈であり、前者の甲板洗い乃至荷役関連作業として毎日行なわれるといった仕事ではなかった。そして、このように、それ自体、限定的な早朝作業にたずさわる乗組員も概して少数であり、限られた職種の人たちであったと思う。

これに比して、客船、さしあたって「ぶらじる丸」というわが国の移民輸送主力船の中で行なわれたタンツ－早朝作業は、明らかに、より早い時間にはじめられ、且つ、より広範囲・多数の乗組員がこれに従事する態勢のものであった。すなわち、以下のごとく甲板部と事務部を中心とするものであるとはいえ、他の部所属乗組員たちの多くも、大なり小なり、一定の早朝作業に従事していたといっても敢えて言い過ぎでなからう点も付言しておきたい。

〔甲板部のタンツ－〕

甲板部員のタンツ－について述べるに、貨物船の場合ならば、大体、朝食をすませたあと8時から作業開始となるのに比較して、「ぶらじる丸」の甲板部員たちは、毎日、担当のデッキ関係の清掃を「6時起こし、6時半かかり」で実施する。端的にいって、貨物船の場合より約1時間半も早く船内清掃作業にかり出されるわけであり、その故に、勢い、朝食前の仕事、つまり文字通りのタンツ－早朝作業となるのである。作業時間割表ないし勤務時間割表のうえでは、6時半から7時半までの1時間となっているこのデッキ廻りの清掃作業を済ませてから、「ぶらじる丸」のセイラーたちは、朝食をとり――船客ならびに他の乗組員の朝食もほぼ同時刻――しばし休憩したあと、9時～12時の午前中3時間、および、昼食後13時～17時の午後4時間のいわゆる日中・昼間の勤務・作業につくのである。念のため言葉を重ねておくと、こうした日中7時間の作業とタンツ－1時間のそれをあわせた8時間が1日分の勤務時間数・労働時間となっている訳であり、貨物船の場合ならば、朝8時から12時までと午後1時から5時までの計8時間の勤務が建前とされ、その限り、もし早朝6時半

～7時半の勤務につくとすれば、それは、当然、時間外勤務として扱われるであろうことに対して、客船のタンツ＝早朝作業は、はじめから、正規正常の昼間勤務時間の中に含まれたかたちとなっているのである。

〔事務部のタンツ〕

事務部々員のタンツはより一層多彩複雑であり、また、この早朝作業につく人数も多い。まず、船客サービスの第一線に立つ司厨部門において、タンツに関する限り、最も朝早くから働く辛い立場・役目のものは「サーヴィング係」の中の「マリン・メード」と呼ばれている女子船員4人であるようだ。すなわち、彼女たちは、5時から8時までの間に担当の公室・通路・階段等の清掃作業に従事するよう時間割がつくられている。船客たちが起き出す前に、廊下や階段、洗面所などを掃除し、或いは、朝食後に利用するであろう読書室・談話室乃至ロビー等を清掃・整頓しておかねばならぬからである。

子供コーナー（子供室）係の女子船員と体操係の男子船員のふたりが、午前6時から8時までの二番目に早いタンツに従事する。前者子供コーナー係は子供たちの遊び場所である子供コーナーとさらに付加的に割当てられている浴室および通路との清掃にあたり、後者の体操係は、毎朝7時からAデッキで行なわれる船客および船員合同のラジオ体操のリーダーをつとめるとともに、その前後に、プールや、ゲームを行なう甲板等の清掃・整備およびプールへの給水または排水の作業などに従うのである。

とりわけ早朝からタンツ勤務に服するものとしては上記の人たちがあげられるのであるけれども、実は、このような少数者のみならず、他の大部分のもの、つまり司厨関係部員のほとんどすべてが、大体7時頃までに、それぞれのきめられた早朝作業につくといつてよいこと以下のとおりである。

6時半からの組……ラジオ体操が終ったあと大部分の船客——特にエコノミー・クラスの船客——がバーにおもむいて喫するモーニング・コーヒー・サービスの準備・作製・提供と後片付けを任務とする“マリーン・

メード”と売店係のもの、およびキャビン・ボーイの一部——一等船客に対しては各自の船室へモーニング・コーヒーを運んで行くならわしがあり、それを担当するボーイたち。さらに一等船客用のキャビン食卓の準備或いはエコノミー食堂へ出す朝食の盛りつけや運搬などのいわゆる配膳作業に従うパントリー係。

6時45分からの組……メス・ルーム係および部員食堂係

7時からの組……キャビン係のボーイ（一部）およびエコノミー食堂のウェイトレス

最後に、それ自体は、必ずしも客船だけの特色だといいい得ないことでもあるが、上記した司厨関係の事務部員のタンツーよりも、もっと早い時刻に起き出して働いている事務部員が、外になお多勢いること、換言すれば、より早いタンツー勤務のものがいるということを忘れてはならない。調理手または調理員という、いわゆるギャレー係・調理部門のものたちである。實際上、上述した船客への朝食サービスも、ギャレーにおける調理作業があってはじめて成立することであり、船客といわず、乗組員といわず、朝食を作ってくれる人たちがいなければ、朝の御飯がたべられないことは、陸上の一般家庭の事情とほぼ同じである。

② スカッパー作業の繁忙

客船であれ貨物船であれ、船舶の構造上、雨水はもとより、洗面所・浴場・便所・プール・調理室その他各所からの排水・汚水ないし不要水液のすべてはそれぞれの排水口（scupper）または排水管を通して船外に排出されるようになっている。もしも、こうした汚水づまりが放置されたり、それに基因した漏れ水が船内、殊にハッチ（船艙）に流れ込んで積荷等を汚損することとなつては大変である。だから、何処かにちょっとしたつまり現象ができて直ぐに修理・解放の作業がはじめられるし、また、はじめられなければならない。この排

水管等の修理作業を通常スカッパ（作業）と呼んでいる。既述したとおり船齢20年に近い老朽船であるということが、むしろ最も大きくかつ有力な原因であることは確かだが、「ぶらじる丸」は、旅客船、とりわけ、南米移民輸送船であるということから、排水口・排水管のつまり現象が甚だ多発し、その修理・開通工事のために、大工さん（カーペンター）はじめ甲板部員の多数が、またその他の船員たちも右往左往し、大汗をかくという事態が再々見受けられた。筆者が一等航海士に対して“本船乃至旅客船における甲板部作業の特徴といえは何か”と質問した時、即座に“スカッパ作業が大変多いこと”という答えが返ってきたのも至極もっともなことだと感じられた。

旅客が乗っておらず、また乗組定員数も明白に少ない貨物船に比して、旅客船では、排水の量そのものが多いから、従って、排水管がつまる場合とそのために必要な修理作業とがより多くなるということは容易に理解され得よう。そのうえに、「ぶらじる丸」は、日本から南米等への移民・移住者を運ぶことをそもそもの目的として造られ、運航されてきた船であったこと、さらにまた、第二次大戦後の、乃至最近の労働事情に基づく船員確保上の問題もあること、しかも、幾度もくり返すようにすでに老朽化せる船であること等の事情から、さらに多くの排水管つまり現象とその取除き作業の必要が発生する運命を背負わされていたのである。

すなわち、まず第一に、日本の農村地帯の出身者、もしくは、海外移住者の比較的多くあらわれる地域・地方において農業関係の仕事に従事してきた人たちであり、それ故、航海とか船とかに馴染む機会もおおのずから少なく、いわゆる船酔いにもかかり易く、その結果、ゲロとかヘドとかを吐いて洗面器や便器をつまらせてしまうおそれの甚だつよい人たちが、乗客の中心であり、主要構成者である。海国日本というような言葉も時に使われたりすることがあるけれども、大体において、日本人はむしろ船に弱い人種ではないかと私には思われる。海や船とほとんど無関係・無縁な山国・奥地に住んでいるものはもち論、

海辺に住み、或いは船という交通手段に頼らざるを得ない境遇の人々であっても、海をこわがり、船を敬遠する老若男女は実際上わが国で意外と多いのである。いわんや、太平洋や大西洋を横断航行するという大がかり且つ長時間の航海に出かけるということになると、すでに気持ちがうわずるか、もしくは縮んでしまっており、ちょっと天候が変わって風が吹き、白波が立ち船がゆれる状態に立ちいたると、たちまち、シーシックの重病人となる場合が甚だ多いようだ。実際、「ぶらじる丸」が神戸を夕刻に出発して翌日早朝名古屋に入港するまでのほんの半日・ひと晩ほどの間、しかも、より厳密に言えば、紀州沖・熊野灘をまわるごく短い時間の間に南方海上の台風——台風の消滅という方が正確だった——から微弱な影響を受けたとき、神戸から乗込んだ130余名の船客の半分以上が、ゲーゲーやった結果、エコノミー・クラスの洗面所・トイレのほとんどがつかまってしまったそうである。（実は船客のみならず、次のごとき事情のため、本船の乗組員の中にも幾人かは、ゲロをはいたらしいが……）ゲロをはくのは仕方ないとしても、その後始末、つまり、便器や洗面器の水を流すことを忘れ、むしろ、それどころでない心境・状態であつたらしいことが、船酔い汚物の水づまり現象をもたらしただけである。このために、名古屋に入港し同港で積揚荷役をしている間中、甲板部員たちは、上記排水管づまりの解放・修理に大汗をかいたと後で聞いた。

上述した移民もしくはその他船客たちの船酔いにもとづいて発生する排水管づまりと、そのためのスカッパ作業の外、本船乗組員それ自体の中にも船に弱いものがおり、洗面所や便所をよごしてスカッパ作業を必要ならしめることも少なくないといわれる。一見考えられそうにないことだが、すでに述べた本船乗組員の構成、たとえば、ウェイトレスとして10数名の若い女性が乗組んでいるという事実を思い浮かべてもらえれば、海に強い船員ばかりではないこと、逆に、ゲーゲーやってスカッパ作業を必要ならしめるおそれのある乗組員もかなりいることが理解されるであろう。

最後に、本船が、いわゆる船舶としての耐用年数をこえた老朽船であったことも、当然、繁忙をきわめるスカッパ作業の有力な一原因をなしている。上述したような乗客もしくは新米的船員の不注意・不馴れにもとづく排水管・排水口のつまり現象といえども、もし新造船や優秀設備の船であったなら或いは防止・軽減できたかもしれない。だが、もうすぐ寿命だという船であり、間もなく本航路・旅客輸送サービスから離脱することが明らかだという船であっては、思い切って悪い排水管部分を取り替えようということにはならず、何とか一時しのぎ・その場つくろいで行こうということになりがちである。そのことは、排水管ないし排水口のつまりというよりか、むしろ雨水乃至不要排水の浸蝕・水もれから、ハッチへの洩水・積荷被害の心配が生じたり、一部機械に故障が起ったり、その他船内・室内や甲板上に水たまりができていたりしていたことから充分推測できるところであった。

要するに、古い船であり、且つ、船旅に馴れない船客・船員が多かったということから「ぶらじる丸」においては、スカッパ作業がひんばんであり、大工さんや甲板部員はもち論、ときには、無線部・機関部の人たちも管づまりやそれに起因・関連したトラブル排除に大忙しの日々を送っていた。自慢はもとより、余り強調すべき特徴ではないであろうが、やはり、ひとつの注目すべき事柄＝船内作業であった。

排水管づまりを直すスカッパ作業とは区別される作業・仕事であるけれども、實際上、ほぼ同じ人たち（甲板部員）が担当・実施する木甲板の手入れ作業乃至デッキ・コンポジション (deck composition) 作業も、老朽化せる旅客船なるが故に宿命的な、多発する仕事であるようだ。

新造船・中古船の別なく、旅客船では歩行の安全確保をも目的として木甲板や木製階段の板の取り替え——前者木甲板についていえば古い凹んだ板を厚み2 cm、長さ2 m にわたって削り取り、そのあとへ新しい板をはめ込む——作業が行なわれ、これも亦、“大工さん” と呼ばれる甲板手が甲

板員たちを指揮・指導してやる重要な一作業である。ただ、「ぶらじる丸」のような老朽船となると、こうした木部の腐蝕はかなり進んできているわけで、雨がふると、甲板の下の方まで浸蝕して、鉄板部分をも損傷するおそれがあり、また、木と鉄板との間を流れてハッチに伝わり、積荷を汚損する心配も多いという。これを防止するために deck composition 作業と称される木甲板浸蝕部分のセメントづめ作業が行なわれるのであって、筆者も本航海中何回・何箇所かそれを実見する機会をもった。上述したスカッパ作業と同様、船の老朽化につれて増大する傾向のある甲板部関係の作業といえよう。

Ⅱ 船客サービスの実情

——事務部作業の具体的内容——

事務部が担当し遂行している仕事・作業のなかには、乗組員・船員に関するものも、もとより含まれているけれども、客船、さしあたって「ぶらじる丸」における事務部の担当業務作業の主内容ないし主たる対象は、船客に対する各種サービスだということができる。実際、次席事務員（士官）が中心となって「事務室」において処理・措置される、それ自体独立的なもしくは純然たる乗組員関係の事務と思われるもの、すなわち乗組員の給与支給ならびに福利厚生に関する事務といえども、片道約1ヶ月半・往復約3～4ヶ月に及ぶ一航海期間中、毎日々々、かつ、朝から晩まで、暇なしに働かねば果たし切れないというような仕事ではない。また、船長はじめ士官たちの個室の清掃整備や、士官たちおよび部員たちへの給食・調理といった諸業務は、むしろ、より多数であり、かつ、それへのサービスこそが自己本来の本務だとされる船客に対する事務部門の仕事、さしあたって、その司厨部員および調理部員が遂行するサービスとしての作業に随伴して——この言葉が悪ければ、その中に包含された形態で——行なわれるといっていよいであろう。

乗船しているキャビン・クラスおよびエコノミー・クラスの船客に対して、
1日3度の食事を調製し、提供すること、⁽²⁾ 彼等の居住する部屋およびベッド・
寝具の清掃整理を行なうこと、廊下・階段・ロビー又は社交室・娯楽室・展望
室・子供部屋或いは浴室・洗面所・便所等々を清掃整備すること、下船時の諸
手続事務をとり、また上陸・見物の世話をすること、航海中の娯楽行事・催物
等を計画実施し、或いは子供たちの勉強・遊びの世話をすること等の対船客サ
ービス業務こそが、士官6名・部員62名を定員数とした「ぶらじる丸」事務
部の活動の主内容を形成していたことは確かであり、この定員とは別に、4名
の外部企業から派遣されてきた専門技術者を特に乗組ませて、いわゆる散髪・
パーマ・クリーニングのサービスを提供するという方法も、全く、同じ対船
客サービスの目的から採られたものと解してよい。ただし、敢えて一括的な
いは例示用に表現しようとするれば、上のように言いあらわすこともできよう
これら船客サービスのより具体的な内容・中身については、世間一般はもち
論、われわれ海運専攻の研究者たちの多くも、必ずしも充分正確に、また精緻
に知得・理解しているとは思われない。筆者自身、乗ってみて、自分で見聞体
験して、はじめて知得したところ・ことがらも少なくなかった。そうした自己
経験からもいまい少し具体的・内容的に、「ぶらじる丸」事務部の船客サービスの
の在り方＝現実を以下に紹介・説明しておくこととしたい。

① 士官クラスの仕事と普通部員の仕事

まず手始めに、事務部の仕事＝担当業務というものの中には、士官クラスの
ものが主として担当し遂行する仕事と、司厨長以下の普通船員（事務部員）た
ちがもっぱら実行し、引受けている仕事との別があることに注意を喚起し、前
者について簡単に解説しておこう。

(2) モーニング・コーヒー・サービスと呼ばれる起床後・朝食前のコーヒー乃至紅
茶の提供や午後3時頃の同様の供茶サービス等もあるけれども。

事務長・首席事務員（事務長補佐）・次席事務員の3人の男性と、女子事務員3人との計6人をかぞえる事務部士官たちが遂行する船客サービスというのは、前にも述べたように、大体、①乗客の乗船・下船に関する事務、②船内におけるよろず相談ごとの承り、③郵便物の引受けと配布ならびにハガキ・切手類の販売、④現金・貴重品・旅券等の保管と出し入れ、⑤娯楽・慰安のための、乃至慣行の催し物の企画と実行と準備・後片付け、⑥途中寄港地における上陸や観光の世話ならびに出入国管理事務等の援助などに分けられよう。要するに、乗り込んでくる船客の受け入れと、下船するお客の送り出しに関する事務、および、船中における諸種のサービス業務である。そして、それらは一定の手順・方式に従って処理・遂行され得る比較的単純な仕事のようにも思えるが、実際は、必ずしも簡単容易な仕事でもなく、また、やり方のきまりきったことがらでもない。欧米諸国の豪華客船の場合に比べれば、確かに、ずっと苦勞も少なく、仕事量も小さいであろうけれども、「ぶらじる丸」の士官たちの気苦勞ならびにサービスの量は決して僅少ではないのである。日本から南米乃至北米へ行く移民たち、つまり日本人または日系移民（その子孫を含む）というものが本船々客の中心であるとはいっても、「ぶらじる丸」には、日本の港もしくは外国の港から、各国の国民・人種が、船客として乗船してくる。同じ日本人であってさえ、いわゆる移民・移住者ばかりでないし、また、日本から出かける人としばらく外国に居て日本へ帰ってくる人、都会育ちの人と田舎出の人、さらには、北海道・東北の出身者と九州・沖縄からの人といった違いがあり、ひとつの日本語のいい方では、通じ兼ねるという場合も敢えて無くはない。いわんや、日本語の通じない外国人が少なからず乗っている。しかも、英語という日本人にとって最もポピュラーで身近な外国語では通じない南米

（3） 寄港地で支店や代理店を通じ郵便物を授受する方法がとられており、乗客たちは事務室のカウンターに置かれている郵便箱の中へ手紙・葉書を自ら投入するか、事務員に手渡せば郵便局へ出してもらえ、又、船へ配達されてきた郵便物等を同所で受取ることができるのである。

系の国民がかなり重要な船客層を構成している。端的には、スペイン語・ポルトガル語の方がより多く使われねばならぬ状態である。もち論、その他、男性と女性、年寄りと若者、大人と子供の混合状態でもある。

およそ、こうした複雑な船客構造の中で上記のごときサービスと業務を遂行するわけだから、「ぶらじる丸」の6名の事務部士官の役割と仕事は、勢い、きわめて複雑化・多面化乃至多様化せざるを得ない。ひとつの言葉だけ、ひとつの表現ややり方だけでは明らかに不十分であり、色々な人たちに対し、また色々なことから対して、いくつもの対応・処理の仕方を考え且つ実行することが必要となるのである。

国籍も違い、言葉も、風俗習慣も異なる人たちに対し、また、年齢・性別の差や理解力・対応性等の相違が明らかな船客たちに対して、幾通りもの対応・処理を考え、現実のサービスを行なわねばならないのは、実は、事務部の士官たちだけではない。司厨長以下の事務部普通船員——事務部員と総称——も同様である。日本語だけの説明対応、もしくは、日本人向けのサービスの仕方のみでは、「ぶらじる丸」の事務部員の仕事——司厨関係であれ、調理関係であれ、その他サービス関係であれ——は、とてもつとまらないのである。

早い話が、船客の大部分が日本人だからといって日本食＝和食の朝・昼・夕食を調製し、提供することで済むわけではない。反面、外国人であって日本食を希望するものもいる。しかも、そうした外国人で箸を使えるものと、ナイフ・フォーク・スプーンでないと駄目なものとのがいる。また、味噌汁やスープを大きな音をたててすすったり、ナイフ・フォークをカチャカチャさせて平気な日本人と、これを不作法・無神経だとしながら、一方食事中平気で鼻をかむ習慣の外国の紳士淑女とが、一緒の食堂、時に同じテーブルで食事するのが本船の建前でもある。かくて、食事を作る役のものも、食堂でサービスする立場のものも、このように雑多な人間構成・十人十色の思考と嗜好を念頭に置きな

がら、その都度・そのこと・その人に応じたサービスを提供しなければならないのである。

乗客の複雑多様な構造・構成のゆえに、事務部の普通船員も士官とはほぼ同様な苦勞を味わい、色々と配慮して各種かつ現実のサービスを提供しなければならないことは上述のとおりであるが、事務部の士官が担当する仕事と普通部員が担当する仕事との間には、もとより、ある程度明白な区別・相違がある。前者、なканずく、部門全体を管理統率する立場の事務長或いは事務長補佐は部員たちの担当遂行する仕事・サービスの全般について監督・指導の責任を負う立場にあることを別にすれば、士官たちは、いわば事務的な業務——庶務・会計乃至営業的な——をいとなみ、後者、普通部員たちは、いわゆる現場における各種実際サービスの提供にあたるという言い方が許されるかもしれない。そして、士官たちの担当する事務乃至事務屋的な仕事のやり方、それ自体は、いわゆる陸上企業の事務員・サラリーマンのそれと、そう大きく違ってはいない。

では、事務部の普通船員たちが日常担当し遂行している船客サービスとは一体どういう中身のものか。これを以下説明するとしよう。

② 現場（普通部員）の船客サービスの実態

事務部員たちが担当し遂行する船客サービスは、大別して、次ぎの3種類に分けることができよう。

イ) 給食サービス

ロ) 居住サービス（客室等の整備）

ハ) その他のサービス

世上、人間生活について衣・食・住の3分類3区分がよく用いられるが、この中のととのふたつ「食」と「住」とが、船内における生活にとり重大な関係をもつのであって、なканずく、船客サービスの中核を形成するといえる。

けだし、「衣」すなわち各人が着用する衣類についてまで、船＝海運企業はサービスすることはせず、船客めいめいの自弁自給にまつというのが旅客船の世界一般の慣行であるからである。だが、朝・昼・晩3回の食事をはじめ、コーヒー・紅茶・日本茶もしくはおやつのカッキー・菓子等は、すべて船側において調製され、各船客へ提供されるのが建前である。いわゆる袋入りのセンパイや箱包みのキャラメル・チョコレート類、瓶詰乃至缶入りのジュース・ビールなども、船客自身が陸で買い込み船内へ持ち込んだものを除けば、船内の食堂か売店もしくは自動販売機で購入してはじめて飲食できるわけである。他方、わが家、殊に日本式家屋で寝ると船内の一等もしくはエコノミー・クラスの船室で寝るとでは、かなり大きな違いがある。日本の客船（移民船）であっても、今日では、いわゆるベッドに寝るのであり、蒲団・毛布といったものを使用することはしない。当然、いわゆる万年床式の敷きっぱなしというようなことは共同生活上許されることではない。それどころか、単独のベッドであれいわゆるかいこ棚式ベッドであれ、船のベッドの作り方——寝るための用意——すなわち、毛布やシーツの包み方やたたみ方は、大半の船客にとって、おそらく初めての体験であろう。しかも、体験したからといって自分で旨くできることでもない。また、汚れたから洗おうとか干そうとか思っても、とても、自分の手に負えるものでもない。その他、船室内の掃除はもち論、洗面所・便所・風呂場や廊下・階段、さらには、娯楽室・休憩室等々の清掃整備もまた、事務部員の手で行なわれなければならない。つまり、「住」の方も、船側のサービスに全面的に依存せざるを得ないのである。

上記「食」と「住」の両サービス以外にも、船客の船内生活上必要不可欠と思われるものがあり得る。上で一寸ふれるところがあった洗濯もそのひとつである。女性の美容・男性の散髪というサービスもそのひとつである。子供たちのための遊びとある程度の勉強の指導にあたる、いわゆる幼稚園の保育さん役のような仕事＝サービスも必要である。他方、長い船旅の退屈をなぐさ

め、また運動不足を補うための催し物——スポーツ競技乃至運動会・音楽会・映画またはゲーム遊び、或いは赤道祭り・お別れパーティ等々——も計画され実行される。すべてこの種サービスのために、特定のサービス係乃至準備係・世話係が必要であることはいうまでもなく、それが専門の職種として設定されている場合もあり、また、副業・副次的乃至追加的なサービス業務・任務として事務部員たちの手で担当され、遂行されることもあるのである。

イ）給食サービス

「ぶらじる丸」で船客が受ける給食サービスの具体的な中身もしくは種類としては毎日の朝・昼・晩3度の食事と朝食前のモーニング・コーヒー・サービスおよび午後3時頃からのアフタヌーン・ティー・サービスの外、航海中数回実施される特別パーティ⁽⁴⁾での飲食物の提供などがある。（請負業者がパーおよび軽食堂で提供・販売する飲食物や自動販売機のそれは除く。）ところで、いま、3度の食事を例にとつて言うに、船客たちは、通常、サロンかエコノミー食堂の食卓に坐っていて当該給食サービスの提供を受けるわけで、いうならば、眼の前にお膳なり、料理の皿・カップなりが並べられる作業とそれらが引きとられる作業、すなわち、食堂勤務のボーイ乃至ウェイトレスの働き・サービスが、いうところの給食サービスのすべてであるかの如くに思える。少なくとも、船客たちの眼にふれる最も直接且つ具体的な給食サービスであろう。このことは、時に、そのような配膳・配給乃至後片付けの作業・サービスに先き立って、まず、食べ物に調理調製される段階、したがって、そうしたサービス・作業があること、次いで、調製・料理された肉・魚・野菜・パン・米飯等を1人分の皿や碗に切取ったり・盛りつけたりする作業・段階、いわゆるパントリーの仕事があることを忘れさせかねない。現に、そうした調理部門・ギャラリーやパントリーで働いている船員が別にいることを知らず、食堂

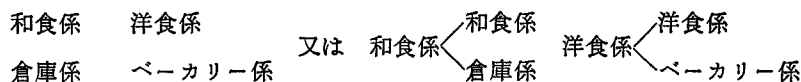
（4） 横浜出帆後とロスアンジェルス出帆後の2度開かれた「乗船歓迎カクテル・パーティ」ロスおよびリオデジャネイロ入港前に催された同様2度の「さよならカクテル・パーティ」日付変更線通過記念夕食会、赤道通過記念夕食会等々。

のボーイ乃至ウェイトレス、要するに司厨員乃至司厨手が、何処か台所のような所で御飯を炊き、料理を作って、できたものを食卓に出すのだと真面目に信じ込んだまま下船したブラジル移住者数人にその後出逢ったものである。

だが、改めて述べるまでもなく、調理室（ギャレー）における料理調製のサービス、および、パントリーにおける配膳・盛りつけ等のサービスと、食堂・食卓での食事（給仕）サービスとが合体したものが、船での給食サービスである。中間段階的なパントリーでの仕事・サービスが、時には、食堂の給仕につくボーイたちによって補助的に行なわれる場合もあり得ようだしこのパントリー担当のものも、食堂係もしくは客室係のボーイ・ウェイトレス等と同様、司厨手または司厨員と称されているけれども、各種のなまの材料から色々な料理・食べ物を調製して行くギャレー・調理部門は、名称的にも、作業内容的にも、別個独立の存在であり、給食サービスの有力な構成部分だといわねばならない。

④ ギャレー（調理部門）の実情

ギャレーに勤務する船員は、前述のように、司厨手・司厨員とは区別して、調理手・調理員の名称で呼称されるが、内部において、さらに以下のごとく和食調製グループと洋食調製グループ等に細別されている。



調理手6名と調理員10名（本航で欠員1名あり実員9名）の計16名で構成されるこの部門は、慣例として、次ぎの3役の指導制の下に、日常の作業・業務を遂行する。

和食主任……通称	親爺
倉庫係………	倉庫番
洋食主任………	チーフ

現実には、和食主任が、同時に調理部門全体の統率者を兼ねており、また、

洋食主任は、いわゆるメイン・ディナー（主料理）または特殊料理の作製にあたるといわれる。和食グループは、上掲親爺と倉庫番の二役をふくめて8名、洋食グループはチーフ以下6名。ただし、チーフの指揮下に入っていることは確かなようであるが、調理手1名と調理員1名のふたりが、一応別個な係の形で、パンおよびケーキ・菓子の作製に専門的に従事し、通常「ベーカリー」の担当・係とされている。

なお、和食グループの内部において、魚切出し・野菜切出し・ライスボイラーの担当という一層内部的な分担・区別があるともいわれるが、ひっきり、和食的な各種のおかずと米飯の作製を分担・分業して行く態勢のものだとみてよからう。

⑥ 配膳サービス（パントリー及び食堂サービス）の実情

調理室において作製された飲食物は、パントリーに運ばれて船客一人一人の膳または皿小鉢類に盛り分けられ、そのあと、いよいよ、ボーイもしくはウェイトレスによって船客それぞれの目の前・食卓上に提供・給仕されることは前述したとおりである。

相手の数が少ないことから、キャビン・クラス（一等）の船客ならびに船長以下少数の幹部士官⁽⁵⁾に食事を提供する司厨部員たち、つまり、キャビン係の司厨手および司厨員は、この給食サービスとともに、次項に述べる居住サービスも併せ行なう形態がとられているけれども、エコノミー・クラスの船客たちは極めて多人数であり、その居住場所・船室も上下・艙艙方々に分散しており、かつ、食堂にも全部が一度に入って食事をとることができないほど混むときがあるので、いわゆる食堂関係の給食（給仕）サービスにあたるものと、船室その他居住区の清掃整備すなわち居住サービスにあたるものとは別々のグループとされている。したがって、ここで、エコノミー・クラスの食堂にお

(5) キャビンで食事するのは、船長・機関長・一等航海士・一等機関士・通信長・船医および事務長である。

ける給食サービスを担当・遂行する司厨部員というのは、具体的には、エノミー食堂係と同パントリー係とであり、しかも、前者の大部分が「ウェイトレス」と称されている女子船員——職種としては司厨員——であり、他方、後者はすべて男性の司厨員であった。

なお、本船における受持場所別配置区分として「エコノミー司厨手・員」とされていた上記エコノミー・クラスのパントリーおよび食堂担当の司厨部員は下記の内容と人員数であった。

司厨手 1名—エコノミー全般⁽⁶⁾
 司厨員 15名⁽⁷⁾

- 食堂係主任(男) 1名・ウェイトレス(女) 10名
- パントリー係主任⁽⁸⁾ 1名を含む 4名

定員12名の一等船客と船長・機関長・事務長等数人の幹部士官に対してサロン食堂で給食（給仕）サービスを行なうのは、主として、キャビン担当の司厨部員たちであるが、彼等は、前述のごとく、給食サービスのみならず、居住サービス、さらには、その他サービスまで総合的に担当する形態をとっており、いま、給食サービスに限っていえば、建前としては、まず、食卓給仕サービスと、それに前後するパントリーのサービスとに分けられ、食堂係は司厨手1名と司厨員2名の計3名、パントリー係は司厨員⁽⁹⁾2名という構成であった。ただし、上記のとおり、彼等が居住サービスなども併せ担当・遂行する仕組み・形態がとられていることと、他面、事務部員全体の統率者という立場の司厨長およびキャビン・クラス全般の担当責任者とされている「セクション司厨」⁽¹⁰⁾が三度の食事時間の際にはキャビン（サロン）に勤務していること、

(6) 外に賄経理とストア・リストおよび労務関係の業務を兼務している。

(7) 外に、食堂関係リネル庫および映画フィルムを管理し、備消耗品の庫出し業務も兼ねる。

(8) 外に食器庫の管理にあたる。

(9) その内部で、パントリー主任と補佐の区別がある。

(10) 司厨手5名のうち、キャビン担当責任ならびにエコノミー担当責任のふたりが、制服着用司厨手であり、Second Steward からなまった「セケン司厨（しちょう）」の

そして少なくとも後者は、食堂内において司厨員・司厨手の現実の給食サービスを指揮し、しばしば、自らも、その実際作業を行なっている事実から、実際上は、司厨長1名・司厨手2名・司厨員4名の合計7名が協力態勢でキャビン・クラスの食堂およびパントリーの業務・サービスを遂行しているとみてもよからう。

朝食・昼食・夕食のいわゆる3度の食事の外、起床後に各一等船室へ運ばれてくる「モーニング・コーヒー・サービス」と午後3時～4時の「アフタヌーン・ティー・サービス」があり、それ自身、給食サービスの範疇に入れられ得るものであろう。朝のコーヒー・サービスは、大体、後述の「居住サービス」における受付場所により、いわゆるボーイ（司厨員）がそれぞれの船室へ運んでくるが、後者の午後の「おやつ」乃至「お茶の時間」は、「メード⁽¹¹⁾」と呼ばれる女子司厨員1名が交替制でサロン（パントリー）まで勤務しにきて、船客は、各自が適時、サロンにやってきて、彼女から紅茶やケーキ等の提供を受けるという仕組みがとられていた。（なお、キャビン・クラスの給食（給仕）サービスにあたる司厨部員に関しては後述部分を参照されたい。）

ロ）居住サービス

一般的ないい方としては、船客が使用・居住している各船室をはじめサロン・展望室・娯楽室・社交室といった公共用の部屋、および、通路・階段・便所・洗面所というようなところを清掃整備することが客船における居住サービスの主内容を成すものであるといえるのだけれども、この場合の清掃整備という表現のなかには、特に各船室における各船客用のベッドの調整という作業＝サービスがかなりのウェイトをもって含まれていることをまず第一に指摘しておきたい。また、こうした船客に対する居住サービスを担当・遂行する司

名で呼ばれる。

- (11) 女子司厨員14名が、内部的に、エコノミー食堂勤務のウエイトレス10名と朝および午後のコーヒー・紅茶サービス担当のメイド4名とに分かれるが、後者は、2週間交替制でウエイトレスにもどる。

厨部員たちは、副次的であれ、同時に、船長・機関長などの幹部士官その他の部屋の掃除或いはベッドの調整等にも従事していることも了解したい。さらにはまた、下述予定のキャビン・クラス担当司厨部員の居住サービスと給食サービスとの両面勤務性或いは、デッキ担当司厨員やメードの同様な複数サービス遂行性の外にも、たとえば、エコノミー食堂の掃除はいわゆるウェイトレスたちによってほとんど遂行され、子供室のそれは同室担当の女子司厨部員によってなされるなど、居住サービスの作業が、居住サービスの係でない司厨部員によって部分的に行なわれることもあるということを知っておいてもらえば、より精緻な居住サービスの認識・理解に役立つであろう。

上に指摘したような船内各所の清掃や船室内ベッド等の整備・整頓にあたる司厨部員、つまり、居住サービス担当の事務部々員たちの、「ぶらじる丸」における在り方は、次ぎの3つに区分できよう。

- ① キャビン担当グループ
- ② エコノミーのサーヴィング担当グループ
- ③ その他

以下、それぞれについて簡単に説明する。

① キャビン担当グループ

キャビン・クラス（一等）船客への給食サービスに関連して既述しておいたとおり、キャビン・クラス担当の司厨部員は、實際上、給食サービスと居住サービスの両サービスを一緒に担当し、遂行している。換言すれば、エコノミー・クラス担当の司厨部員においては、給食サービス（食堂サービス）にあたるウェイトレス（女子司厨員）と居住サービスを引受けるサーヴィング係の司厨手および司厨員（ともに男性）とは、明確に区別されているのに対比して、キャビン・クラス担当の司厨部員の場合には、その区別は余り明白でも厳格でもなく、同じ部員がふたつのサービスをあわせ行なうという仕組みがとられていたのである。

具体的には、6室ある一等客室のふたつ(2室)づつがひとりの司厨部員——ひとりとは司厨手、他はふたりとも司厨員であったが——の受持分として割当てられていたけれども、この司厨部員は、3人とも、前項「給食サービス」における食堂(給仕)係であった。⁽¹²⁾ 彼等が行なっている居住サービスのうち、船室に関するものとしては、まず、室内および隣接の浴室兼洗面所兼便所の清掃、必要物品の補給と取替え、ベッドの用意乃至整頓に関する作業がある。後者のベッド関係の作業・仕事は、一見単純なようで、その実仲々興味深いものがあった。毎朝、おおむね朝食後に、ベッドの整頓整理、端的には起きたあとの始末をし、夕食前に、ベッドの用意すなわち寝るための仕度をするのが作業の内容だといってしまうとそれまでのことであるが、特殊な船のベッド、殊にその毛布やシーツの扱い方というものは、いわゆる日本式の蒲団のたたみ方・敷き方とは大きく違うし、また、ホテルにおいて、毎朝前夜の客が使ったシーツ類を新しいものと取り替え、且つ次の客がすぐ寝れるような状態に毛布・シーツをととのえ、ベッドカバーをかぶせておくという一泊主義的ベッド処理方法ともかなり異なるわけである。すなわち、ひとりの船客の長期利用がむしろ建前というべきベッドの用意と整理の作業・サービスであり、しかも、そうしたベッドに囲まれた部屋でしばしば他客と共同の昼の生活をして行く条件に合致するよう配慮しなければならないものであるが故に、ベッドの整頓なかなづく毛布の処理には特段の工夫が加えられる。数十種どころか二百乃至三百種類もあるという模様・型の毛布のたたみ方は、さながらベッド上の生花の感があり、筆者には毎日の楽しみとさえなったものである。

素人眼には一番大きな仕事と思われる上記朝のベッド片付けが済んだあと、室内および浴室等の清掃などが行なわれ、夕方、おおむね夕食前か夕食時間中

(12) この3人は、他方、サロンにでてくる幹部士官の居室の清掃整頓も1人2室受持制で担当していた。

なお「給食サービス」関係にあってパントリー係に属した2司厨員は、船医と司厨長の居室を1室づつ受持っていた。

に、花模様に飾った毛布を一番上に重ねるか、かぶせるかするとともに、枕などを一寸手直しして、船客がいつでもベッドに入れる状態にするための簡単なベッド調整作業がある。これらがキャビン・クラスの居住サービスの主要にして経常的な内容といえることができるが、他面、それは、エコノミー・クラスにおける同種居住サービスの中身ともほとんど差異はないと考えられる。

臨時的ないし付加的には——特にキャビン・クラスの場合——病氣・怪我など何等かの事情で食堂に出て行けない船客のために食事その他を船室まで運び込み、また、引きとるといようなサービスも彼等によって遂行されるし、航海中の各種催物・娯楽の案内や、そのための衣服・小道具等の配布と回収、さらには、⁽¹³⁾クリーニングの世話など無数の船客サービスがあり得る。必ずしも居住サービスといえないものもあろうが、キャビン・クラスの船室乃至船客へのサービスであり、担当ボーイによって遂行される外ないものである。

⑥ エコノミー・クラスのサーヴィング担当グループ

全部で6室、定員12名の一等船客とはケタ違いに大きなエコノミー・クラスの船客に対する居住サービス、さしあたって彼等の船室の清掃整備のためには、専任の司厨部員5名が充当されている。エコノミー・クラスの船室は、全部で94室、その収容定員は348名であり、船室の種類としては2人部屋・4人部屋・6人部屋・8人部屋の4つがあるそうだが、全体の80～90%は4人部屋といわれる。これだけ多数の部屋数・船客数、したがってベッド数に対して、司厨手1人——サーヴィング主任——と司厨員4人の計5人というサーヴィング・グループ（通称客室係）の規模は、見方によっては過小にも思える。ただし上記6室12名のキャビンクラスに対して3人という一等客室係の規模に比べると、エコノミーの客室係は1人あたりの船室数・ベッド数が明白に多いから

(13) キャビン・クラスでは、クリーニングに出したいものはボーイに頼めばもって行ってくれ、出来あがれば部屋へ届けてくれるし、代金の支払いもボーイを通じて——下船時——なされる。しかし、エコノミー・クラスの船客は、所定の場所に自らが持参し、また、代金引きかえで出来あがり品を受領する。

である。ただし、キャビン・クラスにおいては、前述のごとく、客室係すなわち居住サービス担当の司厨部員は、同時に、給食サービス、いいかえれば食堂関係の仕事、その他様々なサービス業務をあわせ行なうシステムであり対して、エコノミー・クラスにあっては、食堂つまり給食サービスの担当者と客室係とは明白に分業化しているし、更に、バス・トイレ・廊下・階段乃至社交室その他諸公室の清掃整備にあたる別の司厨部員たちも存在する。その限り、エコノミーのサーヴィング担当グループ5名は、ほぼもっぱら、⁽¹⁴⁾エコノミー・クラスの船室の清掃とベッドの調整という限定的なサービスに専従するのであって、他に比し必ずしも負担過重といえないかもしれぬ。彼等が現実にいとむ客室清掃サービス乃至ベッドの整備・用意の作業は、前項キャビン・クラスの居住サービスとはほぼ同様であり、重記することは避ける。

◎ その他

居住サービスそのものを単独且つ直接的に行なうわけではないが、「ぶらじる丸」においては、下記の司厨員たちも、船客に対する居住サービスの仕事を分担・遂行している。

デッキ担当の司厨員

メイド（女子司厨員）

デッキ担当の司厨員（男子）は、主任務として、毎朝ラジオ体操のリーダーをつとめ、また、輪投げとかデッキ・ゴルフ等々の諸遊技（スポーツ）の世話をする役であるが、附随して、遊技甲板やプールの清掃並びに給・排水業務を行ない、且つ、一等船室の廊下（通路）および便所・浴室の掃除——居住サービスに属せしめ得よう——を担当する。

(14) ごく一部、食堂（キャビン・エコノミーとも）のメニューの作製と配布とを分担業務として引き受けており、又、任務担当表の上では、案内所勤務に服し、種々の催物の準備にあたることになっているようだ。（もっとも、こうした業務は私の見たかぎり、3人の女子士官によって担当遂行され、サーヴィング担当の司厨部員の姿は認められなかった。）

4名のメイド⁽¹⁵⁾（女子司厨員）は、モーニング・コーヒー及びアフタヌーン・ティーのいわゆる供茶サービス——給食サービス——に主として従事するのであるが、同時に、居住サービスに属する船内（エコノミー・クラス）客室前の通路・階段・便所・浴室ならびに休憩室・展望室・社交室等々の集会場の掃除という仕事も担当している。

ハ）その他サービス

はじめに述べたように、長期の船旅のためには、散髪・美容やクリーニングのサービスも必要であり、全部集まれば軽く数十名に達する子供たちの勉強と遊びの相手（世話掛）も欠かすわけに行かない。比較的廉価な酒・ウィスキー・ビールもしくはコーヒー・紅茶を提供するバー・サービスや、若者たちおよび外人船客に人気があるというラーメン・お茶漬を出す軽食堂⁽¹⁶⁾の経営も現実に行なわれていた。これらのうち、「ぶらじる丸」の正規船員としての定員があり、採用されていたのは、子供室担当の女子司厨員1名だけであり、他のクリーニング担当の男子2名・バーおよび軽食堂係の男子2名と男子理髪師1名・女子美容師1名は、専門職もしくは当該勤務用人員として、外部企業より派遣されてきた人たちであった。後者のものは、形式的に船員の定員を利用して配乗しているわけで、厳密には、臨時船員であって、決められた任務・サービスにのみ従事する。

子供室担当の女子司厨員とて、女であるから一定期間勤務すれば陸に上ってしまうであろうけれども、一応、正規の船員として採用され、保母的な主任務⁽¹⁷⁾の外に、若干の業務を割当てられていた。

(15) 給食サービスに従事するウエイトレスおよびメイドの中で、2週間交替制のメイド担当が決められることは前述したとおり。

(16) 兼麻雀室・カード室

(17) 女子司厨員の居室前の通路および彼女ら用の便所・浴室の掃除。

米国多国籍企業と米国経済

—— R. B. Stobaugh 教授とそのグループの分析——

井 上 忠 勝

は じ め に

ハーバード大学経営学大学院、通称ハーバード・ビジネス・スクールは、1971年9月、米国商務省国際通商局と契約を結び、米国の多国籍企業による対外直接投資が米国の国際収支および雇用に対して与える影響について事例研究を行った。そしてその成果を報告書『米国多国籍企業と米国経済』（1972年1月）としてまとめあげた。⁽¹⁾

ハーバード・ビジネス・スクールを代表してこの研究を推進したのは、同スクールの Robert B. Stobaugh 教授であり、彼に11名のものが協力した。⁽²⁾ Stobaugh 教授はハーバード・ビジネス・スクールの Raymond Vernon 教授の門下生である。Vernon 教授は国際間における商品および資本の移動に関する製品サイクル理論の提唱者として著名な人であり、この理論を一つの有力な分析用具として、1965年以来、フォード財団の資金的援助のもとに、「多国籍企

(1) Robert B. Stobaugh and Associates, Harvard Business School, *U. S. Multinational Enterprises and the U. S. Economy: A Research Study of the Major Industries that Account for 90 Per Cent of U. S. Foreign Direct Investment in Manufacturing*, Boston, Mass., January 1972. 後にこの報告書は、U. S. Department of Commerce, *The Multinational Corporation: Studies on U. S. Foreign Investment, Part 1*, March 1972 に “U. S. Multinational Enterprises and the U. S. Economy” として収録された。

(2) 彼らは、ジョージア州立大学助教授 Jose de la Torre, Jr., ハーバード・ビジネス・スクール准教授 Robert H. Hayes, 同助教授 Rita M. Rodriguez, 同講師 James V. Jucker, ワシントン大学助教授 Richard W. Moxon, および6名のハーバード・ビジネス・スクールの博士課程在籍者である。

業と国家」プロジェクトを推進しつつあることは、すでに別の機会に紹介したところである。⁽³⁾ Stobaugh 教授はハーバード・ビジネス・スクールの博士課程に在籍の頃よりこのプロジェクトに参加し、1968年には Vernon 教授の指導のもとに博士論文 *The Product Life Cycle, U. S. Exports, and International Investment* を完成した。その後、『ハーバード・ビジネス・レビュー』その他に多国籍企業に関する数々の論文を発表し、また最近では Vernon 教授の編集にかかる『ハーバード多国籍企業シリーズ』*The Harvard Multinational Enterprise Series* の第3冊として *Money in the Multinational Enterprise: A Study of Financial Policy* を共著で出版したほか、近く *The Multinational Enterprise and the Petrochemicals Industry* を刊行する予定である。

Stobaugh 教授が、11名の協力者とともに、商務省の委嘱を受けて行なった、米国多国籍企業の対外直接投資が米国経済に対して与える効果についての事例研究は、この種の問題に関する他の研究に比して、次のような特色を有している。

第1。米国に本拠を置く多国籍企業による対外直接投資が、米国の国際収支に対して与える影響ばかりでなく、米国の雇用に対して及ぼす効果についても考察している。

第2。Stobaugh 教授にかぎらず、Vernon 教授を中心とするグループ一般にみられる特色であるが、米国多国籍企業の対外直接投資が米国経済に与える影響を考察するにあたって、製品サイクルないし製品ライフサイクル理論に拠り所を求めている。あらかじめ、この理論について簡単な説明を加えておこう。⁽⁴⁾

(3) 拙稿「ハーバード大学におけるフォード財団の援助による多国籍企業プロジェクトについて」(神戸大学経済経営研究所『経済経営研究年報』22号1, 1972)。柳原範夫「Harvard Business School における “*The Multinational Enterprise and the Nation State*” Project について」(『産業経済経営論叢』第8巻第1号, 昭和48年6月)。

(4) 国際間における資本および商品の移動に関する製品ライフサイクル理論については Raymond Vernon, “International Investment and International Trade in the Product Cycle,” *Quarterly Journal of Economics*, May 1966, R. Vernon, *Sovereignty*

製品サイクル理論によれば、一定の工業製品が、“new product”の段階から、“maturing product”の段階へ、さらに“standardized product”の段階へと発展するにともなう、各種生産要素のもつ相対的重要性は変化していく。

まず、新製品の導入段階では、一般に先駆的需要者は、後の段階の需要者に比して、価格に対し比較的鈍感である。またこの段階では、しばしば各種各様の特性を持った製品が出現し、しかもそれらの特性を比較する規準がいまだ確立されていないために、需要者は製品の価格を直接比較することができない。したがってこの段階では、生産者にとって、製造原価の低い所を特に探し求める必要はない。むしろこの段階では、市場において最終的に受け入れられるべき製品特性を探索するために、市場との間の絶えざる情報交換が必要である。そこで新製品の生産は、市場とのコミュニケーションが迅速かつ容易に行なわれる場所、つまり新製品を必要とし、したがってまたその開発を促した市場にもっとも近接した所で行なわれることになる。アメリカ市場の特殊な要求に対応して生まれた労働節約的・高所得関連製品が、アメリカよりもそれをより安く生産できるかもしれない他の先進国においてではなく、まずアメリカにおいて生産され、またこの種の新製品が海外においても需要を喚起したとき、それがまずアメリカから供給されたということの理由の一つはここに見い出される。

次に、製品ライフサイクルの第2段階においては、製品に対する需要者の要求が生産者によって次第に確認されるようになり、それとともに製品は次第に標準化されていく。一般にこの段階の買手は先駆的買手に比して価格に対しより敏感に反応するものであるが、いまや彼らは異った生産者の製品の価格を直接に比較できるようになる。一方、生産者も、製品の標準化にともなう、彼らの立地を拘束していた特定の要因——市場とのコミュニケーション——から解放される。こうして生産者にとっては、資本や労働のコストが重要性を持つ

at Bay: *The Multinational Spread of U. S. Enterprise*, 1971 (笹見芳治訳『多国籍企業の新展開』昭和48年), Louis T. Wells, Jr., ed., *The Product Life Cycle and International Trade*, 1972などを参照。

ことになり、彼らは製造原価のより低い所を求めるようになる。そして、海外の拠点が国内の生産拠点に比べてもっと有利であると気づいたとき、彼らは海外での組立や製造を開始する。ことに、技術の伝播によって海外にも新しく競争者が出現し、海外市場が彼らによって浸食される恐れが生じてくると、生産者はより速かに輸出から直接投資に踏み切ることになる。自国市場の必要に応じて新製品を開発し、さらにはそれを先進諸国に輸出していたアメリカ企業が、ある時期に至って、それら諸国に生産拠点を求めるようになる理由の一つはここに言い出される。

最後に、製品サイクルの第3段階では、製品は完全に標準化される。価格が競争の基礎となり、製造原価に対する配慮が決定的に重要性を帯びるようになる。ここに生産者は、低コストの生産拠所を求めて、先進諸国からさらに低開発地域にまで進出し、そこから自国や先進諸国への輸出を企てることになる。

製品サイクル理論の骨子はおおよそ以上の通りであるが、これに依拠するときには、米国の企業は、その製品が一定の段階に達した場合、海外市場さらには国内市場を確保するためには、海外に直接投資を行なわざるを得なかった、言い換えれば、国内で生産して問題の市場に供給するという代替案選択の自由を持たなかったということになる。

第3。Stobaugh 教授とその協力者は、米国多国籍企業の対外直接投資が米国の国際収支および雇用に対して及ぼす影響をいくつかの事例について検討するにあたり、単に対外直接投資が現実にもたらした結果、あるいはもたらすと予想されるものを測定しているだけでなく、もし対外直接投資が行なわれていなかったとして、その場合に生じるであろう結果をも推定し、そしてその両者を比較対照するという方法を採っている。この点はこの研究の最大の特色として評価されなければならないところである。

以下、主として既述の報告者『米国多国籍企業と米国経済』によりながら、Stobaugh 教授とその協力者が調査し解明したところのものを検討してみよう。

I

Stobaugh 教授とそのグループは、米国の多国籍企業による対外直接投資が米国経済に及ぼす影響を明らかにするにあたり、米国多国籍企業による対外直接投資の事例として9件を選定し、これを分析するという方法を採用した。

9事例は、海外製造施設に対する米国直接投資の90パーセント以上を占める次の9産業から、それぞれ1事例ずつ選ばれた（括弧内の数字は米国商務省標準産業分類指標⁽⁵⁾を示す）。食品（20）、紙および関連製品（26）、化学製品（28）、石油精製（29）、ゴム製品（30）、第1次および加工金属製品（33、34）、非電気機械（35）、電気機械・設備・資材（36）、および輸送機械（37）。

9産業より選択された9事例は、フォーチューン誌の米国最大産業会社500社に属し、また少なくとも海外6カ国に製造施設を所有する米国の多国籍企業による対外直接投資の事例である。

米国多国籍企業の対外直接投資に関するこれらの事例は、別表の示すように、かなりバラエティーに富んでいる。そこには全額出資の海外子会社もあれば合併事業もあり、また新設の海外子会社とともに既存の子会社の拡大されたものもある。海外子会社の目的とする市場に関しては、現地市場志向のもの以外に、第三国市場や米国市場志向の事例が含まれている。投資規模については、100

(5) Standard Industrial Classification Code によれば、すべての産業は、まず、10 General Divisions よりなる。たとえば、Division D は Manufacturing を示す。次に10 General Divisions は2桁の数字によって現わされる78 Major Groups に分かれる。たとえば、Major Group 36 は Electrical Machinery, Equipment, Supplies を示す。さらにこれらの Major Groups は3桁の数字によって現わされる382 Industry Groups に分類される。たとえば、Group 363 は Electrical Industrial Apparatus を示す。さらにまたこれらの Industry Groups が4桁の数字によって現わされる917 Industries に細分される。たとえば、Industry 3621 は Motors & Generators を示す。そして最後にこれらの Industries が5桁の数字によって現わされる多数の Product Classes に分類される。これについては、*Standard Industrial Classification Manual* (1967, Government Printing Office, Washington, D. C.) 参照。

米 国 多 国 籍 企 業 に よ る

事例番号	所 属 産 業 (括弧内は標準 産業分類指標)	所 有 形 態	既 存 また は 新 設 の 子 会 社
1	食 品 (20)	合 弁	新 設
2	紙 製 品 (26)	全 額 出 資	既 存
3	化 学 製 品 (28)	合 弁	新 設
4	石 油 精 製 (29)	全 額 出 資	新 設
5	ゴ ム 製 品 (30)	全 額 出 資	既 存
6	第 1 次 お よ び 加 工 金 属 製 品 (33, 34)	全 額 出 資 (後 に 合 弁)	新 設
7	非 電 気 機 械 (35)	全 額 出 資	新 設
8	電 気 機 械 (36)	全 額 出 資	新 設
9	輸 送 機 械 (37)	全 額 出 資	新 設

万ドル程度のものから2億ドル近いものまでである。そして投資相手国については、先進国とともに開発途上国に対するものが含まれている。ただし、ここに事例としてとりあげられた海外直接投資は、すべて、Stobaugh 教授とそのグループがこの調査に従事した1971年を基準にして、その近年に生じたものか、または調査当時に生じつつあったものかの何れかである。

さて、Stobaugh 教授とその協力者は、これら9事例のそれぞれについて、米国の多国籍企業による対外直接投資が米国の国際収支および雇用に及ぼす影響を検討するにあたり、すでに述べたように、各対外直接投資が現実にもたらした（あるいはもたらすであろう）結果と、もしそのような対外直接投資が行なわれなかった場合に生じるであろう結果とを比較するという方法を採用したのであるが、その際、このチームは次のような点に配慮してその作業を進めた。

第1. 現実の対外直接投資が米国の国際収支および雇用に与えた（あるいは与えるであろう）効果を測定するにあたっては、次の諸要因を考慮に入れた。

- a. 海外子会社の創設あるいは拡大のために米国より送付された資本。
- b. 海外子会社で使用される資本財の米国よりの輸出。
- c. 海外子会社で加工される原料および部品の米国よりの輸出。
- d. 海外子会社の活動に直接結び付いているわけではないが、それに関連し

対 外 直 接 投 資 の 9 事 例

目的とする 主要市場	投資規模 (万ドル)	投 資 の 地 理 的 分 布		
		カ ナ ダ	その他先進国	開 発 途 上 国
第 三 国	100			ア フ リ カ
現 地	2,000	カ ナ ダ		
現 地	2,500		日 本	
第 三 国	19,500		ヨ ー ロ ッ パ	
現 地	800	カ ナ ダ		ラテン・アメリカ
現 地	500			
現地および第三国	5,500		ヨ ー ロ ッ パ	
米 国	500			東南アジア
現 地	1,600			東南アジア

(6)

て生じた米国よりの商品輸出。

- e. 海外子会社の活動に起因する米国への商品輸入。
- f. 海外子会社からの配当，利子，ロイヤルティ，手数料。

しかしながら，対外直接投資によって引き起こされた海外における所得の向上が，米国の輸出増大にどのように貢献したかといった測定困難な要因については考慮しなかった。このことは，対外直接投資に起因する海外における生産能率の向上がもたらすべき効果についても同様である。

第2。もし対外直接投資が行なわれなかったと仮定した場合に生じるであろう結果については，次のような前提を置いてこれを推定した。

- a. 対外直接投資が行なわれなかったと仮定した場合，その仮定は問題の企業についてのみならず，同一産業に所属する他のすべての米国企業についても

(6) Stobaugh 教授は，対外直接投資にともなうこの種の輸出を「関連輸出」(“associated exports”)と呼ぶ。その論文“The Multinational Corporation: Measuring the Consequences” (Columbia Journal of World Business, Vol. VI, No. 1, January-February 1971) では，これを「一外国子会社の設置が原因となって生じた関連製品に対する需要に起因するところの輸出」と説明し，また“How Investment Abroad Creates Jobs at Home” (Harvard Business Review, September-October 1972) では，これを「海外に会社が設立されていなければ，海外で販売されなかったであろう商品の米国での製造」と述べている。

適用されるものとした。その場合には、問題の市場に対する製品の供給源泉としては3つのものが考えられる。第1は、米国内の生産施設である。第2は、米国から支配されていない企業によって所有されている現地国所在の生産施設である。そして第3は、米国から支配されていない企業によって所有されている第三国所在の生産施設である。対外直接投資が行なわれなかった場合、問題の市場においてその何れが主要な供給源泉となるか、たとえば、第1の米国内の生産施設がそこにおいて優位を保ちうるか、それとも第2あるいは第3のそれがその市場を支配するに至るかは、既述の製品サイクル理論を念頭に置きながら、各産業における競争状況から判断した。

b. 対外直接投資が行なわれなかったと仮定した場合の資本の代替的利用——たとえば他製品の生産を目的とした投資——については考慮しなかった。

II

前節では、Stobaugh 教授を中心とするハーバード・グループが、米国多国籍企業による対外直接投資が米国の国際収支および雇用に与える効果を測定するにあたり、米国多国籍企業による対外直接投資の事例として、かなりバラエティに富む9事例を選び、これをどのような線に沿って分析しようとしたかを明らかにした。これに続いて本節では、このグループが、これらの事例について実際に分析したところを逐一紹介してみよう。なお、各対外直接投資が米国の国際収支および雇用に与えた効果は、建設期、部分操業期、完全操業期の3期に分って表示されるであろう。建設期は、計画および建設が進行中の期間であり、部分操業期は、工場は完成したが、まだ完全操業に達していない期間であり、そして完全操業期は、工場が完全操業に入った期間である。

A. 事例1（食品）

米国のある多国籍食品企業は、その英連邦子会社を通じて、アフリカに農場

およびかん詰工場を獲得した。そこから英連邦市場に向けて果物のかん詰を供給することがその目的であった。米国から同市場に問題の製品を輸出することは、米国の高い労働コストのために不可能であった。そこで、もしこの投資が行なわれていなかったとすれば、英連邦市場はヨーロッパの競争企業の支配するところとなっていたであろう。

この投資が米国の国際収支に与えた効果については、まず投資額 100 万ドルの大半は英連邦子会社によって賄われたために、この点に関する米国よりの資本流出は少なかった。⁽⁷⁾ 一方、必要な生産施設は現地で容易に調達され、米国より輸出されることがなかったために、これにともなう貿易収入はなかった。アフリカ子会社から英連邦子会社を通じて米国の親会社に送られた配当金が、国際収支に貢献した主要な項目であった。ところで、もしこの投資が行なわれていなかったと仮定した場合には、英連邦子会社はこの投資に充当した資金を米国の親会社に配当その他の形で送金していたかも知れない。しかし、前節で断っておいたように、こうした資本の代替の利用はここでは考慮に入れられていない。その結果、この投資の国際収支効果は、次表の示すように、いわゆる建設期（この場合には 1 年間）においては 17 万ドルの赤字、それに続くいわゆる部分操業期（この事例では 3 年間）においては 20 万ドルの黒字、そしてその後のいわゆる完全操業期においては年々 9 万ドルの黒字であった。

一方、雇用効果については、この投資は米国の貿易収支に影響なく、したがってまた米国の雇用に対しても、次表の示すように、直接影響するところはない。

(7) Stobaugh 教授は、この事例は、しばしば看過されてきた次のような事実、すなわち、海外投資のための資金の大半は、利潤の再投資、減価償却費、および米国よりの資金流出をともなわないその他の源泉から調達されているという事実を例証するものであるとなし、米国商務省の調査（“Trends in Direct Investments Abroad by U. S. Multinational Corporations, 1960 to 1970,” *The Multinational Corporation*, 1972）を引用して、対外直接投資に関する最新の統計調査が行なわれた 1966 年には、製造業における対外直接投資 91 億ドルのうち、米国で調達されたのは 19 億ドルに過ぎず、残りは海外における借入金や留保利潤によって賄われたことを明らかにしている。

かった。

国 際 収 支 効 果（万ドル）			
（投資の有無）	（建設期）	（部分操業期）	（完全操業期）
有	-17（1年間）	+20（3年間）	+9（年々）
無	0	0	0
	-17	+20	+ 9

雇 用 効 果（延べ年数）			
（投資の有無）	（建設期）	（部分操業期）	（完全操業期）
有	0（1年間）	0（3年間）	0（年々）
無	0	0	0
	0	0	0

B. 事例2（紙製品）

米国のある多国籍企業は、カナダに全額出資の子会社を所有し、同国で3工場を経営していたが、新たに1工場を増設した。カナダ市場に衛生紙製品を供給することがその目的であった。米国からこの種の製品を輸出することは、カナダの高率関税のために不可能であった。（米国とカナダの労働コストの差異は、関税および輸送コストに比較すれば、微々たるものであった。）このようなわけで、もしカナダに工場を増設しなかったとすれば、同国市場は現地の競争企業の支配するところとなっていたであろう。

新工場の建設に必要な資金2,000万ドルの大半はカナダにおいて借り入れられ、しかもその設備は米国の製造業者によって供給せられたため、1年間の建設期においては、国際収支は190万ドルの黒字であった。続く6年間の部分操業期においても、190万ドルの流入が予想される。これは主として配当およびロイヤルティ収入によるものである。しかしながら、この投資が行なわれなかったと仮定すれば、この6年間に、米国に300万ドルの流入があるものと推定される。それは、現地競争企業がその規模を拡大し、そのための設備の若干

を米国から購入するであろうからである。そこで、この両者を比較すれば、部分操業期における国際収支効果は、次表の示すように、110万ドルのマイナスとなる。最後に完全操業期においては、年々280万ドルの流入が予想される。それは、カナダ子会社が借入金の返済を終え、高率の配当を行なうことが可能となるであろうからである。

一方、この投資の雇用効果については、次表の示すように、建設期には、米国で延べ51年（51 man-years）の雇用増があった。これは、主として、カナダの新工場で使用される機械設備が米国で製造されたことによるものである。しかし、続く部分操業期には、雇用効果は延べ16年のマイナスとなる。それは、もしこの投資が行なわれていなかったと仮定すれば、前述のように、現地競争企業から米国に向けて設備拡大のための発注がなされ、延べ16年の雇用増が生じるであろうからである。

国 際 収 支 効 果（万ドル）			
（投資の有無）	（建設期）	（部分操業期）	（完全操業期）
有	+190（1年間）	+190（6年間）	+280（年々）
無	0	+300	0
	+190	-110	+280

雇 用 効 果（延べ年数）			
（投資の有無）	（建設期）	（部分操業期）	（完全操業期）
有	+51（1年間）	0（6年間）	0（年々）
無	0	+16	0
	+51	-16	0

C. 事例3（化学製品）

米国のある多国籍企業は日本に合弁事業を起こしてポリエチレン工場を建設し、その後それを拡大した。米国から日本へポリエチレンを輸出することは、同製品に対する日本の高い関税のために不可能であった。（日米間における同

製品の労働コストの差異は、この関税に比べればまだ僅少であった。) こうして、もし米国の企業がこの投資を行なわなかったとすれば、日本のポリエチレン市場は既存の日本企業の賄うところとなるか、あるいは日本企業がポリエチレン製造の技術をもつヨーロッパ企業と提携し、新しく合併事業を起こしていたかも知れない。そしてもし、それが後者の場合であったならば、ポリエチレン製造用の機械設備も、米国からではなく、ヨーロッパから導入されていたであろう。

この投資の国際収支効果は、次表の示すように、建設期(2年間)には300万ドル、部分操業期(5年間)には170万ドルの赤字であった。それは、この間、工場の新設および増設のための資本流出が、機械設備の輸出による貿易収入を上回り、また利潤が配当よりも工場増設に向けられたからである。しかし、その後は年々200万ドルの黒字となっている。

また、この投資の雇用効果は、次表のように、建設期には延べ179年、部分操業期には延べ11年の雇用増となった。これは日本で新增設された工場の機械設備を米国で製造したことによるものであった。

国 際 収 支 効 果 (万ドル)			
(投資の有無)	(建設期)	(部分操業期)	(完全操業期)
有	-300 (2年間)	-170 (5年間*)	+200 (年々)
無	0	0	0
	-300	-170	+200

雇 用 効 果 (延べ年数)			
(投資の有無)	(建設期)	(部分操業期)	(完全操業期)
有	+179 (2年間)	+11 (5年間*)	0 (年々)
無	0	0	0
	+179	+11	0

* 増設工場の建設期を含む

D. 事例4（石油精製）

米国のある多国籍石油企業は、中東からヨーロッパに向けての原油の貯蔵ならびに輸送設備を増強するために、1億9,500万ドルに上る投資を行なうことに決定した。さもなければ、一方では中東の石油産出国に対して販路を拡大し、他方ではヨーロッパの石油消費国に対して供給を確保するというサービスを提供することができず、その地位をヨーロッパの多国籍石油企業や中東産油国の国有石油企業に奪われ、ひいてはその中東において有する全資産40億ドルを失う恐れすらあった。⁽⁸⁾

この投資の内容をなす原油貯蔵施設や油槽船は、海外において調達される計画であり、したがってこの投資決定は米国の貿易収支、したがってまた雇用に直接影響を与えない。国際収支は、次表の示すように、2年間の建設期には9,000万ドルの赤字であるが、その後は投資収益の増大によって黒字になることが予想されている。

国際収支効果（万ドル）				
（投資の有無）	（建設期）	（部分操業期）	（完全操業期）	
有	-9,000（2年間）	+3,900（2年間）	+4,800（年々）	
無	0	0	0	
	-9,000	+3,900	+4,800	

雇用効果（延べ年数）				
（投資の有無）	（建設期）	（部分操業期）	（完全操業期）	
有	0（2年間）	0（2年間）	0（年々）	
無	0	0	0	
	0	0	0	

(8) この事例は、海外直接投資に関する有機体理論（“organic” theory of direct foreign investment）、すなわち、ひとたび海外直接投資を行ない、かつそれを利益のある状態に保つためには、その後も継続して投資を行なわなければならないという仮説を例証するものである。これについては、Judd Polk, I. W. Meister, and L. A. Veit, *U. S. Production Abroad and the Balance of Payments*, 1966 を参照。

E. 事例5（ゴム製品）

米国のあるタイヤ企業は、カナダ市場にタイヤを供給するために、同国にタイヤ工場を増設しなければならなかった。さもなければ、カナダ市場において占めるそのシェアを次第に失って行く恐れがあった。主要な競争企業は、カナダに生産拠点をもつヨーロッパのタイヤ製造業者であり、彼らはカナダの関税障壁の内側で、カナダ市場の必要に応じて、その規模を適時拡大できる立場にあった。

この事例では、カナダにおいて工場を増設するための資金はすべて同国において賄われたため、貿易収支が国際収支に影響した唯一の主要項目であった。しかし、この投資の結果は、米国よりの輸出の大幅な減退となり、その減少額は、次表の示すように、最初の2年間においては1,400万ドル、続く3年間においては640万ドル、併せて5年間に2,040万ドル⁽⁹⁾に上った。しかしながら、カナダに工場を増設していなかった場合でも、米国よりのタイヤの輸出はこの5年間に結局は同じように減退していたであろうことに注意する必要がある。それどころか、もしこの投資を行なっていなかったとすれば、ヨーロッパの進出企業が米国の多国籍自動車企業のカナダ子会社との間に関係を深め、ひいては米国の親会社に対してもタイヤを輸出するようになることが予想される。次表の示すように、そのような事態は6年目から発生し、そしてその額は年間30万ドルと推定される。もしそうであるならば、この投資は結局のところ米国の貿易収支に貢献したといえるであろう。

また、この投資が米国の雇用に与えた影響については、次表の示すように、最初の2年間においては、1,400万ドルの輸出減を反映して延べ466年の雇用減、続く3年間においては、640万ドルの輸出減を反映して延べ180年の雇用減、併わせて5年間に延べ646年の雇用減が生じた。しかしこれは、この投資が行な

（9）最初の2年間における輸出減少額1,400万ドルは、米国よりの輸出額290万ドルと、カナダに投資を行なわなかったと仮定した場合の米国よりの輸出推定額1,690万ドルとの差額である。続く3年間における輸出減少額も同様に計算される。

われていなかった場合においても、結局は生じていたであろう雇用減である。そしてその後は、逆に年々延べ30年の雇用増が生じるものと予想されている。これは、この投資を行なわなかった場合、6年目からは米国よりの輸出が皆無となるばかりか、逆に米国への輸入が生じると予想されるのに対して、この投資を行なった結果は、なお若干の輸出があるものと予期されるからである。

国 際 収 支 効 果（万ドル）

（投資の有無）	（建設期）	（部分操業期）	（完全操業期）
有	+290（2年間）	+330（3年間）	+110（年々）
無	+1,690	+970	-30
	-1,400	-640	+140

雇 用 効 果（延べ年数）

（投資の有無）	（建設期）	（部分操業期）	（完全操業期）
有	+82（2年間）	+90（3年間）	+30（年々）
無	+548	+270	0
	-466	-180	+30

F. 事例6（第1次および加工金属製品）

米国のある鋼索企業はそれまで南米のある主要国に対して輸出を行なっていなかった。同国の高い関税障壁に妨げられていたからである。しかし、他の米国の企業やヨーロッパの企業は同国に進出し、現地市場を対象に製造活動を行っていた。ここに問題の企業は、同国市場に足がかりを得るため、同国のある現地会社を買収した。同社は低い水準の技術で間に合う鋼索を製造していた。この買収の後、米国の親会社は、現地で有利に操業するためには、高度の技術が必要とする製品を導入するか、それとも規模を拡大していわゆる規模の経済を実現することが必要であることを知った。そして会社は高技術の鋼索の製造に乗り出した。

この投資は米国の貿易収支に貢献した。米国の親会社は南米の子会社に鋼索

の材料を輸出した。以前にはそれはヨーロッパから輸入されていた。また、高技術の製品を製造するための機械設備が米国から供給された。もし、この投資が行なわれていなかったとすれば、ヨーロッパからの進出企業がその規模を拡大し、そしてそのための機械設備をヨーロッパから購入していたであろう。米国よりの輸出がこのようにして増大した結果、米国における雇用もまた増大した。米国からの当初の資本流出は、次表から知られるように、5年以内に回収されるものと予期されている。

国 際 収 支 効 果 (万ドル)			
(投資の有無)	(建設期)	(部分操業期)	(完全操業期)
有	-200 (1年間)	+80 (3年間)	+90 (年々)
無	0	0	0
	-200	+80	+90

雇 用 効 果 (延べ年数)			
(投資の有無)	(建設期)	(部分操業期)	(完全操業期)
有	0 (1年間)	+35 (3年間)	+72 (年々)
無	0	0	0
	0	+35	+27

G. 事例7（非電気機械）

米国のある農機具企業はヨーロッパに工場を新設した。それ以前から、この多国籍企業はヨーロッパにおいてあるトラクターの製造に従事していた。しかし、そのトラクターはこの企業の標準製品ラインに属しておらず、競争企業の製品に比べて劣っていた。競争企業の中には、ヨーロッパの現地企業とともに、米国やカナダの多国籍企業のヨーロッパ子会社も含まれていたが、彼らはヨーロッパ市場に適した小型トラクターを量産しつつあった。もし、この企業がヨーロッパに新工場を建設しなかったならば、そのヨーロッパ市場はすべてこれら競争企業の奪うところとなっていたであろう。

しかし新工場は単にこの多国籍農機具企業のヨーロッパにおける競争力を強化しただけではなかった。それはまたこの企業に小型トラクターの低コスト供給源を提供することによって、この企業の製品ラインを増強し、ひいてはそのディーラー組織を強化した。その結果、米国で製造された大型トラクターの全世界に対する輸出も増大した。

この投資は、それが行なわれなかったと仮定した場合に比して、米国の輸出増大により貢献した結果、その国際収支効果は、最初の3年間は2,960万ドル、次の1年間は3,160万ドル、その後の4年間は年平均520万ドルの黒字を結果した。また雇用効果も、最初の3年間には延べ3,200年、次の1年間には延べ62年、その後の4年間には年平均延べ581年の雇用増であった。

国 際 収 支 効 果 (万ドル)

(投資の有無)	(建設期)	(部分操業期)	(完全操業期)
有	+2,960 (3年間)	+4,530 (1年間)	+3,990 (4年間の平均)
無	0	+1,370	+3,470
	+2,960	+3,160	+520

雇 用 効 果 (延べ年数)

(投資の有無)	(建設期)	(部分操業期)	(完全操業期)
有	+3,200 (3年間)	+1,269 (1年間)	+1,723 (4年間の平均)
無	0	+1,207	+1,142
	+3,200	+ 62	+ 581

H. 事例8（電気機械）

米国のある多国籍企業は、台湾に工場を建設し、そこにおいて自動車およびトラクター用ラジオの各種コンポウネツツの組立を行なうことに決定した。これらコンポウネツツのパーツは米国から供給され、また台湾で組立てられたコンポウネツツは米国に返送されて最終製品に組立てられることになっていた。

この企業はこのような決定をなすにあたって、もし台湾でコンポウネツの組立を開始しなければ、その賄ってきた米国ラジオ市場のすべてをやがて日本からの輸入品に奪われてしまうであろうと判断した。事実、カー・ラジオと同じような製造・販売上の特色をもつ電気器具がかつて米国市場に侵入した速度より判断すると、そのような事態はほぼ5年のうちに生じる可能性があった。

それでは、この投資決定は米国の国際収支および雇用に対してどのような影響を与えることになるであろうか。いま、台湾にコンポウネツの組立を移した場合に生じるであろう結果を、あくまでも米国で生産を続けようとした場合に生じるであろう結果に対比させて考察すると、この投資は、次表の示すように、建設期（4カ月間）には540万ドル、部分操業期（3年間）には150万ドル、国際収支を悪化させている。しかし、それ以後は、国際収支に対して、年々1,640万ドルの貢献となっている。これは、主として、この投資を行なわなかった場合には、ラジオのコンポウネツだけではなく、ラジオ全体が日本から輸入される可能性があるのに対して、この投資を行なった場合には、輸入はコンポウネツにかぎられ、そのパーツの生産や最終製品の組立および検査は依然米国で行なわれるであろうからである。同様に、この投資は、建設期には延べ243年、部分操業期には延べ884年、雇用を減少させているが、それ以後は、年々延べ734年の雇用増をもたらすものと予想されている。

さてしかし、現実には計画どおりには進まなかった。台湾の工場が生産を開始した1969～70年ころ、米国の景気が沈滞し、自動車およびトラクター用ラジオに対する需要が減退した。この企業のラジオ以外の製品に対する需要も後退し、そのためにラジオ労働者を吸収する仕事もなかった。経営者は、高賃銀の米国労働者か、低賃銀の台湾労働者か、その何れかを解雇しなければならなくなったとき、台湾での生産を中止することに決定した。しかし結局はまた、カナダおよびヨーロッパにラジオのコンポウネツに対する需要のあることが発見されて、台湾工場は再開された。

国 際 収 支 効 果（万ドル）

（投資の有無）	（建設期）	（部分操業期）	（完全操業期）
有	-540（4 カ月間）	-3,930（3 年間）	-1,990（年々）
無	0	-3,780	-3,630
	-540	- 150	+1,640

雇 用 効 果（延べ年数）

（投資の有無）	（建設期）	（部分操業期）	（完全操業期）
有	+644（4 カ月間）	+4,713（3 年間）	+1,457（年々）
無	+887	+5,597	+ 723
	-243	- 884	+ 734

I. 事例 9（輸送機械）

フィリピンにおいては、完成車に対して高率の関税と取引税が課せられ、その結果完成車の価格は、完全ノックダウン（C. K. D.）方式で輸入・組立てられた同種の車のその 2 倍以上もした。そこで、米国のある多国籍自動車企業は、1950年代以来、米国およびヨーロッパで製造した部品をフィリピンに輸出し、その組立および販売を同国のディーラーに委ねていた。しかし、1965年および66年に、フィリピン市場におけるこの企業のシェアが減少した。それは、ディーラーの熱意の欠除と財政上の困難によるものであった。

この自動車企業は、その失った市場シェアを回復し、また将来生ずべき市場シェアの減少を防衛するために、フィリピンに全額出資の子会社を設立し、自動車の組立を開始した。実際、さもないければ、日本およびヨーロッパの自動車企業がフィリピンでの組立活動を拡大し、この米国企業の市場を蚕食する恐れがあった。

この投資の国際収支および雇用効果は次表の示すとおりである。米国から資本財が供給された結果、建設期（4 カ月間）には延べ41年の雇用増があった。また、米国から供給される部品の輸出増によって、次の部分操業期（4 年間）

には延べ576年、そしてその後は年々延べ169年の雇用増が予想されている。米国よりの輸出のこのような増大の結果として、国際収支も、建設期を除いて、黒字が予想されている。

国 際 収 支 効 果（万ドル）			
（投資の有無）	（建設期）	（部分操業期）	（完全操業期）
有	-120（6カ月間）	+3,180（4年間）	+990（年々）
無	0	+2,320	+620
	-120	+ 860	+370

雇 用 効 果（延べ年数）			
（投資の有無）	（建設期）	（部分操業期）	（完全操業期）
有	+41（6カ月間）	+2,030（4年間）	+595（年々）
無	0	+1,454	+426
	+41	+ 576	+169

III

米国の多国籍企業による対外直接投資が米国経済に与える効果に関し、Stobaugh 教授とそのグループが9事例のそれぞれについて分析したところはおおよそ以上のとおりである。最後に、そこから導き出される若干の結論を提示し、この小文の結びとしたい。

一体、米国に本拠を置く多国籍企業が、外国に生産拠点を設け、現地市場、第三国市場、あるいは母国市場を対象に製造活動を行なう場合、それが米国の国際収支および雇用に対して貢献するか否かは、基本的には、その企業が、問題の市場に対して、国内あるいは海外の何れの生産拠点からでも製品を供給できる自由を有しているか否かにかかっている。すなわち、もしその企業が、問題の市場に対して、国内から製品を供給できるにもかかわらず、海外に生産拠点を設置する場合には、この投資は米国からの輸出の減少あるいは米国への輸

入の増大をもたらし、米国の国際収支および雇用に対してマイナスの効果を与えることになろう。しかし、その企業が国内から製品を供給することができず、そしてもし海外に生産拠点を設置しなければ、問題の市場が現地あるいは第三国の企業によって支配されてしまう恐れのある場合には、海外に対する直接投資は米国の国際収支および雇用に対してむしろプラスの効果を与えることになるだろう。

ところで、この点に関し、Vernon 教授を中心とするハーバード・グループは、すでに述べたように、製品サイクル理論を提唱し、米国の企業は、その製品が「新製品」の段階から「成熟製品」さらには「標準製品」の段階へと発展していくにともなって、その海外市場さらには国内市場を確保するためには、海外に直接投資を行なわざるを得ない必然性を有していた、換言すれば、国内から問題の市場に供給するという代替案選択の自由を有しなかったと考える。Vernon 教授門下の Stobaugh 教授もこの仮説を支持し、その学位論文において⁽¹⁰⁾は、石油化学工業についてこれを数量的に検証した。それでは、この点、問題の9事例においてはどうかであつたろうか。

米国の多国籍企業による対外直接投資の9事例は、その何れにおいても、もし企業がそれを決行しなかった場合には、世界市場におけるその地位を外国の競争者に奪われる恐れがあつたという意味において、すべて防衛的動機によるものであつた。事例1（食品）においては、もしアフリカに生産拠点を獲得してそこから英連邦に果物のかん詰を供給していなかったならば、ヨーロッパの競争企業がこれを行なつていたのであろう。というのは、米国からの輸出は米国の高い労働コストのために不可能であつた。事例2（紙製品）では、カナダに

(10) この研究は、石油化学工業における海外直接投資 105 件のうち、どの 1 つとして、海外の競争者が生産を開始する以前に行なわれたものはなかったこと、言い換えれば、本来の生産者は常にまず母国に工場を建設し、そして海外の競争者が生産を開始するまでは、常にこの工場から世界市場に製品を供給していたことを実証した。R. B. Stobaugh, *The Product Life Cycle, U. S. Export and International Investment*, unpublished DBA thesis, Harvard Business School, 1968.

工場を新設していなかったとすれば、その紙製品市場は現地企業の賄うところとなっていたであろう。実際、米国からの輸出はカナダの高率関税のためにまず不可能であった。事例3（化学製品）では、日本に合併事業を起こしていなかったとすれば、そのポリエチレン市場は日本企業が日本とヨーロッパの合併企業の支配するところとなっていたであろう。事実、米国からの輸出は主として日本の高い関税のために非常に困難であった。事例4（石油）では、中東からヨーロッパに向けての原油の貯蔵ならびに輸送設備の増強を決意しなければ、その中東に有する全資産を失う恐れすらあった。事例5（ゴム製品）では、カナダにタイヤ工場を増設しなかったならば、その市場は関税障壁の保護下にあるヨーロッパの進出企業の自由に浸食するところとなっていたであろう。事例6（第1次および加工金属製品）では、南米の鋼索企業を買収し、さらに高技术製品の製造に乗り出していなければ、ヨーロッパの進出企業がその規模を拡大していたであろう。事実、米国から製品を供給するにはその国の関税は高すぎた。事例7（非電気機械）では、ヨーロッパの現地企業および米国やカナダの進出企業に対抗するために、ヨーロッパにトラクター工場を新設する必要性に迫られた。事例8（電気機械）では、米国で最終製品に組立てられるべきラジオのコンポネンツの組立を台湾で開始しなければ、その市場のすべてを日本からの輸入品に奪われる恐れがあった。そして事例9（輸送機械）では、フィリピンで自動車の組立を開始しなければ、日本およびヨーロッパの進出企業が現地での組立活動を拡大する恐れがあった。米国からの輸出はフィリピンの完成車に対する高率の関税と取引税のために不可能であった。

ここに確認されたように、米国の多国籍企業9社による対外直接投資はすべて自己防衛的な性質を持っていた。すでに述べたように、一般にこのような条件の下に行なわれる外国への直接投資は、他の条件の下に進められる対外直接投資、すなわち、目的とする市場に対して国内から製品を供給できるにもかかわらず、海外に生産拠点を設置する場合とは異って、本国の貿易収支したがっ

てまた雇用にマイナスの効果を与えない。Stobaugh 教授とそのグループが、これら 9 事例のそれぞれについて測定した国際収支および雇用効果は、このことがまた事実であったことを示している。もっとも、これらの事例の中には、その当初において、輸出の減少や輸入の増大が生じた（あるいは生じると予想された）ものがある。事例 5 のカナダにタイヤ工場を増設した場合や、事例 8 の米国で最終製品に組立てられるべき自動車およびトラクター用ラジオのコンポネンツの組立を台湾で行なおうと計画した場合がそれである。しかしこうした場合の輸出の減少や輸入の増大は、すでに指摘したように、これらの投資が行なわれなかった場合でも、遅かれ早かれ結局は生じなければならなかった（あるいはならない）ところのものである。それどころか、Stobaugh 教授とそのグループによれば、当初の一定期間が過ぎた後は、むしろこれらの投資が行なわれなかった場合の方が、米国の貿易収支および雇用はより一層悪化するものと推定されている。こうした点を考慮に入れるならば、これらの投資は、米国経済に対してむしろプラスの効果を与えるものであったといわなければならない。

さてしかし、Stobaugh 教授とそのグループが 9 事例についてこころみた分析は、米国の多国籍企業による対外直接投資が米国の国際収支および雇用に対して与えるべき効果に関して、いまひとつ留意されなければならない重要な側面のあることを示している。それは対外直接投資のもたらす輸出効果である。9 事例は、それが次の 3 つの方向において発生したことを示している。

第 1 に、米国の多国籍企業による対外直接投資は、海外生産拠点において使用される資本財の米国よりの輸出をもたらした。カナダの衛生紙製品工場、日本のポリエチレン工場、あるいは南米の鋼索工場を建設あるいは拡充するための機械設備が、米国で製造されて輸出されたことは、その主要な事例である。もし、これらの米国の多国籍企業が、これら諸国に投資を行なっていなかったとすれば、おそらくヨーロッパの企業が代ってこれらの諸国に進出し、必要な

機械設備もヨーロッパから供給されていたであろう。

第2に、米国多国籍企業による海外直接投資は、海外基地で加工される材料および部品の米国よりの輸出をもたらした。南米の鋼索工場への親会社よりの鋼索材料の輸出、台湾の工場で組立てられるラジオのコンポウネンツのパーツの米国よりの輸出、あるいはフィリピンの子会社に対する親会社よりの自動車部品の供給は、その主要な事例である。

そして第3に、米国多国籍企業による対外直接投資は、それが原因となって、関連製品の米国よりの輸出を結果した。ヨーロッパにおける小型トラクター工場の新設が、米国の親会社からの大型トラクターの輸出を誘発したのは、そのひとつの事例である。

さて、Stobaugh 教授とそのグループは、以上のような側面に特別の注意を払いながら、米国多国籍企業による対外直接投資の9事例のそれぞれについて総合的な分析を試みた結果、これらの投資は、それが行なわれなかったと仮定した場合に比較して、米国の国際収支および雇用に対してより貢献するところがあったことを立証した。もちろん、これらの投資が、すべて、当初から米国経済にとってプラスとなったわけではない。各事例の末尾に掲げた表の示すように、当初のいわゆる建設期や部分操業期においては、これらの投資は、いくつかの事例を除いて、米国の国際収支および雇用にマイナスの結果をもたらしている。しかし、やがて完全操業期ともなれば、これらの投資はすべてプラスの効果をもたらすようになり、そして一、二の事例を除けば、当初より数えておおよそ数年のうちに、当初に発生したマイナス部分をよくこれらのプラス部分によって償うに至っていることが知られるのである。

戦後の米国における多国籍企業の目覚ましい発達にともなって、これら多国籍企業による対外直接投資は米国の国際収支および雇用に対してマイナスの効果を結果するのではないかとの見解が流布されてきた。Stobaugh 教授とそのグループは、わずかに9事例というきわめてかぎられた範囲においてではあった

が、それがけっして事実ではないことを実証した。この分析結果は、このグループの採用したきわめて特色のある分析方法とともに、多国籍企業と国民経済という問題の解明に対して寄与するところは少なくないであろう。

国際資金とユーロ・ダラー

藤 田 正 寛

1. は じ め に

スミソニアン体制が発足して2か年が経過したが、その間、大幅な黒字国であった日本が赤字国へ転落（1972年の貿易収支の黒字51億ドルは1973年には14億ドルの赤字へと変化）しただけ、大幅赤字国であったアメリカのポジションは大幅に改善された。すなわち、1972年のアメリカの貿易収支の赤字は91億ドルにのぼったが、これが2度にわたるドルの切り下げにより、とくに対日貿易収支の改善が著しく、19億ドルの赤字にまで縮小した（とくに、対日貿易収支の赤字は2億ドルに改善されていることが注目される）。

このような国際通貨環境の激しい変化は世界貿易のパターンにも反映され、先進工業国の1973年の輸出は3,740億ドルとなり、前年比35.7%増となったのに対して、輸入は3,840億ドルとなり、前年比36.7%増を示している。このことはドル表示による貿易取引額の大幅に増加した原因が貿易の基本的拡大の傾向に加えて、ドルが再切り下げをしたことや、輸出入価格が大幅に上昇したことにあるといえる。そして輸出では、アメリカが713億ドル（前年比43%増）、西ドイツ675億ドル（前年比44.6%増）、日本369億ドル（前年比28.9%増）、フランス366億ドル（前年比38%増）、イギリス305億ドル（前年比25.5%増）であるが、アメリカと西ドイツが平価調整効果を十分に活用したのに比べて、日本は外貨減らし政策を軸とする輸入増大→輸出抑制政策の推進により、そのポジションを弱体化していることが容易に理解される。

一方、輸入をみると日本は383億ドル（前年比62.5%増）、イギリス389億ド

ル（前年比39.7%増）、フランス 377 億ドル（前年比39.7%増）、西ドイツ 550 億ドル（前年比36.7%増）、アメリカ 730 億ドル（前年比24%増）となり、いずれも輸入の増加は飛躍的テンポを示している。

このように日本の貿易収支の逆調とアメリカの大幅改善、それに西ドイツ経済の堅調というパターンが1973年の国際通貨環境の特徴であった。なお、イギリスの貿易収支は84億ドルの赤字（前年の赤字は35億ドル）に悪化したのに対して、西ドイツは1972年の65億ドルの黒字が 126 億ドルと殆んど倍増する力づよさを示している。

このような世界の貿易の実勢は国際流動性の動向に如実にあらわれ、1974年1月末の先進工業国の国際流動性、とくに対外準備は915億 SDR となり、1973年10月末の986億 SDR より71億 SDR 減少している。これは石油輸入価格が騰貴したこともあって各国の国際収支が急速に悪化したからである。ヨーロッパの工業国の対外準備は1973年10月末には646億3,000万 SDR であったのが、1974年1月末には598億6,000万 SDR へ減少しており、この内訳をみると西ドイツ266億6,000万 SDR（1973年10月末290億4,000万 SDR）、フランス68億7,000万 SDR（1973年10月末84億 SDR）、イギリス51億2,000万 SDR（1973年10月末56億 SDR）、スイス57億2,000万 SDR（1973年10月末61億 SDR）、オランダ48億9,000万 SDR（1973年10月末52億2,000万 SDR）、イタリアー49億8,000万 SDR（1973年10月末51億2,000万 SDR）となっている。これをドル表示に直すと、西ドイツ331億4,700万ドル、フランス85億2,900万ドル、イギリス64億7,600万ドル、イタリアー64億3,400万ドルとなる。

これに対して、日本の対外準備は1973年10月末には116億5,800万 SDR であったが1974年1月末には95億9,000万 SDR に減少しており、ドル表示では115億6,600万ドルとなった。

しかし、アメリカだけは1973年10月末の対外準備119億1,000万 SDR が1974年1月末には120億7,000万 SDR に増大し、ドル表示では 144 億ドルになって

いる。

このような各国の対外準備保有高の急激な変化は1973年秋の中東戦争を契機とした OPEC 諸国の石油戦略とここ数年、先進諸国に国際的波及をみせている国際インフレによると考えられる。OPEC 諸国の石油収入は1973年末に石油価格が改訂されたこともあり、いわゆるオイル・ダラーを形成し、国際通貨環境を一挙に左右するまでになっている。すなわち、OPEC 諸国の石油収入は1972年150億ドル、1973年 220 億ドルであったが1974年は1,050億ドルと推定され、1974年の年間増収は 830 億ドルに達するものとみられる。そして、このまま推移すると、1980年にはオイル・ダラーは 2,000 億ドルが予想されるから、この額は1973年の全世界の国際流動性量 1,808 億ドル、非 OPEC 諸国の現在（1974年 3 月 1 日）の金保有高の市場価格換算 1,700 億ドル、ユーロ・ダラー市場の1973年末の規模 1,000 億ドルに比べると、その実態が明確となり、国際資金として、ユーロ・ダラーとならんで国際通貨情勢の動向に決定的影響力をもつものといわねばならない。

本稿ではオイル・ダラーがユーロ・ダラー市場とニューヨーク市場で運用されていることから、石油収入のうち、民間に保有される150—200億ドルのうち、約90億ドルが外国銀行に預託され、約35億ドルがロンドン市場で保有され、残りがチューリッヒ市場、ニューヨーク市場に流出し有力なユーロ・ダラーの資金源となっていることに注目し、国際資金としてのユーロ・ダラーの性格を検討しようとする。

2. ユーロ・ダラー市場の規模と資金源

ユーロ・ダラーがロンドン市場で発生したのは1958年のポンド危機に際して、イギリスの銀行がドル預金を受け入れてカバーしたことにはじまるといわれる。アメリカの国際収支が朝鮮戦争の勃発とともに赤字基調となったためにヨーロッパへ向けてアメリカの商業銀行が進出するようになり、これらの銀行がドル

預金を資金源としてドルをヨーロッパで運用したのがユーロ・ダラーであり、1957～58年へかけての1か年のユーロ・ダラーの規模は10億ドル程度であったが1973年はじめには970億ドルに達し1973年末には1,100億ドルの巨額にのぼるまでに大規模なヨーロッパ市場における支配力をもつようになったのである。しかしながら、ユーロ・ダラーの流出が本格化したのは1964年以降であるとされ、マハループによると1964年末から1969年2月までにユーロ・ダラー預金は360億ドル増加したが、同じ期間におけるアメリカからの民間資金の流出は短期資金では7億ドル（純額）、長期資金で75億ドル、誤差脱漏55億ドルで合計137億ドルとなっている。このマハループの指摘のうち、ヨーロッパ以外の地域へのドル預金の流出、すなわちラテン・アメリカ・ダラーなどを加算してもユーロ・ダラー市場の現在の規模の半分にならないから、約50%のドル資金はヨーロッパ内部の商業銀行で短期商業貸付資金として創出されたものといえるのである。ここにユーロ・ダラーの信用創造説の論拠があるが、本稿では立ち⁽¹⁾入らないこととし、別稿に譲りたい。

ユーロ・ダラーは他のヨーロッパ諸国の通貨であるユーロ・カレンシーとともにユーロ・カレンシー市場を形成しているが、1972年末のユーロ・カレンシー市場の規模は1,330億ドルである。そして、この構造は第2.1表のような特徴をもっている。

さて、ユーロ・ダラー市場へ流入するオイル・ダラーの推移を展望するとつぎのようである。すなわち、産油国は食糧や工業化の資材輸入代金として1972年には170億ドル、1973年250億ドル、1974年350億ドルを必要とする。しかるに、1974年の年間の石油収入の増加額は830億ドルに達するにもかかわらず、支出の増大は年間100億ドルにすぎないために差し引き約500億ドルの外貨がオイル・ダラーとしてOPEC諸国に蓄積されることになる。OPEC諸国のうち、アルジェリア、イラン、イラク、インドネシア、ナイジェリアは開発資金

（1） 藤田正寛、国際資金の移動とユーロ・ダラー、「国民経済雑誌」、129巻4号。

第 2.1 表 ユーロ・カレンシー市場の構造

(1971年末現在, 単位10億ドル)

使 途		資 金 源	
1.	ヨーロッパ以外の地域 37.4	1.	ヨーロッパ以外の地域 37.6
	{ アメリカの銀行への貸付 8.3		{ アメリカの預金 6.1
	{ 他の銀行への貸付 29.1		{ 銀行預金 1.1
2.	ヨーロッパ地域 33.6		{ その他の預金 5.0
	銀行以外への貸付 19.1		他国の預金 31.5
	ユーロ通貨の国内通貨へ の転換 14.5		{ 中央銀行の預金 4.0
3.	市場の規模（純） 71.0		{ 銀行預金 19.5
4.	銀行間預金 27.0		{ その他の預金 8.0
5.	アメリカの数字の誤差 1.3	2.	ヨーロッパ地域 33.4
6.	その他 1.1		{ 中央銀行預金 5.0
7.	市場の総規模 100.4		{ 一般大衆預金 16.2
	(3+4+5+6)		{ 国内通貨のヨーロッパ通貨 への転換 12.2
		3.	市場の規模（純） 71.0
		4.	銀行間預金 25.0
		5.	アメリカの数字の誤差 0.7
		6.	その他 1.2
		7.	市場の総規模 97.9
			(3+4+5+6)

出所：国際決済銀行（BIS）年報，1971—1972

を外資に求めており，1973年の対外債務は170億ドルといわれ，このうち，50億ドルをユーロ・ダラー市場で調達をしている。これに対して1973年末のサウジアラビアの外貨準備高は37億ドル，クエート5億ドル，リビア21億ドルであるが，これらの諸国の対外債務はほとんどゼロであり，実質的オイル・ダラーとなっている。

また，サウジアラビアでは1975年から80年までの工業化計画として600億ドルの資金を必要としているが，1974年だけで220億ドルの外貨が流入するものと予想され，外貨は累積する一方である。しかも，この外貨の8%をアメリカの銀行に預託しているから，これも有力なユーロ・ダラーの資金源となっている。このほかにオイル・ダラーはニューヨーク市場へ投入されるから，ニュー

ニューヨーク市場における1973年の直接投資資金は150億ドルであったのが、オイル・ダラーのとり入れにより、1974年は200億ドルに達するものと考えられる。また、リビアはスイスの金融機関を通じて外貨を運用しているから、この動きも重要であるうえに、1974年1月末の金利平衡税の撤廃と対外融資規制の廃止により、ニューヨーク市場へ大量のドル資金が還流し、その額は1973年2月のドル再切り下げの際に流出した投機資金120億ドルを上回るものと考えられる。

このようにオイル・ダラーはユーロ・ダラーの大きな資金源であるだけに、その動向は国際資金の循環にとり、きわめて重要な意味をもっているといわねばならない。

さて、オイル・ダラーを中心とするユーロ・ダラー市場の拡大のスピードはアメリカの国際収支の動向と産油国の高度成長に対する石油輸入国の外貨準備あるいは国際収支の動向にかかっている。

アメリカの国際収支は1973年は公的決済ベースをとると52億9,100万ドルの赤字になり、スミソニアン調整の効果により1971年の赤字300億ドルは1972年には103億4,000万ドルへと改善され、1973年の赤字縮小幅は50億4,900万ドルとなった。また、流動性ベースでは1973年は78億9,900万ドルの赤字となり、72年の138億8,200万ドルに比べて59億8,300万ドル改善され、1971年の220億ドルに対しては141億ドルの大幅な赤字縮小となっている。

そして、財貨・サービス・バランスをみると1972年の46億1,000万ドルの赤字は73年には64億3,600万ドルの黒字へ転換し、110億4,600万ドルも一挙に改善がみられるのである。これは1974年も石油危機によってアメリカ経済が他の諸国に比べて相対的に有利となる結果、国際収支の赤字幅は一層縮小し、オイル・ダラーのニューヨーク市場への流入などもあり、原油の価格上昇があっても貿易収支で約30億ドル程度の赤字、経常収支で20億ドル程度の赤字にとどまるものと予測されている。

これに対して先進工業国、とくに OECD 諸国の石油輸入は400～508億ドル

に達するものとみられ、発展途上国の石油輸入が100億ドルと考えられるから、自由世界の石油輸入支払外貨は600億ドルが必要となる。とくに、わが国は1973年の石油輸入が75億ドルであったが、1974年は原油価格の騰貴で150億ドルの外貨が必要となるにいたった。1973年のわが国の国際収支は貿易収支が37億3,700万ドルの黒字(1972年は89億ドルの黒字)、貿易外収支は34億7,200万ドルの赤字(1972年は18億8,300万ドルの赤字)、移転収支は3億1,700万ドルの赤字(1973年は4億6,400万ドルの赤字)で経常収支は5,200万ドルの赤字(1973年は66億2,400万ドルの黒字)となったが長期資本収支は前年の44億8,700万ドルの赤字から一挙に97億1,800万ドルの赤字に転換したため基礎収支は22億ドルの黒字が96億ドルの赤字となった。短期資本収支は前年の黒字が19億6,600万

第2.2表 ユーロ・カレンシー市場の規模

(単位:10億ドル)

項 目	年 末 の 数 量				半 年 毎 の 変 動					
	1969	1970	1971	1972年 6月末	1970		1971		1972	
					I	II	I	II		
貸 付	58.3	78.3	100.4	111.1	6.8	13.2	7.5	14.6	10.7	
ユーロ・ダラー	47.6	60.4	71.7	78.8	4.4	8.4	4.7	6.6	7.1	
他のユーロ・カレンシー	10.7	17.9	28.7	32.3	2.4	4.8	2.8	8.0	3.6	
預 金	56.8	75.3	97.9	109.3	5.7	12.8	7.0	15.6	11.4	
ユーロ・ダラー	46.2	58.7	70.8	77.6	3.2	9.3	3.2	8.9	6.8	
他のユーロ・カレンシー	10.6	16.6	27.1	31.7	2.5	3.5	3.8	6.7	4.6	
銀行間勘定以外のユーロ・カレン シー	44.0	57.0	71.0	*82.0	13.0		14.0		11.0	
ユーロ・ダラー	37.5	46.0	54.5	*66.0	4.0	4.5	3.0	5.5	11.5	
アメリカの吸収	16.5	12.7	9.3	*9.9	-0.1	-3.7	-2.3	-1.1	0.6	
他 国 の 吸 収	21.0	33.3	45.2	*56.1	4.1	8.2	5.3	6.6	10.9	
他のユーロ・カレンシー	6.5	11.0	16.5	*16.0	4.5		5.5		-0.5	
(比 率)										
ユーロ・ダラー アメリカの吸収量	2.3	3.6	5.9	6.7	—	—	—	—	—	
(他 国) アメリカによる吸収	1.3	2.6	4.9	5.7	—	—	—	—	—	
(年々のパーセント)										
3カ月ものユーロ・ダラー預金	11.0	7.3	6.4	5.1	-1.5	-2.2	—	-0.9	-1.3	
4～6カ月のアメリカのコマーシ ャル・ペーパー	8.8	5.7	4.7	4.6	-0.6	-2.5	-0.3	-0.7	-0.1	
アメリカのフェデラル・ファン ド	9.0	4.9	4.1	4.5	-1.4	-2.7	—	-0.8	0.4	

出所: 国際決済銀行年報 (1970—1973)

ドルであったが25億3,700万ドルの黒字となり、総合勘定は1972年の47億4,100万ドルの黒字が100億7,000万ドルの赤字へと大幅な悪化（147億ドルにおよぶ）をしたのである。この赤字基調は1974年もつづくものとみられ、貿易収支は35億ドルの赤字、経常勘定は70億ドルの赤字となり、長期資本収支の赤字が金融引き締めにより54億ドルとなっても、国際収支の赤字は基礎収支で48億ドルの赤字で総合収支では40億ドル程度の赤字は必至である。

このように、わが国の国際収支は赤字基調となり外貨水準も100億ドル～120億ドルが予想されるため、輸入抑制、対外資本流出の規制、インパクト・ローンのとり入れ、ユーロ・ダラーのとり入れなどの対策があげられるのも当然であろう。

そこで、ユーロ・カレンシー市場の規模が拡大し、国際金融協力の形式による投資銀行や合併形態の資本の流出が一方で進み、それらが国際金融市場を構成するにつれて、ここにおける資金の調達に円を補強することになるのである。

第2.3表 1962—1973年間のイギリスの銀行の対外ドル資産・負債
（単位：100万ドル）

年 末	負 債	資 産
1962	2,475	2,248
1963	3,002	2,870
1964	4,371	3,696
1965	5,261	4,547
1966	7,591	7,311
1967	9,561	9,189
1968	15,370	14,988
1969	25,747	25,234
1970	31,406	29,254
1971	36,139	33,415
1972	48,252	45,642

注 ドル以外の他の通貨建の負債は1972年末では115億6,400万ドル、資産は108億300万ドルで1972年末の総負債は 598億1,600万ドル、総資産は564億4,500万ドルとなっている。

出所：Bank of England, Quarterly Bulletin, 1973.

ユーロ・カレンシー市場は1960年代前半から急速に成長をし、こんにちにおいてはユーロ金利8.5%の水準が国際金融市場における指導的機能を果させるまでになってきた。しかし、ユーロ市場は既に指摘したようにイギリスのポンド危機に際して、イギリスの資金循環を補うために発生したもののだけにロンドンのユーロ・ダラー市場が中心であることはいうまでもない。

イギリスの銀行の動員できる国際資金はこのようであるが、一方ヨーロッパの銀行がユーロ・カレンシーとしてユーロ・ダラーあるいはユーロ・カレンシー市場で運用する資金についての実態をみると第2.4表のようになる。

第2.4表 ユーロッパの銀行の対ドル・ポジションと対
ユーロ・カレンシー・ポジション (単位: 100万ドル)

年 末	ド ル			ドル以外のユーロ・カレンシー						
	対銀行	対非銀行	合 計	対銀行	対非銀行	合 計	ドル以外の通貨			
							ドイツ・ マルク	スイス・ フラン	ポ ン ド	
	負 債									
1964			9,650			2,570				
1965			11,390			2,820				
1966	10,640	4,130	14,770	3,060	510	3,570	970	1,220	710	
1967	13,440	4,680	18,120	3,680	470	4,150	1,670	1,400	800	
1968	20,630	6,240	26,870	5,620	1,040	6,660	3,010	2,290	800	
1969	35,740	10,460	46,200	8,850	1,320	10,170	4,640	4,030	810	
1970	47,460	11,240	58,700	13,550	2,320	15,870	8,080	5,720	940	
1971	60,770	9,980	70,750	24,130	2,750	26,980	14,630	7,760	2,110	
1972	84,920	11,810	96,730	31,580	3,620	35,200	19,540	8,810	2,210	
	資 産									
1964			9,000			3,030				
1965			11,580			3,550				
1966	13,970	2,100	16,070	3,150	690	3,840	1,420	930	800	
1967	16,460	3,430	19,890	3,720	850	4,570	2,060	1,110	870	
1968	25,280	5,150	30,430	5,480	1,500	6,980	3,920	1,820	610	
1969	41,540	6,090	47,630	8,030	2,160	10,190	5,990	2,980	580	
1970	48,520	11,850	60,370	13,210	4,670	17,880	10,110	5,080	610	
1971	57,140	14,360	71,500	21,880	6,750	28,630	16,720	8,180	1,620	
1972	79,660	18,340	98,000	25,840	8,000	33,840	20,400	7,780	2,180	

出所：国際決済銀行 (BIS) 年報, 1965—1973

第2.5表 ユーロ・ダラーの資金源とその使途

(単位:10億ドル)

	1964 年末	1965 年末	1966 年末	1967 年末	1968 年末	1969 年末	1970 年末	1971 年末	1972 年末
資 金 源									
アメリカとカナダ	1.5	1.3	1.7	2.6	4.5	6.7 (4.1) 0.4	(4.5)	(6.1)	(6.9)
日 本	—	—	—	—	0.1	0.4			
東ヨーロッパ	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	1.0			
その他の国	2.8	3.3	4.0	4.8	6.6	10.8			
合 計	4.6	4.9	6.1	7.9	11.8	18.9	29.3	38.6	56.8
西ヨーロッパ地域									
銀行以外の金融機関	1.8	2.2	2.8	3.9	5.2	9.4	14.2	16.0	17.8
銀 行	2.6	4.4	5.6	5.7	8.0	9.2	13.5	16.4	16.4
合 計	4.4	6.6	8.4	9.6	13.2	18.6	27.7	32.4	34.2
総 計	9.0	11.5	14.5	17.5	25.0	37.5	57.0	71.0	91.0
使 途									
アメリカとカナダ	2.2	2.7	5.0	5.8	10.2	17.8 (16.5) 1.5	(13.1)	(8.3)	(9.6)
日 本	0.4	0.5	0.6	1.0	1.7	1.5			
東ヨーロッパ	0.5	0.5	0.7	0.8	0.9	1.0			
その他の国	0.9	1.5	1.9	3.0	4.2	5.5			
合 計	4.0	5.2	8.2	10.6	17.0	25.8	33.0	38.2	53.1
西ヨーロッパ地域									
銀行以外の金融機関	2.3	3.3	3.7	4.1	4.7	5.6	15.0	19.1	20.8
銀 行	2.7	3.0	2.6	2.8	3.3	6.1	9.0	13.7	17.1
合 計	5.0	6.3	6.3	6.9	8.0	11.7	24.0	32.8	37.9
総 計	9.0	11.5	14.5	17.5	25.0	37.5	57.0	71.0	91.0
純 額									
アメリカとカナダ	0.7	1.4	3.3	3.2	5.7	11.1 (12.0) 1.1	(8.6)	+2.2	+2.7
日 本	0.4	0.5	0.6	1.0	1.6	1.1			
東ヨーロッパ	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	—			
その他の国	-1.9	-1.8	-2.1	-1.8	-2.4	-5.3			
合 計	-0.6	0.3	2.1	2.7	5.2	6.9	3.7	-0.4	-3.7
西ヨーロッパ地域									
銀行以外の金融機関	0.5	1.1	0.9	0.2	-0.5	-3.8	+0.8	+3.1	+3.0
銀 行	0.1	-1.4	-3.0	-2.9	-4.7	-3.1	-4.5	-2.7	+0.7
合 計	0.6	-0.3	-2.1	-2.7	-5.2	-6.9	-3.7	+0.4	+3.7

第 2.6 表 ヨーロッパの中央銀行のポジション

（単位：10億ドル）

	中央銀行の外 貨準備 (1)	イギリスとア メリカの負債 (2)	アメリカの外 貨準備 (3)	(1) - [(2) + (3)]
1961	19.555	18.934	0.116	0.505
1964	23.850	22.889	0.432	0.529
1966	25.180	22.823	1.321	1.036
1968	31.570	27.164	3.528	0.878
1969	34.505	26.364	3.797	4.344
1970	43.945	30.530	0.629	12.816

このように年々、増大をつづけるユーロ・カレンシー市場においてユーロ・ダラーの比重が圧倒的であるのは第 2.4 表に明快に示されているが、ユーロ・ダラーは他のユーロ・カレンシーの 2 倍半の量に達している。しかし、他のユーロ・カレンシーの国際資金としての地位も漸次、増大してきており、ドイツ・マルクはスイス・フランや英ポンドをはるかに凌ぎ、ドルの 25% の実力をもつようになっていることに注目をせねばならない。

そこで、このユーロ・ダラーの資金源とユーロ・ダラーの用途について第 2.5 表によって実情を考察する。

ユーロ・ダラーはアメリカやカナダ、日本、東欧諸国とヨーロッパからユーロ・カレンシー市場へ流入するが、その運用は日を追ってヨーロッパ以外へのものが増大してきている。このことはユーロ・ダラーが国際資金としての取引範囲を拡大しつつあることを意味している。

そして、いまや、西欧諸国の中央銀行のユーロ・ダラーへの依存度はいよいよ、つよまるばかりであり、この傾向は当分解消しそうにないのである。

3. 国際流動性とユーロ・ダラー

IMF の定義によると国際流動性とは通貨当局が国際収支の不均衡を解消するために利用可能なすべての国際金融資産であるから、金、ドルその他の交換

可能通貨，SDR，さらに公私の信用便宜 (credit facilities) などすべてを含むのである。

そこでユーロ・ダラーは本源的非銀行金融機関の預金者と最終の非銀行金融機関の借入者との間に金融仲介をするのが使命となっているから，国際流動性に対する効果としては本源的資金供給者と最終の借手（資金需要者）の間に融通される資金の量如何によって決定される。いいかえると銀行間の金融ではなくて，金融仲介としての機能が国際流動性の動向を左右するのである。

アメリカの国際収支が赤字のときはアメリカの対外流動負債が多額にのぼるのであるが，これは現行国際金融手段によって国際流動性を増大させるという方法，すなわち，アメリカのドルの流出分を SDR や国際金融協力による中央銀行間の資金援助などで不均衡を改善することが前提となるのである。この場合，ユーロ・ダラーは国際流動性の量そのものを増大させる手段としては有力ではない。むしろ，国際収支の逆調を解消させる可能性をもつのがユーロ・ダラーであり，国際収支を改善するのに必要な国際流動性の量はユーロ・ダラーの取引速度についての情報が不足していて不明確でありながら，しかも国際流動性量はユーロ・ダラーの金融仲介機能によって増減するのである。

このことは国際流動性量が輸入数量に依存するか，あるいは国際収支不均衡幅に左右されるかは別として，取引速度接近あるいは数量的接近が正しい場合は一応，計測可能であると考えることができる。つぎにユーロ・ダラー制度では，ひとつの独占的銀行としてのユーロ銀行を前提し，ユーロ・ダラーは支店組織を通じて移動するものとし，モデルを設定する。

N 銀行以外の金融機関に対する預金債務，たとえばユーロ銀行の対外債務

M 銀行に対する預金債務，たとえばユーロ銀行の内部負債

R 対外預金債務に対する準備金

S 内部の預金債務に対する準備金

T 他の銀行に対する貸付

L 銀行以外の金融機関の借り手に対する貸金

n 仲介銀行の数

r 対外預金債務に対する準備金比率 (%)

s 内部預金債務に対する準備金比率 (%)

t ユーロ銀行へ再流入する L の比率 (%)

$1-t$ 漏出率

N_1 ユーロ銀行の第1の支店による預金債務

として国際流動性の量をユーロ・ドル制度の利用により最大にまで拡大すると、

$$(3.1) \quad \sum_{j=1}^{\infty} N_j = N_1$$

となり、したがって対外預金の創造が行なわれると、

$$(3.2) \quad \sum_{j=1}^{\infty} N_j > N_1$$

となる。もし、ユーロ・ドル・ローンに対外資産の現在高を加算するときには信用創造⁽²⁾が行なわれ、

$$(3.3) \quad \sum_{j=1}^{\infty} L_j > N_1$$

となる。

第3.1表は対外預金の創造がユーロ・ドル市場で行なわれた場合の結果を示したものである。

仲継する支店の数は一定数でなければならないし、 $n \rightarrow \infty$ 、対外貸付に利用できる資金 ($L \rightarrow 0$) はゼロに近づかねばならない。仲継するコストは正の値をとり、利潤も一定、仲継の期間も一定でなければならない。また、 L は国内の仲継支店の数と対外預金創造力によって決定される。

そして、ユーロ銀行の対外負債 (N) は有期預金であり、ユーロ・ドル制度のもとでは準備金は商業銀行の要求払預金である。ユーロ・ドル制度はア

(2) Lee, B. E., "The Euro-Dollar Multiplier," *Journal of Finance*, Vol. 28, No. 4, Sept. 1973, pp. 867-74.

第3.1表 ユーロ銀行の

$R_1 = N_1 r$ $T_{11} = N_1 (1-r)$	B支店貸付に対する対外準備金	200.00 800.00	Round 1 1,000.00
$S_{21} = N_1 s (1-r)$ $T_{21} = N_1 (1-r) (1-s)$	C支店売り, 貸付に対する内部準備	160.00 640.00	800.00
$S_{31} = N_1 s (1-r) (1-s)$ $L_1 = N_1 (1-r) (1-s)^{n-1}$ $R_2 = N_2 r$ $T_{12} = N_2 (1-r)$	銀行以外金融機関に対する貸付の内部準備 B支店貸付に対する対外準備	128.00 512.00 51.20 204.80	640.00 Round 2 256.00
$S_{22} = N_2 s (1-r)$ $T_{22} = N_2 (1-r) (1-s)$	C支店売り, 貸付に対する内部準備	40.96 163.84	204.80
$S_{32} = N_2 s (1-r) (1-s)$ $L_2 = N_2 (1-r) (1-s)^{n-1}$ $R_3 = N_3 r$ $T_{13} = N_3 (1-r)$	銀行以外の金融機関貸付に対する内部準備 B支店貸付に対する対外準備	32.77 131.07 13.11 52.42	163.84 Round 3 65.53
$S_{23} = N_3 s (1-r)$ $T_{23} = N_3 (1-r) (1-s)$	C支店売り, 貸付に対する内部準備	10.48 41.94	52.42
$S_{33} = N_3 s (1-r) (1-s)$ $L_3 = N_3 (1-r) (1-s)^{n-1}$	銀行以外の金融機関貸付に対する内部準備	8.93 33.55	41.94

* $N_1=1,000.00$; $t=0.5$; $r=0.2$; $s=0.2$; $n=3$

メリカの商業銀行の要求払預金の流通速度を増大する形で国際決済手段の一定量の流通速度を増大する。このことはユーロ・ダラーの対外預金の形を通して国際流動性量を増大するのである。そこで、つぎの関係式が成立する。すなわち、

$$(3.4) \quad \sum_{j=1}^{\infty} N_j = N_1 \frac{1}{1-t(1-r)(1-s)^{n-1}}$$

となるが、また、

$$(3.5) \quad \sum_{j=1}^{\infty} L_j = N_1 \frac{(1-r)(1-s)^{n-1}}{1-t(1-r)(1-s)^{n-1}}$$

であるが、 t, r, s は正の値をとり、しかも1よりも小さく、 n は一定である。そこで総準備はつぎのようにして求められる。すなわち、

預 金 創 造

銀行以外の金融機関預金者の A支店預金	N_1
A支店の預金者のB支店の 預金	$M_{21} = N_1(1-r)$
B支店の預金者のC支店預 金	$M_{31} = N_1(1-r)(1-s)$
銀行以外の金融機関預金者の A支店預金	$N_2 = N_1 t(1-r)(1-s)^{n-1}$
A支店預金者のB支店預金	$M_{22} = N_2(1-r)$
B支店預金者のC支店預金	$M_{32} = N_2(1-r)(1-s)$
銀行以外の金融機関預金者の A支店預金	$N_3 = N_2 t(1-r)(1-s)^{n-1} =$ $N_1 [t(1-r)(1-s)^{n-1}]^2$
A支店預金者のB支店預金	$M_{23} = N_3(1-r)$
B支店預金者のC支店預金	$M_{33} = N_3(1-r)(1-s)$

$$(3.6) \quad \sum_{j=1}^{\infty} R_j = N_1 \frac{r}{1-t(1-r)(1-s)^{n-1}}$$

となり、国内準備については、

$$(3.7) \quad \sum_{j=1}^{\infty} (S_{2j} + \dots + S_{nj}) = N_1 \frac{S(1-r)K(n)}{1-t(1-r)(1-s)^{n-1}}$$

そこで、 $K(n) = 1 + (1-s) + (1-s)^2 + \dots + (1-s)^{n-2}$

$$\text{なお、} \sum_{j=1}^{\infty} N_j = \sum_{j=1}^{\infty} L_j + \sum_{j=1}^{\infty} R_j + \sum_{j=1}^{\infty} (S_{2j} + \dots + S_{nj})$$

$$\text{から} \quad \sum_{j=1}^{\infty} N_j = 1344.09 \quad \sum_{j=1}^{\infty} L_j = 688.17$$

$$\sum_{j=1}^{\infty} R_j = 268.82 \quad \sum_{j=1}^{\infty} (S_{2j} + \dots + S_{nj}) = 387.10$$

である。

つぎに国内準備率 (S) が高く、国内の仲継区間 (n) が長いときは

$$(3.8) \quad \sum_{j=1}^{\infty} L_j < N_1$$

となるが、これに (3.5) 式を代入すると

$$(3.9) \quad N_1 \leq \sum_{j=1}^{\infty} L_j$$

となり、したがって

$$(3.10) \quad S \leq 1 - \left[\frac{1}{(1-r)(1+t)} \right]^{\frac{1}{n-1}}$$

となる。

商業銀行は外貨預金の方を国内通貨預金よりも重視して、これを維持するから $s=0$ となる。したがって、

$$(3.11) \quad \sum_{j=1}^{\infty} (S_{2j} + \dots + S_{nj}) = 0$$

$$(3.12) \quad \sum_{j=1}^{\infty} N_j = N_1 \frac{1}{1-t(1-r)}$$

このようにして預金創造の対外乗数値は大きくなるが (3.5) 式で調整を s, r, t について行なうと、

$$(3.13) \quad N_1 \leq \sum_{j=1}^{\infty} L_j$$

となり、

$$(3.14) \quad r \leq \frac{1}{1+t}$$

となる。

銀行以外の金融機関の預金者に対する負債の準備として預金を対外的に創造するといいわば準備率の設定にはさほど重要性はない。

現在、若干の国々では外国の銀行以外の金融機関に対する純外貨負債に対する必要準備率の設定については統制が加えられているが、この準備率は国内通貨を充当することにより実施されている。この場合の自発的準備率の形としては交換可能通貨、アメリカの銀行間におけるスタンド・バイ・クレジット水準の設定、他の外国銀行にドル預金を設定する方法がある。

そこで、 $s=r=0$

$$(3.15) \quad \sum_{j=1}^{\infty} R_j = 0; \quad \sum_{j=1}^{\infty} (S_{2j} + \dots + S_{nj}) = 0$$

また,

$$(3.16) \quad \sum_{j=1}^{\infty} N_j = \sum_{j=1}^{\infty} L_j = N_1 \frac{1}{1-t}$$

漏出があっても、対外的な預金創造であろうと対外的信用創造であろうと双方ともに可能性は十分にあり、また、もし、 $1 > t > 0$ ならば両者は相互にひとしい。

信用創造や預金創造が行なわれる場合のユーロ銀行の資金の漏出の基本的タイプは2種類である。第1はユーロ銀行がアメリカの居住者に貸付をするか、貸金の仲継をするかの形態である。この場合の準備の漏出はユーロ・ドル制度から発生する。最近、その例が増加しているユーロ・ドル市場におけるアメリカの銀行の資金の取り入れがこのタイプである。

つぎに第2のタイプはドル表示で海外に保有するドル資金を海外で融資をする場合、借手はこの資金をユーロ・ドル市場で運用をする。この場合、借り手は海外の外国為替市場で仲継貸金を売りに出すか、あるいは貸付銀行が借り手にドル資金を売り、借り手は支払いにあてる。海外に居住する人は必ずアメリカのドル残高の使用法を決定しなければならない。したがって、このタイプの資金の漏出はドル資金を預金している人に対してユーロ・ドル制度が魅力的であるか否かによって大きく左右されるのである。

そこで漏出がゼロのときは $t=0$ であるから、

$$(3.17) \quad \sum_{j=1}^{\infty} N_j = N_1 \quad \text{および} \quad \sum_{j=1}^{\infty} L_j = N_1 (1-r) (1-s)^{n-1}$$

このような場合は対外的預金創造はみられないのが普通である。そして対外的信用の収縮がおこり、 $t=1$ となる。そこで、

$$(3.18) \quad \sum_{j=1}^{\infty} N_j = N_1 \frac{1}{1 - (1-r)(1-s)^{n-1}}$$

$$\sum_{j=1}^{\infty} L_j = N_1 \frac{(1-r)(1-s)^{n-1}}{1 - (1-r)(1-s)^{n-1}}$$

となる。つぎにもし漏出がないならば、対外的預金創造は不可能となるが、対

外的信用創造が可能な場合と不可能な場合とが考えられるのである。

$$(3.19) \quad \sum_{j=1}^{\infty} L_j \cong N_1$$

となり、さらに $2(1-r)(1-s)^{n-1} \cong 1$ である。

なお、クロップストック⁽³⁾はユーロ銀行の預金乗数を0.50から0.90の範囲と計測しているが、これは $N_1=1000$ とし、

$$\sum_{j=1}^{\infty} N_j = 1500$$

あるいは

$$\sum_{j=1}^{\infty} N_j = 1900$$

とするのである。

これを要するに、ユーロ・ダラーの地位はこんにちにおいては国際流動性のなかに統合されて考えられるようになっているのである。この場合、国際流動性とは国際収支の不均衡を調整するすべての国際金融資産であり、流動資産、準備資産がともに含まれるのである。

つぎに海外で保有している流動的ドル資産は対外的なアメリカの流動負債が増大してはじめて増加するのであるが、これはユーロ・ダラー制度の導入によってはじめて重要性をもつようになった。

さらに金融仲介機能を果しているユーロ・ダラー制度は預金者と借り手の間の経常所得から貯蓄を導くだけでなく、この貯蓄を資金として拡張する機能をもっている。そして海外で保有しているユーロ・ダラー預金（有期）量を増大し、外国人がアメリカの銀行に預けている要求払預金の流通速度を増大する。

また、預金と信用の乗数的拡張がユーロ・ダラー市場でもみられ、この活動を通じて国際流動性の量を飛躍的に増加させている。

このような乗数波及過程の実質的漏出率は乗数分析の重要性をなんら、減殺するものではないのである。

(3) Klopstock, F. H., "The Euro-Dollar Market - Some Unsolved Issues," *Essays in International Finance*, No. 64, 1968.

4. アメリカの銀行のユーロ・ダラー取り入れ

国際流動性の供給面を担うアメリカのドルが、1971年以来の平価調整により切り下げをくり返したことは、ドルの実力の低下を雄弁に物語るものであった。このことは、いいかえるとドルの投資の弾力性の低下につながることであり、国際資金としてのドルの大規模の流出が過剰ドル（overhanging dollar）を800億ドルにまで増大させたことになる。ドル残高がこのように空前の巨額にまで達したが、これはそのままユーロ・ダラーとして国際資金として威力を発揮し、既述したように1973年秋以降のオイル・ダラーあるいはアラブ・ダラーの急増とユーロ・カレンシー市場への投機的流入により国際通貨均衡を攪乱させた。金価格の高騰はついに1オンス180ドルの水準を実現させ、あるいはアメリカ以外の先進諸国におけるドル不足の進行はオイル・ダラーを吸収させる一方ユーロ・ダラーをいかに還流あるいは吸収させるかが国際金融の刻下の最大の問題となっているのである。

ここで、われわれはユーロ・ダラー取り入れの最適水準をさがすために資産選択による方法を援用することにする。そこでつぎのように定義をする。

- g 3か月もの財務省証券の利率
- c_0 CD （譲渡可能定期預金証書）に支払われる利率
- b 3か月ものユーロ・ダラーの利子率
- f フェデラル・ファンドの利子率
- k 連邦準備制度の割引き率（公定歩合）
- cb ユーロ・ダラーのコール市場利率
- t 銀行通帳の貯蓄利子率
- p 商業貸付利子率指数
- e ユーロ・ダラー借り入れに対する限界準備（額）比率
- s 定期または貯蓄預金に対する準備（額）比率

C_s CD に対する第2市場利子率

Q レギュレーション Q の上限

として、このモデル分析には注意すべき点が3点あるといえる。第1は高度のマルチ線型分析ではある種の変数は削除省略される。この変数はつぎのとおりである。すなわち、

$$g-b-\frac{et}{(1-s)}, g-b-ep, c_0-b-\frac{t(e-s)}{(1-s)}, c_0-b-p(e-s), \\ k-cb-\frac{et}{(1-s)}, k-cb-ep, f-cb-ep, f-cb-\frac{et}{(1-s)}$$

である。

第2は時系列はサンプルの時期を通じて市場と同様に増加させることとした。第3はモデルの修正に際してユーロ・ダラー・ベースを採用したことである。

1969年まではアメリカの銀行はユーロ・ダラーの借り入れに対して準備の保有を求めなかったのであるが、ユーロ・ダラーの借り入れはわれわれには有益となるようになったのが1969年以降である。1969年7月、レギュレーション D と M が修正をされ1969年9月、限界準備率10%が決定された。これは準備自由のペースを超過してユーロ・ダラーの借り入れする場合に適用されるのであった。1971年1月に限界準備率は20%に引き上げられた。 D_1 と D_2 は1969年9月から1971年1月までとそれ以降の効果を考えるダミー変数である。

レギュレーション Q の銀行への効果は資金の源泉としての CD の使用にかかっている。いま C_s を第2線 CD 利率とし、 Q を CD に対する上限とする。

このことから、つぎの需要方程式が示される。

$$(4.1) \quad E_{sB}D = \alpha_0 + \alpha_1(g-b) + \alpha_2(c_0-b) + \alpha_3(f-cb) + \alpha_4(k-cb) + \\ \alpha_5e + \alpha_6s + \alpha_7(C_s - Q) + \alpha_8D_1 + \alpha_9D_2 + \alpha_{10}T + d \\ \alpha_1, \alpha_2, \alpha_3, \alpha_4, \alpha_6, \alpha_7, \alpha_8, \alpha_9, \alpha_{10} \geq 0, \alpha_5 < 0$$

このようなユーロ・ダラーの需要方程式が考えられるのに対して、ユーロ・ダラーの供給方程式をも考えることができる。国際資金の循環面をみると利子の弾力性はきわめて高く、ユーロ・ダラー預金の供給は金利裁定のカバーの関

数と考えることができる。

この金利裁定の金利というのはアメリカの金融市場とユーロ・ドル市場間のもの、つぎにイギリスの金融市場とユーロ・ドル市場間のもの、第3にはドイツの金融市場とユーロ・ドル市場間のものとで金利裁定が行なわれるのである。

そこで UK_t をイギリスの3か月もの大蔵省証券利率と3か月もの先物ボンド為替のプレミアム (t) と割引きを加えた比率とし、 UK_{t-b} は3か月ものイギリスの金融市場の利率とユーロ・ドル市場の利率の利子率格差とする。

つぎに G_t を3か月ものドイツの銀行間貸金に、3か月ものドイツ・マルクの先物レートをプレミアムとして加えた比率とし、 G_{t-b} は3か月ものドイツ金融市場利率と3か月ものユーロ・ドル市場利率の格差とする。

また UK_c は翌日ものイギリスの地方当局の預金利子率とする。 UK_{c-cb} はイギリスの国内金融市場のコール利子率とユーロ・ドルのコール市場利子率の金利格差とする。

さらに G_c をドイツの銀行間のコール・マネー・レートとし、 G_{c-cb} はドイツ国内のコール・レートとユーロ・ドル・コール・マネー・レートの金利格差とするとユーロ・ドルの供給方程式はつぎのようになる。

$$(4.2) \quad E_{ss}S = \beta_0 + \beta_1(g-b) + \beta_2(UK_t-b) + \beta_3(G_t-b) + \beta_4(C_t-cb) \\ + \beta_5(UK_c-cb) + \beta_6(G_c-cb) + \beta_7T + u$$

さて、ユーロ・ドルの供給関数となる利子率格差はユーロ・ドル預金の供給と逆の関係にあるとみられる。このために投資家は高い利潤を選択し、利子率格差すなわち、供給関数の増大はユーロ・ドル利子率の低下となるのである。このようなユーロ・ドルの需要方程式と供給方程式接近をもととして実証的計測が可能となる。それは市場をコール市場と3か月もの市場とに分け b と cb の reduced form を測定することは(4.1)式と(4.2)式から可能となる。使用データーは毎日の観察で4週間とし、サンプル・スパンは1965年12月31日

より、1971年4月28日の期間とした。ユーロ・ドル借り入れは100万ドル単位とし、その他の変数はパーセンテージ表示とした。

この結果、つぎのような計測が行なわれた。

$$E_{\$B}D = 160.7 + 664.5(f - cb) - 1140.0(k - cb) + 939.8(C_i - Q) \\ (1.16) \quad (3.55) \quad (-5.84) \quad (5.68)$$

$$-344.6e + 3517.3D_1 + 4,463.3D_2 + 110.9T \\ (-3.65) \quad (3.43) \quad (2.69) \quad (14.70)$$

$$\bar{R}^2 = .95 \quad DW(d) = 1.67$$

$$\rho_1 = .72 \quad \rho_2 = -2.4$$

$$E_{\$B}S = -323.4 - 1471.9(G - b) - 1231.1(G_i - b) \\ (-2.14) \quad (-7.46) \quad (-6.69)$$

$$-286.8(UK_i - b) - 519.25(UK_c - cb) + 99.8T \\ (-4.72) \quad (-4.02) \quad (12.42)$$

$$\bar{R}^2 = .90 \quad DW(d) = 1.59$$

$$\rho_1 = .80 \quad \rho_2 = -1.9$$

この実証研究からは供給関数は重要な変数であることがわかる。しかし、利子率格差たとえば、アメリカのコール市場とユーロ・ドル・コール市場の利子率格差やドイツのコール市場利率とユーロ・ドル・コール市場利子率の格差はあまり重要でないことも明らかとなった。

ユーロ・ドル市場はロンドン以外で資金の供給者として日常の調整メカニズムを働かすことを促進するように思われる。

また、ユーロ・ドルをアメリカの銀行が借り入れる需要方程式接近は毎日の利子率格差に重要な相関係数となった。これがユーロ・ドルを連日、借り入れて運用することと少しも矛盾しなかったのである。

アメリカのフェデラル・ファンドとユーロ・ドル利子率の相関係数は理論的に矛盾はないが連邦準備制度からの借り入れの実効コストの測定に正確でない公定歩合(割引率)を用いるのは矛盾するのである。

このような実証的分析は資産選択論を基礎としているが、その変数を決める

のはアメリカの銀行のユーロ・ダラーの借り入れの需要水準であると結論づけられる。

またレギュレーションQの上限とユーロ・ダラー借り入れに対する限界準備の必要額はアメリカの銀行のユーロ・ダラー借り入れ水準によって決定されるのである。

連邦準備制度は上述の政策手段を好ましくないユーロ・ダラー借り入れ対策としてとりあげてきた。しかし、このような政策手段の潜在力はなんら、分析されていない。政策手段としてレギュレーションQの上限を有効にとりあげることや公的国際収支の残高を改善するためにユーロ・ダラーを借り入れるに当って必要準備を測定する可能性は一にかかってレギュレーションQの変化に対応してアメリカから流出するドルの水準にあるといえる。

このようにユーロ・ダラーの機能を国際流動性の量と結びつけて考察してきたが最適流動性の水準の策定が国際通貨の調整のインディケーターとなることがIMFの改革の第1次大綱（モース報告）に提案されているが、ユーロ・ダラーが国際流動性を構成するもっとも有力な資産のひとつであることを注目すると、ユーロ・ダラーを国際流動性の量的補充のためにとり入れることは量の問題よりも質の問題として重要であるだけに、今後のユーロ・ダラーあるいはユーロ・カレンシーと国際流動性の相関分析は国際流動性の質の選択の対象として考えることが必要なことを指摘したいのである。（1974年3月7日）

引用文献

- [1] Altman, Oscar L., "Foreign Market for Dollars, Sterling and Other Currencies," *Staff Papers*, Vol. VIII, No. 3, Dec. 1961, pp. 313-52.
- [2] —, "Recent Developments in Foreign Market for Dollars and Other Currencies," *Staff Papers*, Vol. X, Mar. 1963, pp. 48-96.
- [3] —, "Canadian Market for U. S. Dollars," *Staff Papers*, Vol. XII, Mar. 1965, pp. 1-16.
- [4] Aschinger, F. E., "The Euro-Currency Market and National Credit Policy,"

The Bankers Magazine, Feb./ Mar. 1971.

- [5] Bank of England, "U. K. Banks' External Liability and Claims in Foreign Currencies," *Quarterly Bulletin*, June 1964.
- [6] —, "The Euro-Currency Business of Banks in London," *Quarterly Bulletin*, Mar. 1970.
- [7] Bell, Geoffrey L., "Credit Creation Through Euro-Dollars?" *The Banker*, Aug. 1964.
- [8] —, *The Euro-Dollar Market and the International Financial System*, 1973.
- [9] Bank for International Settlements, *Annual Reports*, June 1963/64–1972/73.
- [10] Black, S. W., "Theory and Policy Analysis of Short-Term Movements in the Balance of Payments," *Yale Economic Essays*, Vol. 8, 1968, pp. 5–78.
- [11] Bloch, Ernest, "Euro-Dollars: An Emerging International Money Market," C. J. Devine Institute of Finance, Graduate School of Business Administration, New York University, *Bulletin*, No. 39, Apr. 1966.
- [12] Bloomfield, A. I., "Official Intervention in the Forward Market: Some Recent Experience," *Banca Nazionale del Lavoro Quarterly*, No. 86, 1968.
- [13] Bolton, Sir George, "International Money Market," *Bank of London and South America, Quarterly Review*, Mar. 1963.
- [14] —, "The International Money Market," *The European Capital Market*, 1967.
- [15] Brimmer, A. F., *Euro-Dollar Flows and the Efficiency of U. S. Money Policy: An Address before the Conference on Wall Street and the Economy*, 1969.
- [16] —, *American International Banking Trends and Prospects: An Address before the 51st Annual Meeting of Banker's Association for Foreign Trade*, 2 Apr. 1972.
- [17] Branson, W. H., *Financial Capital Flows in the U. S. Balance of Payments*, Amsterdam, 1968.
- [18] Chase Manhattan Bank, *Euro-Dollar Financing*, Apr. 1968.
- [19] Clendenning, E. W., *The Euro-Dollar Market*, Oxford, 1970.
- [20] —, "Euro-Dollars and Credit Creation," *International Currency Review*, Mar./Apr. 1971.
- [21] Dach, Joseph, "Legal Nature of the Euro-Dollar System," *American Journal of Comparative Law*, Vol. 13, No. 1, 1963.
- [22] —, *The Euro-Dollar Market*, London, 1969.
- [23] Einzig, Paul, *The Euro-dollar System: Practice and Theory of International Interest Rates*, London, 1964.
- [24] —, *Paralled Money Markets*, London, 1970.
- [25] —, "Dollar Deposits in London," *The Banker*, Vol. CX, 1960, pp. 23–7.
- [26] —, "Statistics and Dynamics of the Euro-Dollar Market," *Economic Journal*,

Vol. LXXI, 1961. pp. 592-5.

- [27] —, “Recent Changes in the Euro-Dollar System,” *Journal of Finance*, Vol. XIX, 1964, pp. 443-51.
- [28] Federal Reserve Bank of Cleveland, *The Euro-Dollar Market*, June, 1970.
- [29] Federal Reserve Board, “Euro-Dollars: A Changing Market,” *Federal Reserve Bulletin*, Oct. 1969.
- [30] Frantianni, M. and Savona, P., “Euro-Dollar Creation: The End of Mystery Story,” *Banco Nazionale del Lavoro Quarterly Review*, June, 1971, pp. 110-28.
- [31] Friedman, Milton, “The Euro-Dollar Market: Some First Principles,” *Morgan Guaranty Survey*, Oct. 1969, pp. 4-14.
- [32] —, *The Euro-dollar System*, New York, 1968.
- [33] Friedrich, Klaus, “The Euro-Dollar System and International Liquidity,” *Journal of Money, Credit and Banking*, Vol. 2, No. 3, Aug. 1970, pp. 337-350.
- [34] Helliwell, J. and Maxwell, T., *Short-Term Capital Flows and the Foreign Exchange Market*, Discussion Paper No. 50, Dept. of Economics, University of British Columbia, Apr. 1971.
- [35] Hendershot, P. H., “The Structure of International Interest Rates: The U. S. Treasury Bill Rate and the Euro-Dollar Deposit Rate,” *Journal of Finance*, Vol. XXII, 1967, pp. 455-65.
- [36] Hodgman, Donald R., *Euro-Dollars and National Monetary Policy*, Irving Trust Comp., 1974.
- [37] Holmes, Alan R. and Klopstock, Fred H., “The Market for Dollar Deposit in Europe,” Federal Reserve Bank of New York, *Monthly Review*, No. 42, Nov. 1960.
- [38] Johnson, Norris O., *Eurodollars in the New International Money Market*, FNCB, 1973.
- [39] Iklé, M., “The Euro-Currency Market in Monetary Crisis,” in Schmitz, W. (eds.), *Convertibility Multilateralism and Freedom*, Wien, 1972, pp. 109-20.
- [40] Klopstock, Fred H. and Holmes, Alan R., “The Market for Dollar Deposits in Europe,” *Monthly Review*, Federal Reserve Bank of New York, Nov. 1960.
- [41] —, “The Euro-Dollar Market; Some Unresolved Issues,” *Essays in International Finance*, No. 65, Mar. 1968.
- [42] —, “Money Creation in the Euro-Dollar Market — A Note on Professor Friedmans’ Views,” *Monthly Review*, Federal Reserve Bank of New York, Jan. 1970.
- [43] —, “The Wiring of the Euro-Dollar Market,” *Euro-Money*, Aug. 1970.
- [44] —, “The Use of Euro-Dollars by U. S. Banks,” *The Euro-Dollar*, 1970.
- [45] Lee, C. H., “A Stock-Adjustment Analysis of Capital Movements: the United States — Canadian Case,” *Journal of Political Economy*, Vol. 77, No. 4, Aug. 1969, pp. 512-23.

- [46] Lee, B. E., "The Euro-Dollar Multiplier", *Journal of Finance*, Vol. XXVIII, No. 4, Sept. 1973, pp. 867-74.
- [47] Little, Jane Sheddon, "The Euro-Dollar Market: Its Nature and Impact," *New England Economic Review*, Federal Reserve Bank of Boston, Mar./ June, 1960.
- [48] Machlup, Fritz, "Euro-Dollar Creation: A Mystery Story," *Reprints in International Finance*, and *Banca Nazionale del Lavoro Quarterly Review*, Sept. 1970, pp. 219-260.
- [49] —, "The Magicians and Their Rabbits," *The Morgan Guaranty Survey*, May 1971.
- [50] —, *International Capital Mobility*, New York, 1973.
- [51] Martenson, G. O. Carroll, *The Euro-Dollar Market*, Boston, 1964.
- [52] Masera, F., "International Movements of Bank Funds and Monetary Policy in Italy," *Banca Nazionale del Lavoro Quarterly Review*, Vol. LXXIX, Dec. 1966, pp. 314-27.
- [53] Mayer, Helmut W., "Some Theoretical Problems Relating to the Euro-Dollar Market," *Essays in International Finance*, No. 79, Feb. 1970.
- [54] McKinnon, R. I., "Portfolio Balance and International Payments Adjustment," in R. A. Mundell and A. K. Swoboda (eds.), *Monetary Problems of International Economy*, Chicago, 1969, pp. 199-234.
- [55] —, "On Securing a Common Monetary Policy in Europe," *Banca Nazionale del Lavoro Quarterly Review*, No. 104, Mar. 1973, pp. 3-20.
- [56] Mundell, R. A., "Capital Mobility and Stabilization Policy under Fixed and Flexible Exchange Rates," *Canadian Journal of Economics and Political Science*, Vol. 29, No. 4, Nov. 1963, pp. 475-85.
- [57] Mundell, R. A., "A Reply: Capital Mobility and Size," *Canadian Journal of Economics and Political Science*, Vol. 30, Aug. 1964, pp. 421-31.
- [58] —, "The Dollar and Policy Mix: 1971," *Essays in International Finance*, No. 85, May 1971.
- [59] National Bureau of Economic Research, *Conference on International Mobility and Movement of Capital*, Jan. 1970.
- [60] O'Brien, Sir Leslie, *Address to Bankers Club of Chicago*, 27, Apr. 1971.
- [61] Ossola, R., "Central Bank Interventions and Euro-Currency Market," *Banca Nazionale del Lavoro Quarterly Review*, Vol. 104, Mar. 1973, pp. 29-45.
- [62] Prochnow, Herbert (ed.), *The Euro-Dollar*, Rand McNally, 1970.
- [63] Scott, Ira, *The Euro-Dollar Market and Its Public Policy Implications*, 91st Congress, 2nd Session, Paper No. 12 (Joint Committee Print 25, Feb. 1970)
- [64] Steib, S. B., "The Demand for Euro-Dollar Borrowing by U. S. Banks," *Journal of Finance*, Vol. XXVIII, No. 4, Sept. 1973, pp. 875-79.

- [65] Stein, J. L., "International Short-Term Capital Movements," *American Economic Review*, Vol. 55, No. 1, Mar. 1965, pp. 40-66.
- [66] Swoboda, Alexander K., "The Euro-Dollar Market: An Interpretation," *Essays in International Finance*, No. 64, Nov. 1967.
- [67] —, "Reserve Policies, Currency Preference and International Adjustment," *Yale Economic Essays*, Vol. 10, 1970, pp. 83-126.
- [68] —, "Multinational Banking, the Euro-Dollar Market and Economic Policy," *Journal of World Trade Law*, Mar./Apr. 1971.
- [69] Swoboda, A. K. and Dornbasch, R., "Adjustment, Policy, and Monetary Equilibrium in a Two-Country Model," in Connolly, M. B. and others (eds.), *International Trade and Money*, London, 1973. pp. 225-36.
- [70] Willet, T. D., "The Influence of Trade Balance and Exporting Financing on International Short-Term Capital Movements: A Theoretical Analysis," *Kyklos*, Vol. 22, 1969, pp. 314-27.
- [71] Committee on Finance United States Senate (Chairman, Long, R. B.), *Implications of Multinational Firms for World Trade and Investment and U. S. Trade and Labor*, Washington, Feb. 1973.
- [72] Yeager, L. B., *International Monetary Relations: Theory, History and Policy*, New York, 1966, pp. 467-71.

純生産可能条件と剰余条件：

新古典派的インタープリテーション

片 野 彦 二

1. は し が き

著者の旧著⁽¹⁾の公刊以来、その内容の近代理論の成果との対比およびその総合という点についての批判および示唆が与えられてきた。その主要な課題は、資本財および中間財の貿易を含むより一般的な貿易理論を構成することであるが、その過程において、置塩教授の純生産可能条件および剰余条件が⁽²⁾、国際分業の問題を扱うにあたってどのように展開されるかを明らかにすることも、重要な問題の一つである。

本稿は、このような問題を分析するための準備として、置塩教授が固定生産係数の前提のもとで展開した純生産可能条件と剰余条件とを新古典派的なモデルによって再構成することにより、両者の対比を行ない、その総合を企てることを目的とする。

2. 純生産可能条件と剰余条件：固定生産係数のケース

まず、以下の議論の展開のための基本的な仮定を示す。技術的な仮定については、必要に応じて、示すことにする。

経済は資本家と労働者のみによって構成されるものとする。彼等の所得の源

(1) H. Katano, *Production Theory of International Trade*, Kobe Economic & Business Research Series, No. 2. 1963.

(2) 置塩信雄, 資本制経済の基礎理論, 東京, 創文社, 1965年を参照。

泉としては、資本家にとっての利潤と労働者にとっての賃金のみとする。

経済は常に定常状態にあるものとする。したがって、資本家の支出は資本設備の補填と消費にのみむけられ、労働者の支出は消費にのみむけられる。

生産物の種類としては、資本財（第1財）と消費財（第2財）のみを考える。資本財はこれら両財の生産にとって不可欠であり、消費財は資本家と労働者の消費に供されるものとする。

生産要素は資本財と労働である。これらはいずれもどの財の生産にとっても不可欠なものである。ただし、資本財は再生産可能な生産要素であるのに対し、労働は唯一の本源的生産要素である。各生産要素はそれぞれに同質的であり、いずれの財の生産に対しても利用しうるものとする。

生産方法

いずれの財を生産するにしろ、資本財と労働の投入を必要とする。第 i 財の一単位を生産するのに必要な資本財の量を a_i とし、同じ目的のために必要とされる労働の量を n_i とする。そこで、このような生産係数の組合せ

$$(2.1) \quad (a_i, n_i), \quad i=1, 2$$

を生産方法と呼ぶことにする。ここで、資本財および労働が、いずれの財の生産にあたっても不可欠な生産要素であることを考えると、当然に、

$$(2.2) \quad a_i > 0, \quad n_i > 0$$

である。

本節の議論においては、このように定義される生産係数は不変で固定されているものと仮定する。

また、ここで示している生産方法は、この経済における標準的なものであるとする。ここで“標準的”というのは、この経済において、“通常⁽³⁾の資力と情報をもつ商品生産者が新たに⁽³⁾ある部門に入ってきたときに採用する”ものとし

(3) 置塩，前掲書，p. 9 参照。

て考える。

財の価値

資本財および消費財の一単位あたりの価値は、それぞれの財の一単位を生産するのに、その経済の標準的な生産方法と労働の熟練・強度のもとで、直接・⁽⁴⁾間接に必要とされる労働の量によってきまる。

第 i 財一単位の価値を t_i にて表すものとする、それは、

$$(2.3) \quad \begin{aligned} t_1 &= a_1 t_1 + n_1 \\ t_2 &= a_2 t_2 + n_2 \end{aligned}$$

によって決定される。ここで、 $a_i t_i$ は第 i 財の一単位を生産するのに要する資本財の価値であり、この目的のために間接的に投入される労働の量である。また、 n_i は同じ目的のために直接に必要とされる労働の量である。したがって、上記の連立方程式の解が、それぞれの財の価値を表している。

それぞれの財の価値は (2.3) により決定される。しかし、そこで決定される価値は経済的に有意味でなくてはならない。ここで経済的に有意味であるというのは、 t_i が正値をとることである。(2.3) において

$$t_i > 0, \quad i = 1, 2$$

の解がえられるための条件は、行列式

$$\begin{vmatrix} 1 - a_1 & 1 \\ -a_2 & 1 \end{vmatrix}$$

およびそのすべての首座小行列式が正であることである。⁽⁵⁾

(4) 置塩信雄，前掲書，参照。諸商品の価値の決定について置塩と同じような考え方を展開したものとして，B. K. ドミトリェフおよび K. メイがあるが，われわれの議論は，もっぱら置塩に依存することにする。

(5) これは，衆知のように，Simon-Hawkins の条件であり，行列式

$$A = |E - A|$$

およびこの行列式のあらゆる次数の首座小行列式が正となることとして表される。

Cf. H. A. Simon and D. Hawkins, "Some Conditions of Macroeconomic Stability," *Econometrica*, July-Oct., 1949.

この条件は、ここでは、

$$(2.4) \quad 1 - a_1 > 0$$

として示しうる。この条件は、一単位の資本財を生産するのに必要な資本財の量は一単位より小でなくてはならないことを意味している。置塩教授は、この条件を純生産可能条件と呼んでいる。

純生産可能条件

いかなる経済においても、物的再生産を維持するためには、生産過程において使用した資本財の補填が十分になしうる以上の資本財の生産が行なわれていなくてはならない。このことは、いかなる経済においても、物的再生産を維持するためには、資本財についての純生産が維持されていなくてはならない、ことを意味している。(2.1) で示したような標準的な生産方法を用いて、第 i 財を X_i 単位生産するものとした場合、それぞれの財の生産水準は、

$$(2.5) \quad \begin{aligned} X_1 &> a_1 X_1 + a_2 X_2 \\ X_2 &> 0 \end{aligned}$$

の関係をみたす正の生産水準

$$X_i > 0$$

が存在しなくてはならない。

この関係がみたされるためには、

$$\begin{vmatrix} 1 - a_1 & -a_1 \\ 0 & 1 \end{vmatrix}$$

として表わされる行列式およびそのすべての首座小行列式が正でなくてはならない。このことは、

$$(2.6) \quad 1 - a_1 > 0$$

によってみたされる。この (2.6) の条件は、上で示した (2.4) の条件と同一である。このことは、(2.4) で示した純生産可能条件の経済的意味をより明示的

にあらわしている。

剰余条件

純生産可能条件がみたされている状態にあっても、再生産の可能性を保証することはできない。使用された資本財の補填が保証されていても、消費財の生産が労働力の再生産を維持するのに十分な水準で行なわれているのであれば、再生産は保証されないからである。

労働力の一単位を再生産するのに必要な消費財の量を R とする。これは労働の一単位に支払われる実質賃金率である。ただし、この実質賃金率は消費財の量で測られているものである。

このように考えると、再生産が維持しうするためには、資本財および消費財の生産水準が

$$(2.7) \quad \begin{aligned} X_1 &\geq a_1 X_1 + a_2 X_2 \\ X_2 &\geq R\bar{N} \\ \bar{N} &\geq n_1 X_1 + n_2 X_2 \end{aligned}$$

の条件をみたす正の水準で保たれることが必要である。ここで $\bar{N}$ は、この経済における労働供給量を表している。

(2.7) の関係をみたす各財の生産水準が維持されるためには、

$$\begin{vmatrix} 1-a_1 & -a_2 & 0 \\ 0 & 1 & -R \\ -n_1 & -n_2 & 1 \end{vmatrix}$$

の行列式およびそのすべての首座小行列式が正でなくてはならない。この行列式は

$$\begin{vmatrix} 1-a_1 & -a_2 & 0 \\ 0 & 1 & -R \\ 0 & 0 & 1-Rt_2 \end{vmatrix}$$

と書き直しうるから、上の条件は

$$(2.8) \quad \begin{aligned} 1-a_1 &> 0 \\ (1-a_1)(1-Rt_2) &> 0 \end{aligned}$$

をみたせばよい。置塩教授はこの(2.8)の条件を剰余条件と呼んでいる。⁽⁶⁾

剰余条件(2.8)の第1の条件は純生産可能条件に他ならない。したがって、純生産可能条件は剰余条件を維持するための必要条件であり、剰余条件は純生産可能条件が成立するための十分条件である。すなわち、資本財についての純生産物が存在するとしても、剰余生産物が生産されているという保証はないが、資本財についての純生産物が存在するのであれば剰余生産物も存在しえない。また、剰余生産物が生産されているのであれば、その場合には、必ず、資本財の純生産物が存在している。

実質賃金率についての制約

順調な再生産過程を営んでいる経済においては、純生産可能条件も剰余条件も共にみたされているものと考えてよい。したがって、(2.8)より

$$(2.9) \quad 1-Rt_2 > 0$$

となる。ここで、 R は消費財で測った実質賃金率であり、 t_2 は消費財の価値であり、消費財の一単位を生産するにあたって直接・間接に必要とされる労働の量である。したがって、(2.9)の条件は、労働一単位がうけとる実質賃金率は一単位よりすくない労働量しか含まないことを示している。この(2.9)の条件から明らかなように、実質賃金率は、経済の再生産が順調に展開されるためには一定の上限を余儀なくされる。

$$(2.10) \quad R < \frac{1}{t_2}$$

消費財の価値の逆数によって示される実質賃金率の上限は、労働一単位の投入により生産しうる消費財の量を表している。したがって、この(2.10)の条件は、剰余条件がみたされるためには、労働者は一単位の労働の投入により生産

(6) 置塩，前掲書，参照。

される消費財の量よりもすくない消費財の量を含む実質賃金率にあまじなければならぬことを示している。

利潤率・実質賃金率・価格

与えられた標準的生産方法（2.1）のもとでは、各生産部門における利潤率 r_i 、実質賃金率 R 、貨幣賃金率 w 、および消費財で測った資本財の価格 p の間には次の関係がある。

$$\begin{aligned} p &= (1+r_1)a_1p + wn_1 \\ (2.11) \quad 1 &= (1+r_2)a_2p + wn_2 \\ w &= R \end{aligned}$$

ここで消費財の価格は1である。（2.11）の最初の2つの関係は、各財の価格は、①各財の生産に使用した資本財の減価償却引当コスト $a_i p$ 、②各財の生産に使用した資本財の価額を基準とする利潤 $r_i a_i p$ 、および③労働に支払われる賃金コスト wn_i の合計として算定されることを示している。⁽⁷⁾

（2.11）の関係において、それぞれの生産部門における利潤率 r_i が正値をとるためには、

$$\begin{aligned} p &> a_1 p + wn_1 \\ (2.12) \quad 1 &> a_2 p + wn_2 \\ w &= R \end{aligned}$$

をみたすような正値の価格

（7） 置塩教授は（2.11）のかわりに

$$\begin{aligned} p &= (1+r_1)(a_1 p + wn_1) \\ 1 &= (1+r_2)(a_2 p + wn_2) \\ w &= R \end{aligned}$$

の関係を考えている。ここでは利潤算出の基準は $a_i p$ でなく、 $a_i p + n_i w$ である。置塩・前掲書、参照。われわれが（2.11）の関係を用いるのは、後述の新古典派型のモデルとの対比を重視しているからである。しかしながら、このような差異は、置塩教授の導いた結論に大きな修正を加えるものではない。

$$p > 0$$

が存在しなければならない。このためには、行列式

$$\begin{vmatrix} 1-a_1 & 0 & -n_1 \\ -a_2 & 1 & -n_2 \\ 0 & -R & 1 \end{vmatrix}$$

およびそのすべての首座小行列式が正値をとらなくてはならない。ところで、上の行列式はまた

$$\begin{vmatrix} 1-a_1 & 0 & 0 \\ -a_2 & 1 & 0 \\ 0 & -R & 1-Rt_2 \end{vmatrix}$$

と書きあらためられるから、上で示した条件は、

$$(2.13) \quad \begin{aligned} 1-a_1 &> 0 \\ (1-a_1)(1-Rt_2) &> 0 \end{aligned}$$

として示すことができる。これは剰余条件と同値である。だから、剰余条件がみたされるならば、その場合に限り正の利潤率が正の価格のもとで成立しうる、といえる。このことは、剰余条件が利潤の存在にとって必要であること、また利潤の存在は剰余条件によって保証されていることを意味している。

価格についての制約

(2.12) の関係が成立する場合、各生産部門において正の利潤率を保証する資本財の価格は一定の制約をうけることになる。

$$(2.14) \quad \frac{Rn_1}{1-a_1} < p < \frac{1-Rn_2}{a_2}$$

(2.14) の左側の条件から

$$(2.15. a) \quad t_1 < \frac{p}{w}$$

また右側の条件から

$$(2.15. b) \quad t_2 < \frac{1}{w}$$

の関係が導ける。これらの関係はいずれも“支配労働量は投下労働量よりも大である⁽⁸⁾”ことを示している。このことは、正の利潤が存在する場合には、支配労働量は投下労働量よりも大であることを意味する。

平均利潤率の成立

(2.11) の関係において、平均利潤率が成立している状態を考えると、それは、

$$(2.11^*) \quad \begin{aligned} p &= (1+r)a_1p + wn_1 \\ 1 &= (1+r)a_2p + wn_2 \end{aligned}$$

として示される。生産係数は固定的と仮定しているから、賃金率 w を与えると、

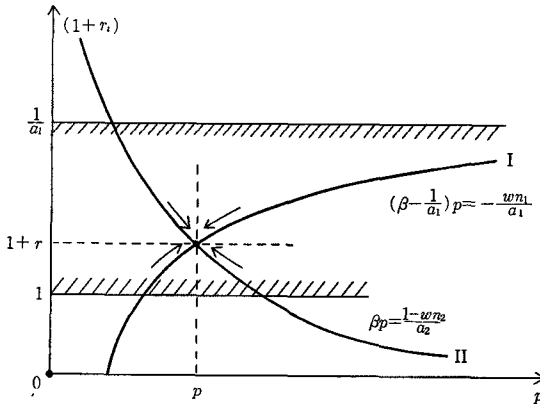
(2.11) により資本財の均衡価格 p と平均利潤率 r が一意的に決定される。

$$(2.16) \quad p = \frac{a_1(1 - wn_2) + a_2wn_1}{a_2}$$

$$(2.17) \quad r = \frac{(1 - a_1)(1 - wn_2) - a_2wn_1}{a_1(1 - wn_2) + a_2wn_1}$$

このような均衡状態は、経済の競争状態が完全であり、より高い利潤率を享受しうる生産部門への資本の流入が自由に行なわれる限り安定的である。

(2.11) より



第 1 図

(8) 置塩，前掲書，参照。

$$(2.18) \quad \begin{aligned} \frac{dr_1}{dp} &> 0 \\ \frac{dr_2}{dp} &< 0 \end{aligned}$$

であることは容易にわかる。 $r_1 > r_2$ の場合を考える。資本の配分は資本財生産部門に集中し、資本財の供給過剰を生じ、資本財価格の下落をまねき、この部門での利潤率の低下をもたらす。また資本財価格の下落は消費財部門での利潤率の上昇を呼びおこす。これらの運動は平均利潤率の水準に各部門の利潤率がおちつくまで続くことになる。 $r_1 < r_2$ の場合にも同じように考えうる。

生産物および生産要素の需給関係

ここでは、経済は常に定常状態にあることを仮定している。また、価格構成式を示した際に暗黙のうちに仮定していたように、各生産部門における資本財は一回の生産により減耗せしめられ、毎回その全部を補填しなくてはならないものとしている。このような仮定のもとでは、資本財の需給は

$$(2.19) \quad X_1 = K_1 + K_2$$

として示される。

また、消費財の需給は

$$(2.20) \quad X_2 = rp(K_1 + K_2) + w\bar{N}$$

である。右辺第一項は、資本家の利潤のすべてが資本家の消費需要にむけられることを示している。これは、経済の定常状態を考えていることからの当然の帰結である。

最後に、労働の需給については、完全雇用を考える。

$$(2.21) \quad \bar{N} = N_1 + N_2$$

ここで $\bar{N}$ は労働の供給量を示す。

これらの関係はまた。

$$(2.19^*) \quad X_1 = a_1 X_1 + a_2 X_2$$

$$(2.20^*) \quad X_2 = r p a_1 X_1 + r p a_2 X_2 + w \bar{N}$$

$$(2.21^*) \quad \bar{N} = n_1 X_1 + n_2 X_2$$

と書き直される。これら3個の関係のうちの1個は独立でないから、残りの2個の関係から X_1 と X_2 を決める。最も望ましい選択は (2.19*) と (2.21*) である。 $\bar{N}$ を所与とすると、

$$(2.22) \quad X_1 = \frac{a_2 \bar{N}}{n_2(1-a_1) + a_2 n_1}$$

$$X_2 = \frac{(1-a_1) \bar{N}}{n_2(1-a_1) + a_2 n_1}$$

となる。

3. 純生産可能条件と剰余条件：新古典派モデル

以上が固定生産係数の仮定のもとで展開される純生産可能条件と剰余条件およびそれらの条件に関連する諸命題である。しかしながら、われわれが予定している貿易理論の展開にあたって固定生産係数の仮定をおく場合には、しばしば多くの不都合を生じる。貿易開始前と開始後における生産係数は、通常、異なるものとして扱われている。このような場合の基本モデルは、主として新古典派型のものである。そこで、本節においては、新古典派モデルを用いて、前節で示した純生産可能条件と剰余条件が、この場合にどのように展開されるかを検討する。

本節で考える基本的な経済構造は、固定生産係数の仮定を可変生産係数の仮定におきかえるということを除いては、ほとんど変わらない。そこで、本節で考える新古典派型のモデルは次のように構成されることになる。

第 i 財の生産は、資本財の K_i 単位と労働の N_i 単位の投入により X_i 単位の第 i 財を生産するものとして考える。

$$(3.1) \quad X_i = F_i(K_i, N_i), i=1, 2$$

この生産関数については、①収穫一定、②外部経済・不経済の欠如、および③

限界代替率逓減の法則の妥当することを仮定する。ただし、ここでは投入される資本財は、ある時点（または期間）における生産にあたってすべて使用しつくされ、次の時点（または期間）における資本財はすぐ前の時点（または期間）で生産された資本財によって補填されるものとする。

生産関数 (3.1) は、収穫一定の仮定により、 K_i と N_i にかんする1次同次関数である。この性質により、(3.1) は

$$(3.1^*) \quad 1 = F_i(a_i, n_i)$$

ここで

$$(3.2) \quad a_i = \frac{K_i}{X_i}, \quad n_i = \frac{N_i}{X_i}$$

と書き直せる。これらは前節で用いた生産係数である。

この場合の均衡条件は

$$(3.3) \quad (1+r)p = p \frac{\partial X_1}{\partial K_1} = \frac{\partial X_2}{\partial K_2}$$

$$(3.4) \quad w = p \frac{\partial X_1}{\partial N_1} = \frac{\partial X_2}{\partial N_2}$$

として示される。⁽⁹⁾

(9) (3.3) の条件は、通常は

$$\bar{r} = p \frac{\partial X_1}{\partial K_1} = \frac{\partial X_2}{\partial K_2}$$

として示されるものである。ここでの $\bar{r}$ は資本財のレンタル・プライスであり、これは、資本財の減耗部分の補償コストも含んでいる。したがって、 $\bar{r}$ は粗レンタル・プライスである。そこで純レンタル・プライスを $\bar{r}$ とすると、

$$\bar{r} = \bar{r} - mp$$

となる。ここで m は減価償却率である。

われわれの考える平均利潤率は

$$r = \frac{\bar{r}}{p}$$

と考えればよいから

$$\bar{r} = (m+r)p$$

となる。われわれの仮定では、減価償却率は1であるから

$$\bar{r} = (1+r)p$$

となる。Cf. P. A. Samuelson, "Equalization by Trade of the Interest Rate along with the Real Wage," in *Trade, Growth and the Balance of Payments*, (Essays in Honour of Gottfried Harberler), North-Holland Publishing Co., 1965.

生産要素の需給については次のような仮定をおく。ここでは定常状態だけを考えているから、資本財の需要は毎期の生産にあたって減耗する部分の補填に必要なだけであり、資本財部門においては、これに見あうだけの資本財の生産が行なわれる。

$$(3.5) \quad X_1 = K_1 + K_2$$

また、労働については、完全雇用を仮定するから

$$(3.6) \quad \bar{N} = N_1 + N_2$$

の関係がえられる。ここで $\bar{N}$ は労働の供給量である。

さて、以上の (3.1), (3.3), (3.4), (3.5) および (3.6) に含まれる合計 8 個の関係において、労働の供給量 $\bar{N}$ と賃金率 w を与えるものとする、各生産部門における生産水準 X_i 、資本財投入量 K_i 、雇用 N_i 、平均利潤率 r および資本財価格 p の 8 個の未知数が一意的に決定されることになる。これが以下の議論で用いる新古典派型モデルの基本型である。

モデルの再構成

上で示したモデルは、衆知の手続きにより、次のようなモデルに再構成される。

$$\begin{array}{ll} \text{I} & \left\{ \begin{array}{l} (3.7) \quad x_i = f_i(k_i) \\ (3.8) \quad (1+r)p = p_1 f_1'(k_1) = f_2'(k_2) \\ (3.9) \quad w = p_1[f_1(k_1) - k_1 f_1'(k_1)] = f_2(k_2) - k_2 f_2'(k_2) \end{array} \right. \\ \text{II} & \left\{ \begin{array}{l} (3.10) \quad x_1 = k_1 + k_2 \frac{N_2}{N_1} \\ (3.11) \quad \bar{N} = N_1 + N_2 \end{array} \right. \\ \text{III} & \left\{ \begin{array}{l} (3.12) \quad x_i = \frac{X_i}{N_i} \\ (3.13) \quad k_i = \frac{K_i}{N_i} \end{array} \right. \end{array}$$

このモデルは、次のような仕組みになっている。まず、[I]において、 w を

所与とすると, x_i, k_i, r および ρ の6個の未知数を決定しうる。次に〔Ⅱ〕において, 〔Ⅰ〕で決定した x_i と k_i を用いて, 所与の $\bar{N}$ に対して N_1 と N_2 を決定する。最後に〔Ⅲ〕において X_i と K_i が決定される。

純生産可能条件

前節で示した固定生産係数のケースとの対比を考えるために, ここではまず

$$(3.14) \quad a_i = \frac{k_i}{x_i}$$

$$(3.15) \quad n_i = \frac{1}{x_i}$$

という関係を示しておく。

さて, 前節で示した純生産可能条件というのは,

$$1 - a_1 > 0$$

として示されていた。この条件を新古典派モデルの用語で示せば,

$$(3.16) \quad x_1 - k_1 > 0$$

となる。これは (3.10) の関係より当然に明白である。消費財部門での生産が行なわれる限り $k_2 N_2 / N_1$ は正值をとるから, (3.16) をみたさなくては, この経済の定常状態での再生産は不可能となるからである。

ところで, (3.7) で表される生産関数については, 通常

$$\left. \begin{array}{l} f_i(k_i) > 0 \\ f_i'(k_i) > 0 \\ f_i''(k_i) < 0 \end{array} \right\} \quad \text{for} \quad 0 < k_i < \infty$$

と仮定されているので, (3.16) の関係はすべての k_i について成立するとは限らない。すなわち, (3.16) は k_1 についての上限を与える。この上限は

$$(3.17) \quad k_1 < \bar{k}_1$$

ただし

$$\bar{k}_1 = \bar{x}_1 \quad (\bar{x}_1 = f_1(\bar{x}_1))$$

として与えられる。すなわち, 新古典派モデルにおいては, 純生産可能条件は

資本財部門における資本・労働比率に一定の上限を設定する。

剰余条件

前節における剰余条件は

$$1 - a_1 > 0$$

$$(1 - a_1)(1 - Rt_2) > 0$$

として示された。しかし、このままの形で新古典派モデルとの対比を行なうことは困難であるから、同じく前節における命題のうち、剰余条件は平均利潤率の正值条件と同一であるという部分を利用し、(3.8) の関係より

$$(3.18) \quad f_1'(k_1) > 1$$

$$(3.19) \quad f_2'(k_2) > p$$

という条件を導く。

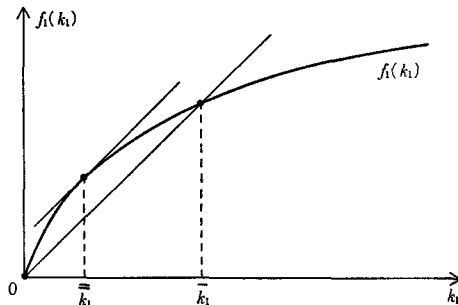
生産関数についての仮定を考えると、まず (3.18) より、資本財部門における資本・労働比率の上限は、(3.17) で示したものよりもさらに引き下げられるものであることがわかる。

$$(3.20) \quad k_1 < \bar{\bar{k}}_1 < \bar{k}_1$$

ここで、

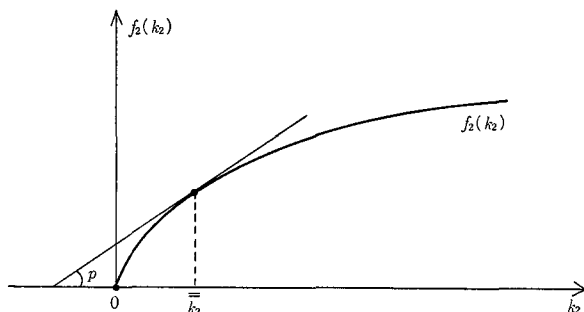
$$f_1'(\bar{\bar{k}}_1) = 1$$

である。 $\bar{\bar{k}}_1 < \bar{k}_1$ であることの理由は、第2図によって明白である。



第 2 図

(3.19) の条件は、消費財部門における資本労働比率に上限を与える。



第 3 図

$$(3.21) \quad k_2 < \bar{k}_2$$

ただし,

$$f_2'(\bar{k}_2) = p$$

である。これについては第3図を参照。

このように、新古典派モデルにおいての剰余条件の導入は、各生産部門における資本・労働比率に一定の上限を与えるという形で行なわれる。

この際、剰余条件と純生産可能条件との間の相互連関は、(3.20) で示したように、前節で示したものとまったく同じである。

4. 貿易理論展開のための展望

本稿の冒頭において述べたように、本稿の主要な目的は、今後における貿易理論の展開にあたっての準備であった。旧著における著者の主要な問題の1つは、貿易開始前の純生産可能条件および剰余条件が、貿易が開始された後においてどのように再構成されるかを、固定生産係数の仮定のもとで示すことであった。今後の著者の目的は、固定生産係数の仮定を除去し、問題を新古典派モデルに基いて展開する場合、上の問題はどのような修正をうけ、そこでの結論

にどのような影響を与えるかを明らかにすることである。より具体的な問題としては、本稿で示したように、純生産可能条件および剰余条件が、新古典派モデルにおいては各生産部門における資本・労働比率に一定の上限を課するという形で与えられるとして、貿易の開始が、これらの条件にどのような影響を与えるか、また国際分業体系の編成過程において、これらの条件がどのような形をとることになるかを明らかにすることである。

便宜置籍船と船員問題

山 本 泰 督

は じ め に

1972年の長期海員ストの後、日本船の大量海外売船がおこなわれ、船員の雇用問題が改めて海運業労使間の争点となったが、それとともに全日本海員組合は海運企業による仕組船、チャーターバック船を含む便宜置籍船の利用増加が、船員の雇用を不安定にしていると指摘し、積極的に便宜置籍船対策に取り組む姿勢をみせている。

この論文では、まず、国際運輸労連—全日海もこれに加盟している—による便宜置籍船の組織活動とその問題点をあきらかにした上で、日本海運企業の便宜置籍船の利用状態と、それにたいする全日海の対策について検討を加えることとする。

議論を進めるに先立って、船舶の便宜置籍への誘因としての便宜置籍船の賃金、労働条件について、若干の整理をしておこう。便宜置籍への誘因としては、税制面の利点と共に、便宜置籍国では船員、船舶にかんする国内、国際法規を有効に実施する権限、機構を有しておらず、また外国人の船舶配乗が自由に認められているため、船員費の節減を図りうること、したがってまた自国では不採算船となった中古船でも経済的運航が可能となることがあげられる。⁽¹⁾

ところが、これにたいして、海運関係者とくに便宜置籍船の船主から便宜置籍船の賃金、労働条件は良好であり、伝統的海運国のそれに比較しても劣っていないとの議論がおこなわれるばあいがある。⁽²⁾ 1950年 ILO によりパナマ籍船

(1) たとえば OECD, *Maritime Transport*, 1971, para 182-95.

船の労働条件の調査が⁽³⁾おこなわれて以来、便宜置籍船の賃金、労働条件にかんする包括的な調査がおこなわれたことはないが、1950年当時と比較して便宜置籍船のうち、船令の若い大型船が増加してきており、それだけに、この種船舶については必要な技能を持つ船員を配乗させるため、欧州諸国の海員組合の労働協約と匹敵する賃金、労働条件を提供しているのは事実であろう。(その一方では老令船のばあい、個人別の雇入契約もなく乗組員全体への支払額だけを決めてアジア人船員を配乗させる幹旋業者が存在しているのも事実である。)

ただし注意しなければならぬのは、便宜置籍船の賃金、労働条件が良好だという主張には論点のすり換えがある。つまり、自国船の定員、自国船員の賃金、労働条件、さらには社会保障分担額で決定される船員費が便宜置籍船を含めた外国への移籍により、どれだけ節約されるかが、船主にとっての問題なのである。もちろん移置籍にあたっては、その他の経済的、経済外的要因が考慮されるけれども、船員費の水準が外国への移置籍の重要な要因であることは否定できないだろう。

上に述べたところから当然に導かれることであるが、自国船員の賃金、労働条件の上昇、あるいは合理化計画の停滞は、海運企業にとり、自社船の外国への移籍あるいはより広く運航船腹の保有・支配形態の変更を考慮させるだろう。このことを念頭に置いた上で分析をすすめよう。

I 国際運輸労連の便宜置籍対策

国際運輸労連(International Transport Worker's Federation)は、社会主義諸国を別とすればフランス、ギリシャを除く自由主義諸国の海員組合を傘下においており、1948年以来、便宜置籍船の組織化を続けてきている。

(2) たとえば E. D. Naess, *The Great Panlibhon Controversy*, Gower Press, London, 1972, ch. 3 に盛られた多くの見解をみよ。

(3) ILO, *Conditions in Ships Flying the Panama Flag*, 1950.

ここでは、国際運輸労連の全般的な便宜置籍船対策の歴史的経過にふれるだけの余裕はないから、最近における国際運輸労連およびその傘下組合による便宜置籍船の組織活動とその問題点について検討しよう。

国際運輸労連は便宜置籍船の乗組員を組織するために、とくに本部直属の船員特別部会 (Special Seafarer's Section) を設けている。これは便宜置籍船の乗組員の国籍が雑多であり、また労働組合が未組織の国の船員がいることを配慮したためである。特別船員部会および傘下海員組合は未組織の便宜置籍船があれば、港湾労働組合と協同して、その組織化、ITF 監理協約の締結に努力し、船主がこれに応じないときは、荷役ボイコットによって組織化を図っている。ITF 監理協約に盛り込まれた賃金、労働条件は北ヨーロッパの平均的水準に拠っており、1972年8月発効の分では有能甲板員の賃金は115ポンドと定められた。

(表1) なお傘下組合が便宜置籍船に乗組んだ自国船員のために、自国船主と締結している労働協約と類似した協約を結んでいる例もある。

便宜置籍船主は、協約の締結にあたっては、同時に国際船員福利基金の分担金の納入(乗組員1人当り年額48ポンド)を義務づけられている。そして協約を締結した便宜置籍船には、ITF 監理証 (ITF Blue Certificate) が交付され、協約期間中、ボイコットの対象から除外されている。1973年5月現在、国際運輸労連および傘下組合による便宜置籍船の組織状況は331隻であった。(表2) 1972年の便宜置籍船総数は4,000隻以上であるから、組織化に成功した便宜置籍船はごく1部に過ぎない。組織化の停滞はあきらかであるが、その理由のひとつに、傘下組合のうち、ノルウェーその他の諸国では労働協約、国内法上の制約から港湾労働者のボイコット運動が困難であることがある。かつて1958年に便宜置籍船にたいする国際的ボイコット運動を展開したときも、実際にボイコットをおこなったのは、アメリカ、スウェーデン、ノルウェー、イギリス、イ

(4) この点については下記参照のこと

B. A. Boczek, *Flag of Convenience*, Harvard Univ. Press, 1962. Ch. 3 and Ch. 5.

E. D. Naess, *op. cit.*, ch. 2-7.

表1 ITF 監 理 協 約 (1972年8月1日発効)

職 務	月間賃金	時 間 外 手 当		年 休 買上げ額 (1日当り)
		週 日	日 曜	
Master	379.50	£	£	£
Chief Engineer Officer	356.50			
Chief Navigating Officer	253.00	1.87	3.37	10.12
2nd Navigating Officer	202.75	1.50	2.70	8.11
3rd Navigating Officer	195.50	1.45	2.61	7.82
1st Engineer Officer	253.00	1.87	3.37	10.12
2nd Engineer Officer	202.75	1.50	2.70	8.11
3rd Engineer Officer	195.50	1.45	2.61	7.82
Radio Officer	195.50	1.45	2.61	7.82
Chief Steward	128.33	.95	1.71	5.13
Boatswain	128.33	.95	1.71	5.13
Carpenter	128.33	.95	1.71	5.13
Chief Cook	128.33	.95	1.71	5.13
Donkeyman	128.33	.95	1.71	5.13
Engine-room Storekeeper	128.33	.95	1.71	5.13
Pumpman	128.33	.95	1.71	5.13
Boatswain's mate	118.89	.88	1.59	4.76
Quartermaster	118.89	.88	1.59	4.76
Greasers	118.89	.88	1.59	4.76
Able Seaman	115.00	.85	1.53	4.60
Fireman	115.00	.85	1.53	4.60
Oiler	115.00	.85	1.53	4.60
2nd Steward	115.00	.85	1.53	4.60
2nd Cook	97.78	.72	1.31	3.91
Steward	97.78	.72	1.31	3.91
Ordinary Seaman	85.55	.63	1.14	3.42
Deck Boy	48.89	.37	.65	1.96
Catering Boy	48.89	.37	.65	1.96

(5)
タリー、フィンランドに過ぎなかったし、最近ではスウェーデン、イギリス、オーストラリアが中心的な役割を演じている。その他の諸国は、自国船員が便宜

(5) F. Schmidt, "Ships Flying Flags of Convenience," *Arkiv for Sjrett*, Vol. 12 (1972) pp. 84-8.

表2 国際運輸労連による便宜置籍船の組織化

（1973年5月1日現在）

a. 組織化された便宜置籍船の船籍

リベリア	パナマ	キプロス	シンガポール	蘭領アンチル	ソマリー	その他	計
173	50	65	26	7	5	5	331

b. 便宜置籍船と協約を結んだ組合

ITF	スウェーデン	日本	イタリー	フィンランド	オーストラリア	亡命エストニア	スイス	その他	計
63	84	53	46	25	15	10	10	25	331

注1. イギリス海員組合の組織した便宜置籍船は5隻であるが、ITF本部の組織活動は実際にはイギリス海員組合の協力を得ておこなわれているので、組織活動の側面からみるときは、ITF・イギリス海員組合の組織した便宜置籍船は63隻となる。

c. 締結された労働協約の種類

ITF 監理協約	イギリス	日本	イタリー	スイス	ギリシャ	オランダ	イスラエル	その他	計
120	73	53	47	9	6	5	4	14	331

注2. ITF 監理協約中には、ITF / 韓国、ITF / 極東（フィリピン）各2を含む。

注3. ここに挙げられた各国の労働協約について云えば、少なくとも日本は、全日海が国内外航船主と結んでいる協約内容と同一ではない。したがって、これらは各国海員組合が自国船主と結んだ協約と類似した内容を持つ協約と理解しておくべきであろう。

（出所）ITF 事務局資料。

置籍船に乗組んだ場合、労働協約を結んでいるに過ぎない。

組織化の停滞以外にも、国際運輸労連の便宜置籍船の組織化には問題が残されている。そのひとつは、監理協約の賃金、労働条件の水準である。これを北ヨーロッパ諸国の水準と同一としたことは、組織化にあたる傘下海員組合のうち、イギリス、ドイツや日本の組合にとっては、組織化により便宜置籍船の船員費についてのメリットを失わせることになるが、アメリカ、スウェーデンなどの高賃金国ではなお自国船の船員費の方が高いだけにその国の船主にとっては、船員費についても便宜置籍をおこなう誘因が残されていることになる。

この問題を解決するため、かつて1959年に国際運輸労連は、便宜置籍船の組

組織化にかんする管轄権を船主の国籍または船主の法律的経済的活動の基盤がある国を基準とするよう決定した。この基準によれば、どの国の海員組合にとっても自国の船主が便宜置籍により享受する船員費のメリットを喪失させ、組合員の雇用安定をはかることが可能となる。ところが、この管轄権基準にしたがって組織化を開始したアメリカの海員組合（International Maritime Worker's Union）⁽⁶⁾は、従来から乗組員の国籍にしたがって組織化を進めてきたギリシャ海員組合との利害の対立をみたし、ことに IMWU の便宜置籍船の組織化に関連した訴訟で1963年2月、アメリカ最高裁判所が、全国労働関係局の権限は外国人船員を雇用する外国籍船には及ばぬとの判決を下したため、IMWU はアメリカ資本の所有する便宜置籍船への組織活動を断念してしまっ⁽⁷⁾た。それとともに、国際運輸労連でも、この管轄権基準を放棄してしまっている。したがって現在のところ、国際運輸労連は、各国船主が船員費の節減を求めて便宜置籍をおこなったとき、それを阻止するための充分に有効な手段を見出せない状態にある。

上の問題との関連で云えば、船主が船員費節減の目的で発展途上国などへ移籍するケースについては、国際運輸労連がなんら考慮を払っていないのは奇妙である。ただし、船主が自国船に外国人船員を、自国船員組合と締結した労働協約以下の労働条件で雇入れたとき、これを便宜船員（Crew of convenience）と呼び、1972年1月の国際運輸労連公正慣行委員会では、かれらの増加に注意して、便宜船員にも同一の労働条件を適用させるべき旨の決議を採択⁽⁸⁾している。また便宜置籍船への、あるいは便宜船員の主要労働力供給源となっているアジ

(6) これはアメリカの2大部員組合 NMU, SIU が便宜置籍船乗組員を組織するため1959年11月新たに設立したもの。

(7) Naess, op. cit., Ch. 7.

(8) 木畑公一「便宜置籍船への取組み『海員』1972年3月号73ページ。なお伝統的にアジア人船員の慣行があるイギリス船等の事例については、1945年当時、すでに外国人雇用の慣行があった伝統的航路では、かれらを便宜船員とみなさぬこととして例外を設けている。

ア人船員の船員募集方法、賃金労働条件の改善の方法を検討するため国際運輸労連アジア船員会議が開催されているのは、短期的な効果は期待できないまでも問題解決のための基本的接近を示したものと評価できよう。

つぎに組織された便宜置籍船の実体に立入ってみよう。イタリー海員組合の組織した便宜置籍船の多くはアメリカ資本の所有であることはひろく知られているし、また全日海の組織した便宜置籍船の多数は後にみるように日本企業が裸用船し、運航するものだった。このようなケースでは乗組員は監理協約よりも高水準の、自国船並みの賃金、労働条件を提供されており、組織した海員組合にとっては自組合の雇用機会の拡大をえたことは間違いない。しかし、この種の労務提供の仕方自体が実は便宜置籍船主にとり、必要な資質の労働力の入手を可能にさせ、ひいては便宜置籍を増大させている側面があることは否定できないだろう。この問題は各国海員組合間の利害が対立する側面を持っているため、その解決は困難であるが、この問題を回避しては便宜置籍船の増加を阻止することは困難なことを指摘しておきたい。

最後に、国際運輸労連の便宜置籍船にたいする組織活動は、世界労連系海員組合やその他盟外海外組合との連携については考慮が払われていない。もっとも、盟外のギリシャ海員組合との便宜置籍船組織化にかんする提携は1972年秋より実現しているが、⁽⁹⁾その他の組織との協力はまったく考慮されていない。これは政治的理由によるものと考えられるが、そのことが便宜置籍船の組織化の拡大を妨げる一因であることは否めないだろう。

以上、国際運輸労連と傘下組合による便宜置籍船の組織活動について、その問題点を指摘したのだが、それでは日本海運業における便宜置籍船利用と、全日本海員組合のそれへの対応は、どのようなものであったか、節を改めて、この点を確かめよう。

(9) 木畑公一「便宜置籍とアジア船員」『海運』1973年8月参照。

(10) 表2および木畑公一「アジア船員の問題—ITF 公正慣行委員報告」『海員』1972年10月、37～38ページ参照。

II 日本海運業と便宜置籍船

日本の海運業労使のあいだで便宜置籍船が重大な争点となったのは、1972年4～7月の長期海員ストの後のことである。この年には日本船の海外売船は306隻、234万総トンとかつてない大量にのぼったし、それとともに海運企業による便宜船籍を利用した仕組船、海外売船のチャーターバック方式も拡大した。仕組船とは、日本船主または荷主があらかじめ確保した船台と日本輸出入銀行の資金を利用して、日本の貨物を引当てに、外国船主が建造する船舶を指している。のちにみるように仕組船方式による外国船の利用は最初、輸送費低減を目指すわが国の鉄鋼企業により手がけられたものであるが、今日では海運企業がこの方式の主たる利用者となってきている。日本の海運企業と仕組船所有者である外国船主との関係は、資本的に独立した企業間の業務提携と目されるものから、日本企業の海外子会社による保有にいたるまで、多くの形態が見出されるが、そのいずれであっても日本の海運企業にとっては、たんなる用船とことなつて低コストで長期的に安定した運航船腹の支配を可能にするものと云えよう。海員組合はこのような措置が日本船員の職場を奪うものとして雇用安定闘争を積極的に展開しており、そのなかで便宜置籍船、仕組船輸出への反対をあきらかにしている。

それまで便宜置籍船問題はわが国海運業労使の直接的な争点となったことはなかった。第2次大戦後の世界海運界でアメリカ資本を主体とする便宜置籍船が増大するのにたいして伝統的海運国や国際運輸労連が積極的な国際的規制の試みやボイコット運動を実施したのは1957年から1960年にかけてである。⁽¹¹⁾このころ、伝統的海運国としての日本では便宜置籍船は日本船にたいする競争上の脅威として労使に共通する利害関係をもって眺められていたといつてよからう。ところが最近では日本海運企業は積極的に便宜置籍船を利用するにいたつてい

(11) OECD, *Maritime Transport*, 1971, para. 211-15.

る。このような海運企業の船舶保有，利用ないし支配方式の変化がいつ頃，生まれたのか，またその理由はなにかを跡づけてみよう。その過程で便宜置籍船問題にかんする労使の対立点はおのずと浮び上がってくるのが期待される。

ところで仕組船やチャーターバック船などのような日本の海運企業やメーカー，商社による便宜置籍船の保有ないし支配の実状にかんする資料は，きわめて断片的な形でしか公表されておらず，そのため実情を正確に把握することには困難が伴う。そのため，断片的資料を系統的に位置づけすることを目指して，はなはだ迂遠であるが，日本海運企業の外国用船の利用状態の変化，それと計画造船方式の関連を辿ることから問題と取組もう。

1. 日本海運業の外国用船

表3は，日本船主協会調査に基づいて協会加盟の日本海運企業の外航運航船

表3 日本海運企業の外航運航船腹と外国用船 (1,000D/W)

年 度	外航運航 船腹(A)	外国用船 (B)	B/A (%)	外航運航 船腹対前年 伸び率(%)	外国用船 対前年伸び 率(%)	輸入量 対前年伸び 率(%)
1962	10,006			9.3		3.8
1963	11,130	770	6.9	11.2		19.8
1964	12,423	1,768	14.2	11.6	129.6	20.2
1965	14,442	2,360	16.3	16.3	33.5	14.7
1966	18,095	3,073	17.0	25.3	30.2	15.3
1967	20,968	3,581	17.1	15.9	16.5	24.0
1968	25,774	4,493	17.4	22.9	25.5	16.0
1969	30,976	5,349	17.3	20.2	19.1	17.3
1970	40,506	11,062	27.3	30.8	106.8	20.7
1971	50,959	17,011	33.4	25.8	53.8	4.6
1972	57,990	18,952	32.7	13.4	11.4	4.8
1973	73,026	27,700	37.9	25.9	46.2	

注 各年4月1日現在。

(出所) 日本船主協会「外航船運航業者別船腹構成表」(海運資料 No. 113), 1973年9月, 6～7ページより作表。

輸入量は日本船主協会「海運統計要覧」による。

表4 日本企業の外国用船

年 度	長 期		短 期		合 計		海運企業の 外国用船 比率(%)
	隻	1,000 D. W.	隻	1,000 D. W.	隻	1,000 D. W.	
1960	101	1,157	19	181	120	1,338	
1961	70	979	72	917	142	1,896	
1962	74	1,087	36	600	110	1,687	
1963	51	1,030	44	553	95	1,583	48.6
1964	104	1,744	38	643	140	2,387	74.1
1965	126	2,523	76	922	202	3,445	68.5
1966	140	2,452	57	899	197	3,351	91.7
1967	137	2,853	123	1,740	260	4,593	78.0
1968	185	3,845	111	1,957	296	5,872	76.5
1969	238	5,368	61	916	299	6,284	85.1
1970	432	11,650	30	722	462	12,372	89.4
1971	578	17,519	14	307	592	17,826	95.4
1972	599	20,580	60	1,665	659	22,245	85.2
1973	678	25,920	33	785	711	26,705	

注1. 長期とは用船期間6カ月以上のもの。

2. 各年6月末、1973年のみ3月末。

3. 海運企業（船協加盟会社）の外国用船量は表3による。

（出所）運輸省（「海運白書」および「船協海運年報」より引用）。

腹とそのなかに占める外国用船の比率を表示したものである。日本海運企業による外国用船量が判明するのは1963年以降であるが、それによれば、外航運航船腹中に占める外国用船の比重は1970年に大きく増加し、1973年には約38%に達している。また外国用船の対前年増加率は年によって大きな変動があるが、ほとんどの年で外航運航船腹の対前年増加率を上廻っており、とくに1964年、1970年では外国用船量が前年に比していずれも2倍以上の増加をみていることが印象的である。

外国用船量については、いまひとつ運輸省の調査した別の資料がある。これは海運企業以外のメーカー、商社などによる外国用船をも包含したものである。

（表4）表3、表4は各年度の調査時期に相違があるため、厳密な比較は困難

表5 長期外国用船舶籍別構成比（％）

		リベリア	パナマ	イギリス	ノルウェー	ギリシャ	その他	計	外国用船量	
									隻	1,000重量トン
貨物船およびタンカー	1961	22	28	23	18	2	7	100	80	1,171
	1962	28	29	22	14	—	7	100	53	896
	1963	32	19	20	16	5	8	100	80	1,466
貨物船のみ	1963	11.4	27.0	35.4	15.0	1.6	9.6	100	66	799
	1964	22.8	20.5	36.5	15.3	—	4.9	100	85	1,107
	1965	33.7	19.3	24.1	16.0	1.0	5.9	100	101	1,447
	1966	28.6	13.0	25.0	17.6	5.9	9.9	100	102	1,580
	1967	27.9	7.1	24.5	25.0	2.1	13.4	100	109	1,847
	1968	33.2	3.7	18.4	14.7	7.9	22.1	100	158	3,001

（出所） 各年海運白書。

だが、両者の比較から、つぎのことがあきらかである。1963年当時では海運企業による外国用船は、日本企業全体による外国用船量の49%に過ぎず、したがってそれだけ鉄鋼業、石油など他産業による外国用船の比率が高かったわけであるが、その後の年度では海運業の外国用船は外国用船総量の%以上、最近の数カ年については90%前後を占めるにいたっている。

運輸省は外国用船のうち、長期用船についてその船舶籍別構成を1968年まで毎年海運白書に発表していた。貨物船・タンカーの双方について利用できるのは、1963年までであるが、どの年度においても、リベリア、パナマの便宜置籍船が長期外国用船の50%以上を占めていることが注目される。（表5）ただ外国用船腹の船舶構成について最近の年次について公表資料はない。そこで利用できる資料から1973年の外国用船腹の船舶構成を調査した結果が表6である。

表6は、日本船主協会の「外航船運航業者別構成表」に記載されている外国用船の各船について、その船名および船型、船種、船令などを手掛りとして、

表6 日本海運企業が用船した外国船の船籍

（1973年4月1日現在）

船 籍		隻 数	1,000重量トン	総外国用船 量にたいす る比率(%)
便 宜 置 籍	リ ベ リ ヤ	227	10,158	40.3
	パ ナ マ	61	1,016	
	ソ マ リ ー	7	131	
	キ プ ロ ス	4	50	
	シンガポール	3	24	
	計	302	11,386	
伝 統 的 海 運 国 そ の 他	ノ ル ウ ェ ー	42	2,039	24.8
	ギ リ シ ャ	57	1,218	
	イ ギ リ ス	31	1,034	
	東南アジア諸国	25	521	
	そ の 他	47	2,187	
	計	202	6,999	
小 計		504	18,385	65.1
船 籍 不 詳		243	9,868	34.9
総 計		747	28,253	100.0

- 注1. 日本船主協会「外航船運航業者別船腹構成表」(海運資料 No. 113)に記載された外国用船の各船を Lloyd's Register 1972-73 でチェックし、船籍を調査した。したがって船籍不詳の船舶は NK, AB などの船級のみを持ち、LR を取得してないもの、それに加えて LR を取得した新船でまだ船名録に記載されてないものなどである。
2. 重量トン数が船協資料と船名録で異なるときは、前者にしたがった。
3. 外国用船総船腹が船協資料と異っているが、これは船協資料では2社が集計から脱落しているため。
4. 船主名の変化などから、船名録に記載された船籍が、その後移籍されたと推定される事例がみられたが、ここでは船名録の記載にしたがい、整理した。

Lloyd's Register 1972-73 で船籍を調査したものである。この方法では NK, AB などの船級だけを持ち、LR 船級を取得してない船舶のかかなりの部分や LR 船級を取得していても船令1年未満で、まだこの船名録には記録されてないもの、また最近船名を変更した⁽¹²⁾ものなどは調査不能となる。またごく最近船籍を変更

(12) Lloyd's Register は LR 船級を取得した全船舶を記載するとともに、その他の

表7 外国用船中、かつて日本企業が所有していた船舶

(1973年4月1日現在)

a. 現在の船籍

船 籍	隻 数	重量トン
パ ナ マ	43	613, 873
リ ベ リ ヤ	23	587, 973
ソ マ リ ー	6	120, 302
キ プ ロ ス	3	35, 548
シンガポール	3	24, 476
インドネシア	1	5, 683
不 詳	2	57, 229
計	81	1, 445, 084

b. 日本企業による海外
売船の時期

年度	隻数
1968	4
1969	9
1970	22
1971	37
1972	7
不明	2

c. 船 型

重 量 ト ン	隻数
5, 000d. w. 以下	11
5, 001~10, 000d. w.	20
10, 001~20, 000d. w.	29
20, 001~30, 000d. w.	10
30, 001~50, 000d. w.	4
50, 001d. w. 以上	7
計	81

d. 船 種

船 種	隻数
不定期貨物船	52
定期貨物船	8
専 用 船	9
兼 用 船	2
タ ン カ ー	10
計	81

注1. 表6と同一の手続きで調査。したがって表6の船籍不詳分については調査は及んでない。

2. 本表での船籍、売却年度の不明分は Lloyd's Register ではまだ日本企業所有として記載されているもの。

3. 1967年以前に海外売船されたものは表示しなかったが、1966年の売船が1例（パナマ籍）ある。

したものについても、その変化は辿れない。船籍の整理にあたり、調査対象の所有船主が船名録に記載された船主とちがひ、リベリヤに住所を持つ企業に変

100 総トン以上の海上航行商船についても、判明するかぎり収載する方針がとられている。われわれの調査では NK. あるいは AB 船級取得船の相当部分が Register に見当らなかったのは、収載洩れ、最近の船名変更のいずれの理由によるのか判然としない。

化していることから、船籍の変更がかなり確実に推定される場合も数例あったが、慎重を期して、その船籍は船名録記載の通りで整理した。⁽¹³⁾

1973年に日本海運企業が用船した外国船 747 隻のうち、船籍が判明したのは 504 隻であるが、そのうち 302 隻（総外国用船量の 40.3 %）が便宜置籍船だった。これは、船籍が判明した船腹量の 62 % を占める。船籍不詳の船腹中にはその船主名（住所）から便宜置籍船と推定されるものも相当数含まれていることも考慮に入れると、便宜置籍船が外国用船中に占める比率は、1963 年当時よりも増加しているものと見做して、まず間違いないものと思われる。なお便宜置籍船のうち、その大部分はリベリヤ籍でパナマがそれに次ぐが、その他にソマリー、キプロス、シンガポールも含まれている。

さて、これまでにあきらかになった事実を整理すると、

1. 1963 年当時には海運企業による外国用船量は、その他産業の外国用船量よりも少なく、またそれは外航運航船腹量中の 6.9 % に過ぎなかった。
2. ところが海運企業の外国用船量は 1964 年には前年より 130 % 増加しており、その後も年平均 25 % の増加を続けたのち、1970 年には前年の 2 倍の増加をみている。そして 1971 年以降は外国用船が外航運航船腹の 1/3 か、それ以上を占めるにいたった。またこの間、海運企業による外国用船は、わが国全産業による外国用船の大部分を占めるにいたった。
3. 外国用船のうち、便宜置籍船の利用は船腹量の半分以上を占めている。

1963 年から 1973 年にいたるこの期間に、日本海運企業では、その船舶の所有、運航方式に大きな変化が生じていることが、あきらかにみてとれるのであり、そのなかでも、1964 年、1970 年は画期的な変化が生じている。

では海運企業の船舶所有・運航方式に変化を齎らした経済的な契機は何だったのか、その点を確かめよう。

(13) その理由は、リベリヤに住所を持つ海運企業がパナマ籍あるいはイギリス籍の船舶を保有している事例も例外的にせよ、見受けるためである。

a. 原材料輸入の激増と外国用船の規制

わが国最初の仕組船が建造されたのは、1960年に鉄鋼企業がハンブトン炭の輸送コストの低下を図るため、便宜置籍船主に積荷保証を与え、輸銀資金による輸出船形式で石炭専用船を建造させた例である。1959年以降、日本経済の高度成長に伴ない、輸入貨物量は大きく増加し、ことに鉄鉱石、石炭、石油の輸入量が増加してゆくが、そのなかで荷主企業による輸送コスト低下の手段として工夫されたものが、この仕組船だった。鉄鋼企業の積荷保証のもとに、この種の仕組船は1962年6月末までに鉱石専用船2隻9.4万重量トン、石炭専用船6隻21.9万重量トンが引渡されており、さらに6隻33.7万重量トンの専用船が仕組船として建造中だった。また長期外国用船も1960年にはその前年の約3倍の116万重量トンに増加し、その後もこの水準で推移した。

ところが、このような仕組船、外国用船の増加傾向は、当時の海運助成の基軸である計画造船の考え方と背馳するものだった。1962年（昭和37年）の海運白書では、この点につき、仕組船方式は「輸送の合理化であることは否定できないとしても、わが国海運市場に与える影響は大きく、今後原材料輸送における需要産業と海運業との間の協力による両業界の相互発展の道がいっそう真剣に検討されねばならない」と述べている⁽¹⁴⁾。その具体的解決策としてとられたものは、計画造船による専用船建造とともに、外国用船にたいする為替管理面からの制限だった。すなわち大蔵省により6カ月をこえる長期外国用船については、大蔵大臣の許可を要するものとされ、わが国の海運市場への外国船の進出に制約を加えたのである⁽¹⁵⁾。1963年までの日本海運業は、こうして激増する輸入原材料輸送をみずからに留保することが可能となったわけであるが、その反面、計画造船による専用船の建造にあたっては荷主企業からの長期積荷保証が必要

(14) 『海運白書』昭和37年、30ページ。

(15) 「貿易外取引の管理に関する省令」(昭37.1.1 大蔵省令第1号)。なお「貿易関係貿易外取引の管理に関する省令」(昭38.4.1通商産業省令第49号)も同様の規定を含んでいる。

であり、荷主の輸送コスト低下の要求が海運企業の合理化追求に拍車をかけることになるのは云うまでもない。

b. OECD 加盟と外国用船の自由化

1964年4月、わが国の OECD 加盟は、従来まで実施してきた外国用船に対する規制の存続を不可能にした。OECDへのわが国の加盟にあたり問題となったのは、資本移動、技術導入とならんで外国用船であった。わが国では前年の1963年に海運企業の集約化が実施されており、企業の再建整備期間中は外国用船の制限継続が必要であるとして、5年間の外国用船制限の存続方針でOECD加盟交渉にのぞんだ。しかし加盟国側の反対により、結局、石油については2年間、石炭および鉄鉱石については1年間、外国船の長期用船規制を継続するが、その他の品目については規制を撤廃することになり、1963年11月関係省令を改正して上の3品目以外の用船規制は廃止された。

さきにみた1964年の外国用船量の激増は、この外国用船の自由化を反映したものである。外国用船の自由化に伴う計画造船の変化について触れておくと、海運造船合理化審議会の海運自由化対策にかんする建議に基づき、政府はタンカー、石炭・鉄鉱石専用船について開銀融資比率を8割とし、開銀と市中銀行との返済の重複する期間については開銀への返済額を調整し、船主の資金負担を軽減する措置をとり、1963年度からその実施をみた。

c. 海運企業の新しい運航船腹の所有・支配方式

1970年における外国用船の飛躍的な増加と、その後における外国用船量水準の維持については、1964年当時のような外国用船の規制廃止といった政策的、あるいは外部的説明要因は見当らない。いくつかの資料から判断すれば、この時期における外国用船量の急増は、海運企業が仕組船や仕組売船などによる便宜置籍船の所有ないし支配を含めて、積極的に新しい型の運航船舶の所有・支配方式を採用し始めた結果であると思われる。

まず海外売船についてみると、1969年の海外売船は、過去5年間のそれと匹

敵する59万総トンであったが、1970年には100万総トン、1971年111万総トン、そして長期海員ストのあった1972年には比較的建造年次の新しい在来定期船や木材専用船などを含めて海外売船は234万総トンと増加している。その結果、新船建造を加えても、自社船運航量の対前年増加率は1970年13.6%、1971年6.3%、1972年10.4%、1973年11.2%であって、それに先立つ5年間（1965～69年）の対前年増加率の20%と比較するとき、その停滞があきらかである。その一方、外国用船の年平均増加率は1965～69年に25.0%だったのが、1970～73年には54.6%といちじるしく増大した。そして外航運航船腹量の年間平均増加率は1965～69年の20.1%が1970～73年には24.0%と高水準を保ち、かつ若干ながら増加をみているのである。

つまり、海運企業が運航船腹の拡大の手段として自社船隊の拡充よりも外国用船の積極的利用をはかった結果が、ここに示されているが、それでは外国用船の具体的内容はどのようなものだろうか。

外国用船のほとんどが、6ヵ月以上の長期用船であること、また外国用船の少なくとも半数以上は便宜置籍船であることはすでにみた。仕組船、チャーターバック船についてみると、運輸省資料によれば1973年度の中核6社の外国用船は運航船腹の40.7%であり、そのうち仕組船、チャーターバック船は外国用船中の30.4%を占めている。（表8）また、中核6社の海外における船舶保有会社は20社に達しており、その設立年次はいずれも1969年以降である。

このような海運企業による仕組船、チャーターバック船の開始がいつであったかはあきらかではないが、海外船舶保有企業の設立年次などから判断すれば、その拡大をみたのは、やはり1970年前後からのことであろう。

日本海運企業が、この時期に、新しいタイプの船腹の所有・運航方式を採用するにいたった理由を全面的にあきらかにすることは困難だが、しかし、つぎの諸点は注意されてよい。第1に仕組船を含む外国用船の利用度増大および自社船の拡大速度の抑制は、将来の海運需要の停滞を予想した企業の対応策では

表8 中核6社の便宜置籍船の利用状態

a. 運航船腹量と仕組船, チャーターバック船

	隻 数	1,000重量トン	
運 航 船 腹 (合計)	1,110	35,966	100
自 社 船	363	14,251	39.6
国 内 用 船	341	7,070	19.7
外 国 用 船	406	14,645	40.7
そのうち 仕 組 船	54	2,745	7.6
チャーター バック船	64	1,714	4.8

(出所) 運輸省。

b. 中核6社の海外船舶保有会社

社 名	現 地 会 社 名	所 在 国	資 本 金	出 資 比 率	設 立
日本郵船	フロンティア・ SHIPPING	リ ベ リ ア	2千ドル	25%	46年
	タルミ・タンクシップ	"	20万ドル	100%	47年
	ワールド・バルク・トランス	"	1万ドル	"	48年
商船三井	レオ・SHIPPING	シンガポール	10万Sドル	49%	45年
	P. T. モゲスSHIPPING	インドネシア	10万ドル	40%	47年
Jライン	アルバ・タンカー	パ ナ マ	174万ドル	100%	44年
	バヤモン・タンカー	"	244万ドル	"	"
	ガードンタンカー	"	145万ドル	"	45年
	デルフィ・タンカー	リ ベ リ ア	1万ドル	"	46年
	エラト・SHIPPING	"	"	"	47年
川崎汽船	ネプチューン川崎タンカーズ	シンガポール	50万Sドル	50%	"
	フロータ・ペトロレラ	エクアドル	250万ソール	"	48年
	ローレルSHIPPING	リ ベ リ ア	20万ドル	"	"
	リオシップ	"	"	"	"
	ユニバーサルSHIPPING	"	5万ドル	33%	"
山下新日本	サムデラ・シャレサ・ライン	インドネシア	20万ドル	60%	"
	フーパー・SHIPPING	リ ベ リ ア	5万ドル	100%	46年
	サニー・SHIPPING	"	12万ドル	"	"
	バリエント・SHIPPING	"	5万ドル	"	"
昭和海運	アストウ・キャリアーズ	パ ナ マ	2万ドル	50%	47年

(出所) 日刊工業新聞。

表8, a, bは篠原陽一「仕組船と脱日本船員化, 海運独占の利潤追求と海外進出」『船員しんぶん』1973年10月24日号外より引用。

ない。かえって1970年の新外航海運対策の策定にみられるように当時は輸送需要の長期的拡大が予想されており、船腹の一層の拡充が要望されていたのである。⁽¹⁶⁾

第2に集約化に参加した海運企業は国家助成と海運市況の堅調に支えられて再建整備計画上の最終決算期（1969年9月期または1970年3月期）をまたず、いずれも1969年3月期までには減価償却不足額を解消した上、1,027億の超過償却をも実施している。⁽¹⁷⁾またその後の年度においても、引続いて超過償却を実施している。中核6社のばあい、1970年3月期から1972年9月期にいたる期間の特別償却準備金繰入額は、建設仮勘定の $\frac{1}{2}$ 強であったことから判断すれば、資金面では、自社船建造の停滞をみた1970年以降についても、なお自社船腹拡充の余裕が残されていたことが知られる。それと関連して、中核6社の資産構成についていえば、集約以来、「投資」項目の増加がいちじるしい。1971年9月期の投資は1964年9月期の3.7倍に増加しており、固定資産中に占める比重も、12.9%から18.9%に増加した一方、船舶の固定資産中に占める比率は80%から65.0%に低下していることも注意しておくべきである。⁽¹⁸⁾

第3に、しかしもっとも基本的な論点としては、海員組合の活動方針の変化に伴って、海運合理化の進展が必ずしも企業の意図するかたちでは進行しなくなってきたということがあげられよう。海員組合は戦後から海運産業第一主義をとっており、企業の生産性向上運動に積極的に協力してきた。1960年の定員個別協定方式の採用以降、新造船、在来船を問わず、定員の減少をみてきた。ところが、合理化の進行過程のなかで組合員のあいだに従来からの組合活動方針にたいする不満、批判が生じた。それを示す象徴的な一連の事件—1965年組合幹部リコール問題、1970年外航協約仮調印否決事件、1972年船舶通信士労働組合の分裂結成—は、組合執行部の交替とともに、組合の活動方針を、船員の

(16) たとえば「船協海運年報」1970、31ページ以下参照。

(17) 「海運白書」昭和44年、6～7ページ。

(18) 運輸省海運局『外航海運会社経営分析』による。

人間性回復、雇用安定へと転換させていた。⁽¹⁹⁾それは、やがて1972年の長期海員ストとつながるのであるが、そこに至るまでにも、通信士定員の削減の停滞、あるいは一部コンテナ船で実施され始めた甲機部員両用制の中止など、合理化の実施を組合はチェックしたし、さらに大巾な定員減少のために必要な海技制度の変更—船舶士構想—についても、組合の協力はえられなかった。このような状況にたいして、海運企業の合理化のための重要な対応策は、便宜置籍船の外国用船であり、さらに便宜置籍船の所有・支配であろう。

もちろん、企業にとって税制面および労働条件にかんする無規制という利点を持つ便宜置籍船保有への衝動は以前からつねに存在していたはずである。しかし、外国用船規制により、日本船にひろい市場が留保されていたとき、日本海運企業には便宜置籍船保有の必要性は少なかった。外国用船の自由化後は、⁽²⁰⁾税制面を別とすれば日本船と便宜置籍船の間の船舶保有の形態選択にあたっては、両者間の賃金ないし船員費格差、労働生産性格差が問題となる。日本船員の賃金がヨーロッパ船員のそれとほぼ同一水準であることからすれば、日本企業の保有する便宜置籍船に雇用されるのは東南アジア船員が主体である。この場合、在来型貨物船では、便宜置籍船保有の有利さは当初よりあきらかだが、海員組合の活動方針の変化は、日本船員の賃金上昇、合理化運動の停滞を招き、大型船、専用船を含めて便宜置籍船保有の方が有利な船型、船種の一層の拡大⁽²¹⁾を海運企業に予想させたことになる。

第4に、海運業の集約化をもその一環とした海運業再建整備計画の終結したのは、前にもみたように1969年であった。その翌1970年に外国用船量が急増し、中核6社の海外船舶保有会社の設立が相次ぐことには、海運企業の（また政策

(19) 沼田稻次郎、笹木弘編『海員争議と海員組合』1972年、101～24ページ参照。

(20) 税制面における便宜置籍船保有の有利さを利用する手段としては、便宜置籍船の裸用船方式（日本船員配乗）がある。

(21) 日本船と便宜置籍船の間の船種、船型別コスト試算の事例としては、千田伸弘「最近の仕組船建造計画について」『海運』1973年8月号12～3ページをみよ。

当局の）政策的配慮が関連していたことも論理的には考えうることである。すなわち、巨額の国家資金を投入して海運業を助成する再建整備計画はあくまで日本海運企業による日本船の保有・運航が国際収支の改善ないしは適正運賃での海上輸送力の確保に必要なであるとの前提に立って正当化しうる政策である。その論理の延長線には、再建整備計画の実施中には、たんなる外国用船はともかく政策の妥当性にかんして論議を呼ぶおそれのある便宜置籍船の保有はさし控える方が賢明だとの判断が生じよう。そして再建整備計画の終了後は、一なお計画造船方式による助成は継続するのであるが一、企業がかかる政策的配慮を抛棄したという可能性は少なくとも論理的には考えうるであろう。

第5に、1970年11月、海運造船合理化審議会の「今後の外航海運対策について」運輸大臣あての答申では、外航船腹需要の増大に対処するため、計画造船の継続実施とともに、「今後かなり大量の外国用船の手当が必要であるので、この際わが国貿易物資の安定輸送に資するような輸出船の建造について十分配慮するとともに、従来あまり行なわれていなかった外国船の裸用船方式の活用についても考慮する必要がある」（傍点引用者）とされた。加えて海運企業の自主活動の推進の必要性にかんして「海外投資等による国際海運の強化等海運企業の積極的な自主活動が推進されるよう配慮する必要がある」と述べている。⁽²²⁾

「わが国貿易物資の安定輸送に資するような輸出船」とは、仕組船を巧妙にいかえた表現に他ならない。海運造船合理化審議会を構成する産業、金融、海運界の主脳は、国家資金の投入による計画造船の継続に加えて、新たに日本海運企業の多国籍化、便宜置籍船の利用—これは、すでに海運企業により開始されているのだが—を政策当局が正式に追認することを要請したのであって、かつてアメリカ、ギリシャ系資本の便宜置籍船保有に伝統的海運国としてこれを非難したことからすれば、その立場の一大転換が生じたものといえよう。政策

(22) この海造審の答申の意義を最初に指摘したのは篠原陽一である。篠原前掲論文参照。

当局は日本海運企業の便宜置籍船の所有、支配について公式の政策表明をおこなったことはないが、その後における日本海運企業の海外船舶保有会社の設立状況からも明らかなように、事実上、海運造船合理化審議会の答申に沿った政策を実施しているものと言えよう。

2. 全日本海員組合の便宜置籍船への対応

全日本海員組合の便宜置籍船問題にたいする対応の姿勢は1972年の海員スト後の大量海外売船の前後ではっきりと変化をみている。それ以前にあって、全日海は国際運輸労連の傘下組合として、公正慣行委員会に役員を派遣したり、ITF アジア船員会議に参加するなど、組織面での活動はおこなっており、また便宜置籍船の組織活動にも従事していた。しかし、この頃には、便宜置籍船が直接的に日本船員の雇用、労働条件をおびやかすものとして受取られておらず、便宜置籍船にたいする組織活動も「労務提供外国船」との協約締結、改訂交渉に限定されていた。それにたいして1972年以降、全日海は便宜置籍船問題について、日本船員の雇用安定対策の一環として積極的な対応の姿勢を示している。

（1）労務提供外国船との協約締結

全日海では、かねてより組合員である日本人船員の外国船への労務提供をおこなってきた。1963年まで紹介業務は組合本部および各支部でその取扱いがおこなわれたが、1963年7月以降、すべての外国船労務提供は本部に一元化され、外国船への労務提供は離職登録組合員の職場開拓および集約合併に伴う余剰船員対策の一環として取扱う方針が⁽²³⁾決った。労務提供が本部に一元化されるまでは、労働条件は船主側の申入れ内容に基づき、その都度個別的に定められていたが、一元化後は乗組員全員が全日海組合員であるばあい、外国人と混乗のばあい、臨時回航その他のばあいの3種類に区分して、組合が船主（船主代理人）と労働協約を結ぶことになった。1964年当時のその賃金、労働条件は、別

（23）全日海「第19年度 活動報告書」昭和39年、115ページ。

表9 労務提供外国船の賃金、労働時間（1964年6月末現在）

職名	種別	中央基準 (USドル)	混乗 (USドル)
船長		610	610
機関長		540	540
一航機		380	380
二航機		300	300
三航機		255	255
電機士		255	255
通信士		350	350
職長		240	240
役付(A)		180	180
	(B)	160	160
員級		140	140
労働時間		週 48時間 職員1ドル 50セント 部員1ドル	週 44時間 職員1ドル 50セント 部員1ドル
適用		J・M・S ドロシイ・アン バナドール その他	ドッド・ウェル 泰通海運 三一企業 その他

注1. 中央基準：乗組全員（又はそれに準ずる場合）が本組員である場合。

混乗：乗組員の一部（例えば、機関部のみとか、電機士のみとかの場合）が、外国人と混乗する場合。

その他：なお、その他の場合は、混乗のケースに準拠適用。

2. いずれの場合でも、技術指導の場合は、賃金は10%アップする。

3. 役付(A)は、役付としての経験5年以上のものに適用する。

（出所）全日海「第19年度活動報告書」116 ページ。

表のとおりである。

1964年以降の外国船への労務提供状況は表10に示した。これによると、若干の例外は含まれているが、全日海が労務提供をおこなってきた外国船は大部分が便宜置籍船であり、また供給船員のうち、年が下るにつれて離職船員よりも海運企業からの派遣船員が増加している。つまり日本企業が便宜置籍船を裸用船して、自社船員を乗組ませ運航しているケースが近年増加傾向を辿っていることが、ここからも、うかがえるのである。

ところで全日海による外国船への労務提供の実態が、上に示したものであるとき、全日海の外国船への労務提供にかんする1964年決定方針は、便宜置籍船対策という側面からすれば、いささか混乱した内容を含んでいるといわねばな

表10 全日本海員組合による外国船への労務提供¹⁾

年次	労務提供外国船		供給船員数			企業別供給船員数 ²⁾
	隻数	船籍 ²⁾	離職 船員	派遣 船員	計	
1964	29		418	81	499	JMS 311
1965	31		505	107	612	JMS 349, 東タ65, 三協126
1966	31		407	215	622	JMS 250, 東タ116, 三光60
1967	21		363	256	619	JMS 332, 東タ115, 三光101
1968	24		...	...	656	JMS 292, 東タ112, 三光116
1969	22		...	...	619	JMS 362, 東タ112, 三光56
1970	35		...	...	994	JMS 690, 東タ112, 三光58
1971	41	L 39, P 1, Is 1	487	790	1, 277	JMS 655, 東タ112, 三光236, 東光148
1972	28	L 27, P 1	286	568	854	JMS 286, 東タ144, 三光235, 東光119
1973	33	L 29, P 4	116	808	924	三光266, 東光90, 東タ144, 山新87, ジャパン123

注1. 各年7月末現在, 1964年は6月末現在。

2. L: リベリア, P: パナマ, Is: イスラエル

3. JMS: Japan Marine Service, 東タ: 東京タンカー, 三協: 三協海運, 三光: 三光汽船, 東光: 東光商船。

(出所) 全日海, 各年「活動報告書」

らない。たしかに日本人船員の外国船への労務提供にかんして、海員組合がその斡旋をおこない、また労働協約を結ぶことは、乗組み日本人船員の賃金、労働条件の確保という面で有効な措置であるが、組合員の雇用安定、職場確保という点にかんしてみれば、きわめて近視眼的な対症療法であった。けだし、日本船主が外国船の裸用船をおこなうのは、自社船保有に代替する一手段として実施するのであり、しかもこのばあい、日本船主は採算上の考慮に従って自由に用船の中止や他国人船員の雇入れを選択することができるから、裸用船された船舶での雇用自体が、きわめて不安定な性質のものであるばかりでなく、海員組合が日本船主の裸用船方式の利用を黙認することは船主の運航船舶にかんする所有・支配方法の選択の巾を拡げ、日本船員の賃金・労働条件の向上につれて、海運企業が次第に外国籍船の所有ないし支配へと移行することを可能にするものであったといえよう。

それに加えて、かりに日本人船員の労務提供がおこなわれた外国船が、日本海運企業と直接、間接の関係を持たない場合であっても、外国船への労務提供はそれが発展途上国への技術指導的性格のものを除けば、海員組合の国際的視点に立った便宜置籍船対策という面では、なお問題を含んでいる。けだし、外国船主が便宜置籍船を含めてその所有船舶に日本人船員を乗組ませようとするのは、技術指導のケースを別とすれば、自国船員配乗よりも船員費低下のメリットが享受できるからであり、全日海がこの方策を容認すれば、それは自国籍船の移置籍をチェックしようとする外国海員組合の努力を無効にするばかりか、全日海自身としても日本企業の外国籍船舶の所有傾向を非難する論理的根拠をみずからくつがえすことになろう。

さきにみた国際運輸労連により組織化された便宜置籍船のうち、全日海による組織化の実情は、上にのべた内容を有するものだった。

全日海の外国船への労務提供にかんする方針が変化するのは1970年にいたってである。1972年の長期海員ストののち、大量の海外売船がおこなわれたのを契機に、全日海は便宜置籍船対策を含めた雇用安定策に積極的に取組んだが、1973年8月末に、汽船雇用対策委員会は雇用安定闘争の基本方針と、これにもとづく諸対策を、中央執行委員会に答申した。そのなかで当面の諸対策のひとつとして外国船にたいする労務提供は「積極的な雇用安定の対策にはならないことが明らかであり、拡大しない方針をとる」ことが決った。⁽²⁴⁾ここに至って、ようやく便宜置籍船対策が日本船員の雇用問題と結びつけて新しい展開をとげることになる。

そこで、項を改めて全日海の1972年以後の雇用対策、その一環としての便宜置籍船対策をとりあげることにしたい。

（２）雇用対策とその一環としての便宜置籍船対策

1960年の定員の個別協定実施以降の定員数の減少、1963年の海運企業集約化

(24) 「船員しんぶん」1973年9月21日号外（汽船雇用安定方針号外）

に伴う余剰船員の発生や外国用船の利用度の増大など、合理化の進行は、一方における船隊拡充計画という相殺的要因がありながら、つねに過剰船員労働力の発生の危険性をはらんでいた。この間、具体的に労働力過剰が表面化した1963年2月には労使間で船員の新規採用を中止する協定が結ばれたが、集約後の余剰船員は企業の配置転換などによって吸収されたため、雇用問題が労使間の争点となるには至らなかった。雇用問題が再び労使間の争点となったのは、1972年の長期海員スト後、海運企業が大量海外売船の動きを示したことが契機となっている。組合は9月21日、外航2船主団体にたいし船員雇用に影響を及ぼす売船、係船などを一時停止し、雇用対策協議会を開催するよう申し入れた。

数次にわたる雇用対策協議会ののち、外航2船主団体と海員組合は10月16日、船員の雇用安定にかんする協定を結んだ。そこでは、今後の船員雇用安定対策は日本海運全体の問題としてとりくむことをあきらかにし、当面する問題については系列雇用協議会（中核6社の各中核・系列・専属会社のグループおよび三光汽船グループ）、船主団体雇用協議会（系列グループに属さぬ会社）および外航合同雇用協議会（外航2船主団体加盟会社）で協議することになった。また組合は11月2日には内航4船主団体とも同様の協定を結んでいる。

雇用協議会の設立の契機は海外売船であっただけに、協議会における船主側からの協議事項は売船問題であったが、組合は売船を認めるばあいの基準として、(1)代船建造等により職場の縮小に至らぬこと、(2)海外売船のばあい、それを売手がふたたびチャーターしないこと、(3)売船により予備員の増加ないし長期予備を招かぬこと、の3条件を満すことを要求している。また組合は売船にあたっては、売船に伴う解雇をしない旨会社と確認している。

一方、組合側は雇用協議会において積極的な雇用安定策としてポート・ヘルプ等の陸上支援体制の実施・拡充、再教育制度の充実、有給休暇の早期付与を要求するとともに、船員の社外出向についても一定の制約を加えるため、出向者協定を結ぶにいたった。⁽²⁵⁾

全日海の雇用安定闘争の方向は1973年11月の第33回全国大会で一層明確にされた。さらに汽船雇用対策委員会は汽船船員雇用安定闘争の基本方針、諸対策を1973年8月に中央執行委員会に答申しているが、この答申の基本理念は、大会2号議案「汽船部活動について」中の「海運対策」に盛られている。海運対策を含む2号議案は大会で絶対多数で採択されたが、その内容はつぎの通りである。

(1) 海運産業を国家産業として位置づけ、独占に奉仕する現在の計画造船方式をあらため、中小船主育成を中心とした政策転換を要求する。あわせて、中小船主の適正規模集約化をはかり、多重構造の解体を求める。

(2) 日本船主の便宜置籍船、仕組船輸出の阻止を要求し、日本船員の完全雇用を確保する日本船舶数の保有を法制化する。そのため日本船舶の長期的計画的建造政策とともに、商社を含め日本船舶の売買に対して、日本船員の雇用安定を条件とする法規制を求める。

(3) 便宜的な船員養成教育制度を改善し、計画性のある再教育体制を含めた生涯教育制度の樹立を要求する。

(4) 景気変動に関係なく、船員諸学校卒業者の完全採用体制を求める。

(5) 船主の雇用責任を追求していく闘いの中から、日本海運全体の責任で雇用安定を保障する長期的かつ計画的な雇用対策を確立させる。そのため、昨年の雇用協議会に関する協定書にもとづき、完全雇用のため必要とする雇用制度の改革を含め新しい雇用協定の獲得をはかる。また、海外売船の規制をはじめ、職場縮少のあらゆる動きに対し、きびしく対処する。

(6) 以上を中心に、汽船内、外航雇用対策委員会の答申をふまえ、政府、船主に対し、必要とする場合は政治闘争を含め果敢な闘いを組む。

ここには、海員組合のかつての海運産業第一主義や経済主義的活動方針からの離脱が読みとれるが、当面のわれわれの関心事である雇用問題にかんしていえば、前年度の活動方針の4原則、「雇用安定」「労働条件の向上」「安全の確保」「再教育体制の確立」が確認踏襲された上で「雇用安定」が活動方針の基軸に

(25) 田中正八郎「船員雇用を守る闘い」『海員』1973年5月号、7ページ以下。なお全日海『第28年度 活動報告書』1973年、65～73ページ参照。

据えられている。そして便宜置籍船問題を、はじめて海運企業の合理化方策と関連して把握した上で、雇用安定対策の一環として、これと取組む姿勢があらかじめにされている。ここに至り、海員組合は、ようやく便宜置籍船問題にたいして、的確な認識に基づく対策を打ち出したというべきであろう。

ただし、全日海の便宜置籍船対策についてみると、そこには、なお解決されねばならぬいくつかの課題が残されている。

第1は、仕組船や日本企業の海外船舶保有会社を通じての便宜置籍船保有の問題、さらにひろくいえば海運業を含めた日本企業が日本船の新造に代えて、便宜置籍船を主体とする外国用船利用度を増加する傾向にどう対応するかという問題である。雇用協議会は海運企業の現有船舶の売船、移籍等の問題については有効に機能するにしても、運航船腹増加にあたり、企業が選択する手段を規制することは困難である。この問題を解決するためには、法的、政策的規制を要求する政治闘争を別にすれば、ここで改めて便宜置籍船の本来的な意味での組織化が必要となろう。そのためにスウェーデン、オーストラリアなどでおこなわれている海員組合と港湾労働者の組合との連携による便宜置籍船の組織化が検討されなければならない。そのとき、港湾労働者の便宜置籍船ボイコットがもたらす可能性のある労働協約、労働法上の問題もあわせて検討の必要があらう。また特定便宜置籍船ボイコットのための国際協力もあわせて考えられてよい。

第2の、より解決困難な問題とは、現在の国際運輸労連の便宜置籍船にたいする組織活動が含んでいる矛盾への対策である。すでにみたように、国際運輸労連傘下にある諸国の海員組合が、便宜置籍船と締結した労働条約の内容は必ずしも同一ではない。そして便宜置籍船の船主は自国船員よりも賃金、労働条件の低い国の海員組合と労働協約を結ぶことにより、船員費の軽減とあわせて便宜置籍船ボイコットの危険を回避している。先進国の船主が発展途上国に船舶を保有し、その国の海員組合と労働協約を結んだ場合も、船員費軽減という

側面からすれば、同様の利益を享受しており、自国船員の雇用に及ぼす悪影響という点では便宜置籍船保有とまったく変りはない。各国間に賃金、労働条件の格差が存在しており、かつまた船籍と船舶所有者との関係について国際的規制が存在しない以上、この問題の基本的な解決や短期的に効果をあげる規制策は期待したい。

しかし、ILO アジア地域船員会議や国際運輸労連のアジア船員会議ですでに提起されている船員の職業紹介機構の整備、船員教育機関の拡充などの諸対策は発展途上国船員の乗組んでいる便宜置籍船の一部にみられる不当な労働条件の改善には有効であろう。

また外国船への労務提供を制限する措置について諸外国海員組合とともに国際的に協力実施しうる可能性も検討の必要であろう。全日海にとっては外国労働組合との国際的連携の方法が、便宜置籍船問題への取組みにあたって、改めて問われる必要があると考えられる。

発展途上国の経済統合理論の新展開

西 向 嘉 昭

I は じ め に

伝統的関税同盟理論は、60年のリプシー論文を契機として精緻化され、拡大されてきた。その過程における重要な理論的関心の変化は、従来の関税同盟理論が関税同盟の存在を所与とし、その経済的効果の分析を中心として展開されたのに対し、60年代の関税同盟理論はより基本的になぜ関税同盟が形成されるのかという問題をめぐって新しい展開を示したことである。その代表的な研究は、周知のごとくジョーソンおよびクーパー＝マッセルの「工業生産選好説」⁽²⁾であった。この理論的方向づけの変化はつぎの二つの動機から不可避的であった。すなわち、(1)伝統的関税同盟理論は、無差別的自由貿易より劣り無差別的関税政策にも劣る関税同盟の動機または理論的基礎を説明できない、(2)発展途上国の経済発展を促進する手段として経済統合への関心が高まってきたことがそれである。

とくに発展途上国の経済統合に関しては、若干の例外はあるが本質的に無差別的自由貿易をめざす古典派貿易理論の分析は限られた適合性をもつにすぎない。発展途上国の経済統合の分析に必要なのは保護主義の「経済」理論であり、

(1) R. G. Lipsey, "The Theory of Customs Union: A General Survey," *Economic Journal*, September 1960.

(2) H. G. Johnson, "An Economic Theory of Protectionism, Tariff Bargaining and the Formation of Customs Unions," *Journal of Political Economy*, June 1965, C. A. Cooper & B. F. Massell, "A New Look at Customs Union Theory," *Economic Journal*, December 1965 および "Towards a General Theory of Customs Unions for Developing Countries," *Journal of Political Economy*, October 1965.

その展開によって自由化メカニズムというよりはむしろ保護メカニズムとしての関税同盟と、それと二者択一的な無差別的関税政策との比較が可能になるのである。「工業生産選好説」は保護主義の「経済」理論の手掛りをあたえ、発展途上国の経済統合の理論的存在理由を明らかにし、さらに「個別行動を通じては達成され得ない目的を達成するために、2国以上の国による関税政策の慎重な利用に基づく」⁽³⁾関税同盟分析を展開した。

しかしながら、「工業生産選好説」に基づく新しい関税同盟理論は、関税同盟の工業化局面のみに集中した。たとえば、クーパー＝マッセルにおいては、経済計画者は工業間の選択には無関心であり、工業部門内の多様化を目的とせず、それゆえ最低コスト工業を順次選択することによって、工業生産に対する需要を満たすと仮定されている。そこでは、世界価格と比較した工業生産コストのみが問題とされ、おこされるべき工業のもつ外国為替節約効果などは無視されている。しかしながら、この外国為替節約効果は、発展途上国の経済統合論においてリンダーが最も強調したものであった。⁽⁴⁾同様の批判はリンダーについても妥当する。すなわち、かれは発展途上国の経済統合の外貨節約局面に集中し、工業化のコストに十分な注意を向けなかった。

このように、新しい関税同盟理論とくに発展途上国に関する関税同盟理論は、その工業化局面や外貨節約局面など経済開発理論に共通の要素を組み入れながら、いずれも部分的であり断片的である。発展途上国の経済統合理論には、経済開発理論のより多くの要素を総合的に取り入れる必要がある。このような視点から、最近F・アンディック＝S・アンディック＝ドッサー⁽⁵⁾はクーパー＝マ

(3) B. F. Massell, "A Reply, and Further Thoughts on Customs Unions," *Economic Journal*, December 1968, p. 980.

(4) S. B. Linder, "Customs Unions and Economic Development," M. S. Wionczek (ed.), *Latin American Economic Integration*, 1966.

(5) Fuat Andic, Suphan Andic and Douglas Dosser, *A Theory of Economic Integration for Developing Countries*, 1971.

ッセル分析の上にたってさらにその展開と拡大を試みている。

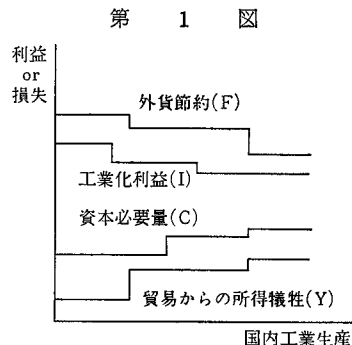
本稿の狙いは、アンディック＝ドッサーの分析を吟味し、クーパー＝マッセルおよびリンダーの分析と比検較討することによって、発展途上国の経済統合理論の新しい展開を展望することである。

II アンディック＝ドッサー分析の特徴

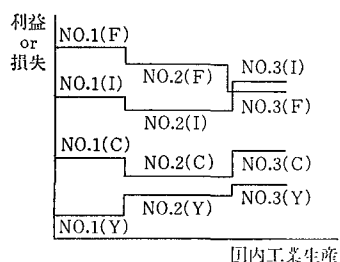
アンディック＝ドッサーは、クーパー＝マッセルの分析を出発点としながらも、設立されるべき各種工業は所得犠牲によって表わされるコストにおいて異なると同様に、経済成長の促進によって表わされる利益においても異なる点を重視する。同様の視点からリンダーの外国為替節約効果に接近し、輸入代替による所得犠牲は工業によって多様であると同時に、節約された外貨から生じる利益においても多様であるとする。さらに、発展途上国が通常陥っている貯蓄ギャップも、より少ない資本を必要とするかあるいはより多くの貯蓄を生み出すような工業の設立によって差別的に減じられるとする。かくして、貿易転換のコスト・ベネフィット分析において、その利益側に工業化と外貨節約が、損失側に所得犠牲と資本必要量が対置され、それぞれに応じてクーパー＝マッセル型の「国内活動供給曲線」(第1図) が示される。前者は通減的、後者は通増的である。このようにして、アンディック＝ドッサー分析は一方において発展途上国の貯蓄ギャップと外国為替ギャ

ップを組み入れ、さらにクーパー＝マッセルの工業生産選好説を基盤にしながら、他方において伝統的関税同盟理論の貿易サイドをカバーするフレームワークを提示する。

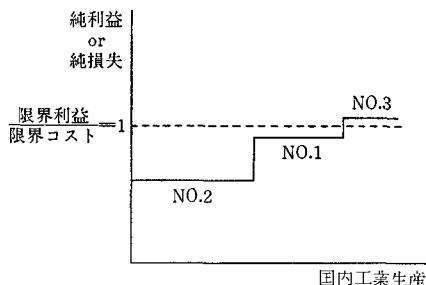
第1図の各供給曲線の国内工業は異なった工業であり、コスト・ベネフィット



第 2 図



第 3 図

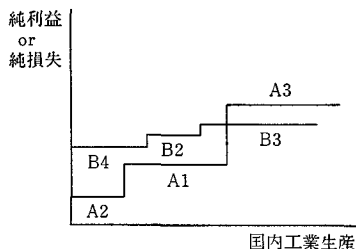


のそれぞれ最小のもの、最大のものから順に並べられている。そこで、諸工業を一つの供給曲線（たとえばY曲線）を出発点として連続的ベースで再編成し、総コスト・ベネフィットまたは純コスト曲線を描いたのが第2図および第3図である。第2図はある国の第1工業から第3工業までのそれぞれのコスト・ベネフィットの大きさを示し、またその総合的結果として所得犠牲性に関して第2順位にある第2工業が、第1順位にある第1工業よりもコストが小さいことが第3図によって示されている。

この供給曲線の長さ、つまり国内工業生産量は、クーパ＝マッセルのように中央計画者の需要曲線によって決定されるのではなく、限界費用が限界利益に等しくなる点によって定められる。つまり、中央計画者はベネフィット／コスト比率が1より大きいすべての工業を保護すると仮定されているわけである。したがって、第3図における第3工業は保護されず、第1および第2工業が保護されることになる。

第 4 図

つぎにA, B 2国を導入し、各国の供給曲線は第4図によって示される。両国の工業の構成は異なるし、また各ステップの長さも国によって異なるが、ここでは各工業生産物に対する国内需要は各国において等しいというクーパ＝マッセル



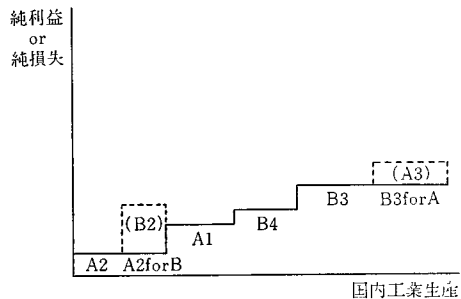
ルの仮定にたっている。そして、両国がなんらかの形態の関税同盟または自由貿易地域を形成する可能性を考察する。

いま、両国の供給曲線に現われている各工業のうち両国に共通な工業は、コスト・ベネフィット計算による最低コスト生産国において生産されるとする。いまやこの国は両国のために生産するのであり、これは貿易創出に類似している。この「共通工業」を保護するのに必要な関税率は、当該工業の立地する国の通常のコスト（世界供給価格との差額）に基づいて決定される。

かくして、第4図の例示では、A国は第2工業を、B国は第3工業をそれぞれ「共通工業」としてもつ。各国の供給曲線は第5図のように再編される。点線と実線で囲まれた面積は国内生産の「超過コスト」の節約を表わし、それゆえ関税同盟形成による貿易創出の尺度である。

しかしながら、一国がすべての「共通工業」について、コスト・ベネフィット計算で「能率的」であるかも知れない。この場合には、工業の衡平な配分を行なうために、貿易創出を通じて得られる潜在的な国民所得の一部を犠牲にするよう、両国政府の合意が必要である。この場合の貿易創出の「損失」は前記の面積の消滅によって測られる。

第 5 図



しかしながら、一国がすべての「共通工業」について、コスト・ベネフィット計算で「能率的」であるかも知れない。この場合には、工業の衡平な配分を行なうために、貿易創出を通じて得られる潜在的な国民所得の一部を犠牲にするよう、両国政府の合意が必要である。この場合の貿易創出の「損失」は前記の面積の消滅によって測られる。

両国の供給曲線上のその他の工業は、同盟後もそれぞれの国で保護される。これはコスト・ベネフィット基準からは有利な貿易転換である。同盟形成前との唯一の差異は、もし両国が相手国の必要とする関税賦課に同意することができれば、各国の工業はその市場の拡大を得る可能性が残されていることである。これは同盟のもつ潜在的利益である。しかし、このモデルでは不変生産費が仮

定されているから、この利益の分析は行なわれていない。

以上の分析の論理的帰結として、アンディック＝ドッサー・モデルでは伝統的関税同盟および関税同盟理論は否定され、部分的関税同盟が提唱される。すなわち、通常の意味での関税同盟に限定されると、つぎのようないくつかの問題が生じる。加盟国間の自由貿易は「共通工業」の衡平な配分を妨げる可能性があり、その場合には域外共通関税を最も非能率的な相手国の工業を保護し得る高水準に定めなければならない。場合によってはコストが利益を超える工業を保護する結果になりかねない。かくして、伝統的な関税同盟は貿易創出と貿易転換の双方を通じて利益をもたらすけれども、それは一方において加盟国間の工業の望ましい配分を妨げるという意味での負の貿易創出と、他方においてコストが利益を超える工業を設立せしめるという意味での負の貿易転換をもたらすために、最適状態に比して損失を含むことになる。

それゆえ、貿易創出を利益とし貿易転換を損失とする伝統的関税同盟理論とは異なり、アンディック＝ドッサーは貿易創出も貿易転換もともに有益な正の部分と有害な負の部分に分つ必要があるとする。そして、それらの正の効果を極大化するためには、貿易創出の場合には、コスト・ペネフィット基準による最低コスト国に「共通工業」を設立することが必要であるが、もしそれによってある加盟国がすべての工業を失うならば、この政策にはおのずから限界がある。その場合には工業の衡平な配分のため、負の貿易創出はやむを得ないが、負の貿易転換は回避せねばならない。そのためには部分的関税同盟が望ましいことになる。

結局、アンディック＝ドッサーによれば、伝統的関税同盟理論における貿易創出および貿易転換は、発展途上国にとっては誤った表示であり、「上述のスタイルの関税同盟が極大化するのは貿易創出ではなくて〈発展創出〉(development creation)であり、極小化するのは発展可能性を先進国に転換する意味での〈発展転換〉(development diversion)⁽⁶⁾である」という。

III アンディック＝ドッサー分析の貢献

アンディック＝ドッサー分析は、既述のように新しい関税同盟理論に経済開発理論のより多くの要素を組み入れたところに最大の特徴と貢献がある。発展途上国の経済統合を評価するに際して、伝統的関税同盟理論におけるような貿易だけを基準とするのではなく、クーパー＝マッセルの工業化論、リンダーの外貨節約論、さらに国内貯蓄増強論など、発展途上国の経済発展に貢献する多くの局面を基準とすべきことはいうまでもない。その限りにおいては、クーパー＝マッセルの理論もリンダーの理論も部分的、断片的であるとの批判は免れない。

ところで、クーパー＝マッセルの工業化論とリンダーの外貨節約論を結びつけるのに際して直面する困難は、両者とも需要分析が不十分であるということである。すなわち、リンダーにおいては、外貨節約のために設立される諸工業は、貿易転換による所得犠牲というコストにおいて多様であると同時に、節約される外貨における利益も多様である。クーパー＝マッセルにおいても、工業化のために設立される諸工業は、犠牲にされる所得における差別的なコストと、成長への貢献の差別的な利益の双方を含んでいる。しかるに、両者とも供給分析を重視し、需要分析はきわめて簡単である。たとえば、クーパー＝マッセル分析においては、供給側においてはコストの区別はなされているが、需要側においては各工業ごとの利益の区別の余地は残されていない。

この困難を克服するために、アンディック＝ドッサーはまず所得犠牲によって諸工業をランクする代わりに、コスト／ベネフィット比率を基準として異なったランクづけをあたえた。クーパー＝マッセルの単純な需要・供給分析をコスト・ベネフィット・アプローチに置き換えることは、つぎのいくつかの利点をもっている。まず、それによって中央計画者の需要曲線というあいまいで計

(6) *Ibid.*, p. 41.

測不能な曲線が排除される。クーパー＝マッセル分析において種々の工業のコストが計測可能ならば、利益の計測もある程度可能だからである。外国為替節約の利益についてはより容易であろう。つぎに、工業化をどの程度促進するかを決定するルールが、ベネフィット／コスト比率が1を超えるすべての工業を保護するというような、単純かつ明快なものになり、中央計画者の需要曲線に依じてとするより優れている。最後に、コスト・ベネフィット・アプローチによって、工業化アプローチと外国為替アプローチの統合が可能となる。もしクーパー＝マッセル体系にしたがえば、種々の需要曲線が適用されねばならなくなるのである。新しいアプローチによって、ある国内工業を設立するコストに対して、工業化と外国為替節約の利益をうまく対応させることが可能となっている。

アンディック＝ドッサー分析の第2の貢献は、関税同盟において保護されるべき工業の選択基準を拡大したことである。それは、クーパー＝マッセルのように貿易転換による所得損失のコストだけを基準とするのではなく、またリンダーのように外国為替節約の利益だけを基準とするのではなく、多面的・総合的に把握しようとするものである。コスト側においては所得犠牲と資本必要量をあげ、利益側には工業化の成長促進効果と外国為替節約効果をあげ、これらのコストおよびベネフィットの総合の上になつて、保護されるべき国内工業を選択することになっている。

しかしながら、保護されるべき国内工業の選択基準の拡大は、必ずしも関税同盟における保護工業の範囲の拡大を意味するものではない。拡大された選択基準は、同時に負の有害な貿易転換を正の有益な貿易転換から区別する基準でもある。そして、負の貿易転換を生ぜしめるおそれのある工業は保護してはならないというのが、アンディック＝ドッサーの積極的な主張なのである。これは、従来発展途上国の経済統合の構成原理として、貿易転換に新しい意味づけ⁽⁷⁾をあたえてきた議論とは対照的である。これらの議論においては、貿易転換は

むしろ利益であると論じられ、むしろそれこそ経済統合政策の本質的要素であるとし、ほぼ無条件に貿易転換が是認されてきた。これに対して、アンディック＝ドッサーは厳しい批判を投げかけ、正の貿易転換は有利であるが、通常の意味での関税同盟は負の貿易転換をもたらす危険性が大きいゆえに、これを否定するのである。

かくして、アンディック＝ドッサーは一方において保護されるべき国内工業の選択基準を拡大しつつ、他方において関税同盟において保護される工業の範囲に厳しい制約条件を付しているところに、その第3の貢献がみられるのである。とくに、発展途上国の経済統合については、従来の貿易転換有利説に加えて、クーパー＝マッセル分析はそれに強い理論的支持をあたえている。たしかに、クーパー＝マッセルは社会厚生関数に工業生産という公共財を含ましめることによって、無差別的関税政策と対置される関税同盟の経済理論を提示した。しかしながら、クラウスの指摘しているように、問題は一方においては工業生産選好説に基づく妥当な保護をうけている諸活動と、そうでないものを識別することであり、他方では前者にあっても厚生極大化のために保護が実際に必要であるかどうかを決定することである。この意味においては、アンディック＝⁽⁸⁾ドッサーは工業生産選好説をかくれみのにした非能率的な貿易転換に警鐘を投げかけたものといえよう。

アンディック＝ドッサー分析の最後の貢献は、「部分的関税同盟」の理論を提示したことである。部分的関税同盟は、加盟諸国間に規模の経済の重要な工業生産プロジェクトを配分し、その生産物については加盟国内の貿易を自由化す

(7) R. S. Bhambri, "Customs Unions and Underdeveloped Countries," *Economia Internazionale*, May 1962, R. F. Mikesell, "The Theory of Common Market as Applied to Regional Arrangements among Developing Countries," R. Harrod (ed.), *International Trade Theory in a Developing World*, 1963, S. B. Linder, *Trade and Trade Policy for Development*, 1967.

(8) M. B. Krauss, "Recent Developments in Customs Union Theory: An Interpretive Survey," *Journal of Economic Literature*, June 1972. p. 429.

るものであり、ティンバーゲンはこれを「投資計画付き部分的関税同盟」と呼⁽⁹⁾びまた OECD 報告は「プロジェクト協力」と呼⁽¹⁰⁾んでいる。部分的関税同盟はまだ一般的には経済統合過程の一段階とは考えられていないが、とくに発展途上国⁽¹¹⁾に関しては経済統合と類似の利益をもたらすものとして注目されている。アンディック = ドッサー分析はこの問題に新しい展望をあたえた。

部分的関税同盟は決して新しい問題ではない。とくに経済発展段階の格差に著しい地域において、また経済統合への志向の初期段階においては、しばしば部分的関税同盟の構想が論議の対象となった。たとえば、ラテン・アメリカの初期の経済統合構想において、プレビッシュは「現在設立されようとしているかまたは初期段階にある産業、とくに複雑でかつ大市場を必要とする産業の一連の生産物を選び、(それらの) 特定生産物⁽¹²⁾についての共同市場を考えるのが有利な時期に到達している」と述べている。

こうした部分的関税同盟構想はその後全面的に否定されるに至り、経済統合は全ラテン・アメリカ諸国に解放されるべきであり、全商品を含むべきだとされた。その理由は、「地域市場に含まれる国が多ければ多いほど、また商品の範囲⁽¹³⁾が広ければ広いほど、相互貿易の可能性が大きい」ということであった。そして、これはまたヴァイナー以来の伝統的関税同盟理論の教えるところでもあった。それゆえ、部分的関税同盟は全面的関税同盟より必然的に劣るものとして、伝統的関税同盟理論においても、また発展途上国の経済統合理論においてもほとんど無視されてきた。⁽¹⁴⁾

(9) J. Tinbergen, *International Economic Integration*, 1965.

(10) F. Kahnert et al., *Economic Integration among Developing Countries*, 1969.

(11) *Ibid.*, pp. 101-117 および L. B. M. Mennes, *Planning Economic Integration among Developing Countries*, 1973, p. 2.

(12) CEPAL, *Problemas Actuales del Comercio Interlatinoamericano* (E/CN. 12/423), 1957, p. 23.

(13) UN, *The Latin American Common Market* (E/CN. 12/531), 1959, p. 31.

(14) クーパー = マッセルが言及している部分的関税同盟は、われわれの定義とは異なったものであり、むしろ域内後進国に特別措置を講じることに近い。

これに対してアンディック＝ドッサーは、部分的関税同盟は負の有害な貿易転換を生ぜしめる危険が少ないがゆえに、むしろ全面的関税同盟よりも優れていることを示唆した。とくに、経済発展段階の格差の大きい諸国間の関税同盟においては、負の貿易転換の危険は大きく、部分的関税同盟は理論的にも実践的にも重要性をもつことが明らかにされている。

アンディック＝ドッサー分析と伝統的関税同盟理論のアプローチの差異は、前者が各部門（工業品）を順次吟味することの必要性を示していることである。その吟味の結果、若干の部門については同盟後も地域外との自由貿易が維持され、他の部門（共通工業）においては域外共通関税のもとで域内貿易の自由化が行なわれるという、部分的関税同盟形態がとられることになる。したがって、これは発展段階の格差の存在しないことを前提とする議論、それゆえ域内貿易を全面的に自由化し、域内比較優位に基づく工業の配分を主張するリンダーの理論とは全く異なる。

さらに、部門別の吟味は通常の意味でのコストだけでなく、アンディック＝ドッサーの用語を借りれば「発展計算法」（development calculus）によって行なわれている点で、伝統的関税同盟理論やリンダーのアプローチと著しく異にしている。そして、この「発展計算法」による部門ごとの個別吟味によって、アンディック＝ドッサー分析は発展途上国の関税同盟の利益に関して、伝統的関税同盟理論はもとより、リンダーの外国為替アプローチやクーパー＝マッセルの工業化アプローチとは本質的に異なった回答をあたえているのである。

IV アンディック＝ドッサー分析の問題点

アンディック＝ドッサー分析は、さきに指摘したように発展途上国の経済統合理論にいくつかの重要な貢献したものと高く評価できる。しかしながら、そのモデルにはなお多くの問題点が残されている。

まず、アンディック＝ドッサー分析は関税同盟理論に経済開発理論のより多

くの要素を組み入れることに成功してはいるが、それでもなお十分とはいえない。たとえば、発展途上国の経済統合理論において従来から重視され、最近まで経済統合を支持する唯一の論拠でもあった規模の経済の利益が、少なくとも明示的には考慮されていない。各々の国内工業は規模の経済の異なった可能性をもつものであり、当然これを考慮すべきであった。

同様に、アンディック＝ドッサーは保護されるべき国内工業の選択基準を拡大したが、そこでは工業の連関効果が無視されている。異なった工業は異なった連関効果をもつもので、これを考慮すれば選ばれるべき工業には異なった回答が見出されるはずである。もとより、アンディック＝ドッサーはこれらの諸要素をモデルに含ませることを検討しているが、「発展におけるこれらの実質的諸問題は、工業化とはなにを意味するのか、工業化の仮定的な利益とはなにかを吟味して取り扱う方がベターであろう⁽¹⁵⁾」として退けている。しかし、そのモデルのコスト・ベネフィット分析においては工業化の利益が含まれており、これは明らかに矛盾というべきであろう。

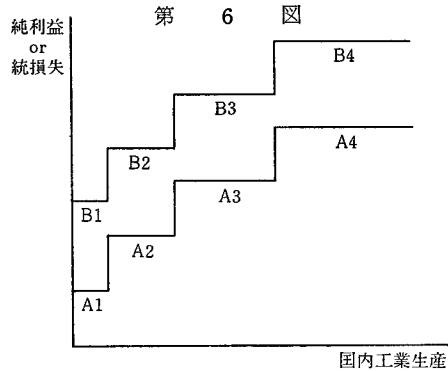
経済開発理論の諸要素を組み入れる点においてなお不十分であったことのほかに、より重要な問題点はその特異な関税同盟理論自体にある。まず、各国の国内供給曲線に現われる工業の構成が全く異なるときは、アンディック＝ドッサー・モデルでは関税同盟はもとより部分的関税同盟の可能性も存在しない。しかしながら、両国が域内比較優位をもつ工業を相互に「共通工業」として認めあい、それらについて域外共通関税を設定し、部分的関税同盟を形成することは利益をもたらすはずである。とくに、国内供給曲線の最初のステップで表わされ、それゆえコスト・ベネフィット計算におけるコストの低い工業について、相互に域内比較優位をもつ場合には、この利益は大きいといわねばならない。

つぎに、同盟を形成する両国の国内供給曲線に現われる工業の構成が全く同じ場合を考察しよう。いま、そのうちの一国がすべての工業に関してコスト・

(15) F. Andic, S. Andic and D. Dosser, *op. cit.*, p. 21.

ベネフィット分析上能率的であると仮定する。この場合、アンディック＝ドッサー・モデルでは工業の衡平な配分のために両国で合意が必要とされている。第6図の事例がそれである。

この場合、なにが合意の基礎となるのであろうか。いま、A



国は第1工業、第2工業を「共通工業」としてもつとし、B国については第3工業か第4工業を「共通工業」としてあたえるよう合意がなされとする。この場合、貿易創出の損失（負の貿易創出）をできるだけ小さくしようとすれば、第4工業よりも第3工業の方が優れている。しかしながら、B国にとっては、同盟全体としての負の貿易創出は大きくとも、第4工業を「共通工業」としてもつ方がより大きな国内工業生産を得ることができる。第3工業と第4工業がともに「共通工業」としてあたえられれば、B国の国内工業生産は1国ベースの生産量を超え、A国の国内工業生産は相対的に能率的でありながら1国ベースの生産量に達せず、さらに同盟全体としての貿易創出の損失は最大のものとなる。

それゆえ、負の貿易創出をできるだけ小さくしようとすれば、第3工業と第4工業はA国の「共通工業」とする方が望ましいことになる。しかし、その場合の各国の国内工業生産量は、上述のところと全く逆の結果をもたらすことになる。このように、アンディック＝ドッサー・モデルにおいては、合意の基礎となるのは負の貿易創出の大きさのか、それとも国内工業生産量なのかは明らかではない。

ついで、各国の国内供給曲線の工業構成が全く同じで、しかも両国は相互に能率的工業をもち、それゆえ「共通工業」を相互にもち得るとしよう。この場

合は、アンディック＝ドッサー・モデルでは工業の衡平配分のための合意の必要性は示唆されていない。しかしながら、ベネフィット・コスト比率が1より大なる国内工業はすべて保護するという仮定のもとでは、各国の国内工業生産量をめぐって当然合意が必要である。いま、A国は第1工業と第2工業において能率的で、B国は第3工業と第4工業において能率的であり、それぞれを「共通工業」としてもつとしよう。しかしながら、同一工業生産物については両国の国内需要は同じと仮定されてはいるが、各工業生産物についての国内需要の大きさは異なっているから、両国の「共通工業」の生産量は必然的に異なるはずである。この場合、いずれかの加盟国の「共通工業」生産の大きさが、一国規模で予定されていた工業生産全体の大きさより著しく小さければ、相手国に対して工業の衡平な配分を要求し、そこに当然合意がはからねばならない。けだし、そうでなければ、一国規模で予定していた国内工業生産量の多くを犠牲にして、わずかな「共通工業」を獲得するために同盟に参加する必要性は全く見あたらないからである。

最後に、両国の国内供給曲線に現われる工業の構成が部分的に異なっている場合を検討しよう。これはおそらく最も在り得ることであろう。この場合に、共通する工業のすべてについて、いずれかの国が能率的であるならば、ここでも衡平配分のための合意が必要であろう。しかしながら、すでに指摘したように、アンディック＝ドッサー・モデルでは合意の基礎がきわめてあいまいである。また、共通する工業について両国ともに相互に能率的な場合、つまりアンディック＝ドッサー・モデルの既出の第4図の場合はどうであろうか。この場合にもなお多くの問題が存在する。

第4図において、A国は第2工業を「共通工業」としてもつことができるが、第3工業をB国の「共通工業」として放棄したため、A国の国内工業生産は一国規模の場合に比して第3工業と第2工業のステップの長さの差だけ少なくなっている。逆にB国の国内工業生産はその分だけ多くなっている。これはA国

にとって不利であり、B国にとって有利である。さらに、国内工業生産の大きさだけでなく、それぞれがもち得る「共通工業」の質的内容も考慮しなければならない。もし、A国のもつ第2工業が需要停滞産業であり、B国のもつ第3工業が需要成長産業であるならば、また前者が消費財であり、後者が資本財であるならば、A国にとってはB国との部分的関税同盟の形成は、国内工業生産の犠牲はもとより、発展波及効果の多くを失うことになるのである。

V む す び

アンディック＝ドッサーは、発展途上国の経済統合理論に経済開発理論の諸要素のより多くを組み入れるユニークな試みを行なった。そして、それを行なうにあたって、クーパー＝マッセルの需要分析をコスト・ベネフィット分析に置き換え、保護されるべき工業の選択基準の内容を拡大した。さらに、関税同盟において保護されるべき工業の選択についても、上記の基準を厳しく適用し、無制限な貿易転換に歯どめを課した点も高く評価されねばならない。

しかし、アンディック＝ドッサーは関税同盟が工業の衡平配分を必要とし、それが負の貿易転換につながる危険性を強調し、特定工業についてのみ域内貿易自由化と域外共通関税を設定するという、部分的関税同盟を示した。そして、伝統的関税同盟理論においても、発展途上国の経済統合理論においても、関税同盟より劣るとみられていた部分的関税同盟が実は前者より優れているとする新しい理論を提示した。

現実の発展途上国の経済統合過程があまり所期の成果をあげていないこと、これに関連して経済統合と類似の効果をもつとして「プロジェクト協力」が主張されている点を考慮すると、部分的関税同盟は全面的関税同盟より実行容易という点で注目される提言である。

しかしながら、部分的関税同盟の種々のケースを検討すると、必ずしも実行容易でないことがわれわれの吟味によって明らかになった。むしろ、部分的関

税同盟が形成される可能性はきわめて限られている。それは、アンディック＝ドッサーが関税同盟よりも部分的関税同盟を支持した論拠が、そのまま部分的関税同盟の中に未解決のままに持ち込まれていることに起因する。すなわち、アンディック＝ドッサーが関税同盟において負の貿易転換をもたらす危険があるとして回避した工業の衡平配分の問題が、実は部分的関税同盟においても回避できないものになっているのである。

部分的関税同盟においては、関税同盟の場合とは異なり、工業の衡平配分のいかなる方法も負の貿易転換の危険はない。しかしながら、その配分基準いかんによってさまざまな負の貿易創出を生ぜしめる。この貿易創出の損失を極小化する配分基準は、必ずしも工業の衡平配分基準と合致せず、経済統合理論の展開のためにはこの問題の究明がなお大きな課題として残されているのである。

国際経営と経営計画の新展開

吉 原 英 樹

1. 企業の成長戦略の新次元

米国、日本、西ヨーロッパ諸国などの先進工業諸国は、こんにち大きな転換ないし変化を経験しつつあるといわれている。その転換は、文明社会から文明後社会への転換、産業社会から脱産業社会への転換、あるいは工業時代から知識産業時代への転換など、さまざまな名称のもとに、さまざまな視点からとりあげられている。そして、これらの国々はいずれも、環境問題、大都市問題、社会規範の弛緩ないし解体、老人問題、科学技術問題、インフレーション問題など、先進国問題とよばれる新しい種類の問題に悩まされており、その解決策をもとめて模索している。⁽¹⁾ 1973年にはいつてからは、アラブ産油国の石油戦略のために、エネルギー危機が生じている。

このように国際的なスケールで進行する大きな変化のなかで、企業は、従来からとりくんできた経営問題に加えて、新しい種類の経営問題に直面することを余儀なくされている。とくに日本の企業を念頭におけば、新しい種類の経営問題としては、つぎの4つのものをあげることができよう。第1は、日本国内において経営多角化をいかにすすめるかという問題である。第2は、輸出や海外直接投資といった国際経営の戦略の問題である。第3に、産業公害、消費者運動、社会一般の反企業ムードといった社会的・政治的な環境変化に対処するための企業の社会的戦略の問題がある。最後に、原材料の調達戦略があり、これは最近の石油危機によってその重要性が一躍クローズアップされたものであ

(1) 穴戸駿太郎他著『先進国問題の展望』日本経済新聞社、昭和48年。

る。

これらの新しいタイプの経営問題は、アンソフ (H. Igor Ansoff) の用語法によれば、「企業の戦略的問題」とよばれるものである。⁽²⁾ また、占部都美教授の用語法では、「企業の外部戦略の問題」とよばれるものである。⁽³⁾

ところで、これらの新しい種類の経営問題の出現は、経営計画のありかたに重要な影響をおよぼしている。一般に「長期経営計画」の名称のもとで研究され、また普及してきた経営計画は、端的に言って、企業の既存の製品・市場分野のなかで企業の成長をはかるためのものであった。つまり、それは「拡大戦略の経営計画」である。⁽⁴⁾

環境の変化が基本的な性格のものであり、非連続的なものであるために、既存の製品・市場分野において企業成長を実現することが實際上ほとんど不可能になることがある。このような環境変化にたいしては、新しい製品・市場分野の探求と設定でもって対処することが必要であり、経営多角化が必要である。このように、経営多角化の要請されることが多くなるにつれて、経営計画の体系のなかに従来の拡大戦略とともに多角化の戦略が重要な構成要素としてふくめられるようになった。経営多角化の戦略に重点をおいた経営計画の1つの代表的な例は、アンソフの『企業戦略論』にみることができる。

日本企業の直面している新しいタイプの経営問題は、さきほどのべたように、経営多角化の戦略の問題だけではなく、それに加えて、国際経営の戦略と社会的戦略、さらに原材料の調達戦略の各問題がある。ということは、経営計画論の立場からいえば、経営計画の課題を拡大戦略の経営計画と多角化戦略の経営

(2) H. Igor Ansoff, *Corporate Strategy*, McGraw-Hill, New York, 1965. 広田寿亮訳『企業戦略論』産業能率短期大学出版部、昭和44年。

(3) 占部都美著『経営戦略と経営計画』(占部都美編、現代経営学全集、第7巻)、白桃書房、昭和46年、第2章。

(4) 参照、吉原英樹稿「企業の戦略的問題へのアプローチ」『国民経済雑誌』第127巻第4号、昭和48年4月、50—73ページ。

計画の統合として考えるだけでは不十分であるということになる。視野をさらにひろくとり、国際経営の戦略、社会的戦略、原材料の調達戦略の3つを経営計画の体系のなかにとり入れることが必要である。⁽⁵⁾

本稿の目的は、このような方向で経営計画を拡充し、発展させるという課題にかんして、1つの貢献を行なうことである。この目的を達成するために、以下において、国際経営のための経営計画をとりあげている既存の文献を検討し、それらの足りないところを明らかにしたい。そのうえで、国際経営を対象にする経営計画の体系について、1つのアイデアを出したい。⁽⁶⁾

2. 国際経営と経営計画

国際経営が企業の生存と成長に大きな、また直接的な関係をもつようになってきているが、このことに対応して、国際経営をめぐるさまざまな問題が研究されるようになってきている。経営計画論の分野においても、国際経営は1つの重要なテーマになっており、すでに多数の文献が発表されている。⁽⁷⁾

つぎに、それらのなかからセティ (S. Prakash Sethi) の最新の論文をとりあげて検討を加えることにしたい。かれはこの論文のなかで、国際経営にかんし⁽⁸⁾

(5) 同上稿、70—71ページ。

(6) 国際経営の定義としてはさまざまなものが提案されているが、本稿では一応、一国の国境をこえて行なわれる経営活動、とくに親会社がある所在国の国境をこえて行なう経営活動を国際経営と考えておくことにしたい。具体的には、製品や原材料の輸出入、技術輸出、海外直接投資などがある。

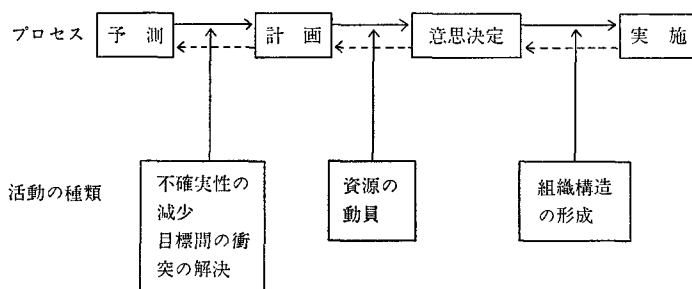
(7) たとえば、つぎの書物の巻末の文献リストに、代表的な文献があげられている。John Snow Schwendiman, *Strategic and Long-Range Planning for the Multinational Corporation*, Praeger Publishers, New York, 1973.

(8) S. Prakash Sethi, "A Conceptual and Operational Framework for Developing Multinational Long-Range Planning," Working Paper No. 96, August 1973.

この論文は、多国籍企業研究会西部部会の特別研究会（於、近畿大学、1973年9月21日）においてセティ教授自身が報告されたものである。かれはカリフォルニア大学パークレー分校経営大学院の助教授である。なおこの論文は近くつぎの雑誌に公表される予定である。*Journal of International Business Studies*, Fall 1973.

て経営計画の重要性と必要性を強調し、また、経営計画の基本的な使命とその困難な障害要因についてのべているが、それにとどまらないで、経営計画の体系を具体的に提示している。その点で、セティの論文を注目すべきものとしてとりあげたのである。しかし、かれの提示している経営計画の体系には1つの重要な欠陥がみられる。わたしはその欠陥の指摘をととして、国際経営を対象にする経営計画が備えるべき基本的な構成要素がなんであるかを明らかにしたい。

さて、つぎの第1図にセティの多国籍的な長期計画 (multinational long-range planning: MLRP) のプロセスが示されている。そこに明らかなように、ML



(9)
第1図 計画過程の段階

RPの過程は、つぎの4つの段階から構成されている。①予測、②計画、③意思決定、④実施。

最初の予測の段階において、企業の業績、とくに国際経営の分野における企業の業績に影響をおよぼす環境要因ないし環境変化が予測される。

つぎの計画の段階では、2つのことが行なわれる。その1つは、目標の設定、とくに企業の国際経営にとっての目標の設定が行なわれる。そのばあい、親会社、海外子会社、投資受入国の三者の目標のあいだにみられる衝突ないし対立

(9) セティによれば、この第1図はつぎのものにもとづいているという。 Erich Jantsch, "From Forecasting and Planning to Policy Science," *Policy Science*, Vol. 1, No. 1, Spring 1970, pp. 40-50.

の解決が重視される。

目標の設定が行なわれると、つづいて、その目標の達成に必要な資源の探求と開発が行なわれる。探求され、開発される資源としては、人的資源、物的資源、組織構造がある。

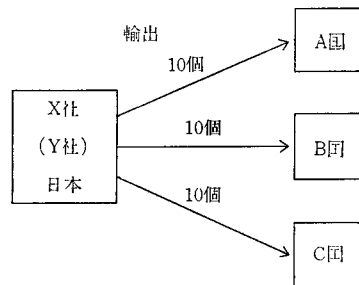
第3の意思決定の段階において、設定された目標を達成するために、動員できる経営資源の制限のわくのなかで、海外直接投資案などの具体的な代替案が探求され、評価され、そして最終的に選択される。そして第4の実施の段階において、その選択された代替案が実施され、そのことから期待どおりの成果があがるように注意がむけられる。

では、セティの提示しているMLRPは、実際に使用できるであろうか。つきにかんたんなケースによって、このことを検討してみたい。

3. 海外直接投資の2つのケース

いま、ある日本の企業——X社とよぶことにする——がA, B, Cの3つの国にそれぞれ10個の製品を輸出しているとする（第2図を参照）。ところが、ここで1つの問題が発生した。その問題は、A, B, Cの3つの国のいずれにおいても、日本からの製品輸入を制限する

うごきが生じたことである。結果的には、輸入規制のために、A, B, Cの3つの国のいずれについても、日本からの製品輸出は50パーセントの減少を覚悟しなければならなくなった。



第 2 図

X社はこのような問題に直面して、

A, B, Cのうちのどの国に海外直接投

資（工場進出）を実行すべきかという問題を検討しはじめた。調査の結果、各国におけるX社の製品の販売量の推定値はだいたいつぎのようであることが判

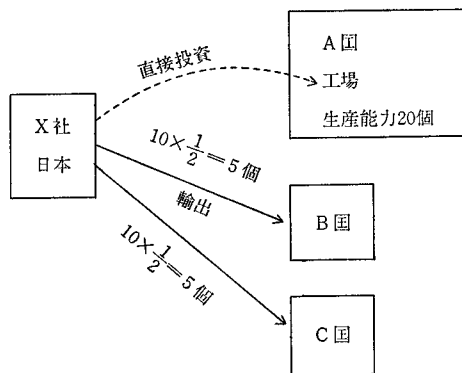
明した。A国：20個，B国：15個，C国：10個。

X社の当面の決定問題に関連があると思われる情報が精力的に収集されたが，それらを検討した結果，A，B，Cの3つの国は，製品の販売可能量を別にすれば，だいたい同じ条件をもつことがわかった。

さて，このようなデータがあるとき，そしてX社の経営資源の制約からして工場進出は1つの国にしかできないとき，X社はA，B，Cの3つの国のいずれに海外直接投資を実施すべきであろうか。

1つの合理的な選択は，A国に工場を建設し，B，Cの両国には従来どおり日本本社から輸出するという方式であろう。この方式のもとでは，X社の製品の総販売量は30個になり，B国に投資するばあいの25個，C国に投資するばあいの20個のいずれよりも大きくなる（第3図を参照）。

さて，ここにもう1つ別の日本の企業——Y社とよんでおく——があり，このY社もX社と同様にA，B，Cの3国に製品輸出を行っており，そして輸入規則のためにその製品輸出を50パーセント削減しなければならないという問題状況に直面しているとする。ただY社はX社とちがって，海外子会社から第3



第3図 X社の決定

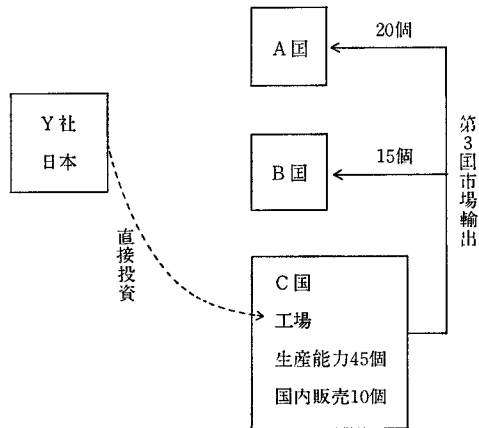
国市場に輸出するという国際経営戦略を採用してきたという経験をもっている。

Y社もA，B，Cのどの国に工場を建設すべきかという問題意識をもって必要な情報を収集した。A，B，Cの3国におけるY社の製品の販売量の推定値は，X社の推定値とまったく同じであった。Y社は，その海外子会社から第3国市場へ輸出するという国際経営戦略を採用しているために，X社では収集されな

かったところの新しい情報が収集された。それは、A, B, Cの3国の輸出環境についてのデータである。調査の結果、AからB, Cへの輸出は不可能、BからA, Cへの輸出も不可能、しかしCからはA, Bに輸出が可能である、このことがわかったとする。また、A, Bの両国において、日本からの輸入についてはきびしい制限策がとられるが、Cからの輸入についてはそのような制限策は適用されないこともわかった。

このような状況のもとでは、Y社にとっての合理的な決定は、たとえば、C国に45個の生産能力をもつ工場を建設し、その工場の製品をまずC国で販売し、つぎにA, B両国に輸出することであるかもしれない。この決定のもとでは、Y社の製品の総販売量は45個になり、AあるいはBに進出するばあいの30個よりも多くなる（第4図を参照）。

わたしの用いた海外直接投資のケースは、過度に単純なものであり、その細部にはいくつかの難点がふくまれていることであろう。しかし、そのような欠陥にもかかわらず、それはつぎのような重要な点を明らかにするのに役立つという意味で、有用であると思われる。



第4図 Y社の決定

1. 国際経営の戦略がちがえば、探求され、収集される情報の種類がちがってくる。
2. 国際経営の戦略がちがえば、最終的に選択される代替案がちがってくる。

4. 海外直接投資の1国アプローチと多数国アプローチ

さきほどの仮設的なケースにおいて、X社とY社はともに同じような問題状況に直面し、同じようにA, B, Cの3つの国について検討し、さらに同じ目標——海外売上高の維持ないし増加——をもっていたにもかかわらず、X社とY社とでは、最終的に選択された代替案はちがっていた。これはなぜであろうか。

X社とY社の海外直接投資のケースを比較してわかる相違の1つは、海外直接投資の基本的な方針がX社とY社とではちがっていることである。X社のばあいには、海外子会社の担当市場として、その海外子会社の所在する現地国市場だけが考えられている。その海外子会社から第3国市場に輸出する可能性は、X社のばあいには考慮されない。このX社のような方針を、ここでは仮に海外直接投資の「1国アプローチ」とよんでおく。

この1国アプローチは、一般的にいて、企業の海外直接投資の展開の比較的に初期の段階に多くみられるものである。たとえば、日本企業による製造業投資（工場進出）についていえば、1960年代の前半までの海外直接投資は、基本的にはこの1国アプローチにもとづいて行なわれたようである。⁽¹⁰⁾

Y社のばあいには、前節のケースのところで明示されているように、第3国市場への輸出が重視されている。このY社のような基本方針を一般的にいえば、海外直接投資の「多数国アプローチ」ということができよう。このアプローチのもとでは、ある国に設けられる海外子会社は、たんにその国の市場をめあてに生産し、販売するだけにとどまらないで、その近隣諸国の市場をもねらって生産し、そして輸出する。

多数の国に海外子会社が設けられ、それらの海外子会社の役割や担当市場の割当てと調整が世界的なひろがりのなかで検討される段階になると、海外直接

(10) 参照、吉原英樹稿「日本企業の成長と国際経営戦略」『国民経済雑誌』第128巻第6号、昭和48年12月、65—68ページ。

投資は多数国アプローチからつぎの「世界的アプローチ」の段階にはいったといえよう。

日本の製造業企業による海外直接投資を中心にみると、1960年代の後半から、とくに1970年代にはいつてから、ここでの多数国アプローチがかなりの数の企業によって採用されているようにみえる。世界的アプローチを採用していると思われる日本企業は、いまのところほとんどないようである。先進的な1部の企業によって、世界的アプローチの模索が行なわれている段階のようである。

前節のケースにおいて、X社の選択とY社の選択が相違したのは、けっきょくのところは、両社における海外直接投資の基本的なアプローチがちがっていたことによる。つぎに、この点をもう少し詳しく説明してみることにする。

5. 意志決定のルール：目標と戦略

X社の投資決定のプロセスとY社の投資決定のプロセスをくらべてみると、つぎのところに1つのちがいがみられる。Y社はA, B, Cの3国についてその輸出環境のデータを収集したのにたいして、X社はそのようなデータをもっていない。代替案にかんして収集されたデータにおけるこのちがいのために、けっきょくはX社はA国を選択し、Y社はC国を選択することになったともいえる。

ケースとそれにもとづくこのような論議の仕方にたいしては、つぎのような反対意見がでてくるかもしれない。すなわち、X社がA, B, Cの3つの国にかんして、それらの国から第3国市場に輸出することについてのデータを収集しないというのは非現実的な仮定である、と。たしかに、この種の反対意見はつねに誤りである、といい切ることはできないかもしれない。しかし、企業におけるさまざまな意思決定のプロセスを詳細に検討したこれまでの研究結果からみれば、X社の情報収集にかんしてのケースの設定の仕方は、それほど非現実的であるとは考えられない。⁽¹¹⁾

(11) Richard M. Cyert and James G. March, *A Behavioral Theory of the Firm*,

基本的に考えるならば、ある1つの意思決定に関連をもつ可能性のある情報の種類と量は、無限大に多くある。いうまでもなく、現実の企業ではそのような無限大に多くの情報を収集することは不可能であるし、実際にも収集されていない。それらのうちからごく少数の項目にかんして、ごく少量の情報が収集されるだけである。環境の複雑性が無限大であるときには、網羅的な情報収集の方式は実際には実行不可能である。選択的な情報収集の方式は、1つの必然であるといえる。⁽¹²⁾

選択的な情報収集においては、ある項目については情報を精力的に収集し、他の項目にかんしては情報収集をほとんど行わず、さらに他の大部分の項目については、それらの項目の存在にすら気がつかないでいるが、このような事態を支配しているメカニズムはなんであろうか。サイモン (Herbert A. Simon) はそのようなメカニズムを「ヒューリスティックス」(heuristics) とよんでいる。⁽¹³⁾ つまり、ヒューリスティックスは選択的な情報収集において情報収集のあり方を支配するルールである。

どの国に海外子会社を設けるかというような海外直接投資の意思決定についていえば、海外直接投資の目標と戦略がそのようなヒューリスティックスを構成するといえよう。

企業の意思決定のプロセスについて詳細な研究がすすむにつれて、それらの

Prentice-Hall, 1963. 松田武彦, 井上恒夫訳『企業の行動理論』ダイヤモンド社, 昭和42年。

なお、行動科学的意思決定論の立場から企業の海外直接投資の決定過程の究明を試みた注目すべき文献につぎのものがある。

Yair Aharoni, *The Foreign Investment Decision Process*, The Division of Research, Harvard Graduate School of Business Administration, 1966. 小林進訳『海外投資の意思決定』小川出版, 昭和46年。

(12) Herbert A. Simon and Allen Newell, "Human Problem Solving: The State of the Theory in 1970," *American Psychologist*, Vol. 26, No. 2, February 1971, pp. 145-159.

(13) *Ibid.*, p. 147.

意思決定にさいして用いられる目標は、利益、売上高、市場占拠率、在庫水準などといった多くの項目から構成され、しかもその水準はかならずしも極大化しないし極小化としては設定されないことがわかってきている。本稿における論議との関連で重要なことは、意思決定にさいしては、目標の達成に影響をおよぼすと考えられる項目についてだけ情報が収集されることである。20年以上も前であれば、日本の企業が国内のどこかに工場を建設するという意思決定にさいしては、その工場の建設と操業が地域社会の大気汚染や水質汚染にどのような関係をもつかについてしんげんに検討する企業は比較的少数であったであろう。多くの企業は、そのようなデータを収集しないで工場立地を決定したと考えられる。20年前には、一般的にいって、産業公害の防止ということは、企業にとって目標あるいは制約になっていなかったの⁽¹⁴⁾である。

企業の目標は企業の意思決定のプロセスをリードするものであり、その意味で意思決定のルールである。しかし、企業の意思決定のルールは企業の目標だけではない。実際には、企業の目標があたえられただけでは、意思決定をどのように行なっていかわからないことが多いのである。たとえば、マーケット・シェアの維持あるいは売上高の毎年⁽¹⁵⁾の成長率15パーセントの達成という目標だけでは、意思決定ルールとしては不十分である。マーケット・シェアの維持という目標の達成のためにとることのできる企業行動は、厳密に言えば無限大の種類があるかもしれない。それらの客観的には可能な行動案のなかから少数のものをとりだし、それについて詳細な検討を加えるというのでないと、企業の意思決定は実際には不可能になってしまう。

目標とともに意思決定のルールを構成するもう1つの構成要素は戦略である。目標は、利益目標や売上高目標の例に典型的に示されているように、企業の行動の結果として生じてくる状態ないし成果のレベルを示すものである。これに

(14) 目標と制約と責任を区別する論議もあるが、本稿では説明の簡単化のために、この区別は無視されている。参照、アンソフ著『企業戦略論』（前掲）、第4章。

たいして、戦略は、目標を達成するための方法を表現するものであり、とくに実体的ないし機能的に企業の行動の方向やパターンを示すものである。

本稿の前述のケースに即していうと、海外直接投資の1国アプローチ、多数国アプローチ、世界的アプローチはいずれも戦略の例である。このような戦略が意思決定のルールとしてはたらし、意思決定がそれにしたがって行なわれるのである。そして、X社とY社の決定の相違に明示されているように、海外直接投資の目標が同じであっても、海外直接投資の戦略が異なれば、収集される情報の内容はちがってくるし、そして最終的に選択される代替案もちがってくる、ということがありうるのである。

さて、ここで本稿の第2節で検討したセティの国際経営計画の構造にもう1度注目してみたい。前掲の第1図およびそれについての本稿の説明に明らかのように、かれの国際経営計画には目標という構成要素はあるが、戦略は明示的なかたちでは存在していないといえる。

じつは、企業の国際経営にかんして経営計画のテーマをとりあげている文献はいくつかあるが、それらのなかで戦略の概念に明示的な注意をはらっているものはほとんどないといってよい。この事態は、基本的には、意思決定ルールは目標と戦略の2つの要素から構成されるという考えが比較的に新しいために、それが研究者にも実際家にも十分に受けいれられるまでにいたっていないことのために生じているかもしれない。いずれにしろ、国際経営にかんして経営計画のテーマを論じるばあいには、国際経営の戦略をぬきにすることはゆるさないとと思われる。

6. 国際経営計画論の課題

意思決定のルールが目標と戦略の2つから構成されること、そしてとくに戦略のいかんによって最終的に選択される代替案が大きくなりうる可能性の

(15) 参照、占部都美著『戦略的経営計画論』白桃書房、昭和43年、127—128ページ。

あること、したがって経営計画の問題を考えるばあいには意思決定ルールとしての戦略に注意を集中する必要のあること、これらのことを明確に主張したのは、アンソフである。⁽¹⁶⁾そしてアンソフ自身は、経営多角化の問題領域において、この主張を具体的に実行したのである。その成果が『企業戦略論』である。

国際経営の問題領域において経営計画の展開をはかるという課題にとっても、アンソフの主張は重要な意味をもっているといえる。国際経営のための経営計画——仮に国際経営計画とよぶことにする——の展開においてとくに力を入れるべきポイントは、国際経営の戦略である。従来の論議ではほとんど無視されてきただけに、なおさらそうにいえる。

端的には、国際経営計画論の当面の課題はつぎのところにあるといえよう。すなわち、拡大戦略の経営計画であった従来の長期経営計画を、経営多角化の計画を包摂した戦略的経営計画に拡大発展させた立役者はアンソフであるが、アンソフのこの努力に匹敵する努力を国際経営計画の分野において行なうというのが、その課題であると考えられる。

（1974年1月8日）

(16) 本稿をほとんど書きあげた段階で、シュベンディマンの文献を手に入れたが、そこでかれは、本稿でとりあげたセティのばあいにくらべて、国際経営計画のテーマにより本格的にとりくんでいる。かれは戦略の概念にもある程度の注意をはらっており、そして国際経営計画の全体のわく組みのなかで戦略に1つの位置をあたえている。しかし、国際経営計画のフレームワークのなかで国際経営の戦略が占めるべき位置とはたすべき役割についてのかれの認識は、わたしにはまだ十分であるとは思われない。そのためもあって、かれのとりあつかい方は、全般的にみて、平凡なものに終ってしまっている。John Snow Schwendiman, *Strategic and Long-Range Planning for the Multinational Corporation* (op. cit.).

複数国際通貨のシステムと その安定性^{*}

井 川 一 宏

は じ め に

国際通貨システムは、種々の改革をへて、金・ドル本位制から、SDR・ドル本位制⁽¹⁾へと移行する方向に動いている。金・ドル本位制が生み出す問題が、学界の関心を集めるようになった契機の1つとして、Triffinの先駆的な書物[13]があげられる。彼は、貨幣としての金の供給が十分でないことから生ずる国際流動性の問題を指摘し、それとならんで、国際流動性の不足を基軸通貨ドルの流出で補うシステムにおける、通貨価値の安定性の問題をも提起している。その後、複数の資産が国際通貨として存在する場合の問題は、Kenen [7]・Mundell [10]・Aliber [1]・Officer & Willett [12] などによって理論的に分析が進められている。

本稿の目的は、金・ドル本位制が持つ体系の安定性の分析とならんで、金にとってかわるべく SDR が創出される体系において、それがどのようなかを検討することにある。また、今までの分析では、資産に対する需要関数（調整行動）に特別のものを仮定する⁽²⁾とか、体系の調整政策として、特定の政策目

* 本稿は、拙稿〔6〕に対する補完的な論文としてまとめたものである。論文作成の契機となった、前論文に対するコメントに対して、渡辺太郎教授と原正行助手に心から感謝します。なお、ありうべき誤謬は筆者の責任である。

(1) SDR が金の役割にとってかわるシステムをさす。Machlup [9] を参照。

(2) Kenen [7].

標に特定の政策手段を割当てるなどがなされて、体系の特徴が明らかにされたのであるが、ここでは、資産選択分析においてよく用いられるタイプの資産需要関数を使って、短期均衡だけでなく、長期均衡の安定性をもとりあげて分析する。その意味で、この分野に関する分析の基礎理論としての性格を含んでいる。ここで、短期均衡とは、資産ストック量を所与とした場合の市場の需給均衡を意味し、長期均衡とは、資産ストックが均斉成長状態にあることを意味する。⁽⁴⁾

分析の手順は、抽象的には次のようである。まず、所与の資産ストックのもとで、今期の、各資産のフローの市場均衡をもたらしように内生変数が決定される。そこで第一に、この短期市場均衡の安定性がとりあげられる。次期には、そのようにして決定された資産ストックを所与として、次期の資産の増減が決まり、その次の期の資産ストックが決まる。⁽⁵⁾ そのようにして決まる資産ストックの時間的な流れを問題にするのが第二である。すなわち、各資産ストックの変化が均斉的であるかどうかという長期均衡の安定性を検討する。

以下、第1節では、ドルの供給および一般物価水準が短期均衡によって決まる内生変数である場合の、金・ドル本位制を、第2節では、ドルの供給が外生的に定められ、金およびドルの価格が変数である場合の、金・ドル本位制を分析する。さらに第3節では、SDRの創出とドルの供給が内生変数である場合の、SDR・ドル本位制を、第4節では、ドルの供給が定められて、SDRの創出と一般物価が変数である場合の、SDR・ドル本位制をとりあげる。

なお、使用される記号を一括して示しておこう。

K_i : 第 i 国の実物資本金量 (ΔK_i はその増分)

D_1 : 第1国のドル残高 (ΔD_1 はその増分)

G_i : 第 i 国の金の量

(3) Mundell [10] chap. 20.

(4) Mundell [11] を参照。

(5) ストックの均衡で考えても同じことであるが、この考え方は Foley & Sidrauski [3] に従っている。

S_i : 第 i 国の SDR 残高 ($\bar{S}_i$ はその配分量—— $\Delta \bar{S}_i$ はその増分——)

Y_i : 第 i 国の実質所得

W_i : 第 i 国の富の実質量

s_i : 第 i 国の貯蓄性向

α : 産出高資本比率

r : ドルの利子率

i : SDR の利子率

P : 一般物価水準

g : 財で表した金の価格

q : 財で表わしたドルの価格

P_s : 財で表した SDR の価格

ΔD : 第 0 国の対外ドルの新供給, $D \equiv q\Delta D/K_0$

$\Delta S(\Delta \bar{S}_0)$: 第 0 国への SDR の新配分, $S \equiv P_s \Delta S/K_0$

β : 第 0 国の対外ドルの供給増加率

ϵ : 第 0 国に対する第 1 国の SDR 供給比

$c \equiv K_1/K_0$ $\Delta K_1/K_0 \equiv f_c$ $\Delta K_0/K_0 \equiv h_c$

$\delta \equiv qD_1/K_0$ $\Delta(qD_1)/K_0$

$\pi \equiv P_s S_1/K_0$ $\Delta(P_s S_1)/K_0 \equiv f_s$

$\theta \equiv P_s S_0/K_0$ $\Delta(P_s S_0)/K_0 \equiv h_s$

1. ドルの供給

まず、金・ドル（為替）本位制と通常呼ばれているシステムの特徴をそなえたモデルを構築しよう。

世界は基軸通貨国（第 0 国）とそれ以外の国（第 1 国）の 2 国からなり、第 0 国の通貨（ドル）は、第 1 国の対外準備としても保有されるものと仮定する。単純化のために、各国の富は実物資本と国際通貨——金およびドル——からな

っているものとする。各国の財の生産は、実物資本の一定(α)倍であり、ドルの保有には利子が付き、金——貨幣用——⁽⁶⁾の保有には利子が付かないと仮定する。

各資産に対する需要は、各資産の価格と国民所得と国富に依存しているものと仮定する。なお、財は1つで、両国で同一であり、消費にも実物投資にも使用されるものと仮定する。

市場の均衡は、財・ドル・金の3つについて考えられるが、そのうち1つは他の2つから独立ではない。

金の供給がゼロであり、しかも、金とドルの交換比率が固定されているケースを⁽⁷⁾考えてみよう。市場の均衡から決定される変数は、 P と第0国から第1国へのドルの流出(ΔD)——マイナスの場合には流入——である。

消費需要は国民所得の一定割合であり、基軸通貨国は犠牲をとまわらないで ΔD だけ余分に支出することが可能であることを仮定すると、財市場の均衡式は次のようになる。

$$\Delta K_0 + \Delta K_1 = s_1 Y_1 + s_0 Y_0 - \Delta D / P \quad (1-1)$$

また、ドルの市場均衡式は

$$\Delta D_1 = \Delta D \quad (2-1)$$

ただし、資産需要関数、実質所得および富の実質値は次のとおりである。

$$\Delta K_1 = k_1(P, Y_1, W_1) \quad (3-1)$$

$$\Delta K_0 = k_0(P, Y_0, W_0) \quad (4-1)$$

$$\Delta D_1 = d_1(P, Y_1, W_1) \quad (5-1)$$

$$Y_1 \equiv \alpha K_1 + r D_1 / P \quad (6-1)$$

$$W_1 \equiv K_1 + (D_1 + G_1) / P \quad (7-1)$$

$$Y_0 \equiv \alpha K_0 + (\Delta D - r D_1) / P \quad (8-1)$$

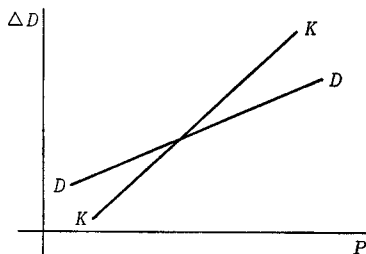
$$W_0 \equiv K_0 + G_0 / P^{(8)} \quad (9-1)$$

(6) 以下、ことわらないかぎり、金は貨幣用の金を意味する。

(7) すなわち、 $g = q = 1/P$ 。

(8) 第0国の富において、外国の保有するドルは負債と考えられていないこととする。

この短期市場均衡の安定性を調べてみる。財市場の均衡をもたらす P と ΔD の組合せ (KK 曲線), および, ドル市場の均衡をもたらす P と ΔD の組合せ (DD 曲線) は, 第 1 図のようになろう。なお, KK 曲線の傾きは (1—1) を微分して得られる (10—1) か



第 1 図

ら, また, DD 曲線の傾きは (2—1) を微分して得られる (11—1) から求めることができる。⁽⁹⁾

$$[k_p^1 - k_p^2 r D_1 - k_w^1 (D_1 + G_1) + k_p^0 - k_p^2 (\Delta D - r D_1) - k_w^0 G_0 + (s_1 - s_0)]$$

$$r D_1 + (s_0 - 1) \Delta D] dP + [k_p^0 + (1 - s_0)] d\Delta D = 0 \quad (10-1)$$

$$[d_p^1 - d_p^2 r D_1 - d_w^1 (D_1 + G_1)] dP - d\Delta D = 0 \quad (11-1)$$

(10—1)・(11—1) から, 両曲線の傾きは共に正で, 通常 KK 曲線の傾きが DD 曲線の傾きより大きいと考えられるので, 財市場で超過需要があれば, 物価が上昇し, ドル市場で超過需要があれば, ドルの供給が増加するならば, 体系は局所的に安定である——以下, すべて局所的安定性のみを分析する——。

次に長期均衡の問題に移ろう。金の供給が一定であるばかりでなく, 国際的な取決めによって, 両国間で金での決済はなく, 金が準備として凍結されていることを仮定しよう。⁽¹⁰⁾ 動学方程式は, 実物資本の比 (c) およびドルと実物資本の比 (δ) に関して次のようになる。

$$(9) \quad k_p^1 \equiv \partial k_1 / \partial P, k_p^2 \equiv \partial k_2 / \partial Y, k_w^1 \equiv \partial k_1 / \partial W,$$

$$d_p^1 \equiv \partial d_1 / \partial P, d_p^2 \equiv \partial d_1 / \partial Y, d_w^1 \equiv \partial d_1 / \partial W,$$

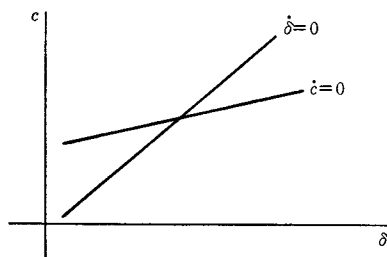
価格効果については代替性を, 所得効果, 資産効果については上級財 (資産) を仮定すると, (10—1) の dP の係数は負, $d\Delta D$ の係数は正, (11—1) の dP の係数は正, $d\Delta D$ の係数は負となる。価格効果, 所得効果, 資産効果の大きさに対する通常の仮定 (価格効果は, その財の需給に対して最も強く作用し, 所得効果, 資産効果は, ゼロと 1 の間である) すると, KK 曲線, DD 曲線は, 第 1 図のようになろう。

(10) 金で決済される部分が無視しうるぐらいに小さい場合と考えてもよい。

$$\dot{c} = f_c(P, \alpha c + r\delta, c + \delta) - ch_c(P, D - r\delta) \quad (12-1)$$

$$\dot{\delta} = f_d(P, \alpha c + r\delta, c + \delta) - \delta h_c(P, D - r\delta) \quad (13-1)$$

$\dot{c}=0$ を満たす c と δ の組合せ (曲線 $\dot{c}=0$), および, $\dot{\delta}=0$ を満たす c と δ



第 2 図

の組合せ (曲線 $\dot{\delta}=0$) は第 2 図のよう

になろう。曲線 $\dot{c}=0$ の傾きは (12-1) において $\dot{c}=0$ とおいて微分した次式

$$[f_p^c p_c + f_y^c \alpha + f_w^c - h_c - c \{h_p^c p_c + h_y^c d_c\}] dc + [f_p^c p_\delta + f_y^c r + f_w^c - c \{h_p^c p_\delta + h_y^c (d_\delta - r)\}] d\delta = 0 \quad (14-1)$$

曲線 $\dot{\delta}=0$ の傾きは (13-1) で $\dot{\delta}=0$ とおいて微分した次式

$$[f_p^d p_c + f_y^d \alpha + f_w^d - \delta \{h_p^d p_c + h_y^d d_c\}] dc + [f_p^d p_\delta + f_y^d r + f_w^d - h_c - \delta \{h_p^d p_\delta + h_y^d (d_\delta - r)\}] d\delta = 0 \quad (15-1)$$

から求めることができる。⁽¹¹⁾

通常, 曲線 $\dot{\delta}=0$ の傾きが曲線 $\dot{c}=0$ の傾きよりも大きく, 共に正であると考えられるので, 体系は長期均衡に向かい安定であろう。

2. 金 の 価 格

金・ドル本位制の下において, 金とドルの交換比率が固定されておらず, 市

(11) $f_p^c \equiv \partial f_c / \partial P$, $f_y^c \equiv \partial f_c / \partial Y_1$, $f_w^c \equiv \partial f_c / \partial W_1$ であり h についても同様である。ただし, その場合 Y_1, W_1 の代りに Y_0, W_0 が分母にくる。 $P_c \equiv \partial P / \partial c$, $P_\delta \equiv \partial P / \partial \delta$ であり, d についても同様である。以下これと同じ様式で偏微分記号を省略する。

価格効果, 所得効果, 資産効果に対する仮定は注(9)と同じであり, $p_c \cdot d_c \cdot p_\delta \cdot d_\delta$ は, 比較静学によって次の符号が予想される。すなわち, 通常 $p_c < 0$, $p_\delta > 0$, $d_c > 0$, $d_\delta > 0$, ただし, $d_c < 0$ の可能性もある。

通常 (14-1) における dc の係数は負であり, $d\delta$ の係数の符号は正で大きさが小であろう。また, (15-1) において, dc の係数は正, $d\delta$ の係数は負で絶対値が大であろう。したがって, 第 2 図のような曲線が描かれる。

場を均衡させるようなドルの価格（ q ）と金の価格（ g ）が決定される体系を考
えてみよう。

ドルの供給は、第0国の経済政策によって第1国のドル残高の一定割合であ
ると仮定する。⁽¹²⁾ 財およびドル市場の均衡式は（1—1）、（2—1）と同じであ
り、資産に対する需要関数は次のようになる。

$$\Delta K_1 = k_1(g, q, Y_1, W_1) \quad (3-2)$$

$$\Delta K_0 = k_0(g, q, Y_0, W_0) \quad (4-2)$$

$$\Delta D_1 = d_1(g, q, Y_1, W_1) \quad (5-2)$$

ただし、

$$Y_1 \equiv \alpha K_1 + r q D_1 \quad (6-2)$$

$$W_1 \equiv K + q D_1 + g G_1 \quad (7-2)$$

$$Y_0 \equiv \alpha K_0 + q (\Delta D - r D_1) \quad (8-2)$$

$$W_0 \equiv K_0 + g G_0 \quad (9-2)$$

財市場およびドル市場を均衡させる g と q の組合せによって導かれる KK 曲
線と DD 曲線は第3図のようになる。 KK 曲線の傾きは前と同様にして次の式
から求められる。

$$\begin{aligned} & [k_g^1 + k_w^1 G_1 + k_g^0 + k_w^0 G_0] dg + [k_q^1 + k_y^1 r D_1 + k_w^1 D_1 + k_q^0 \\ & + k_y^0 (\Delta D - r D_1) - (s_1 - s_0) r D_1 + (1 - s_0) \Delta D] dq = 0 \end{aligned} \quad (10-2)$$

DD 曲線の傾きは次式から求められる。⁽¹³⁾

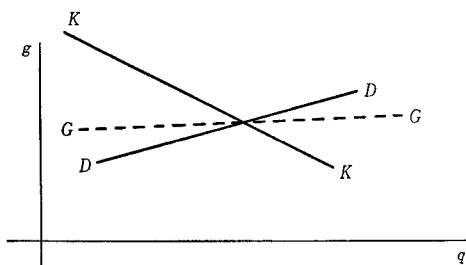
$$[d_g^1 + d_w^1 G_0] dg + [d_q^1 + d_y^1 r D_1 + d_w^1 D_1] dq = 0 \quad (11-2)$$

この場合の市場均衡の安定性は複雑である。財市場で超過需要（供給）があれ

(12) $\Delta D = \beta D_1$

(13) 注(9)の仮定と同様の仮定をおくと、(10—2)における dq の係数は正、 dq の係
数も正となろう。また、(11—2)において、 dg の係数は正、 dq の係数も正（ただし
所得効果、資産効果が強く働く場合には負——正でも小——になろう）。したがって
 KK 曲線の傾きは負であり、 DD 曲線の傾きは正で小（又は負で絶対値小）となると
考えてよい。第3図は DD 曲線の傾きが正の場合を描いている。

ば g が下がり (上がり), ドル市場で超過需要 (供給) があれば q が上がる (下がる) ケースを考えてみよう。もし DD 曲線の傾きが KK 曲線の傾きの絶対値よりも小さい——図のケース——ならば体系は不安定であろう。 d_g^1 が小さく,



第 3 図

d_q^1 が大きく, 所得効果, および資産効果が十分小さくて, DD 曲線の傾きが KK 曲線の傾きの絶対値よりも大きくなれば体系は安定である。

財市場で超過需要 (供給) がある場合に, q が下がり (上がり), ドル市場で超過需要 (供給) があれば g が下がる (上がる) ケースでは, DD 曲線の傾きが KK 曲線の傾きの絶対値よりも小さい (大きい) ならば均衡は安定 (不安定) であろう。

金市場を均衡させる g と q の組合せは GG 曲線で表されている。金市場の不均衡に対して g が, ドル市場の不均衡に対して q が変化するような体系であれば, 安定であるが, 貨幣用の金の市場は十分発達しておらないので, q と g は財とドルの市場の不均衡に応じて動くと考えてよいであろう。

長期均衡の安定性を検討しよう。当然短期均衡は安定であることを仮定している。金が凍結されている (その移動は無視しうる) 場合には, 次の動学方程式を得る。

$$\dot{c} = f_c(g, q, \alpha c + r\delta, c + \delta) - ch_c(g, q, (\beta - r)\delta) \quad (12-2)$$

$$\dot{\delta} = f_d(g, q, \alpha c + r\delta, c + \delta) - \delta h_c(g, q, (\beta - r)\delta) \quad (13-2)$$

位相図 (第 4 図) における曲線 $\dot{c} = 0$ の傾きは, (12-2) において $\dot{c} = 0$ とおいて微分して得られる式

$$\begin{aligned} & [f_g^c g_c + f_q^c q_c + f_\alpha^c \alpha + f_w^c - h_c - c(h_g^c g_c + h_q^c q_c)] dc \\ & + [f_g^d g_\delta + f_q^d q_\delta + f_r^d r + f_w^d - c(h_g^d g_\delta + h_q^d q_\delta) \end{aligned}$$

$$+h_{\gamma}(\beta-r)\}]\dot{d}\delta=0 \quad (14-2)$$

から、また、曲線 $\dot{\delta}=0$ の傾きは
(13-2) で $\dot{\delta}=0$ において微分
して得られる式

$$\begin{aligned} & [f_{\delta}^d g_c + f_{\gamma}^d q_c + f_{\gamma}^d \alpha + f_w^d \\ & - \delta(h_{\delta}^c g_c + h_{\gamma}^c q_c)]dc \\ & + [f_{\delta}^d g_{\delta} + f_{\gamma}^d q_{\delta} + f_{\gamma}^d r \\ & + f_w^d - h_c - \delta\{h_{\delta}^c g_{\delta} + h_{\gamma}^c q_{\delta} + h_{\gamma}^c(\beta-r)\}]\dot{d}\delta=0 \end{aligned} \quad (15-2)$$

から求められる。

曲線 $\dot{\delta}=0$ の傾きは負、曲線 $\dot{c}=0$ の傾きは正である。曲線 $\dot{\delta}=0$ の傾きの絶対値が、曲線 $\dot{c}=0$ の傾きよりも大き(小)ければ安定(不安定)であり、第4図のケースが通常であろうから、体系は安定であろう。

3. SDR およびドルの供給

金にかわって、SDRが供給され、富はSDRとドルと実物資本の3つからなっている体系を、いままでと同様、2国モデルで考えてみよう。国際流動性の不足をドルの供給でまかなうと、国際収支調整の問題と貨幣鑄造特権の問題が生ずる。特定の国の通貨をそのまま国際通貨にしないで、新たな国際通貨(SDRと呼ぶ)を供給する試みを実施されている。今までの、金とドルが国際通貨として併存する場合の国際通貨システムの安定性の問題が、SDR・ドル

(14) $g_c \equiv \partial g / \partial c$, $q_c \equiv \partial q / \partial c$, $g_{\delta} \equiv \partial g / \partial \delta$, $q_{\delta} \equiv \partial q / \partial \delta$ であり、それらの符号は、比較静学分析の結果次のようになる。 $g_c > 0$, $q_c > 0$, $g_{\delta} < 0$, $q_{\delta} < 0$ 。

注(11)と同様にして、(14-2)における dc の係数は負、 $d\delta$ の係数は正でその値は小になろう。(15-2)における dc の係数は負で小、 $d\delta$ の係数は負であろう。したがって、曲線 $\dot{c}=0$ の傾きは正であり、その傾きは曲線 $\dot{\delta}=0$ の傾き(負で絶対値大)の絶対値よりも小である。

本位制の下では、いかに変わるであろうか。

まず、SDR とドルの交換比率は固定されていて、SDR の供給が、一般物価水準を一定に保つようになされるケースを考察しよう。ただし、SDR の供給は、⁽¹⁵⁾ 両国に一定の割合でなされるものと仮定する。なお、ドルの供給は、ドル市場を均衡させるようになされるものとする。

財市場の均衡式は、

$$\Delta K_1 + \Delta K_0 = s_1 Y_1 + s_0 Y_0 - \{\Delta D + (1 + \epsilon) \Delta S\} / P \quad (1-3)$$

であり、ドル市場の均衡式は、(2-1) と同じである。なお、SDR の需給均衡式は、それらから独立ではない。

資産に対する需要関数は、(3-1)、(4-1)、(5-1) と同じであるが、所得および富の定義式は異なる。

$$Y_1 \equiv \alpha K_1 + \{r D_1 + \Delta \bar{S}_1 + i(S_1 - \bar{S}_1)\} / P \quad (6-3)$$

$$W_1 \equiv K_1 + (D_1 + S_1) / P \quad (7-3)$$

$$Y_0 \equiv \alpha K_0 + \{\Delta D - r D_1 + \Delta \bar{S}_0 + i(S_0 - \bar{S}_0)\} / P \quad (8-3)$$

$$W_0 \equiv K_0 + S_0 / P \quad (9-3)$$

財市場、ドル市場を均衡させる変数 ΔS と ΔD の組合せの関係は、 KK 曲線と DD 曲線によって図示されている (第5図)。 KK 曲線の傾きは、(1-3) を微分して得られる次式によって求められる。

$$[k_y^1 \epsilon + k_y^0 + (1 - s_1) \epsilon + (1 - s_0)] d \Delta S + [k_y^0 + (1 - s_0)] d \Delta D = 0 \quad (10-3)$$

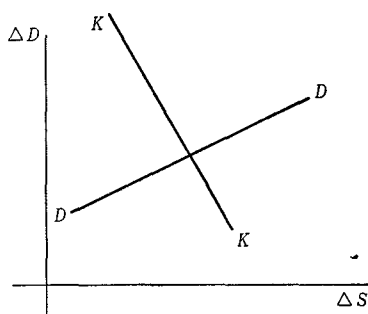
DD 曲線の傾きは (2-1) を微分して得られる次式から定まる。⁽¹⁶⁾

$$[d_y^1 \epsilon] d \Delta S - d \Delta D = 0 \quad (11-3)$$

(15) $\Delta \bar{S}_1 = \epsilon \Delta \bar{S}_0 = \epsilon \Delta S$

(16) 注(9)、(13)と同様の仮定によって、(10-3)において、 $d \Delta S$ の係数は正、 $d \Delta D$ の係数も正であり、(11-3)において、 $d \Delta S$ の係数は正、 $d \Delta D$ の係数は負である。また、価格、所得および資産効果に対する仮定から、 KK 曲線の傾きの絶対値は、 DD 曲線の傾きよりも大きいことが推定できる。

ドル市場で超過需要（供給）がある場合に、 ΔD が増加（減少）し、財市場で超過需要（供給）がある場合に、 ΔS が減少（増加）するケースでは、 KK 曲線の傾きの絶対値が DD 曲線の傾きよりも大きい——第 5 図のケース——ならば安定、小さいならば不安定である。



第 5 図

長期均衡の安定性に関して、二つのケースに分けて分析する。まず第一として、国際収支の調整がうまくなされ、SDR の配分が、⁽¹⁷⁾ 長期的にみてそのまま各国の SDR 残高になっているケースを考えよう。

このケースでは、動学方程式は次のようになる。

$$\dot{c} = f_c(\alpha c + r\delta + \epsilon S, c + \delta) - ch_c(D - r\delta + S) \quad (12-3-1)$$

$$\dot{\delta} = f_d(\alpha c + r\delta + \epsilon S, c + \delta) - \delta h_c(D - r\delta + S) \quad (13-3-1)$$

$\dot{c}=0$, $\dot{\delta}=0$ において、微分することによって、次式を得、それによって、曲線 $\dot{c}=0$ および曲線 $\dot{\delta}=0$ の傾きが求められる。⁽¹⁸⁾

$$\begin{aligned} & [f_c^c(\alpha + \epsilon S_0) + f_c^c + h_c - ch_c(d_c + S_c)]dc + [f_c^r(r + \epsilon S_\delta) \\ & + f_c^d - ch_c(d_\delta - r + S_\delta)]d\delta = 0 \end{aligned} \quad (14-3-1)$$

$$[f_d^c(\alpha + \epsilon S_c) + f_d^d - \delta h_c(d_c + S_c)]dc + [f_d^r(r + \epsilon S_\delta)$$

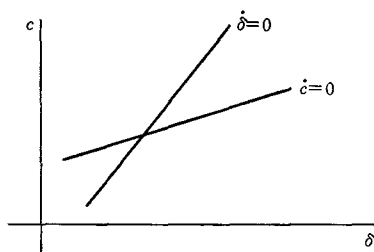
(17) 非常に長期を通して考えると、この仮定も、それほど非現実的ではないかもしれない。

(18) $S_c \equiv \partial S / \partial c$, $d_c \equiv \partial D / \partial c$, $S_\delta \equiv \partial S / \partial \delta$, $d_\delta \equiv \partial D / \partial \delta$ であり、それぞれの符号は、比較静学分析の結果次のようになる。 $S_c > 0$, $S_\delta < 0$, $d_c > 0$, $d_\delta > 0$ である。

注(11), (14) と同様にして（同様の仮定によって）、(14-3-1) において、 dc の係数は負、 $d\delta$ の係数は正、(15-3-1) において、 dc の係数は正、 $d\delta$ の係数は負となる。なお、曲線 $\dot{\delta}=0$ の傾き（正）は、曲線 $\dot{c}=0$ の傾き（正）よりも大きいと予想できる。

$$+f_w^d - h_c - \delta h_c (d_\delta - r + S_\delta)] d\delta = 0 \quad (15-3-1)$$

位相図は、第6図に描かれている。
図示されているケースでは、長期均衡は安定である。



第6図

第二のケースとして、実物資本およびドルが長期的に均一的に成長している場合を考えよう。この場合に、SDR が一方の国にかたよって保有

されるようになるかどうかを検討するのが目的の1つである。両国の実物資本および第1国のドルの実質残高が、長期均衡を満たすように変化する特別のケースを考えると、動学方程式は次のようになる。⁽¹⁹⁾

$$\begin{aligned} \dot{\pi} = & f_\pi(P, i(\pi - \bar{\pi}) + \varepsilon S, \pi) - \pi h_c(P, D + S \\ & + i(\theta - \bar{\theta}), \theta) \end{aligned} \quad (12-3-2)$$

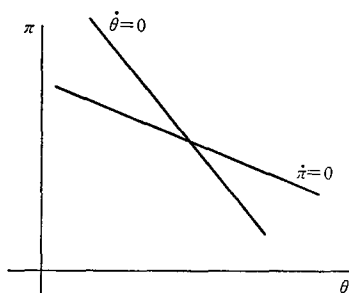
$$\begin{aligned} \dot{\theta} = & h_\pi(P, D + S + i(\theta - \bar{\theta}), \theta) - \theta h_c(P, D \\ & + S + i(\theta - \bar{\theta}), \theta) \end{aligned} \quad (13-3-2)$$

位相図は、第7図のようになる。ただし、 $\dot{\pi}=0$ の曲線の傾きは次式から求められる。

$$\begin{aligned} [f_\pi^* (i + \varepsilon S_\pi) + f_w^* - h_c - \pi h_c (d_\pi \\ + S_\pi)] d\pi + [f_\pi^* \varepsilon S_\theta - \pi (h_c^* (d_\theta \\ + S_\theta + i) + h_w^*)] d\theta = 0 \end{aligned}$$

$$(14-3-2)$$

$\dot{\theta}=0$ の曲線の傾きは次式から求められる。⁽²⁰⁾



第7図

(19) 一般的には、4つの微分方程式について検討しなければならないが、この仮定によって、そうした場合の複雑さをのがれて、図による表示を可能にさせる利点もある。なお、 $\bar{\pi}, \bar{\theta}$ は分配量を意味している。

(20) 注(18)と同様にして(比較静学分析の結果は、 $S_\pi < 0, S_\theta < 0, D_\pi > 0, D_\theta < 0$) 曲線 $\dot{\theta}=0$ の傾き(負)は、曲線 $\dot{\pi}=0$ の傾き(負)よりも絶対値で大きいと予想できよう。

$$[h_y^*(d_\pi + S_\pi) - \theta h_y^*(d_\pi + S_\pi)] d\pi + [h_y^*(d_\theta + S_\theta + i) + h_w^* - h_c - \theta \{h_y^*(d_\theta + S_\theta + i) + h_w^*\}] d\theta = 0 \quad (15-3-2)$$

第7図のように、曲線 $\dot{\pi}=0$ の傾きよりも、曲線 $\dot{\theta}=0$ の傾きが絶対値で大きければ、体系は安定である。ただし、 $\dot{\theta}=0$ の曲線の傾きが正でその値が大きいこともありうるが、その場合にも体系は安定である。

4. SDR の 供 給

ドルの供給に制限があり、ドルと SDR の間の交換比率を一定に保っておくケースを分析してみよう。このケースは、国際通貨として、なるだけ特定国の通貨を使わないようにするという意味で、通貨制度改革のねらっている方向の1つでもある。

財およびドル市場の均衡式は、(1—3)、(2—1)と同じであり、 $\Delta D = \beta D_1$ であると仮定する。各資産に対する需要関数は、(3—1)、(4—1)、(5—1)と同じであり、所得・富は、(6—3)、(7—3)、(8—3)、(9—3)と同じである。

KK曲線の傾きは次式によって明らかになる。

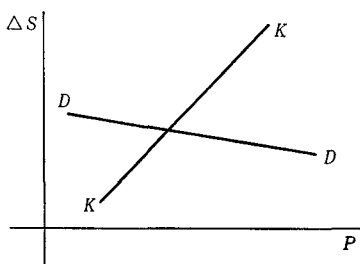
$$\begin{aligned} & [k_p^1 \varepsilon + k_p^0 + (1-s_1)\varepsilon + (1-s_0)] d\Delta S + [k_p^1 - k_p^0 \{rD_1 \\ & + \Delta \bar{S}_1 + i(S_1 - \bar{S}_1)\} - k_w^1 (D_1 + S_1) + k_p^0 - k_p^0 \{ \Delta D \\ & - rD_1 + \Delta \bar{S}_2 + i(S_0 - \bar{S}_0)\} - k_w^0 S_0 + (s_1 - s_0)rD_1 \\ & + s_1 i(S_1 - \bar{S}_1) + s_0 i(S_0 - \bar{S}_0) - (1-s_1)\Delta \bar{S}_1 \\ & - (1-s_0)(\Delta D + \Delta \bar{S}_0)] dP = 0 \end{aligned} \quad (10-4)$$

DD 曲線の傾きは次式から明らかになる。⁽²¹⁾

$$\begin{aligned} & [d_p^1 \varepsilon] d\Delta S + [d_p^1 - d_p^0 \{rD_1 + i(S_1 - \bar{S}_1) + \Delta \bar{S}_1\} \\ & - d_w^1 (D_1 + S_1)] dP = 0 \end{aligned} \quad (11-4)$$

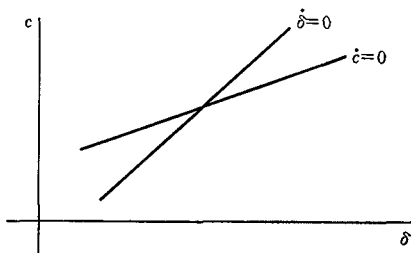
(21) 注(16)と同様に考えて、KK曲線の傾き（正）はDD曲線の傾き（負）の絶対値よりも大きいのが通常であろう。

財市場で超過需要(供給)があれば、 P が上がり(下がり)、ドル市場で超過需要(供給)があれば ΔS が下がる(上がる)ように調整が働くケースでは、 KK 曲線の傾きが DD 曲線の傾きの絶対値よりも大きければ(小さければ) 安定(不安定)である。第8図のケースは安定である。



第 8 図

二つのケースに分けて検討される。
第一の SDR の国際的な移動が無い(無視しうる) ケースでは、 δ と c に⁽²²⁾ 関して、次のような位相図になる。



第 9 図

曲線 $\dot{\delta}=0$ の傾き(正)が曲線 $\dot{c}=0$ の傾き(正)よりも大きい——
第9図のケース——場合には長期均衡は安定である。

第二のケースである、各国の実物資産とドルの実質保有が長期均衡を満たすように動いている特別のケース、をとりあげよう。それによって、SDR の配

(22) 動学方程式、および、曲線 $\dot{\delta}=0$ 、曲線 $\dot{c}=0$ の傾きを導く式は次のとおりである。

$$\dot{c} = f_c(P, ac + r\delta + \varepsilon S, c + \delta) - ch_c(P, (\beta - r)\delta + S) \quad (12-4-1)$$

$$\dot{\delta} = f_\delta(P, ac + r\delta + \varepsilon S, c + \delta) - \delta h_\delta(P, (\beta - r)\delta + S) \quad (13-4-1)$$

$$\begin{aligned} & [f_p^c p_c + f_y^c (\alpha + \varepsilon S_c) + f_w^c - h_c - c \{h_p^c p_c + h_y^c S_c\}] dc \\ & + [f_p^c p_\delta + f_y^c (r + \varepsilon S_\delta) + f_w^c - c \{h_p^c p_\delta + h_y^c (\beta - r + S_\delta)\}] d\delta = 0 \end{aligned} \quad (14-4-1)$$

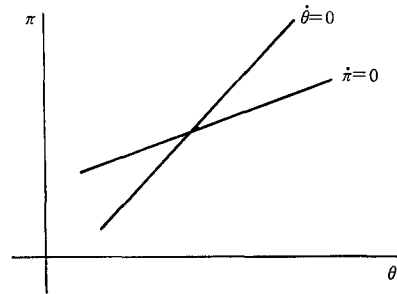
$$\begin{aligned} & [f_p^d p_c + f_y^d (\alpha + \varepsilon S_c) + f_w^d - \delta \{h_p^d p_c + h_y^d S_c\}] dc \\ & + [f_p^d p_\delta + f_y^d (r + \varepsilon S_\delta) + f_w^d - h_c - \delta \{h_p^d p_\delta + h_y^d (\beta - r + S_\delta)\}] d\delta = 0 \end{aligned} \quad (15-4-1)$$

$\dot{c}=0$ の曲線および $\dot{\delta}=0$ の曲線の傾きは共に正で、 $\dot{\delta}=0$ の曲線の方が急であることが予想できる。

分の長期的な効果が陽表的になる。

動学方程式は (12-3-2)・(13-3-2) と同じであり、 $\dot{\pi}=0$ および $\dot{\theta}=0$ から次の位相図が得られる。⁽²³⁾

$\dot{\pi}=0$ の曲線の傾き が $\dot{\theta}=0$ の曲線の傾きよりも小さければ——第10図のケース——体系は安定、大きければ不安定である。



第 10 図

5. む す び

複数の国際通貨の構成の問題を取扱った他の文献を簡単にまとめ、本稿の位置付けをすることによってむすびとしたい。

Kenen [7] は、第1国は対外準備の一定割合をドルで保有するという資産選択を仮定して、不安定性を導出した。この仮定が実証的な裏付けを持っているとは言えないことは、彼自身の研究 [8] から明らかにされている。その仮定には、準備としてのドルと、第0国の保有する金の大きさの比によって、第1国がドルの価値の安定性に関して予想を形成するという、ある種の投機的行動の仮定が含まれている。投機的な行動は、必ずしも不安定的ではないが、

(23) $\dot{\pi}=0$ の曲線の傾きを示す式は、

$$\begin{aligned} & [f_p^s p_\pi + S_y^s (i + \epsilon S_\pi) + f_w^s - h_c - \pi \{h_p^c p_\pi + h_y^s S_\pi\}] d\pi \\ & + [f_p^s p_\theta + f_y^s \epsilon S_\theta - \pi \{h_p^c p_\theta + h_y^s (i + S_\theta) + h_w^c\}] d\theta = 0 \end{aligned} \quad (14-4-2)$$

$\dot{\theta}=0$ の曲線の傾きを示す式は、

$$\begin{aligned} & [h_p^s p_\pi + h_y^s S_\pi - \theta \{h_p^c P_\pi + h_y^s S_\pi\}] d\pi + [h_p^s p_\theta + h_y^s S_\theta \\ & - h_c - \theta \{h_p^c p_\theta + h_y^s (S_\theta + i) + h_w^c\}] d\theta = 0 \end{aligned} \quad (15-4-2)$$

であり、 $\dot{\theta}=0$ の曲線の傾き (正) は $\dot{\pi}=0$ の曲線の傾き (正) よりも大であると予想される。

不安定的な投機を含むモデルを作ることは困難ではない。投機を陽表的にしていけない本稿のモデルに、投機を導入することによって体系が不安定になるケースを分析することは容易である。

Mundell [10] (第20章) は、有効市場区分の原理を適用すれば、安定的な体系を作ることができることを示している。第1国の金政策は、第0国の金ストックに影響するのに比較優位を持ち、第0国の金融政策は、世界の物価を決定するのに比較優位を持つので、第0国は物価安定のためにドルの供給を収縮させ、第1国は第0国の金準備を適正にするような金の売買を行えば、体系は安定になることを示した。本稿のモデルでは、均衡において決定される変数は、政策パラメーターではないが、政策パラメーターの組合せに関して同様の分析が可能である。その場合、均衡において決定されるものは、政策パラメーターの大きさであり、不均衡における政策目標と政策手段のアサインメントと安定性の関係を分析することは容易である。

Aliber [1] は、SDR を導入することによる Gresham の法則の作用を分析している。ドルの代替物である SDR の創出があって、もしそれが有利な特性を持っておれば、ドルにかわって SDR が準備として保有される。したがって、金に対して SDR が十分有利な範囲にその供給を制限しておけば、体系は不安定にはならないと言う。これに対して、Goldstein [4]・Hirsch [5] などのコメントもあるが、それらを通して言えることは、準備として資産を追加することは、必ずしも安定化に役立たないということである。安定的にするためには、資産の特性およびその供給量に関して、新たな配慮が必要になる。SDR の創出を入れた本稿のモデルは、この問題の分析に役立つと思われる。

Officer & Willett [12] は、体系が不安定であることと、主体的に最適である資産需要関数を修正することのどちらの犠牲が大きいかを判断して行動するモデルを考えている。体系の運行がゆきずまってしまうことのコストは大きいので、各国は需要関数を変える行動をとり、そのことが体系の安定化につながる

ることになると言っている。我々のモデルでは、需要関数を変えることは考えられていないが、不安定な体系では、いずれ需要関数なり、システムなりを変えて、安定的なものにすることが合理的な経済行動であろう。

以上、複数の準備資産が存在する場合の、体系の安定性について論じた。安定性を左右するものは、資産に対する需要関数の性質であり、その特定化のやり方によって、種々の特性を持つモデルが作られる。その意味で Kenen, Mundell, Aliber, Hirsch, Officer & Willett 等の分析は、それぞれに意味を持つことは否定できない。しかし、本稿をも含めて、より尤もらしい需要関数の特定化が要請され则认为られ、そのための実証研究がまたれるところである。

引用文献

- [1] Aliber, R. Z., "Gresham's Law, Asset Preferences, and the Demand for International Reserves," *Q. J. E. (Quarterly Journal of Economics)*, November, 1967.
- [2] —, "Gresham's Law and the Demand for NRUs and SDRs: Reply," *Q. J. E.*, November 1969.
- [3] Foley, D. K. and Sidranski, M., *Monetary and Fiscal Policy in a Growing Economy*, Macmillan, London, 1971.
- [4] Goldstein, H. N., "Gresham's Law and the Demand for NRUs and SDRs", *Q. J. E.*, February 1969.
- [5] Hirsch, F., "SDRs and the Working of the Gold Exchange Standard," I. M. F. Staff Papers, July 1971.
- [6] 井川一宏「国際通貨信認の問題」『国民経済雑誌』 June, 1972.
- [7] Kenen, P. B., "International Liquidity and the Balance of Payments of a Reserve-Currency Country," *Q. J. E.*, November 1960.
- [8] —, *Reserve-Asset Preferences of Central Banks and Stability of the Gold Exchange Standard*, Princeton Studies in International Finance, No. 10, Princeton, 1963.
- [9] Machlup, F., *Remaking the International Monetary System: the Rio Agreement and Beyond*, Johns Hopkins, Baltimore, 1968.
- [10] Mundell, R. A., *International Economics*, Macmillan, London, 1968.
- [11] —, *Monetary Theory: Inflation, Interest and Growth in the World Economy*, Goodyear, Pacific Palisades, 1971.
- [12] Officer, L. H. and Willett, T. D., "Reserve-Asset Preferences and the Confidence

Problem in the Crisis Zone”, *Q. J. E.*, November 1969.

[13] Triffin, R., *Gold and the Dollar Crisis*, Yale University Press, New Haven, 1960.

[14] Williamson, J. H., “Surveys in Applied Economics: International Liquidity,”
Economic Journal, September 1973.

執筆 者 紹 介 （執筆順）

川 田 富久雄		經 済 学 博 士	・神戸大学名誉教授
佐々木 誠 治		教 授 經 済 学 博 士	・海事経済部門
井 上 忠 勝		教 授	・国際経営部門
藤 田 正 寛		教 授 經 済 学 博 士	・国際資金部門
片 野 彦 二		教 授 經 済 学 博 士	・国際貿易部門
山 本 泰 督		教 授	・国際労働部門
西 向 嘉 昭		助 教 授	・中南米経済部門
吉 原 英 樹		助 教 授	・国際経営部門
井 川 一 宏		助 手	・国際貿易部門

経済経営研究（既刊）目次

第22号（Ⅰ）昭和47年8月10日発行

経営環境論の変容	米 花 稔
Two-Gap 理論の再検討	片 野 彦 二
輸入代替的工業化政策の一視点（Ⅱ）	西 向 嘉 昭
対外報告会計と情報価値に関する覚え書	中 野 勲
最適外貨準備	井 川 一 宏
〔紹介〕	
ハーバード大学におけるフォード財団の援助による 外国籍企業プロジェクトについて	井 上 忠 勝

第22号（Ⅱ）昭和48年1月20日発行

アルゼンチンとブラジルの輸出貿易構造の比較研究	川 田 富 久 雄
四国地方における近代蒸気船企業の生成	佐 々 木 誠 治
社会会計アプローチによる1955年以降日本経済の分析	能 勢 信 子
通貨地域と為替調整	藤 田 正 寛
アメリカ石油企業の企業内船員組合	山 本 泰 督
二段階最小二乗推定と間接最小二乗 推定の同値関係について	定 道 宏

第23号（Ⅰ）昭和48年8月10日発行

地域開発と港湾都市形成のプロセス	米 花 稔
客船労働の特殊性	佐 々 木 誠 治
国際金融政策と国際準備	藤 田 正 寛
世界貿易構造予測の方法	片 野 彦 二
計画造船と海運業の企業間構造（Ⅰ）	山 本 泰 督
戦略的問題と意思決定の構造	吉 原 英 樹
一次元におけるランダム・サーチに関する覚え書	伊 藤 駒 之
国際収支の最適構成	井 川 一 宏

第23号（Ⅱ）昭和48年8月30日発行

アルゼンチンおよびブラジルの輸入貿易構造の比較研究	川 田 富 久 雄
ブラジル経済の高度成長	西 向 嘉 昭
会計利益情報と株主意思決定	中 野 勲
単純最小二乗推定量の有効性：巾等共分散行列の場合	定 道 宏
明治期「三ツ割」制度の一考察	高 橋 久 一
〔資料〕	
企業の発展と社名の変化	生 島 芳 郎

**RESEARCH INSTITUTE FOR
ECONOMICS & BUSINESS ADMINISTRATION
KOBE UNIVERSITY**

Director: Seiji SASAKI

Secretary: Tatsuo KURODA

**GROUP OF INTERNATIONAL
ECONOMIC RESEARCH**

Seiji SASAKI	Professor of Maritime Economy Dr. of Economics
Jiro YAO	Professor of International Finance Dr. of Economics
Tōru KANO	Professor of International Law
Masahiro FUJITA	Professor of International Finance Dr. of Economics
Hikoji KATANO	Professor of International Trade Dr. of Economics Ph. D. in Statistics
Hiromasa YAMAMOTO	Professor of International Labour Relations
Yoshiaki NISHIMUKAI	Associate Professor of Re- gional Study on Latin America
Kazuhiro IGAWA	Research Associate of International Trade

**GROUP OF BUSINESS
ADMINISTRATION RESEARCH**

Minoru BEIKA	Professor of Business Administration and Information Systems Dr. of Business Adminis- tration
Tadakatsu INOUE	Professor of International Management
Akio MORI	Professor of Business Finance Dr. of Business Administration
Nobuko NOSSE	Professor of Business Statistics Dr. of Business Admin- istration
Isao NAKANO	Associate Professor of Accounting
Hideki YOSHIHARA	Associate Professor of International Management
Hiroshi SADAMICHI	Associate Professor of Business Statistics Ph. D. in Econometrics
Komayuki ITO	Associate Professor of Business Administration and Information Systems

Office: The Kanematsu Memorial Hall
KOBE UNIVERSITY
ROKKO, KOBE, JAPAN

昭和49年7月15日印刷
昭和49年7月20日発行

編集兼発行者
神戸市灘区六甲台町
神戸大学経済経営研究所
印刷所
奈良県天理市川尻城町
天理時報社

Annual Report on Economics and Business Administration

24 (I)

1974

CONTENTS

A Comparative Study of Argentine and Brazilian Balances of Payments, 1960-1972.....	Fukuo KAWATA
Actual Service in a Japanese Passenger Boat	Seiji SASAKI
U. S. Multinational Enterprises and the U. S. Economy	Tadakatsu INOUE
International Money Flows and Euro-Dollar.....	Masahiro FUJITA
Net Producibility Condition and Surplus Condition — Neo-Classical Interpretation.....	Hikoji KATANO
Flag of Convenience and Seafares' Employment.....	Hiromasa YAMAMOTO
A New Approach to the Theory of Economic Intergration among Developing Countries	Yoshiaki NISHIMUKAI
A Note on the Strategic Planning for International Business	Hideki YOSHIIHARA
Asset Preferences and Stability of the International Monetary Systems.....	Kazuhiro IGAWA

RESEARCH INSTITUTE FOR ECONOMICS
AND BUSINESS ADMINISTRATION
KOBE UNIVERSITY